

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第53号

フランク人に仕えた現地人たち

—— 十字軍国家の構造に関する一考察 —— 櫻井 康人 1

負の歴史を相対化するキュレーション

—— 飯坂温泉における絵はがきの展覧会の実践から —— 加藤 幸治 47

宮城県栗原市栗駒猿飛来 鳥矢ヶ崎古墳群測量調査報告 辻 秀人 59

福島県喜多方市 灰塚山古墳第4次発掘調査報告 辻 秀人 103

シンポジウム報告「日中比較塩業史研究 —— その可能性を展望する ——」 141

I 重慶東南郁江流域塩業遺址の発掘と研究 牛 英彬：著 時 堅：訳 143

II 西周時代の山東省南河崖製塩遺跡の考古学発見と研究

..... 王 青：著 楨林 啓介：訳 173

III 四川盆地における古代の塩業技術

—— 考古遺跡や遺物を焦点として —— 白 九江：著 水盛 涼一：訳 181

倭王武の上表文と五世紀の東アジア情勢 熊谷 公男 (1)

《書評》黒川正剛『魔女狩り — 西欧の三つの近代化 —』 楠 義彦 (31)

2015年

東北学院大学学術研究会

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第53号

2015年

東北学院大学学術研究会

フランク人に仕えた現地人たち

—— 十字軍国家の構造に関する一考察 ——

櫻井 康人

はじめに

一般に、十字軍とはヨーロッパ（＝カトリック）とイスラームとの対立であり、十字軍国家はその最前線であったことが強調されがちである。しかし、十字軍国家は、少数のフランク人と、ムスリムを中心とする圧倒的多数の現地人が共に居住した空間でもあった。従って、対立や戦闘以外の形でも、フランク人は現地人と不可避的に接さざるをえないという現実があった。では、十字軍国家内部において両者はどのような関係を構築し、そしてそれは十字軍国家が存続した約 200 年間の中でどのように変容していったのであろうか。このような単純な疑問に解答を与えようとすべく、かつて筆者は、概して都市に居住して支配者層を形成する少数のフランク人領主と、被支配者層を形成する大多数の現地人農民との関係に焦点を当てて検討を行った⁽¹⁾。ただし当然のことながら、フランク人と現地人との関係は、領主と農民という関係に限定されるものではない。より高次のレベル、すなわち軍事奉仕という形でフランク人支配者との関係を築いた現地人たちも存在したのである。

このことは幾人かの研究者たちによってすでに言及されていることである。彼らの具体的な成果については以下の本論の中で触れていくこととなるが、ここでは全体的な問題を指摘しておきたい。まずは、情報に関する問題である。従来の研究では、概して情報提供の域を大きくは超えることはなく、かつ情報そのものやその解釈に誤りを含むことが少なくない。加えて、叙述史料の調査はかなりの程度に進んでいる一方で、証書史料⁽²⁾の網羅

⁽¹⁾ 拙稿「12 世紀エルサレム王国における農村世界の変容 —「ナブルス逃亡事件」の背景—」『ヨーロッパ文化史研究』11 号、2010 年、181～215 頁（以下、「ナブルス」と略記）；拙稿「12 世紀エルサレム王国におけるフランク人とムスリムの政治的コミュニケーション」『歴史学研究』885 号、2011 年、148～157 頁（以下、「政治的コミュニケーション」と略記）；拙稿「マルシリオ・ゾルジの『報告書』に見るフランク人の現地人支配」『思潮』新 74 号、2013 年、1～19 頁（以下、「マルシリオ・ゾルジ」と略記）；拙稿「十字軍国家における農村支配構造とその変容」『東北学院大学論集 歴史と文化（旧歴史学・地理学）』52 号、2014 年、73～95 頁（以下、「農村支配構造」と略記）。

⁽²⁾ 本稿で調査・分析した証書史料は以下の通りである。Berggötz, O., *Der Bericht des Marsilio Zorzi*, Frankfurt a. M., 1991（以下、Berggötz と略記）；Beugnot, M. (éd.), “Chartes”, *Recueil des historiens des croisades, lois*, 2, Paris, 1843；Bresc-Bautier, G. (éd.), *La cartulaire de l'église du Saint-Sépulcre de Jérusalem*, Paris, 1984（以下、Bresc-

的な分析は依然として行われていないという現状がある。もう一つは、議論の枠組みの問題である。多くの研究者たちの関心は「異文化共生」という点に向けられており、「共生」の側面を強調する⁽³⁾、あるいは「分離主義」を何の疑いもなく前提とする傾向が強いが⁽⁴⁾、このような議論の枠組みそのものが十字軍国家の実態を解明する上ではむしろ阻害要素と

Bautier と略記) ; Chalamdon, F. (éd.), “Un diplôme inédit d’Amaury I roi de Jérusalem en faveur de l’abbaye du Temple-Notre-Deigneur (Acre, 6-11 avril 1166)”, *Revue de l’orient latin*, 8, Paris, 1900 ; Clermont-Genneau, C., “Deux chartes de croisés dans des archives arabes”, *Recueil d’archéologie orientale*, 6, 1905, pp. 1-30 (以下、Clermont-Genneau と略記) ; Delaborde, H. (éd.), *Chartes de la Terre Sainte provenant de l’abbaye de Notre-Dome de Josaphat*, Paris, 1880 (以下、Delaborde と略記) ; Desimoni, C., “Actes passés en 1271, 1274 et 1279 à l’Aïas (Petite Arménie) et à Beyrouth par devant des notaires génois”, *Archives de l’orient latin*, 1, Paris, 1881 ; De Rozière, E. (éd.), *Cartulaire de chapitre du Saint-Sépulcre de Jérusalem*, Paris, 1849 (以下、Rozière と略記) ; Hiestand, R. (Hrsg.), *Papsturkunden für Templer und Johanniter*, Göttingen, 1972 ; Id. (Hrsg.), *Papsturkunden für Templer und Johanniter, Neue Folge*, Göttingen, 1984 ; Id. (Hrsg.), *Papsturkunden für Kirchen im Heiligen Lande*, Göttingen, 1985 ; Imperiale, C. (a cura di), *Codice diplomatico della repubblica di Genova*, 3 vols., Roma, 1936, 1938, 1942 ; Kohler, C. (éd.), “Documents inédits concernant l’orient latin et les croisades (XIIIe-XIVe siècle)”, *Revue de l’orient latin*, 7, Paris, 1899 ; Id. (éd.), “Chartes de l’abbaye de Notre-Dome de la vallée de Josaphat en Terre Sainte (1108-1291)”, *Revue de l’orient latin*, 7 (以下、“Chartes” と略記) ; Id. (éd.), “Un rituel et un bréviaire du Saint-Sépulcre de Jérusalem (XIIIe-XIIIe siècle)”, *Revue de l’orient latin*, 8 ; Le Roulx, D. (éd.), “Trois chartes du XIIe siècle concernant l’ordre de St. Jean de Jérusalem”, *Archives de l’orient latin*, 1 ; Id. (éd.), *Les archives, la bibliothèque et le trésor de l’ordre de Sainte-Jean de Jérusalem à Malte*, Paris, 1883 (以下、*Les archives* と略記) ; Id. (éd.), *Cartulaire général de l’ordre des Hospitaliers de S. Jean de Jérusalem*, 4 tomes, Paris, 1894-1906 (以下、*Cartulaire* と略記) ; Id. (éd.), “L’ordre de Montjoye”, *Revue de l’orient latin*, 1, Paris, 1893 ; Id. (éd.), “Inventaire de pièces de Terre Sainte de l’ordre de l’hospital”, *Revue de l’orient latin*, 3, Paris, 1895 ; Id. (éd.), “Chartes de Terre Sainte”, *Revue de l’orient latin*, 11, Paris, 1908 ; Marsy, A. (éd.), “Fragment d’un cartulaire de l’ordre de Saint-Lazare, en Terre Sainte”, *Archives de l’orient latin*, 2, Paris, 1884 (以下、Marsy と略記) ; Mas Latrie, M., *Histoire de l’île de Chypre sous le règne des princes de la maison de Lusignan*, 3 tomes, Paris, 1855-1861 (以下、Mas Latrie と略記) ; Mayer, H. (bearb.), *Die Urkunden der lateinischen Könige von Jerusalem*, 4 Bde., Hannover, 2010 (以下、*Urkunden* と略記) ; Müller, G. (a cura di), *Documenti sulle relazioni delle città Toscane coll’oriente cristiano e coi Turchi*, Firenze, 1879 ; Paoli, S. (ed.), *Codice diplomatico del sacro militare ordine Gerosolimitano*, 2 vols., Lucca, 1733-1737 (以下、Paoli と略記) ; Rey, E.-G., *Recherches géographiques et historiques sur la domination des latins en orient*, Paris, 1877 ; Röhrich, R. (comp.), *Regesta regni Hierosolymitani, MXCVII-MCCXCI*, Innsbruck, 1893 (以下、*Regesta* と略記) ; Id. (comp.), *Regesta regni Hierosolymitani, MXCVII-MCCXCI. Additamentum*, Innsbruck, 1904 (以下、*Regesta Add.* と略記) ; Strehlke, E. (Hrsg.), *Tabulae ordinis Theutonici*, Berlin, 1869 (以下、Strehlke と略記) ; Tafel, G. und Thomas, G. (Hrsg.), *Urkunden zur älteren Handels- und Staatsgeschichte der Republik Venedig mit besonderer Beziehung auf Byzanz und die Levante vom neunten bis zum ausgang des fünfzehnten Jahrhunderts*, 2, Wien, 1857 (以下、Tafel-Thomas と略記) .

⁽³⁾ Richard, J., *Le royaume latin de Jérusalem*, Paris, 1953, p. 130 f. (=Shirley, J. (trans.), *The Latin Kingdom of Jerusalem*, Amsterdam, 1979, pp. 140-142) (以下、*Le royaume* と略記) ; Forse, J., “Armenians and the First Crusade”, *Journal of Medieval History*, 17, 1991, pp. 13-22 (以下、“Armenians” と略記) .

⁽⁴⁾ Riley-Smith, J., *Feudal Nobility and the Kingdom of Jerusalem, 1174-1277*, London, 1973, p. 10 f. (以下、*Feudal Nobility* と略記) ; Kedar, B., *Crusade and Mission : European Approaches toward the Muslims*, Princeton, 1984, pp. 74-85 (以下、*Crusade and Mission* と略記) . なお、これらの研究とは異なり、A・マーレーは十字軍国家におけるアイデンティティーの形成という観点からフランク人と現地人との関係について論じている。Murray, A., “Ethnic Identity in the Crusader States : The Frankish Race and the Settlement of Outremer”, Forde, S., Johnson, L. and Murray (eds.), *Concepts of National Identity in the Middle Ages*, Leeds, 1995, pp. 59-73 (以下、“Ethnic Identity” と略記) .

なっていることはすでに拙稿で指摘した通りである⁽⁵⁾。これらの問題に起因するのであろうが、三つ目の問題点として指摘できるのが、十字軍国家が存続した200年間の中におけるその構造の変化という点に、ほとんど考慮がなされていないことである。

以上のことを念頭に置きつつ、以下では史料上に現れる軍事奉仕およびそれに類する形でフランク人に仕えた現地人たちについての情報を精査・整理した上で、それが十字軍国家の構造およびその変容の中でどのように解釈されるのか、あるいは逆にどのような構造および変化の実態を浮かび上がらせてくれるのか、ということを知りたい。

1. 叙述史料に現れる者たち

上述のように、従来の研究において叙述史料の調査はかなり進んでいる。ムスリムに対する改宗作業の実態解明という観点から調査を進めたB・ケダル、フランク人とアルメニア人との協調関係を示そうとしたJ・フォース、そして中でも十字軍国家の存続におけるトゥルコポーレス（軽装騎兵）の重要性を論じようとしたY・ハラリーが極めて詳細な情報を我々に提供してくれる⁽⁶⁾。彼らと与えてくれる情報に筆者自身の調査結果を加えて作成したのが表1であるが⁽⁷⁾、ここでは大きく見て次の二つ点を指摘しておきたい。

⁽⁵⁾ 研究動向の詳細ならびにその問題点については、拙稿「ナブルス」181～186、201～209頁；拙稿「政治的コミュニケーション」149～150頁；拙稿「エルサレム王国における異教徒間の政治的コミュニケーションの解明に向けて—フランク人とムスリムの関係に関する研究史—」『中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序 成果報告書I（科学研究費補助金 基盤（A）代表：服部良久）』2011年、143～149頁；拙稿「エルサレム王国における「他者」との結婚 渡辺昭一編『ヨーロッパ・グローバル化の歴史的位相—「自己」と「他者」の関係史—』勉誠出版、2013年、153～155頁、を参照されたい。

⁽⁶⁾ Kedar, *Crusade and Mission*, p. 74 f.; Forse, “Armenians”, 14 f.; Harari, Y., “The Military Role of the Frankish Turcopoles: A Reassessment”, *Mediterranean Historical Review*, 12, 1997, pp. 75-116（以下、“Turcopoles”と略記）。

⁽⁷⁾ 表1および本稿の注における叙述史料の略記は以下の通り。Abū Shāmā=Abū Shāmā, “Le livre des deux jardins. Histoire des deux règnes, celui de Nour ed-Dîn et celui de Salah ed-Dîn”, *Recueil des historiens des croisades, orientaux*, 4, 5, Paris, 1898, 1906; al-Athir=Richards, D. (ed. and tra.), *The Chronicle of Ibn al-Athir for the Crusading Period from al-Kamil fi'l-Ta'rikh*, 3 vols, Aldershot, 2006-2008; Albert=Edgington, S. (ed. and tra.), *Albert of Aachen, Historia Ierosolimitana, History of the Journey to Jerusalem*, Oxford, 2007; al-Qalānisi=Ibn al-Qalānisi (Gibb, H. (ed. and tra.)), *The Damascus Chronicle of the Crusades*, London, 1932; al-Yūnīnī=M. Nizām al-Dīn (ed.), *Dhail mirat al-zamān*, 4 vols., Hyderabad, 1955; Ambroise=Paris, P. (éd.), *L'estoies de la guerre sainte par Ambroise*, Paris, 1897; Bahā al-Dīn=Bahā al-Dīn, “Anecdotes et beaux traits”, *Recueil des historiens des croisades, orientaux*, 3, Paris, 1884; Caffaro=Belgrano, L. (a cura di), *Annali genovesi di Caffaro e de suoi continuatori*, Genoa, 1890; Continuation=“Continuation de Guillaume de Tyr de 1229 à 1261, dite du manuscrit de Rothelin”, *Recueil des historiens des croisades, occidentaux*, 2, Paris, 1859; Epistolarum=“Epistolarum regis Ludovicii VII”, *Recueil des historiens des Gaules et de la France*, 16, Paris, 1883; Eracles=“L'estoire de Eracles empeureur et la conquete de la terre d'outremer”, *Recueil des historiens des croisades, occidentaux*, 2; Ernoul=Mas Latrie (éd.), *Chronique d'Ernoul et de Bernard le Trésorier*, Paris, 1871; Fulcherius=“Fulcherius Carnotensis, “Historia Iherosolymitana, Gesta Francorum Iherusalem peregrinantium”, *Recueil des historiens des croisades, occidentaux*, 3, Paris, 1866; Guibertus=“Guibertus Novigentus, “Historia quae dicitur gesta Dei per Francos”, *Recueil des historiens des croisades, occidentaux*, 4, Paris, 1879; Ibn al-Furāt=Ibn al-Furāt (Lyons, U. and Lyons, M. (tra.), Riley-Smith (notes)), *Ayyubids, Mamulukes and Crusaders: Selections from the Tārīkh al-Duwal wa'l-Mulūk of Ibn*

表1 叙述史料に現れるフランク人に仕えた現地人たち

整理	年	被言及者	概要	典拠	備考
1	1097	アルメニア王国の有力者 コグ・ヴァシルの弟バグラ ラト	助言者としてエデッサ伯 ボードワン・ド・ブルク の近侍となり、ラヴェン ダルを下封される。	Albert, Lib. 5, Cap. 13- 14.	Forse, "Armenians", p. 14 f.
2	1097	アルメニア王国の貴族 フェルとニクスス	ユーフラテス川方面への 進軍の際に、エデッサ伯 ボードワン・ド・ブルク に軍事援助し、そのまま 家臣となる。フェルには トゥルベッセルが下封さ れる。	Albert, Lib. 5, Cap. 13- 14.	Forse, "Armenians", p. 14 f.
3	1098	アンティオキア総督	アンティオキア占領時に ボヘモンド・デル・タラ ントに投降し、家臣たち とともに改宗。	Fulcherius, Lib. 1, Cap. 16(=フーシェ,288頁).	Harari, "Turcoples", p. 103.
4	1098-1099	トルコ人「ボヘモンド」	アンティオキア占領後に 洗礼を受け、ボヘモンド・ デル・タラントに仕える。	Albert, Lib. 3, Cap. 61, Lib. 4, Cap. 15, 21; Rai- mundus, Cap. 21(=レー モン,242頁); Robertus, Cap. 19.	Harari, "Turcoples", p. 102.
5	1099	ラムラ総督	異教徒のままゴドフロ ワ・ド・ブイオンに仕え る。	Albert, Lib. 6, Cap. 42- 45.	Kedar, <i>Crusade and Mission</i> , p. 74.
6	c.1104	7000人のトルコ兵	エデッサ伯ボードワン・ ド・ブルクおよびその家 臣のジョスラン・ド・ケ ールトネーと、アンティ オキア公ボヘモンドとそ の甥タンクレッドとの対 立の際に、前者が召集。	Fulcherius, Lib. 2, Cap. 28(=フーシェ,355頁).	
7	1105	「ムハンマド」	トゥグタキーンとの権力 闘争に敗れ、ボードワン 1世の下にやって来て、 フランク人側に立ってア スカロン近郊の戦いに参 戦。	Albert, Lib. 9, Cap. 48.	Kedar, <i>Crusade and Mis- sion</i> , p. 74; Harari, "Tur- coples", p. 103.
8	1105	ダマスクス領主ドゥカー クの息子バクターシュ・ ブン・トゥトゥシュとブ スラーのアミールのアイ タキーン・アル・ハラビー		al-Athir, 1, p. 80 f.	
9	1106	アフアーミーヤ領主ハラ フ・ブヌ・ムラーイブの 家臣アリー・アブド・ブ ヌ・アブー・アッライダー ウ	カファルターブ領主テオ フォロスに仕える。ムス リムに対する掠奪行為を 繰り返したため、妻の兄 弟により殺害。	Usāmah, pp. 156-158 (= ウサーマ, 169~170頁)	Harari, "Turcoples", p. 103.
10	1108	サルージュ領主	棄教してエデッサ伯ボー ドワン・ド・ブルクの下 に行くも、処刑される。	al-Athir, 1, p. 139.	Harari, "Turcoples", p. 102.
11	1109	200人のトゥルコポー レース	トリボリの領主であるセ ルダージュ伯の軍勢の一 部を構成。	Usāmah, pp. 78 f. (= ウ サーマ, 70頁).	Harari, "Turcoples", p. 80.
12	1110	「ボードワン」	洗礼を受けた後にボード ワン1世の近侍として重 用されるが、ボードワン 1世暗殺の計画が発覚し、 絞首刑に。	Willwemus, Lib. 11, Cap. 14.	Kedar, <i>Crusade and Mis- sion</i> , p. 74; Harari, "Turcoples", p. 102 f.

フランク人に仕えた現地人たち

整理	年	被言及者	概要	典拠	備考
13	1112	「ムハンマド」	捕虜であったが洗礼を受ける。心身ともに優れていたため重用され、ボードワン1世不在時にエルサレムの運営を委ねられる。	Guibertus, p. 262.	Kedar, <i>Crusade and Mission</i> , p. 75.
14	1112	アルプ・アルスラーンの息子にしてマリク・シャーの弟テキシユの息子	アンティオキア公タンクレッドに保護を求め、タンクレッドは彼をトルコ人軍団の指揮官として迎える。	al-Qalānisī, p. 131.	Harari, “Turcopoles”, p. 103.
15	1112	ティールの数名の穆斯林	フランク人のティール攻撃に際し、投降してフランク人の軍勢に加わる。	al-Athir, 1, p. 139.	Harari, “Turcopoles”, p. 103.
16	1115	トゥルコポーレスの一団	サルミンの戦いにて、フランク人の軍勢の一部を構成。	Walter, Bel. 1, Art. 6.	Harari, “Turcopoles”, p. 82.
17	1116/1117	東方キリスト教徒の騎兵軍	ビカの戦いにて3000人以上戦死したフランク人の軍勢の一部を構成。	al-Qalānisī, p. 155.	Harari, “Turcopoles”, p. 104.
18	1119	500人のアルメニア人騎兵軍	血の平原の戦いにて、アンティオキア公ルツジェロの軍勢の一部を構成。	Matthew of Edessa, lib. 3, chap. 79.	Harari, “Turcopoles”, p. 82, 104.
		トゥルコポーレスの一団		Walter, Bel. 2, Art. 5.	
19	1124	シリア人の軍勢	フランク人の軍勢とともにアスカロンを攻撃。	Fulcherius, Lib. 3, Cap. 28 (= フーシェ、424～425頁).	Harari, “Turcopoles”, p. 104.
20	1125	500人のアルメニア騎兵軍	アザーズの戦いにて、フランク人の軍勢の一部を構成。	Matthew of Edessa, lib. 3, chap. 102.	Harari, “Turcopoles”, p. 104.
21	1157	ジャバル・アーミラの穆斯林たち	パニヤス近郊の戦いにて、フランク人の歩兵軍の一部を構成。	al-Qalānisī, p. 330 f.	Harari, “Turcopoles”, p. 103.
22	1157	トゥルコポーレスの一団	アル・マラハの戦いにて、フランク人の軍勢の一部を構成。ヌールッディーンによって捕えられ、絞首刑にされる。	al-Qalānisī, p. 337.	Harari, “Turcopoles”, p. 105.
23	1159	アラブ人たち	アル・アリーシュの戦いにて、フランク人の騎兵軍の一部を構成。	al-Qalānisī, p. 348.	Harari, “Turcopoles”, p. 103.
24	1163	トゥルコポーレスの一団	テンプル騎士修道会士ジョフロワ・フーシェがフランス国王ルイ7世に宛てた書簡の中で、トゥルコポーレスを率いてヌールッディーンと戦闘を行うことに言及。	Epistolarum, p. 60.	Harari, “Turcopoles”, p. 82.
25	1167	100名のトゥルコポーレス	アル・ババインの戦いにて、ジェラルド・ド・ブージーの軍勢の一部を構成。	Willwemus, Lib. 19, Cap. 25.	Harari, “Turcopoles”, p. 80, 82.
26	1170	1000人のトゥルコポーレス	ケラクおよびモンリアルを解放すべくオンフロワ・ド・トロンが率いた軍勢の一部を構成。	Mosul, p. 261,	Harari, “Turcopoles”, p. 80.

整理	年	被言及者	概要	典拠	備考
27	1179	1500人のトゥルコポーレス	フランク人の軍勢の一部を構成。	Abū Shāmā, 4, p. 204.	Harari, "Turcopoles", p. 106.
28	1179	イスラーム棄教者を含む700人の弓兵	シャステレの戦いにて、フランク人の軍勢の一部を構成。サラーフディーンによって捕えられ、処刑される。	Abū Shāmā, 4, p. 205.	Harari, "Turcopoles", p. 105.
29	1182	36名のトゥルコポーレス	ダールム近郊の戦いにて、フランク人の軍勢の一部を構成。戦死。	Willermus, Lib. 22, Cap. 17-18.	Harari, "Turcopoles", p. 82.
30	1182	あるイスラームから改宗した騎士とトゥルコポーレスの一团	フランク人の軍勢の一部を構成。	Ernoul, chap. 9.	Harari, "Turcopoles", p. 82, 107.
31	1183	1500人のトゥルコポーレス	フランク人の軍勢の一部を構成。	Abū Shāmā, 4, p. 245.	Harari, "Turcopoles", p. 80.
32	1183	東方キリスト教徒の騎兵軍	フランク人の軍勢の一部を構成、および指揮。	Willermus, Lib. 22, Cap. 16.	Harari, "Turcopoles", p. 104.
33	1187	4000人のトゥルコポーレス	ハッティーンの戦いにて、フランク人の軍勢の一部を構成。	Caffaro, p. 139; <i>Libellus</i> , p. 218.	Harari, "Turcopoles", p. 80.
34	1187	あるムスリム	フランク人の軍勢とともにサラーフディーンと戦った上、ハッティーンの敗北の報告および援軍要請のためにヨーロッパに向かうフランク人の一团に同行。	al-Athir, 2, p. 323 f.	Harari, "Turcopoles", p. 103.
35	1191	トゥルコポーレスの一团	アルスールの戦いにて、フランク人の軍勢の一部を構成。	Ambroise, l. 6699.	Harari, "Turcopoles", p. 82.
36	1192	1000人のトゥルコポーレス	アッコシ近郊の戦いにて、リチャード1世の軍勢の一部を構成。	ʿImād ad-Dīn, p. 380 f.	Harari, "Turcopoles", p. 80, 82.
37	1192	トゥルコポーレスの一团	ダールムへの偵察隊。	Itinerarium, p. 346.	Harari, "Turcopoles", p. 82.
38	1192	トゥルコポーレスの一团	ヤッフアの軍勢を構成。	Bahā al-Dīn, p. 327.	Harari, "Turcopoles", p. 82.
39	1192	2人のアサシン派	洗礼を受けて半年間ラムラ＝シドン領主バリアンに仕えた後に、エルサレム国王に即位する直前のコッラード・デル・モンフェラートを暗殺。	al-Athir, 2, p. 396 f.; Eracles, liv. 26, chap. 13.	Harari, "Turcopoles", p. 102 f.
40	1203	トゥルコポーレスの一团	聖ヨハネ騎士修道会の軍勢の一部を構成。ハマ領主により敗北。	Ibn Wāṣil, 3, p. 148.	Harari, "Turcopoles", p. 82.
41	1204-1205	トゥルコポーレスの一团	コンスタンチノーブル占領の際の、十字軍国家からの援軍の一部を構成。	Villehardouin, chap. 70 (= ヴィリアルドゥアン、125～126頁).	Harari, "Turcopoles", p. 82.
42	1217	トゥルコポーレスの一团	キプロス国王ユーグ1世のアッコシ行きに随行。	Eracles, liv. 31, chap. 10.	Harari, "Turcopoles", p. 82.
43	1218	トゥルコポーレスの一团	第5回十字軍に際して、アッコシからダミエッタに派遣された援軍の一部を構成。	Eracles, liv. 31, chap. 14.	Harari, "Turcopoles", p. 82.

フランク人に仕えた現地人たち

整理	年	被言及者	概要	典拠	備考
44	1218	トゥルコポーレスの一团	アッコン近郊のフランク人の軍勢の一部を構成。	Eracles, liv. 32, chap. 2.	Harari, “Turcoples”, p. 82.
45	1219	トゥルコポーレスの一团	ダミエッタ攻略に際して、フランク人の軍勢の一部を構成。	Iohannis de Tulbia, S. 704.	Harari, “Turcoples”, p. 82.
46	1221	トゥルコポーレスの一团	ダミエッタ近郊の戦いにて、フランク人の軍勢の一部を構成。	Jacques de Vitry, p. 136.	Harari, “Turcoples”, p. 82.
47	1221	トゥルコポーレスの一团	ナイル川進軍に際して、フランク人の軍勢の一部を構成。	Oliver von Paderborn, S. 259.	Harari, “Turcoples”, p. 82.
48	1221	トゥルコポーレスの一团	ナイル河畔の戦いにて、フランク人の軍勢の一部を構成。	al-Yūnīnī, 2, p. 203.	Harari, “Turcoples”, p. 82.
49	1229	トゥルコポーレスの一团	エルサレムからキリスト教徒を救出。	Eracles, liv. 33, chap. 18, 19.	Harari, “Turcoples”, p. 82.
50	1231	トゥルコポーレスの一团	ロンバルディア戦争（神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世とイブラン家を中心とする十字軍国家貴族の戦い）にて、フランク人の軍勢の一部を構成。	Phelippe de Novaire, chap. 158.	Harari, “Turcoples”, p. 82.
51	1232	トゥルコポーレスの一团	アグリディの戦いにて、フランク人の軍勢の一部を構成。	Phelippe de Novaire, chap. 184.	Harari, “Turcoples”, p. 82.
52	1244	524名のトゥルコポーレス	ラフォルビーの戦いにて、テンプル騎士修道会のトゥルコポーレスの内324名、聖ヨハネ騎士修道会のトゥルコポーレスの内200名が戦死。	Salimbene, S. 177.	Harari, “Turcoples”, p. 80.
53	1249	500人のイスラームからの改宗者	ルイ9世のエジプト攻撃軍の一部を構成。	Jean du Vignay, p. 14.	Harari, “Turcoples”, p. 104.
54	c.1250	300人の農民弓兵	ティール領主に仕える。	Templar of Tyre, chap. 283.	Harari, “Turcoples”, p. 102.
55	1252	400人のトゥルコポーレス	ルイ9世の軍勢の一部を構成。	Matthew Paris, 6, p. 206.	Harari, “Turcoples”, p. 80.
56	1255	トゥルコポーレスの一团	フランク人の軍勢の一部を構成。	Continuation, chap. 76.	Harari, “Turcoples”, p. 82.
57	1258	トゥルコポーレスの一团	聖サバス戦争（アッコンの所有地を巡るヴェネツィアとジェノヴァの戦い）の際に、トゥルコポーレスの一团も加わる。	Templar of Tyre, chap. 282, 283.	Harari, “Turcoples”, p. 82.
58	1264	ムスリムと農民の一团	ヴェネツィアによるティール攻撃に際して、町の防衛のためにティール領主フィリップ・ド・モンフォールが召集。	Templar of Tyre, chap. 322.	Harari, “Turcoples”, p. 104.
59	1261	1500人のトゥルコポーレス	ティベリアを攻撃するフランク人の軍勢の一部を構成。	Abū Shāmā, 5, p. 204.	Harari, “Turcoples”, p. 80.
60	1266	50人のトゥルコポーレス	サフェドの戦いにおいて、テンプル騎士修道会の軍勢の一部を構成。	Ibn al-Furāt, 2, pp. 93-96.	Harari, “Turcoples”, p. 80, 106.

整理	年	被言及者	概要	典拠	備考
61	1267	トゥルコポーレースの一团	フランク人の軍勢の一部を構成。	Templar of Tyre, chap. 351.	Harari, “Turcopoles”, p. 82.
62	1270	2人のアサシン派	バイバルスに派遣された2人のアサシン派が、ティール=シドン領主フィリップ・ド・モンフォールの下にやって来て、洗礼されることを望んだ。フィリップは彼らに洗礼を施し、トゥルコポーレースとして仕えさせるが、彼らにより殺害された。	Templar of Tyre, chap. 374.	Harari, “Turcopoles”, p. 102.
63	1276	トゥルコポーレースの一团	フランク人の軍勢の一部を構成。	Templar of Tyre, chap. 393.	Harari, “Turcopoles”, p. 82.
64	1282	50人のトゥルコポーレース	聖ヨハネ騎士修道会士ジョセフ・オブ・キャンシーがイングランド国王エドワード1世に宛てた書簡の中で、50人のトゥルコポーレースを率いてアルメニアに進軍することを記す。	Cartulaire, no. 3782. (<i>Regesta Add.</i> , no. 1442.)	Harari, “Turcopoles”, p. 80.
65	1291	トゥルコポーレースの一团	アッコン陥落時に、フランク人の軍勢の一部を構成。	Templar of Tyre, chap. 491.	Harari, “Turcopoles”, p. 82.

al-Furāt, 2 vols., Cambridge, 1971; Ibn Wāsil=Jāmal al-Dīn al-Shiyāl (ed.), *mufarrij al-kurūb fī akhbār Banī Ayūb*, 4 vols, Cairo, 1953; ‘Imād ad-Dīn=Massé, H. (tra.), *‘Imād ad-Dīn al-Isfahānī, Conquête de la Syrie et de la Palestine par Saladin*, Paris, 1972; Iohannis de Tulbia=Holder-Egger, O. (Hrsg.), *Iohannis de Tulbia gesta obsidionis Damiatae et liber duelli christiani in obsidione Damiatae exacti*, Stuttgart, 1903; Itinerarium=Stubbs, W. (ed.), *Itinerarium peregrinorum et gesta regis Ricardi*, London, 1864; Jacques de Vitry=Huygens, R. (éd.), *Lettres*, Leiden, 1960; Jean du Vignay=Bouquet, M. (éd.), “Chronique de Primat”, *Recueil des historiens des Gaules et de la France*, 24, Paris, 1904; Matthew of Edessa=Dostourian, A. (tra.), *Matthew of Edessa, Armenia and the Crusades*, Belmont, 1993; Matthew Paris=Luard, L. (ed.), Matthew Paris, *Chronica majora*, 7 vols, London, 1872-1883; Mosul=Ibn al-Athīr, “Histoire des Atabecs de Mosul”, *Recueil des historiens des croisades, orientaux*, 2, Paris, 1887; Oliver von Paderborn=Hoogeweg, H. (Hrsg.), *Die Schriften des kölnner Domscholasters, späteren Bischofs von Paderborn und Kardinal-Bischofs von S. Sabina Oliverus*, Tübingen, 1894; Philippe de Novaire=Raynaud, G. (éd.), *Les gestes des Chiproi, recueil chroniques françaises écrites en orient aux XIIIe à XIVe siècles*, Geneva, 1887; Raimundus=Raimundus de Aguilers, canonicus Podiensis, “Historia Francorum qui ceperunt Iherusalem”, *Recueil des historiens des croisades, occidentaux*, 3; Robertus=Robertus Monachus, “Historia Iherosolimitana”, *Recueil des historiens des croisades, occidentaux*, 3; Salimbene=Holder-Egger (Hrsg.), *Cronica Fratris Salimbene de Adam Ordinis Minorum*, Stuttgart, 1963; Templar of Tyre=Crawford, P. (ed. and tra.), *The ‘Templar of Tyre’: Part III of the ‘Deeds of the Cypriots’*, Burlington, 2003; Usāmah=Usāmah ibn-Munquidh (Hitti, P. (tra.)), *An Arab-Syrian Gentleman and Warrior in the Period of the Crusades: Memoires of Usāmah ibn-Munquidh*, New York, 1893; Villehardouin=Faral, E. (éd.), *Geoffroi Villehardouin, La conquête de Constantinople*, Paris, 1961; Walter=Asbridge, T. and Edgington (tra.), *Walter the Chancellor’s “The Antiochene Wars”: A Translation and Commentary*, Aldershot, 1999; Willermus=Willermus Tyrensis Archiepiscopus, “Historia rerum in partibus transmarinis gestarum”, *Recueil des historiens des croisades, occidentaux*, 1-1, 1-2, Paris, 1844; ウサーマ=ウサーマ・ブヌ・ムンキズ (藤本勝次・池田修・梅田輝世訳注)『回想録』関西大学出版部、1987年; ヴィルアルドゥアン=ジョフロワ・ド・ヴィルアルドゥアン (伊藤敏樹訳)『コンスタンチノーブル征服記 — 第四回十字軍』筑摩書房、1988年; フーシェ

まず一点目は、十字軍国家建国当初からその滅亡に至るまで、現地人の戦士集団、とりわけトゥルコポーレースがフランク人の軍勢の一部を構成していたことである。ハラーリーの算定に従うと、概してその割合は約5割であった⁽⁸⁾。ただし、もう少し踏み込んで見てみると、トゥルコポーレースに関する記述が増加傾向を見せるのは1150年代以降のことであり、従ってそれがフランク人の軍勢の一翼を担う形で定着するのは、1150年代以降であったと付け加えることが可能となるであろう。

そしてもう一点は、その一方で具体的な個人名が記される事例が1110年代までに限定されていることである。1108年のサルージュ領主（表1-10）のように、必ずしもすべての者がフランク人によって受け入れられたわけではない。しかし、決して少なくはない数の在地の有力者層に属した者がフランク人に仕えることを望み、そしてフランク人側もその多くを受け入れていたことが解る（表1-1・2・3・5・7・8・9・14）。では、この点についてももう少し見てみよう。

第一の十字軍国家であるエデッサ伯領の形成は、キリスト教国家であるアルメニア王国からの助力の賜物でもあった。両者の関係は軍事面に留まらず、初代エデッサ伯となったボードワン・ド・ブローニュ（後のボードワン1世）はアルメニア国王トロスの娘アルダを妻とし、二代目のエデッサ伯となったボードワン・ド・ブルク（後のボードワン2世）はアルメニア王国貴族家系出身のモルフィアを妻とするなどの血縁関係の構築にまで至った⁽⁹⁾。このような状況の下で、エデッサ伯の封建家臣となったアルメニア人貴族が現れたのは必然であり、そのような者はバグラト（表1-1）やフェルとニクスス（表1-2）に限定されなかったであろう。また、シリア北部においてアルメニア人の騎兵軍がフランク人の軍勢の一部を構成したのも当然の結果であろう（表1-18・20）。ただし、史料上、このような現象が1125年を最後にして確認することができないことには留意しておかねばならない。

このようなアルメニア人とフランク人との関係を第一のパターンとするのであれば、第二のパターンはフランク人に占領された町の総督（アミール）が降伏して彼らに仕えたことである（表1-3・5）。彼らがその後になくなったのかは解らない。また、拙稿で示した

= フーシェ・ド・シャルトル「エルサレムへの巡礼者の物語」レーモン・ダジュール／フーシェ・ド・シャルトル（丑田弘忍・訳）『フランク人の事績―第1回十字軍年代記』鳥影社、2008年；レーモン＝レーモン・ダジュール（ダグレー）「エルサレムを占領したフランク人の物語」レーモン・ダジュール／フーシェ・ド・シャルトル（丑田弘忍・訳）『フランク人の事績―第1回十字軍年代記』。

⁽⁸⁾ Harari, “Tulcopoles”, pp. 79-86.

⁽⁹⁾ 詳細については、Hamilton, B., “Women in the Crusader States: The Queens of Jerusalem (1100-1190)”, Baker, D. (ed.), *Medieval Women*, Oxford, 1978, pp. 143-174, を参照されたい。なお、B・ハミルトンによると、ボードワン・ド・ブローニュは、エルサレム国王に即位して間もなくアルダと離婚した。その後、彼はシチリア国王ルジジェロ2世の未亡人アデアイドと再婚したが、1113年8月にアッコに到着した際、彼女は1000人の騎兵とムスリム弓兵の団を率いてきた。ただし、アデアイドが連れてきた集団がどのような役割を果たしたのかについては、史料上に確認することができなかった。

通り、多くの場合においては占領地の統治者を含む都市住民たちには立ち去る自由が与えられており⁽¹⁰⁾、彼らのようにフランク人の支配下に留まることを選択した総督は例外的であったと考えたい。

三つ目のパターンは、近隣のイスラーム有力者がフランク人の下にやって来たことであり、時期的な面では第一および第二のパターンよりやや遅れる（表 1-7・8・9・14 および 10）。「ムハンマド」と呼ばれた者（表 1-7）、ダマスクス領主の息子バクターシュ・ブン・トゥトゥシュ（表 1-8）およびスルタンのマリク・シャーの弟テキシュの息子（表 1—14）の場合は、故国での権力闘争に敗れた結果のことであった。当然のことながら、このパターンは供給源の問題でもあり、第二のパターンと同様に偶発的な事例であったと考えられる。しかし、少なくとも十字軍国家建国当初においては近隣のイスラーム支配者はフランク人支配領域を第二の人生の受け皿として想定しえたこと、およびフランク人側も彼らを受け入れたことは指摘されねばならない。

そして、第四のパターンは、捕虜となったムスリムがキリスト教に改宗した後に、その個人的資質ゆえにフランク人支配者に重用されたことである（表 1-4・12・13）。彼らは、エルサレム国王やアンティオキア公といった最上級の支配者に重用されたからこそ史料に登場する機会を得たわけであるが、例えば「(1099年のエルサレム占領時)キリスト教徒たちはある高貴な身なりのサラセン人を見つけた。彼らはこのサラセン人が聡明であり高貴なる騎士であると解った時、彼らはその生活や慣習についての多くを尋ね、彼と議論をしてキリスト教信仰を受け入れるよう説得を試みた。しかし、彼がキリスト教信仰を受け入れることを拒絶したため、彼らは彼を殺害した⁽¹¹⁾」というアルベルト・フォン・アーヘンの記述が逆に示すように、このパターンに当てはまる者の数は他のパターンに比して潜在的に多かったと考えられよう。

さて、マーレーは、このアルベルトの記述からフランク人が現地人を必要としたのは、現地の情報を得るためであったとする⁽¹²⁾。ただし、ここから看取できるのはそのことだけではない。まずは、あくまでもフランク人が必要としたのは、騎士階級あるいはそれに類する者であったことである。エルサレム国王ボードワン1世およびボードワン2世の司祭を務めたフーシェ・ド・シャルトルが「(1101年9月頃)我々は緊急に騎士を必要としたので、誰もができだけ従者を騎士にするよう国王は命じた。こうして騎士は全部で240名にまでなったが、歩兵は約900名であった⁽¹³⁾」と語っているように、騎士身分とそれ以外の身分との間には明確な線引きがなされていた。このフーシェの言葉は、あくまでもフランク人内部における身分の上昇を示しているが、人力不足に苦しむ中での「生き残るため

⁽¹⁰⁾ 拙稿「農村支配構造」74～75頁。

⁽¹¹⁾ Albert, Lib. 6, Cap. 5.

⁽¹²⁾ Murray, "Ethnic Identity", p. 64; Id., *The Crusader Kingdom of Jerusalem: A Dynastic History 1099-1125*, Oxford, 2000, p. 106, 111 (以下、*The Crusader Kingdom* と略記)。

⁽¹³⁾ Fulcherius, Lib. 2, Cap. 11 (=フーシェ、331～332頁)。

の現実的な努力」⁽¹⁴⁾という状況の下では、軍事奉仕から現地人が排除される理由はなかった。ただし、それはあくまでも騎士階級という社会層に属する者に限定されたと考えられる。

このことに加えて、二点目として指摘できるのは個人的資質である。この典型例となるのが、ギベール・ド・ノジャンの記述に現れる「ムハンマド」(表 1-13) である。「(1112 年、ボードワン 1 世が死海方面への遠征のためにエルサレムを離れた際) 国王不在の間に国王大権を管理すべく、ある非常に忠実であり、細心の注意を払う才に長けた男が、エルサレムの運営を遂行した。その本当の名前は不明であるが、いつしかムハンマドという異名で呼ばれたことを我々は知っている。この者は、ある時キリスト教徒に捕らえられ、成長して洗礼を受け、そして優れた肉体と職務を遂行する上での道徳心を兼ね備えて成長した。彼は異国の言葉に非常に精通していたので、その後(エルサレム) 市民たちは、この非常に優れた男を(町の管理者として) 徴発したのである。(その後には彼は、隊商のふりをして 500 人の軍勢をエルサレムに送り込もうとしたムスリム勢力の陰謀を察知し、エルサレムの危機を救った)⁽¹⁵⁾」。以上を一言でまとめると、このような資質を兼ね備えた現地人騎士の一部が、フランク人有力者とパーソナルな関係を築くことに成功しえた、ということになるであろう。

1120 年代より、フランク人はアラビア語能力に長けたフランク人有力者を媒介とした形で、現地人との間にコミュニケーション回路を整えていくことは拙稿で述べた通りであるが⁽¹⁶⁾、このことは支配者層を形成するフランク人が被支配者の日常言語を習得するには約一世代の期間を要したことを示している。では、彼らはどのようにしてアラビア語を習得したのであるだろうか。恐らくは、フランク人に仕えることで必然的に彼らの言語(主としてフランス語)を習得した、「ムハンマド」(表 1-13) のような現地人騎士を媒介としたのではなかろうか。加えて、このような現地人騎士たちは現地に関する情報源として有益であったばかりでなく、人力不足をも補ってくれる、フランク人にとってはいわば一挙両得的な存在であったのであろう⁽¹⁷⁾。ただし、このようなフランク人に仕えた現地人騎士たちの存在は、叙述史料の中においては 1110 年代までにしか確認することができなかったことは、第二世代に入ってフランク人側の需要が低下傾向にあったということを反映していると思われる。

⁽¹⁴⁾ Favreau-Lilie, M.-L., ““Multikulturelle Gesellschaft” oder “Persecuting Society”? “Franken” und “Einheimische” im Königreich Jerusalem”, Bauer, D., Herbers, K. und Jaspert, N. (Hrsg.), *Jerusalem im Hoch- und Spät-Mittelalter*, Frankfurt a. M., 2001, S. 55-93.

⁽¹⁵⁾ Guibertus, p. 262 ; Kedar, *Crusade and Mission*, p. 75.

⁽¹⁶⁾ 拙稿「農村支配構造」80 頁。

⁽¹⁷⁾ なお、ボードワン 1 世およびボードワン 2 世期の人口増加政策については、拙稿「ナブルス」199～200 頁、を参照されたい。

2. 国王宮廷サークルの一員となった者たち：証書史料の分析 (1)

(1) ヘブロン領主ゴートィエ・ムハンマド

以上のような叙述史料の結果と証書史料の分析結果とを突合せていくことがこれからの作業となるが、まず本章では十字軍国家において最も高い社会層に位置する国王宮廷サークルについての検討を、国王発給証書の副署人リストの分析から行いたい。ただし、結論の一つを先に言うておくと、アモーリー1世期以降、現地人と思われる人物がリストに名を連ねることはない。従って、俗人に限定した形ではあるが、本稿ではボードワン3世（および、一時共同統治者であったメリザンド）までの国王発給証書の副署人リストのみを表2～表6として提示することをここに断わっておきたい。

叙述史料とは対照的に、十字軍国家に関する証書は1110年代まではその数が非常に少ない。従って、上に見た個人名の判明する現地人たちの姿をそこに確認することはほとんどできず、国政上における彼らの位置付けや活動の実態について知ることはできない。ただし、表1に現れる「ムハンマド」（表1-13）について、ケダルは彼のことをボードワン1世の発給した証書にしばしば副署人として登場する、ゴートィエ・ムハンマド（表2-4・7・9・14・15・16 および14'）その人であると推察しており⁽¹⁸⁾、筆者もこの見解に従いたい。

その名からして、彼がイスラームからキリスト教への改宗者であったことは明らかであるが、表2から解るように、彼はボードワン1世発給証書の全体の約4割、副署人リストが判別されるものに限定すると6割に⁽¹⁹⁾、しかも比較的上位に副署しており、紛れもなくボードワン1世の宮廷サークルを構成する有力貴族の一人であった。1107年頃に国王によってヘブロンが彼に下封されたというアルベルトの記述から⁽²⁰⁾、一般に彼はヘブロン領主であったと考えられているが⁽²¹⁾、当時のヘブロンがファーティマ朝支配下のアスカロンを巡る重要な軍事的拠点の一つであったことを考えると、彼が重用された最大の理由はその軍事面における才覚であったと言える。1111年のトルコ人によるアンティオキア攻撃に対して、ボードワン1世率いる4000人の救援軍の中核をなしたのがトリポリ伯ベルトラン、カエサレア＝シドン領主ユスターシュ・グルニエおよび「ゴートィエ・ド・聖ア

⁽¹⁸⁾ Kedar, *Crusade and Mission*, p. 75.

⁽¹⁹⁾ J・ライリー＝スミスもゴートィエ・ムハンマドが副署人として登場する証書を列挙するが、表2の「備考欄」を見れば解るように、そこでは表2-9の証書が見落とされている。Riley-Smith, *Feudal Nobility*, p. 10, 237.

⁽²⁰⁾ Albert, *Lib. 10*, Cap. 33.

⁽²¹⁾ Beyer, G., “Die Kreuzfahrergebiete von Jerusalem und S. Abraham (Hebron)”, *Zeitschrift des Deutschen Palästina-Vereins*, 65, 1942, S. 171; Mayer, “Die Herrschaftsbildung in Hebron”, *Zeitschrift des Deutschen Palästina-Vereins*, 101, 1985, S. 68 f. なお、表2-9より、ゴートィエ・ムハンマドがヘブロン領内の Sussia 村（現 Sussia）を聖ヨハネ修道会に売却したことが確認され、このことは表5-52でも再確認される。また、表3-30より、彼が同じくヘブロン領内の Jamarvara 村（現 Jamrourah）をヨサファ谷聖母マリア修道院に譲渡したことが確認される。

ブラハム（ヘブロン）」であった、というアルベルトの記述がこのことを裏書きしてくれる⁽²²⁾。

繰り返しになるが、ケダルは上に登場した「ムハンマド」（表 1-13）とゴートイエ・ムハンマドを同一人物とみなす。まずは前者について、すでに引用したギベール・ド・ノジャンの記述から、恐らくは成年に達する前に捕えられたムスリムが、「ムハンマド」という異名で呼ばれていたこと、その後にキリスト教徒に改宗したこと、さらに国王に重用されたことを確認しておきたい。

このことを踏まえると、ゴートイエ・ムハンマドについて我々はもう少し考えてみることができそうである。次に、1105 年のアスカロン攻防戦の行に登場する、もう一人の「ムハンマド」（表 1-7）について記したアルベルトの文章を見てみよう。

また、同じ国王（ボードワン 1 世）軍には、ムハンマドという名のあるトルコ人の若者にして活動的な戦士がおり、その強さは武器と数の点において 100 人のトルコ人弓兵に匹敵した。彼は、自分自身の勝利に対する貪欲さと努力ゆえに父の故国であるダマスカスから放逐されたのであったが、あらゆる国王への軍事的助力に対して忠実かつ迅速に対応すれば、彼自身には最終的にはダマスカスという報酬が与えられるであろうという国王との合意に至っていたのであった。

ここからは、すでに軍事的な才覚を備えた「ムハンマド」というトルコ人の「若者」が、権力闘争に敗れた末にダマスカスからボードワン 1 世の下にやって来たことを確認しておこう。

この「ムハンマド」が、ゴートイエ・ムハンマドと同一人物であったかどうかは定かではない。しかし、表 2-4 が示すように、ゴートイエが国王サークルの一員として史料上に現れるのがほぼ同時期であることから、両者が同一人物であると仮定することは十分に可能である。さらに、表 1 の備考欄に記した通り、一般的に表 1-7 の「ムハンマド」は、ダマスカス領主ドゥカークの息子バクターシュ・ブン・トゥトゥシュ（表 1-8）と同一人物であったとされる。そこで次に、バクターシュについて記したイブン・アッラティールの記述を確認してみよう。

（1105 年 8 月 13 日～9 月 10 日のフランク人とファーティマ朝とのアスカロンを巡る攻防戦にて）バクターシュ・ブン・トゥトゥシュを含む、幾人かのムスリムがフランク人とともにいた。すでに述べたように、（アターバクの）トゥグタキーンは、まだ幼い子供であったドゥカークの息子にして彼の甥に（ダマスカスの）宗主権を移譲

⁽²²⁾ Albert, Lib. 11, Cap. 40.

表2 ボードワン

整理番号	発給年	発給地	副署人 (俗人のみ、ただし国王宮中職に就く教会人は含む)																							
1	c.1100																									
2	1103																									
3	1104.5.26.																									
4	1104 (5.26.-9.23?)		ガリラヤ公ティベリア領主ユーグ	ヘブロン城代ユーグ	内 膳 頭 ユージェーズ	ゴーティエ・ムハンマド	フレデリク・ド・コルベユ	エルサレム副伯セル	ダヴィデ塔城ジョフロワ	ゴトマン																
5	1105.5.26.																									
6	1107.3.25.-8.31.																									
7	1108		ノルマンディー公ロベールの息子ギョーム	主馬頭シモン	ロジェ・ド・ロゼ	ユスターシュ・グレンニエ	ゴーティエ・ムハンマド	アンセルム・ド・パラント	エルサレム副伯セル	アンド・ド・バルドマン	ユスターシュ・ド・カッセル	ユベール・ド・パーシ	侍従長ジロール													
8	1109.9.1.-1110.3.24.		ユスターシュ・グレンニエ	ダヴィデ塔城代アンセルム	ラルフ・ド・フォントネーユ	エルサレム副伯セル	(?) 公の息子シモン	オンフロワ1世・トロロン	侍従長ジロール																	
9	1110.9.28.		ヤッファ領主ユーグ・デュ・ビュイゼ	エルサレム副伯ユスターシュ・グレンニエ	ダヴィデ塔城代アンセルム	ゴーティエ・ムハンマド	ギー・ド・ミイ	ゴトマン																		
10	1109		ユーグ・ド・ティベリア	ユーグ・ド・サナブラハム	ダビフェルのジェルクヴァーズ	ジョフロワ・ド・トゥールダヴィド	フレデリク・ド・コルボリオ																			
11	1112.6.20.		ボードワン1世	主馬頭シモン	内 膳 頭 ユーグ・シヨスタール	国王の甥ゴドフロワ	モンレア領主マローン・デュ・ビュイ	通訳官ジャン	オド・サル	アルベール	ガラン・ド・ヴェルノ	国王従者ジラルル														
12	1114.4.6.-8.31.																									
13	1114		ダヴィデ塔城代アンセルム	ゴトマン	ギー・ド・ミイ	アシユタ	ドロゴ・ニエツラ	メゴルの息子ゲオオギオス	公証人ファット	通訳官サミュエル																
14	1115.1.-8.		カエサレア = シドン領主ユスターシュ・グレンニエ	主馬頭シモン	ラルフ・ド・フォントネーユ	ギー・ド・ミイ	ゴトマン	ゴーティエ・ムハンマド	アンセルム・ド・パラント	エルサレム副伯セル	尚書官バンヤン	侍従長ジロール														
15	1115		尚書官バンヤン	主馬頭シモン	エルサレム副伯セル	ギー・ド・ミイ	ロベール・ジッファール	ゴーティエ・ムハンマド	モンレア領主マン・デュ・ビュイ																	
16	1115	エルサレム	カエサレア = シドン領主ユスターシュ・グレンニエ	ティベリア領主ギョーム・ド・ブリー	ラムラ領主ボードワン1世	ギー・ド・ミイ	カイファ領主マナッセ	ラルフ・ド・フォントネーユ	ナブルス副伯ウリク	ヘブロン領主ボードワン	カエサレア領主ゴトマン	アンセルム・ド・パラント	アンド・ド・バルドナン													
		発給者																								
14'	1115.1.-8.	ラムラ司教ロゲリウス	国王ボードワン	カエサレア = シドン領主ユスターシュ・グレンニエ	主馬頭シモン	ラルフ・ド・フォントネー	ギー・ド・ミイ	カエサレア領主ゴトマン	ゴーティエ・ムハンマド	アンセルム・ド・パラント	エルサレム副伯セル	国王尚書官バンヤン	侍従長ジロール													

フランク人に仕えた現地人たち

1 世発給証書

					典拠	備考
					Rozière, no. 122. (Bresc-Bautier, no. 92; <i>Regesta</i> , no. 34.)	
					<i>Regesta</i> , no. 41.	
					<i>Urkunden</i> , no. 28.	
					<i>Regesta</i> , no. 43. (<i>Urkunden</i> , no. 29-B.)	Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.
					<i>Regesta</i> , no. 45.	
					Paoli, no. 1. (<i>Cartulaire</i> , no. 2831; <i>Regesta</i> , no. 51; <i>Regesta Add.</i> , no. 51; <i>Urkunden</i> , no. 31.)	
アルド					“Chartes”, no. 1. (<i>Regesta</i> , no. 52; <i>Regesta Add.</i> , no. 52; <i>Urkunden</i> , 32.)	Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.
					<i>Regesta</i> , no. 59. (<i>Urkunden</i> , no. 40.)	
					Paoli, no. 2. (<i>Cartulaire</i> , no. 20; <i>Regesta</i> , no. 57; <i>Regesta Add.</i> , no. 57; <i>Urkunden</i> , no. 42.)	
					<i>Regesta</i> , no. 43. (<i>Urkunden</i> , no. 29-G.)	
					<i>Cartulaire</i> , no. 28. (<i>Regesta Add.</i> , no. 68a; <i>Urkunden</i> , no. 52.)	
					Rozière, no. 29. (Bresc-Bautier, no. 26; <i>Regesta</i> , no. 74; <i>Urkunden</i> , no. 56.)	
					“Chartes”, no. 5. (<i>Regesta Add.</i> , no. 76a; <i>Urkunden</i> , no. 57.)	
					“Chartes”, no. 7. (<i>Regesta Add.</i> , no. 76b; <i>Urkunden</i> , no. 63.)	Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.
					Delaborde, no. 5. (<i>Regesta</i> , no. 79; <i>Urkunden</i> , no. 58.)	Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.
ユスター シュ・ド・ カッセル	ヘブロン 領主ゴー ティエ・ ムハンマ ド	侍従長ジ ロール	エルサレ ム副伯ビ セル	アルド	Delaborde, no. 6. (<i>Regesta</i> , no. 80; <i>Urkunden</i> , no. 64.)	Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.
					“Chartes”, no. 7. (<i>Regesta Add.</i> , no. 76b.)	

表3 ボードワン

整理番号	発給年	発給地	副署人																	
17	1117																			
18	1120.1.31.	アッコ	尚書官 バンヤン	カエサレ ア＝シ ドン領主 ユスター シュ・グ ルニエ	ティペリ ア領主 ギム・ド ・プリー	ラムラ領 主ボード ワン1世	カイファ マ ナツセ	ギー・ド ・ミイ	ナブルス 副伯ウル リク	ヤッフア 領主 グ・デュ ・ビュイゼ										
19	1120.4.24- 8.31.	エルサレ ム	尚書官 バンヤン	(尚書官) プラン	主馬頭 ユグ・ド ・シール シ	ティペリ ア領主 ギム・ド ・プリー	カエサレ ア＝シ ドン領主 ユスター シュ・グ ルニエ	エルペー ル・ピセ	ラルフ・ ド・フォ ンタネー ユ	ギー・ド ・ミイ	イブラン 領主 バリ アン1世	モンレ ア領主 マ ロー ン・デ ・ビュイ	ア モ ー ド ・ フ ラ ン ド ・ レ ッ ロ	ヘ ブ ロ ン 領 主 ボ ド ワ ン	カイ フ マ 領 主 ナ ツ セ					
20	1120.12.30.		尚書官 バンヤン	アッコ 副伯 ロ ペ ール	ラルフ・ ド・フォ ンタネー ユ	テンプル 騎士修 道長 ユグ・ド ・バン ヤン	オンフロ ワ1世・ ド・ロ ン	ア ン ド ・ レ ・ ド ・ タ イ ラ ル	侍 従 長 ジ ヤ ン											
21	1122		ユグ・ プ ラ ン シ ュ	尚書官 バンヤン	アン シェ ール・ ド・ モ ス テ リ オ ー ロ	ベルナ ール・ ボ シ ュ	ロ ベ ー ド ・ メ リ	ギ ョ ー ド ・ サ ン ベ ル タ ン	弓 兵 バ ロ ン	ル ノ ー マ ゾ ワ ル の 甥 シ ャ ル ル										
22	1125.3.-5.	ティール	尚書官 バンヤン	ペイルー ト領主 ゴー ティ エ・ プ ル ス バ ー ル	バン ヤ ン ・ ド ・ ミ ネ ー ル	ギ ョ ー ド ・ サ ン ベ ル タ ン	既 舎 長 サ ー ド													
23	1125.5.2.	アッコ	ティペリ ア領主 ギム・ド ・プリー	ヤッフア 領主 グ・デュ ・ビュイ ゼ	ペイルー ト領主 ゴー ティ エ・ プ ル ス バ ー ル	カエサレ ア＝シ ドン領主 ユスター シュ・グ ルニエ	モンレ ア領主 マ ロー ン・ デ ・ ビ ュ イ	テンプル 騎士修 道長 ユグ・ ド・ バン ヤ ン												
24	1126.10.																			
25	c.1126																			
26	1128.4.8.	アスカロ ン																		
27	1129.3.	アッコ	王女メ リザ ンド	侍 従 長 ジ ヤ ン	ベルナ ール・ ボ シ ュ	ヤッフア 領主 グ・デュ ・ビュイ ゼ	アンセル ム・ド ・ プ リ	オンフロ ワ1世・ ド・ト ロン	カエサレ ア領主 ゴー ティ エ	国王の義 兄弟 イ ティ エ	エルサレ ム副伯 ロ ア ール	既 舎 長 サ ー ド	酒 倉 官 バ ン ヤ ン	モンレ ア領主 マ ロー ン・ デ ・ ビ ュ イ	ジ ョ フ ロ ワ 1 世 ・ ト ー ル					
28	1129.3.																			
29	1129	エルサレ ム	エルサレ ム副伯 アシ ュタン	ラムラ領 主 ユ グ・ デ イ ブ ラ ン	ジ ョ フ ロ ワ ・ ア キ ュ	アルファ ン	シ エ ー ド ・ ベ イ ル ト	ボルセル	ランコ ルド・ ド・ ボ ン ト											
			エルサレ ム副伯 アシ ュタン	ゲール	アンリ ・ プ ル グ ン ド															
			トロワ伯 ユグ1 世	ジョフロ ワ・ド ・ パ ラ ン ト	エルサレ ム副伯 アシ ュタン	侍 従 長 ラ ル フ	ル ノ ー ド ・ ボ ン ト	ジョフロ ワ・ア キ ュ	シ シ エ ー ド ・ ベ イ ル ト	ボルセル										
30	1130	エルサレ ム	ヘ ブ ロ ン 領 主 ボ ド ワ ン	エルサレ ム副伯 アール	ジョフロ ワ・ド ・ パ ラ ン ト	ナブルス 副伯ウル リク	その兄弟 ビエール	ロ ベ ー ド ・ フ ラ ン ド リ オ												
31	1130-1131		副尚書官 ピエール	侍 従 長 ラ ル フ	マル タ ン ・ ド ・ ナ ザ レ	エルサレ ム副伯 アシ ュタン	ナブルス 副伯ウル リク													
32	c.1130		王女メ リザ ンド	ヤッフア 領主 グ・デュ ・ビュイ ゼ	アンセル ム・ド ・ プ リ	イ ブ ラ ン 領 主 兼 ヤッフ アの 主馬頭 バリ アン 1世	侍 従 長 ジ ヤ ン	ナブルス 副伯ウル リク	ベルナ ール・ ボ シ ュ	副尚書官 ア モ ー リ ー										

フランク人に仕えた現地人たち

2 世発給証書

(俗人のみ、ただし国王宮中職に就く教会人は含む)										典拠	備考
										Regesta, no. 85.	
										Delaborde, no. 8. (<i>Regesta</i> , no. 90; <i>Urkunden</i> , no. 85.)	
エルサレム副伯アール	エルサレム副伯アシュタン	酒倉官バヤン	侍従ジャン	長ルナル・ド・ボント	ジョフロワ・アキュ	ホルセル	ベルタン	ボシェ・ストラーボ	ギョーム・ストラーボ	Rozière, no. 45. (<i>Bresc-Bautier</i> , no. 27; <i>Regesta</i> , no. 91; <i>Urkunden</i> , no. 86.)	
										<i>Cartulaire</i> , no. 53. (<i>Regesta Add.</i> , no. 90a; <i>Urkunden</i> , no. 83.)	
										“Chartes”, no. 8. (<i>Regesta Add.</i> , no. 100a; <i>Urkunden</i> , no. 90.)	
										Rozière, no. 30. (<i>Bresc-Bautier</i> , no. 28; <i>Regesta</i> , no. 109; <i>Urkunden</i> , no. 94.)	
										<i>Regesta</i> , no. 105. (<i>Urkunden</i> , no. 93.)	
										“Inventaire”, no. 10. (<i>Regesta Add.</i> , no. 114a; <i>Urkunden</i> , no. 98.)	
										Regesta, no. 116.	
										<i>Cartulaire</i> , no. 83. (<i>Regesta Add.</i> , no. 121a; <i>Urkunden</i> , no. 104.)	
ヘブロン領主ボードワン	ナブルス副伯ウルリク									Rozière, no. 44. (<i>Bresc-Bautier</i> , no. 30; <i>Regesta</i> , no. 121; <i>Urkunden</i> , no. 105.)	
										Rozière, no. 46. (<i>Bresc-Bautier</i> , no. 29; <i>Regesta</i> , no. 125; <i>Urkunden</i> , no. 108.)	
										Paoli, no. 12. (<i>Cartulaire</i> , no. 84; <i>Regesta</i> , no. 130; <i>Regesta Add.</i> , no. 130; <i>Urkunden</i> , no. 111.)	文中にアッコン領内のCoketum村をバルダ・アルメヌスが所有していたことが解る。Richard, <i>Le royaume</i> , p. 130; Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.
										Delaborde, no. 18. (<i>Regesta</i> , no. 134; <i>Urkunden</i> , no. 116.)	
										Rozière, no. 43. (<i>Bresc-Bautier</i> , no. 31; <i>Regesta</i> , no. 137; <i>Urkunden</i> , no. 109, 124.)	
										“Chartes”, no. 18. (<i>Regesta Add.</i> , no. 137a.)	

表4

整理番号	発給年	発給地	区分	副署人												
33	1134.1.	アンテ オキア	De baronibus	主馬頭 ノー1世 マンシユ エール	マオプロ ス公レオ	ギー・ド メルロン	副伯トマ	ランバ ールの 息子 ジョフ ロワ								
34	1134.-1135.9.23.			ベイル ト領主 ギー・ド ブル バール	ジョフロ ワ・ド バラント	エルサレ ム副伯 ロアル	ナブルス 副伯ウ リク	エルサレ ム副伯 アシュ タン	マルタン ド・ナ ザレ	侍従長 ジャン						
35	1135.8.2.	アンテ オキア	De baronibus	ルノー マンシユ エール	ギー・ド メルロン	ユスター シユ・ド モブン	ジョフロ ワ・ド ギルキ ア	ギョーム ド・ヴェ ルノ	マオプロ ス公レオ							
			De burgen- sibus	ランバ ールの 息子 ジョフ ロワ	ギョーム アヴェル サン	ボードワ ン・バリ アン										
36	1136.4.13.	ナブルス		ナブルス 副伯ウ リク	ベルナ ール・ボ ンシェ	エルサレ ム副伯 ロアル	エロース	厩舎長 サード	王女(メ リザン ド)の 甥ニキ ド・プ リー	ティベ リア領 主ギョ ーム・ ド・プ リー	ジェ ルヴァ ーズ・ ブルグ ンド					
37	1136.9.-	ナブルス	De baronibus	ティベ リア領 主ギョ ーム・ ド・プ リー	酒倉官 バンヤ ン	ラムラ領 主ボー ドワン 1世	イブラン 領主バ リアン 1世	ルニエ ・プリ ユ	オンフロ ワ1世 ド・ト ロン	エルサレ ム副伯 ロアル	ナブルス 副伯ウ リク	ベルナ ール・ボ ンシェ	ボードワ ン・ド ・聖ア ブラハ ム	ゴート エ・マ ルドウ イ		
			De burgen- sibus	ジョフロ ワ・アキ ユ	ルノー ド・モン ロワール	ソワール ド・ベイ ル	ボネ・ド ・トロー ザ	ボルセル	ギョーム ・スト ラーボ							
38	1138.2.5.	エルサレ ム		ティベ リア領 主ギョ ーム・ ド・プ リー	カエサ レ領主 ゴート イ	ベイル ト領主 ギー・ド ブル スバ ール	ラムラ領 主ボー ドワン 1世	エルサレ ム副伯 ロアル	ルニエ ・プリ ユ	イブラン 領主バ リアン 1世	カイファ 領主ウ イアン					
39	1138.2.5.-7.14.	ナブルス		ティベ リア領 主ギョ ーム・ ド・プ リー	ルニエ ・プリ ユ	イブラン 領主バ リアン 1世	ラムラ領 主ボー ドワン 1世	エルサレ ム副伯 ロアル	アンセル ム・ド ・プ リ	ジェル ヴァ ーズ・ ブルグ ンド	ナブルス 副伯ウ リク	ベルナ ール・ボ ンシェ	侍従長 ジャン	メナル ・ド・ ボル ト		
40	1138.12.4.	アッコ ン		トリボ リ伯女 ティ ホナ	エルイ ー ズ	アンセル ム・ド ・プ リ	厩舎長 サード	侍従長 ジャン	ジェル ヴァ ーズ・ ブルグ ンド	ジョフロ ワ・ド ・フ ライ ス ネル	アドラ ール・ ド・レ テ スト	侍従長 ジャン	シモン ・ド ・カ ペ ル			
41	1142			エルサレ ム副伯 ロアル	バンヤ ン・ド ・ヴォ ー ラ	ギョーム ・ド・バ ッ ラ	アロイ ス領主 アル ベ ール・ バル ペイ オ									

フランク人に仕えた現地人たち

フルク発給証書

(俗人のみ、ただし国王宮中職に就く教会人は含む)										典拠
										Rozière, no. 85. (Bresc-Bautier, no. 73; <i>Regesta</i> , 149; <i>Urkunden</i> , no. 129.)
										<i>Urkunden</i> , no. 131.
										Rozière, no. 86. (Bresc-Bautier, no. 74; <i>Regesta</i> , 157; <i>Urkunden</i> , no. 130.)
										<i>Regesta</i> , no. 163. (<i>Urkunden</i> , no. 132.)
ロベール・ド・フランドリオ	ジャン・ゴトマン	侍従ジャン	長舎長サード	ギーティエ・ド・ゴイ	ギヨーム・ド・グラン	ユベール	ノルマン	ロジェ	ステファン	Paoli, no. 17 (<i>Cartulaire</i> , no. 116; <i>Regesta</i> , no. 164; <i>Regesta Add.</i> , no. 164; <i>Urkunden</i> , no. 135.)
										Rozière, no. 33. (Bresc-Bautier, no. 34; <i>Regesta</i> , no. 174; <i>Urkunden</i> , no. 138.)
										Rozière, no. 32. (Bresc-Bautier, no. 33; <i>Regesta</i> , no. 181; <i>Urkunden</i> , no. 139.)
										Rozière, no. 31. (Bresc-Bautier, no. 32; <i>Regesta</i> , no. 179; <i>Urkunden</i> , no. 141.)
										Marsy, no. 2. (<i>Regesta</i> , no. 210; <i>Urkunden</i> , no. 146.)

表5 ボードワン

整理番号	発給年	発給地	区分	副署人											
42	1144.3.10-8.31.		De baronibus	イブラン領主バリアン1世	ラムラ領主	エドゥアール・ド・クレー	バイエルン主君	エルサレム	既舎長		ベルナール・ボシエ	ジョフロワ・アキュ	トーゼ	アンベール・ド・パール	
43	1144			エルサレム副伯	ベルナール・ボシエ	ジェラール・パッセレル	既舎長								
44	1146.2.20.	ティール	De baronibus	主馬頭マナッセル・ディエルジュ	酒倉官ルクリス	ナブルス副伯	既舎長	ベルナール・ボシエ	ジェラール・パッセレル						
45	1147.2.1.	ヤッファ	De baronibus	ギョーム・ド・ブリー	エルサレム副伯	サンジロ副伯	ラムラ領主	ロベール・ド・フランドリ	コンスタン・ド・コー	聖職者ミロン・ド・クレール	ジョフロワ・アキュ	ルノー・ド・ロディ			
46	1147.7.4.	ナブルス		ティベリア領主エリナン・ド・ブリー	バイエルン領主ギョーム・ド・パール	主馬頭マナッセル・ディエルジュ	ラムラ領主	オンフロド・トロ	シドン領主	カエサレ領主エ	エルサレム副伯	フィリップ・ナブルス	ティベリア副伯	ジェール・ド・ブルグ	
47	1150.6.22.	アッコ		ティベリア領主シモン	アッコ副伯	ギョーム・ド・パッラ	国王の施主	その兄弟							
48	1152.4.20.														
49	1152.9.23.	エルサレム		国王の弟アーモ	フィリップ・ナブルス	トリポリ伯	エルサレム副伯	ボードワン・ド・リール	シドン領主	ナブルス副伯	その息子ボードワン・ド・パバル	ボヘモン	その弟	コンスタン	ピエール・ド・ソツ
50	1153.2.26.	アッコ		主馬頭オノン・ド・トロン	ティベリア領主	スカンダレオン主	アッコ副伯	ティベリア副伯							
51	1154.4.20.	ティール		ティベリア領主シモン	フィリップ・ナブルス	ラムラ領主	アッコ副伯	エルサレム副伯	ボードワン・ド・リール	既舎長	ジョスラン・ベッセル				
52	1154.7.30.	アッコ		国王の弟アーモ	主馬頭オノン・ド・トロン	バイエルン領主	シドン領主	ティベリア領主	ティベリア領主	ベッサン領主	カエサレ領主	メンゴ・ジュニ	その息子	ラルフ	
53	1155.1.14.	アッコ	De baronibus regis	主馬頭オノン・ド・トロン	ジャン・ゴトマン	カエサレ領主									
			De hominibus regis	オド・ド・サンタマ	ギョーム・ド・パッラ	オド・ド・トラン	ベッサン領主	カイファヴィアン	ジョスラン・ベッセル	トリポリの主馬頭	アルノー・ド・クレ	モンギョーム2世	アスカロン城代	バルテルミー・ソワソン	
			De burgen-sibus	ユーク・サリアン	「金細工師」ピエール・ベリゴール	ブリック	ジョフロワ・トゥール	ギョーム・ノルマン	ルノー・シッカー	ピエール・ド・サンジャック	ピエール・ユーク	ピエール・ラサール			
54	1155.2.2.-3.														
55	1155.6.27.	エルサレム		主馬頭オノン・ド・トロン	フィリップ・ナブルス	その弟	ラムラ領主	オド・ド・サンタマ	ダヴィデ塔城代	ギョーム・ド・パッラ	ゴヴァン・ド・ラ・ロシュ	ロベール・アサン	トマ・ド・サトロン		
56	1155.6.27.	エルサレム		主馬頭オノン・ド・トロン	フィリップ・ナブルス	その弟	ラムラ領主	オド・ド・サンタマ	ダヴィデ塔城代	ギョーム・ド・パッラ	ゴヴァン・ド・ラ・ロシュ	パバン			
57	1155.7.13.	アッコ		国王の弟	主馬頭オノン・ド・トロン	バイエルン領主	シドン領主	フィリップ・ナブルス	ギー・ル・フランソワ	アンリ・ビュフル	カエサレ領主	ボードワン・リール	ダヴィデ塔城代	オド・ド・サ	

フランク人に仕えた現地人たち

3 世発給証書

(俗人のみ、ただし国王宮中職に就く教会人は含む)											典拠	備考
											Rozière, no. 34. (Bresc-Bautier, no. 38; <i>Regesta</i> , no. 226; <i>Urkunden</i> , no. 210.)	
											Marsy, no. 3. (<i>Regesta</i> , no. 227; <i>Urkunden</i> , no. 212.)	
											Delaborde, 26. (<i>Regesta</i> , no. 240; <i>Urkunden</i> , no. 215.)	
											Les archives, no. 9. (<i>Cartulaire</i> , no. 173; <i>Regesta</i> , no. 244; <i>Regesta Add.</i> , no. 244; <i>Urkunden</i> , no. 214.)	
ゴージェ・マルドゥイ	ジャン・ゴトマン	ロベール・ド・フランドリオ	メド・ゴ・ジェニン	バンヤン・ド・ヴォー	チボー・ナザレ	ユベール・ド・レックジョ	ベッサン領主ユーグ	アドラール・ド・レテスト	アッコ副伯ジロー・ド・ウァラント	メナール・ド・ホルト	Paoli, no. 24. (<i>Cartulaire</i> , no. 175; <i>Regesta</i> , no. 245; <i>Regesta Add.</i> , no. 245; <i>Urkunden</i> , no. 216.)	
											Marsy, no. 7. (<i>Regesta</i> , no. 258; <i>Urkunden</i> , no. 221.)	
											"Chartes", no. 28	
アスカロン城代ジョスランド・サモサック	アンドレ・ド・ミラベル	ジャック・ド・モンギサル	ゴージェ・ド・カイモン								<i>Regesta</i> , no. 276. (<i>Urkunden</i> , no. 227.)	
											Strehlke, no. 1. (<i>Regesta</i> , no. 281; <i>Urkunden</i> , no. 228.)	
											Delaborde, 29. (<i>Regesta</i> , no. 291; <i>Urkunden</i> , no. 226.)	
											Paoli, no. 30. (<i>Cartulaire</i> , no. 225; <i>Regesta</i> , no. 293; <i>Regesta Add.</i> , no. 293; <i>Urkunden</i> , no. 232.)	
エルサレム副伯アルヌール1世											Rozière, no. 56. (Bresc-Bautier, no. 41; <i>Regesta</i> , no. 299; <i>Urkunden</i> , no. 233.)	表 7-8. 文中に騎士アラブの村落について言及される。Richard, <i>Le royaume</i> , p. 131; Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.
											"Inventaire", no. 52. (<i>Regesta Add.</i> , no. 315a; <i>Urkunden</i> , no. 234.)	
											Rozière, no. 51. (Bresc-Bautier, no. 39; <i>Regesta</i> , no. 306; <i>Urkunden</i> , no. 236.)	
											Rozière, no. 52. (Bresc-Bautier, no. 40; <i>Regesta</i> , no. 307; <i>Urkunden</i> , no. 237.)	
ギヨーム・ド・バッラ											Rozière, no. 53. (Bresc-Bautier, no. 42; <i>Regesta</i> , no. 309; <i>Urkunden</i> , no. 238.)	

表5

整理番号	発給年	発給地	区分	副署人											
58	1156.6.7.	アッコ		主馬頭オ ンフロワ 2世・ド・ トロン	ペイルー ト領主 ギー・ド・ ス ブル	シドン領 主ジェ ラル	ボードワ ン・ド・ リール	既舎長オ ド・タ マ	ギョーム・ パッ ラ	エルベ ール	侍従長 ゴヴァ ン・ド・ラ ロシュ				
59	1156.11.2.	アッコ		アスカロ ア モーリー	ロベール ド・ボル ト	「鷹使い」 ルノー									
60	1157.10.4.	アッコ		シドン領 主ジェ ラル	ギョーム・ ティベリ ア	フィリップ ド・ナ ブル	カエサレ ア領主 ユーグ	ベッサン 領主 モン1世	ギー・ル フランソ ワ	アンリ・ ル・ビ ュフル					
61	1159.3.13.	アッコ		主馬頭オ ンフロワ 2世・ド・ トロン	ティベリ ア城代に して現 ティベリ ア領主 ギー・ド・ エド・サ ント メール	ベッサン 領主 モン1世	既舎長 ギョーム	ティベリ ア領主 ギョ ム	オド・ド・ サンタ マ	オトン・ リス ベルク	ゴージェ ド・ド ゲッラ				
62	1160.1.28.	シドン		エルサレ ム副伯 兼オド ド・サン タマン	ボン・ス ド・カイ ファ	ラベル・ ド・モン レアル	騎士マル セル	ベルナ ール・バ ンク エット	ジェラ ール・ド ・ド・ク ニユー	領女オ ザンナ の息子 ジャン	ガリ ース・ バル ヴの 息子 ボネ	アンド レの 同輩 ル ノー	ベル ナー グ ナ ニ	書記官 ミ シェ ル	
63	1160.3.16.	Blahasent (シドン近 郊)		主馬頭オ ンフロワ 2世・ド・ トロン	ティベリ ア領主 ギー・ド エド・サ ント メール	フィリップ ド・ナ ブル	カエサレ ア領主 ユーグ	ベッサン 領主 モン1世	ギー・ル フランソ ワ	アンリ ・ル・ ビ ュフル	ナブル ス副 伯 アル				
64	1160.7.25.	アッコ	De baroni- bus et hominibus regis	アスカロ ア モーリー	主馬頭オ ンフロワ 2世・ド・ トロン	ギー・ル フランソ ワ	既舎長 ギョーム	ナザレ副 伯ア ブラ ハム	オトン ・ド・ リス ベルク	ギー・ド ・ド マ ネール	アル ベ ール・ ド・レ テ スト	ゴ ット シャル ク	森林官 ビ エ ール		
65	1160.7.25.	アッコ	De baroni- bus et hominibus regis	同上											
66	1160.7.26.	アッコ	De baroni- bus et hominibus regis	アスカロ ア モーリー	主馬頭オ ンフロワ 2世・ド・ トロン	その息子 フロワ 3世・ド ・ド ト ロン	ティベリ ア領主 ギー・ド エド・サ ント メール	ベッサン 領主 モン1世	シドン領 主ジェ ラル	カエサレ ア領主 ユーグ	フィリップ ド・ナ ブル	ペイルー ト領主 ギー・ド エド・ ス ブル	ギー・ル フランソ ワ	アンリ ・ル・ ビ ュフル	
67	1160.11.29.	エルサレ ム		アスカロ ア モーリー	主馬頭オ ンフロワ 2世・ド・ トロン	ティベリ ア領主 ギー・ド エド・サ ント メール	シドン領 主ジェ ラル	ペイルー ト領主 ギー・ド エド・ ス ブル	フィリップ ド・ナ ブル	カエサレ ア領主 ユーグ	ベッサン 領主 モン1世	ギー・ル フランソ ワ	アンリ ・ル・ ビ ュフル	既舎長 ギョーム	
68	1161.7.31.	ナザレ		主馬頭オ ンフロワ 2世・ド・ トロン	その息子 フロワ 3世・ド ・ド ト ロン	ティベリ ア城代兼 領主 ギー・ド エド・サ ント メール	カエサレ ア領主 ユーグ	ペイルー ト領主 ギー・ド エド・ ス ブル	アルノー ・ド・ク レ ス	トリボ リの 主馬 頭 「文無 し」 ユーグ	ギョーム ボ セル	カイ フ ア ヴィ アン	その息子 バンヤ ン	既舎長 ギョーム	
69	1161.11.21.	アッコ		アスカロ ア モーリー	主馬頭オ ンフロワ 2世・ド・ トロン	フィリップ ド・ナ ブル	ラムラ領 主ユー ブ ラン ディ ン	カエサレ ア領主 ユーグ	ボードワ ン・ド・ リール	ティベリ ア城代兼 領主 ギー・ド エド・サ ント メール	ベッサン 領主 モン1世	アッコ ン副 伯 ラン バー	ギョーム ド ウル サ	ギー・ド ・ド マ ネール	
70	1156.6.7.- 1163.2.10.														

フランク人に仕えた現地人たち

つづき

(俗人のみ、ただし国王宮中職に就く教会人は含む)											典拠	備考
											Paoli, no. 32. (<i>Cartulaire</i> , no. 244; <i>Regesta</i> , no. 321; <i>Regesta Add.</i> , no. 321; <i>Urkunden</i> , no. 241.)	
											Müller, no. 5. (<i>Regesta</i> , no. 322; <i>Urkunden</i> , no. 242.)	
											Paoli, no. 34. (<i>Cartulaire</i> , no. 258; <i>Regesta</i> , no. 325; <i>Regesta Add.</i> , no. 325; <i>Urkunden</i> , no. 244.)	
											Delaborde, no. 33. (<i>Regesta</i> , no. 336; <i>Urkunden</i> , no. 248.)	文中に、メリザンドが「あるトゥルコブルスに Casracos 村 (現 Kh. el-Kuz) の「一部」 particula を与えていると記される。
											Strehlke, no. 2. (<i>Regesta</i> , no. 341; <i>Urkunden</i> , no. 253.)	
											Paoli, no. 50. (<i>Regesta</i> , no. 344; <i>Urkunden</i> , no. 254.)	
											Rozière, no. 57. (<i>Bresc-Bautier</i> , no. 44; <i>Regesta</i> , no. 352; <i>Urkunden</i> , no. 255.)	
											Rozière, no. 55. (<i>Bresc-Bautier</i> , no. 43; <i>Regesta</i> , no. 353; <i>Urkunden</i> , no. 256.)	
ラムラ領主ユーグ・ディブラン	その弟でミラベル領主ボドワ2世・ディブラン	厩舎長ギョーム	エルサレム城代オド・サンタマン								Rozière, no. 54. (<i>Bresc-Bautier</i> , no. 45; <i>Regesta</i> , no. 354; <i>Urkunden</i> , no. 258.)	
エルサレム副伯オド・サンタマン	シモン・ドスダン										Paoli, no. 36. (<i>Cartulare</i> , no. 296; <i>Regesta</i> , no. 355; <i>Regesta Add.</i> , no. 355; <i>Urkunden</i> , no. 260.)	
エルサレム城代兼副伯オド・サンタマン	アッコクラ副伯ランバール	バンヤン・ド・ヴォー	ジェラルド・プージー	ジョフロワ・トゥール	ジョスラン・ベッセル	ナブルス副伯アル	ボードワ・ド・アパル	ジャン・ウランシエヌ	ゴメルード・ナブルス	ユベール	Strehlke, no. 3. (<i>Regesta</i> , no. 366; <i>Urkunden</i> , no. 263.)	
											Rozière, no. 99. (<i>Bresc-Bautier</i> , no. 87; <i>Regesta</i> , no. 368; <i>Urkunden</i> , no. 264.)	
											<i>Regesta Add.</i> , no. 598a. (<i>Urkunden</i> , no. 268.)	

表6 メリザ

整理番号	発給年	発給地	区分	副署人																
a	1149			元アッコ ン副伯 ジェ ラル ド・ ヴァ レン シ ア	メナ ール ・ ド ・ ボ ル ト	ドレ														
				国王の内 膳頭イ サーク	ジャン の甥 ユグ	その妻 トマ	カエ サレ ア 領主 ゴー ティ エ	その息 子ユ スタ ーシ ユ	オド ・ ス ト ラ ー ボ											
b	1150.6.22.-			息子ア モー リー	エル サレ ム副 伯ロ アー ル・ バン セル	フィ リッ プ・ ナ ブル ス	主馬 頭マ ナッ セ・ ディ エル ジュ	エル サレ ム副 伯ロ アー ル	書記官 ジャ ン	総大司 教の 高書 官エ ル ネ ール	フルク ・ ド ・ ゲ ラン	女王 の侍 従長 ニコ ラ	ジャン ・ ド ・ ウ ァ ラ ン シ エ ン ヌ	プ リ ー ト						
c	1150			イブラ ン領 主バ リア ン1 世	その息 子の ラム ラ領 主ユ ーグ ・ ディ ブラン	主馬 頭マ ナッ セ・ ディ エル ジュ	エル サレ ム副 伯ロ アー ル	オン フ ロ ワ ・ ド ・ ト ロン	ゴー テ ィ エ ・ マ ド ウ ィ	ギー ・ ル ・ フ ラ ン ソ ワ	ロベ ール ・ ド ・ フ ラ ン ド リ オ	ナブル ス副 伯ア モー リー	その息 子							
d	1150.12.25.- 1151.8.31.			ヤッファ 伯ア モー リー	主馬 頭マ ナッ セ・ ディ エル ジュ	フィ リッ プ・ ナ ブル ス	エル サレ ム副 伯ロ アー ル	ラルフ ・ ス ト ラ ー ボ	ナブル ス副 伯ウ ルリ ク	その息 子	ボー ド ワ ン ・ プ バ ル	ゴー テ ィ エ ・ マ ド ウ ィ	ジャン ・ ボ シ ェ							
				De burgensibus	トー ゼ	アン ベ ール ・ ド ・ バ ー ル	「金細 工師」 ピエ ール ・ ベ リ ゴー ル	シモ ン・ ル フ ス	アル ベ ール ・ ロ ン バ ル ド											
e	1151			ジル ベ ール ・ リ ザ ン ク ール	エル サレ ム副 伯ラ ド フ ・ ス ト ラ ー ボ	女王 の侍 従長 ニコ ラ	バン セル													
f	1152.4.			エル サレ ム副 伯ロ アー ル	その甥 のラ ルフ	ジャン ・ ド ・ ウ ァ ラ ン シ エ ン ヌ	ババ ン	フルク ・ ニ ジェ	セリ ム	バン セル	トー ゼ	ロル シユ ・ ド ・ ナ ザ レ	エル メ ノー							
g	11551.14.- 8.31.			フィ リッ プ・ ナ ブル ス	その弟 アン リル ・ ビ ユ フル	ナブル ス副 伯ロ アー ル														
h	1159			ルノー ・ ド ・ サ ン ウ ァ レ リ オ	フィ リッ プ・ ナ ブル ス	カエ サレ ア 領主 ユグ	ベッサ ン領 主グ レモ ン1 世	ナブル ス副 伯ボ ード ワ ン ・ プ バ ル	ジェ ラ ール ・ バ ッ セ レ ール	ロベ ール ・ レ テ ス ト	フルク ・ ニ ジェ	ギョ ーム ・ ノ ル マ ン	陪審 シモ ン							
i	1159																			
j	1160			ヤッファ 伯ア モー リー	ロアー ル・ ナ ブル ス	ナブル ス副 伯の 息子 ボード ワ ン	ナブル ス副 伯ボ ード ワ ン ・ プ バ ル	ジャン ・ ド ・ ウ ァ ラ ン シ エ ン ヌ	ジャン ・ ボ シ ェ	ジェ ラ ール ・ バ ッ セ レ ール	ステ ファ ン 師	ジル ベ ール ・ ド ・ フ ラ ン ド ウ ク								

フランク人に仕えた現地人たち

ンド発給証書

(俗人のみ、ただし国王宮中職に就く教会人は含む)							典拠
							Paoli, no. 26. (<i>Cartulaire</i> , no. 180 : <i>Regesta</i> , no. 256 : <i>Regesta Add.</i> , no. 256 : <i>Urkunden</i> , no. 175.)
アルベール・ロンバルド	「金細工師」 ピエール・ベリゴール	エルベール・ストラーボ	ルノー・シッカー	ピエール・ソロモン	セノーレ・リ・バルマ	ピエール	Marsy, no. 8. (<i>Regesta</i> , no. 259 : <i>Urkunden</i> , no. 178.)
							Paoli, no. 28. (<i>Cartulaire</i> , no. 191 : <i>Regesta</i> , no. 262 : <i>Regesta Add.</i> , no. 262 : <i>Urkunden</i> , no. 177.)
							Rozière, no. 49. (<i>Bresc-Bautier</i> , no. 35 : <i>Regesta</i> , no. 268 : <i>Urkunden</i> , no. 179.)
							Marsy, no. 10. (<i>Regesta</i> , no. 269 : <i>Urkunden</i> , no. 180.)
その兄弟エリア	女王の侍従長ニコラ	オド・ド・トウルカム	ラルフ・フオーシュニール	エルベール・ド・レジテス			Rozière, no. 48. (<i>Bresc-Bautier</i> , no. 36 : <i>Regesta</i> , no. 278 : <i>Urkunden</i> , no. 184.)
							Rozière, no. 50. (<i>Bresc-Bautier</i> , no. 37 : <i>Regesta</i> , no. 313 : <i>Urkunden</i> , no. 188.)
エルベール・トゥール	ジェラルド・レックス・ド・マホメリア						Marsy, no. 16. (<i>Regesta</i> , no. 338 : <i>Urkunden</i> , no. 196.)
							<i>Cartulaire</i> , no. 279. (<i>Regesta Add.</i> , no. 339a : <i>Urkunden</i> , no. 202.)
							Delaborde, no. 34. (<i>Regesta</i> , no. 359 : <i>Urkunden</i> , no. 194.)

していた。このことが、バクターシュがフランク人の下に行き、彼らに加わった動機である。

ここからはフランク人の軍勢に複数のムスリムが存在したことも解るが、それはさて置き、ここで言う「すでに述べたように」の内容を、上に引用した文章を遡って見てみよう。

ラマダーン月（1104年6月）に、ダマスクス領主のトゥトゥシュ・ブン・アルプ・アルスラーンの息子であるドゥカーク殿が亡くなった。彼のアターベクであったトゥグタキーンは、1歳であったドゥカークの幼子を（後継者として）主張し、彼を名ばかりの統治者にした。その後のズー・アルヒッジャ月（1104年9月）に、彼（トゥグタキーン）はその名の下にフトバを廃し、その責をこの少年の叔父であるバクターシュ・ブン・トゥトゥシュに負わせた。その時、彼は12歳であった。

トゥグタキーンは、ラフバの町を攻撃することを（バクターシュに）提示した。彼（バクターシュ）はゆっくりとそこに行き、そこを占領し、（ダマスクスへ）戻った。しかし、トゥグタキーンが彼（バクターシュ）の入市を妨げたため、彼は自分の居城へと行き、その間にトゥグタキーンはドゥカークの幼子のためにフトバを再開した。

バクターシュがトゥグタキーンと疎遠になった理由は、彼の母がトゥグタキーンに警戒するよう忠告したことにあった。彼女が言うには、「彼（トゥグタキーン）はドゥカークの母の夫であり、彼女はお前を殺して孫を統治者にするまで彼を一人にしておかないでしょう」とのことであった。ゆえに、彼（バクターシュ）は恐れ、トゥグタキーンを妬む者たちは、最善の策として彼にダマスクスを離れてパールベックに行き、そこで人を集めた上でフランク人から軍事援助を取り付け、ダマスクスをトゥグタキーンから奪取するように提案した。498年のサファル月（1104年10月22日～11月19日）、彼は秘かにダマスクスを離れ、バクターシュと共にこの計画を考えた者の一人であったブスラーのアミール、アイタキーン・アル・ハラビーがそこに加わった。彼らはハウラーン地域を略奪し、無法者たちが彼らに加わった。彼らは、軍事援助を求めべくフランク人の王ボードワン（1世）に打診した。彼はこれに応じて彼らに合流し、合意した。彼らは数日間を共に過ごしたが、彼らは彼の側につくことをダマスクス方面における混乱と破壊の誘因のみとみなした。彼らは彼からの援助を諦めて彼の下を離れ、ラフバの砂漠を越えて進んだ。バクターシュはラフバを占拠したが、その後そこを離れた。

トゥグタキーンはダマスクスでの地位を確立し、権力を独占した。彼は住民たちに良くして彼らの間に正義を広めたので、彼らは彼を大いに喜んだ⁽²³⁾。

⁽²³⁾ al-Athir, p. 80 f.

この行では最終的に当時 12 歳であったバクターシュとボードワン 1 世は袂を分かったことになっており、アルベルトの記述とは異なるところがある。これは、13 世期前半にモスルにて年代記を作成したイブン・アッラティールが、12 世期半ばに作成されたイブン・アル・カラーニシーの『ダマスクス史』から情報を得たことに起因するのであろう。それでは、イブン・アル・カラーニシーの作品から関連する箇所を引用して確認してみよう。

彼（ダマスクス領主のシャムス・アル・ムルーク・ドゥカーク）は、まさに死に際して、回復の望みがすべて失われた時、彼の母ファートウン・サフワト・アル・ムルク（トゥグタキーン）の妻でもあった）は彼に神に誓い、その望みを打ち明け、その故国と子供たちを導き手なく立ち去らないように請うた。そこで彼は、アミールのザーヒルッディーン（・トゥグタキーン）・アターベクに、その死後の統治権と彼の幼子トゥトウシュ・ブン・ドゥカーク・ブン・タージ・アッダウラが成年に達するまでの養育権を委ねた。そして、彼（トゥグタキーン）に王子に良い教育を施すよう命じ、その心の内にあるすべてのことを打ち明けると、その年のラマダーン月 12 日（1104 年 6 月 8 日）、彼は神の慈悲の下へと去った。

さて、このことに先んじて、ザーヒルッディーン・アターベクは、死ぬほどの病の苦しみにあったが、神の寛大さによってその健康は病に打ち勝ち、彼は回復した。彼は慈悲深い政策によって軍隊と市民を味方につけはじめ、国のアミールたちや役人たちに心付けを渡した。彼は国庫から自由に、荣誉ある衣服や貴重品、贈り物に金銭を費やした。彼は聖典の教訓をその行いの模範とした。彼は、無法者や悪人の中に恐怖心を植え付けたが、忠実なる者や善良なる者に報酬を与えることには過度に気前が良かった。すべての人の心はその気前の良さにより彼に惹きつけられ、その細心の注意と気前の良さは心の揺れ動きやすい人々の心を掴んだ。このようにして、その統制は安全に確立し、人々は挙って彼に従った。

その死の前に、アル・マルク・シャムス・アル・ムルークは、スルタンのタージ・アッダウラの息子で兄弟のアル・マリク・イルターシュ（＝バクターシュ・ブン・トゥトウシュ）を、その父の解放奴隷であるファフル・アッダウラ・グムシュタギーンの下で監禁状態に置かれるようにするために、バールベック城へと派遣した。ザーヒルッディーン・アターベクは、その行いをタージ・アッダウラの息子たちに対する義務の一部とみなし、その解放奴隷にイルターシュを解放してダマスクスへと連れてくるよう指示した。彼が到着すると、ザーヒルッディーンは彼に会いに行き、大いなる名誉と儀礼と従順をもって彼を受け入れ、彼の兄弟シャムス・アル・ムルークの位置に彼を据えた。彼は、アミール、役人、軍隊にその王子の命令に従順たるように、そして彼に全身全霊で忠実に使えるように命令を発し、そして 497 年のズー・アルヒッジャ

月24日の土曜日(1104年9月17日)に王位の上に彼(イルターシュ)を据えた。その結果、事態は安全に収まり、彼は民たちの信頼を享受した。

しかし、それを止めることもそこから身を守ることもできない運命づけられた天命どおりに、王ムフイー・アッディン・イルターシュをザーヒルッディーン・アターバクおよびシャムス・アル・ムルクの母ファートゥーン・サフワト・アル・ムルクから引き離すことで、この合意に騒乱をもたらして転覆させようと画策する輩たちが現れた。実際のところの状況は画策者の話とは裏腹であったが、彼(イルターシュ)の母は、彼の心の中にこれら二人の恐怖を染み込ませ、彼らは恐らく彼に対しての陰謀を企てており、彼を殺害するであろうと彼に思わせるように仕向けた。その結果、彼は彼らに恐怖心を抱くようになり、彼の支持者と軍勢とに合流するためにダマスクスの町とその王国を放棄してバールベックに戻るほうが得策であると示された時、彼は498年サファル月(1104年10月22日以降)に秘かに町から去った。この悪なる闘争を見込んで彼らの間になされていた合意に従って、ボスラ領主のアイタキーン・アル・ハラビーもまたそこに逃れた。彼らは、ハウラーン地方を荒らし始め、フランク人の国王ボードワン(1世)に助力を求めつつ接触した。さらに、彼らは彼(ボードワン)の下に行き、ダマスクスへと侵攻してその領域を略奪するように唆しながら、フランク人たちの真っただ中にしばし時を過ごした。しかし、彼らの努力は実を結ばず、彼ら(フランク人)から利益を引き出すことはなかった。(フランク人からの)援助を引き出すことが無駄だと悟り、好ましい答えを得る希望が失われた時、彼らは共に砂漠地域を通してアル・ラバに向けて出発した。彼らの出立後、ザーヒルッディーンの地位は安全に確立され、彼は単独で支配権を行使して自身の権威に基づいて統治を行った。その行政と良き統治の下で、ダマスクスとその支配領域は繁栄した⁽²⁴⁾。

(1105年4月～8月、エジプトからザーヒルッディーン・アターバクに、対フランク人のための援軍要請。しかし、近隣情勢のために実現せず、ボスラ包囲を優先する。)なぜならば、イルターシュ・ブヌ・タージ・アッダウラとアレppoのアイタキーンが町中におり、上述のごとくフランク人との交渉を行っていたからである。その後、彼(ザーヒルッディーン)は考えを変え、聖戦のなかでエジプト軍に援助するためにその軍勢に加わるのが最善の道であると判断し、そこに向けて出発して、アスカロン郊外へと到着し、エジプト人の近くに陣を構えた。このことを耳にしたフランク人は、軍勢を集めてアスカロンに向けて進軍した。この年のズー・アルヒッジャ月14日(1105年8月27日)、ヤーファー(ヤッファ)とアスカロンの間で両軍が衝突し、アスカロンの統治者を殺害して幾人かの指揮官を捕虜にするなどしてフランク人がムスリムに

⁽²⁴⁾ al-Qalānisi, pp. 62-65.

対して勝利を収めた。エジプト軍司令官はアスカロンへ、ダマスクス軍司令官はボスラへと逃れた。ムスリムの戦死者はフランク人の戦死者とほぼ同数であったと言われている。軍司令官と共にボスラに戻る道中で、ザーヒルッディーンは、フランク人から援助を受ける見込みを失ったイルターシュ王とアレッポのアイタキーンがアル・ラバに向けて進むのを見た。そこで彼らはしばし共に時を過ごした後に別れた⁽²⁵⁾。

(1106 年末～1107 年初頭、アミールのジャーワリー・サカーワがアル・ラバを占領) 彼は、そこには兄弟のドゥカーク王の死後ダマスクスから逃れていたイルターシュ・ブヌ・タージ・アツダウラが共にいたのであるが、ダマスクス領主のシャムス・アル・ムルク・ドゥカーク王のためにその町を統治していたムハンマドに、その町を彼に明け渡すように促す書簡を送った。(その後、町は占領され、イルターシュはジャーワリーの下で自由を制限される)⁽²⁶⁾。

当然のことながら、基本的な話の筋はイブン・アッラティールとイブン・カラーニシーとで同じである。ただし、両者の間には大きく見て二つの重要な違いがある。まずは、トゥグタキーンとバクターシュ（イルターシュ）との関係悪化が前者自身の陰謀によるのか介在者によるものなのかという点、二点目はバクターシュが 1105 年にアスカロンを攻撃するボードワン 1 世の軍勢に加わっていたか否かという点である。ほぼ同時代にダマスクスの行政官や軍事統率者を経験していたイブン・カラーニシーにとって⁽²⁷⁾、先代領主の息子であるバクターシュも、事実上の領主であるトゥグタキーンも悪なる者として描くわけにはいかなかったのであろう。ましてや、ザンギーやヌールッディーンの時期に高揚した対フランク人への聖戦意識という風潮の中で、バクターシュがフランク人の軍勢でムスリムに対して戦ったという情報を記すことはタブーであったのかもしれない。最後の引用部に記されるように、バクターシュの末路は軟禁状態に置かれたことになっており、これ以降にバクターシュはその記述中に現れない。逆説的に見ると、このことは、バクターシュがフランク人の軍勢に加わった後に再びイスラーム世界に戻ることがなかったことを暗示しているのかもしれない。一方で、後世から客観的に出来事を見つめることができ、かつその記述からしてより多くの情報源を有していたと思われるイブン・アッラティールの記述は、より真実に近いものを描き出していると考えられよう。

1104 年に当時 12 歳であったダマスクス領主の息子バクターシュが権力闘争に敗れた末に仲間を率いてボードワン 1 世の下を訪れたこと（ギベールの記述では「捕えられた」

⁽²⁵⁾ al-Qalānisi, p. 70 f.

⁽²⁶⁾ al-Qalānisi, p. 77-79.

⁽²⁷⁾ なお、イスラーム世界の年代記作者については、Christie, N., *Muslims and Crusaders: Christianity's Wars in the Middle East, 1095-1382, from the Islamic Sources*, London, 2014、などを参照されたい。

と表現)、その際に彼は自分を「ムハンマド」と名乗っていたこと、1104年以降にボードワン1世のサークルの一員にゴートイエ・ムハンマドが現れること、1105年のアスカロン戦において武力に長けた「ムハンマド」が戦っていたこと、1107年に対アスカロンの拠点であるヘブロンがゴートイエ・ムハンマドに下封されたこと、これらの出来事は時系列的に無理なく並べることができる。確かに、まだ一つの問題が残っている。上にあるようにイブン・アル・カラーニシーはバクターシュがダマスクスを離れたのは1104年10月22日以降であったと記す一方で、ゴートイエ・ムハンマドが初めて現れるボードワン1世発給証書(表1-4)の日付について、『エルサレム国王証書集』を編纂したH・マイヤーは1104年5月26日から同年9月23日の間と算定している点である⁽²⁸⁾。しかし、この証書自体には「1104年」と記されるのみである。その内容は、ジェノヴァにアルスールの1/3の所有権を与えることなどを承認することであるが、マイヤーの日付算定の根拠はジェノヴァ共和国のコンスルも務めたカッファロー・ディ・ルスティ・ダ・カスキフェローネの『ジェノヴァ編年記』の記述にある。しかし、マイヤーも脚注にて列挙するように、『ジェノヴァ編年記』の編者によってその日付は1104年9月24日から1105年の幅の中でまちまちであり、それは不確かな点を多分に含んでいる⁽²⁹⁾。従って、「ムハンマド」、バクターシュ、ゴートイエ・ムハンマドが同一人物であったと想定することは、まだその可能性を失っていないと言える。さらに、その名からして現地人であるアルド(表2-7、表2-16)は、いずれもゴートイエ・ムハンマドと共に副署人欄に現れることから、バクターシュに従ってフランク人領域にやって来た人物であった可能性も付け加えておきたい。

このように考えると、「ムハンマド」=バクターシュ=ゴートイエ・ムハンマドの事例は、その初期において十字軍国家はなにがしかの理由によって故国を離れざるをえなくなった近隣のイスラーム支配者にとっての受け皿として機能していたことを示すと同時に、そのような者が貴族にもなりえたことを示している、と言えるのである。

(2) 厩舎長サード

さて、ボードワン1世発給証書には、もう一人その名からして現地人である「メゴルの息子ゲオルギオス」(表1-13)が副署人として現れる。この証書は、エルサレム副伯ピセルがヨサファ谷聖母マリア修道院にナブルス領内の村落を譲渡することを承認したものであり、ゲオルギオスと並んで「公証人ファット」と「通訳官(interpres)サミュエル」といった肩書を持つ者たちが現れることから、彼は恐らくは当該村落の関係者であっ

⁽²⁸⁾ *Urkunden*, 1, S. 137 f.

⁽²⁹⁾ ちなみに、近年に『ジェノヴァ編年記』の英訳版が刊行されたが、ここで問題となっている出来事の日付については明確にされていない。Hall, M. and Philips, J. (ed. And tra.), *Caffaro, Genoa and the Twelfth-Century Crusade*, Ashgate, 2013, pp. 51-57, 174-176.

たと推察される。そして、同様のことは1152年4月に発給されたメリザンド証書に現れるセリム（表5-f）についても言える。これらの者たちを除くと、ボードワン2世以降の国王証書に現れるのは、宮中職である「厩舎長（marescalcus）」の肩書を持つサードただ一人となる。

ゴートイエ・ムハンマドとは異なり、彼が国王発給証書に副署する頻度は必ずしも高くない。しかし、そのキャリアは1125年から1154年までと約30年間に及ぶ（表3-22・27、表4-36・37・40、表5-42・43・44・51）。また、やはりゴートイエとは異なり、証書以外の史料に彼の痕跡は残っておらず、我々は彼についてのことを他から推し量る術を持たない。ただし、多分に状況証拠的ではあるが、彼が国王証書に初めて現れる1125年3月～5月という日付けが、ボードワン2世が約1年間に及ぶ捕虜期間（1123年4月18日捕囚、1124年8月29日保釈、1125年4月頃までに帰還）の直後であることからすると、捕虜という経験が現地人から馬や戦術について学ぶ必要性を彼に感じさせた結果として、サードが厩舎長に任命されたと考えることを可能とする。また、マーレーによると、ボードワン2世はその王位を巡って貴族層からの二度の「反乱」を経験した。一度目は、彼の即位時に起こった。貴族層は、ボードワン1世の従兄弟であるエデッサ伯ボードワン・ド・ブルク（ボードワン2世）ではなく、血統の点において継承権を優先的に有するゴドフロワ・ド・ブイヨンおよびボードワン1世の兄であるユスターシュ3世・ド・ブローニュを支持した。そして二度目は、ボードワン2世の捕囚中に起こった。この間に再び反ボードワン2世派の活動が表面化し、貴族たちは新たなエルサレム国王としてフランドル伯シャルル（善良伯）を据えようとした。いずれも対抗馬が辞退したために事は収まったが、ボードワン2世は、新たな人材を登用するという形で権力基盤を刷新する必要にかられ、サードを厩舎長に任命したのもその一環であった⁽³⁰⁾。マーレーの主たる目的は、詳細なプロソポグラフィックな分析から初期のエルサレム王国における「王朝」形成過程を再構成することであったが、この彼の指摘は、現地人の登用と十字軍国家の構造との関係を見る上でも重要かつ有効であろう。

以上の二点を念頭に置いて表2～表6を眺めてみると、あることに気付く。それは、軍事指揮権を持ち、厩舎長の上司とも言える宮中職である「主馬頭（constabularius）」との

⁽³⁰⁾ Murray, *The Crusader Kingdom*, p. 115 ff. 他にマーレーが挙げているのは、テンプル騎士修道会を結成したユーグ・ド・パンヤンとのパーソナルな関係の構築や、そもそもエデッサ伯時代に結婚していたアルメニア王国貴族家系出身のモルフィアを介してのアルメニア人の登用である。また、ボードワン2世に対する「反乱」の詳細については、他に、Mayer, “Jérusalem et Antioche au temps de Bauduin II”, *Comptes rendus des séances de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, Paris, 1980, pp. 716-736; Id., “Angevins versus Normans: The New Men of King Fulk of Jerusalem”, *Proceedings of the American Philosophical Society*, 133, 1989, pp. 1-25; Id., “Mélanges sur l'histoire du royaume latin de Jérusalem”, *Mémoires de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, n. s. 5, Paris, 1984, pp. 731-791; Murray, “Baldwin II and his Nobles: Baronial Factionalism and Dissent in the Kingdom of Jerusalem, 1118-1134”, *Nottingham Medieval Studies*, 38, 1994, pp. 60-85、などを参照されたい。

兼ね合いに見られる変化である。まず、ボードワン1世期の主馬頭シモン(表2-7・11・14・15および14')が、ボードワン2世期にユーク・ショール・ド・ルシー(表3-19)に入れ替わる。しかし、その活動はボードワン2世が捕虜となるまでである。上記のように、彼の保釈後にサードが厩舎長に任命されるが、主馬頭のポストは空席のままであった。すなわち、事実上サードは軍事的役職のトップであり、それはフルク統治期を通じて維持された⁽³¹⁾。しかし、ボードワン3世期になると、フランク人の主馬頭マナッセ・ディエルジュ(表5-44・46および表6-b・c・d)がまず現れ、1150年代以降にはオンフロワ2世・ド・トロンへと引き継がれていく(表5-50・52・53・55・56・57・58・61・63・64・66・67・68・69)。そして、後者の下で、厩舎長もフランク人のオド・ド・サンタマン(表5-58)、そしてギョーム(表5-61・64・66・67・68)が任命される。オドが後にテンプル騎士修道会総長となるように、この後に厩舎長職は言わばテンプル騎士修道会総長の輩出母体の一つとなっていくのであるが⁽³²⁾、初代の厩舎長サードは、恐らくはトゥルコポーレースに関するノウハウをフランク人に与えたことで、その役割を終えたのであろう。なぜならば、表1の中に散見されるように(表1-24・40・52・60・64)、1160年代以降に騎士修道会組織の中にトゥルコポーレースが明確に位置付けられていくからである。この点については、後でもう少し踏み込んで考えてみたい。

さて、繰り返しになるが、1154年を最後に国王証書の副署人欄から現地人と思われる人物は姿を消すこととなる。1120年代よりヨーロッパからの移住者が増えた結果として⁽³³⁾、そして、例えばエルサレム王国では1140年代頃より領主家系が安定していった結果として貴族層が形成され、国王宮廷サークルの構成員が固定化・閉鎖化されていく傾向が見られたが⁽³⁴⁾、その結果としてそこに現地人を補充する必要性および彼らが入り込む余地が失われたのであろう⁽³⁵⁾。また、いかなる理由・背景によるものかは解らないが、これ

⁽³¹⁾ なお、イブラン領主兼ヤッファの主馬頭バリアン1世(表3-32)はヤッファの、主馬頭ルノー1世・マンシュエール(表4-33)はアンティオキアの主馬頭であった。

⁽³²⁾ 拙稿「騎士修道会と *curia regis* — 前期エルサレム王国に関する一考察 —」『東北学院大学論集 歴史と文化(旧歴史学・地理学)』45号、2010年、75～89頁(以下、「*curia regis*」と略記)。

⁽³³⁾ 拙稿「都市エルサレムのブルジョワ — 前期エルサレム王国の統治構造 —」『史林』83巻2号、2000年、73～90頁、を参照。

⁽³⁴⁾ 詳細については、拙稿「エルサレム王国における騎士修道会の発展 — 会議・集会の分析を中心に —」『史林』81巻4号、1998年、121～127頁; 拙稿「「修道会」から「騎士修道会」へ — 聖ヨハネ修道会の軍事化 —」『史学雑誌』110編8号、2001年、30～55頁; 拙稿「前期エルサレム王国における国王戴冠と司教任命」『西洋史学』206号、2002年、72～74頁; 拙稿「*curia regis*」75～89頁、を参照されたい。なお、J・プラワーは、初期に領主家系が未発達であったと考える根拠の一例として、ゴーティエ・ムハンマドの存在を挙げている。Prawer, J., *Crusader Institutions*, London, 1980, p. 23.

⁽³⁵⁾ なお、当然のことながら現地の言葉に精通した現地人がその利点を活かすことのできる職務としては外交的な使節が思い浮かぶが、史料からは次の一例のみしか確認できない。「(1144年、ダマスクス領主ウナルとの和平交渉を巡って)この使命に対して、かなり怪しい噂のある男が選ばれた。彼は、以前に同様の任務において、キリストの民たちに対して不実に行動したのであった。しかし、彼はトルコ人の言葉に精通していたために、今回の使命も彼に委ねられた。彼に課せられた忠実に遂行すべき義務に対して、彼は次

まで見てきた者たちはあくまでも個人的紐帯のレベルに留まり、家系を形成してその子孫が国王サークルに定着することはなかったことを付記しておきたい。

3. 領主となった者たち：証書史料の分析（2）

本章および次章では、国王発給証書の副署人リスト以外に現れる現地人に関する情報を基にして作成した表7から検討を行っていくが、考察に入る前に幾つかの注意点を記しておく。まず、すでに拙稿において分析を行った通訳官・書記官・ライース⁽³⁶⁾については本稿では考察の対象外に置かれるので、表7には彼らに関する情報は盛り込まれていないことである。その結果、文中および副署人欄に騎士・戦士階級に属する現地人と判断される者が言及される証書は全33通となった⁽³⁷⁾。ただし、その内、オンフロワ・ド・トロンが聖ラザロ修道院に聖アブラハム（ヘブロン）の土地を売却することを承認した、1148年発給のエルサレム総大司教フルケリウス証書に副署する「聖アブラハムのシリア人セアル」（表7-5）は恐らく当該地の農民代表者であった。また、「ナイマ」（表7-31）はその文書内容から明らかにブルジョワであった。最後に、「アッコンの両替商ブライム」（表7-32）は読んで字のごとくである。従って、明らかに騎士・戦士階級にないこれらの者たちを除くと、本稿で対象とすべき例として数えられるのは30通となる。十字軍国家における証書、とりわけ国王以外の者が発給した証書の残存数が非常に乏しいのでサンプルとしてはかなり少ないが、それらから可能な限りの考察を行ってみたい。

表7からまず気付くのは、1120年代以降、すなわちボードワン2世統治期以降に幾つかの家系が形成されていることである。「アラブ人」を意味する「アッラービー（Arrabi/Arrabit）」を姓とするアッラービー家（表7-1・7・8・9・11・12・13・18・22・23）、「アルメニア人」を意味する「アルメヌス（Armenus）」を姓に持つアルメヌス家（表7-3・4・

のように言っていると伝えられている。「私に対する疑惑は間違っており、私のあずかり知らぬことである。私が行きましょう。もし私が与えられた任務において罪を犯すのであれば、私は帰還を許されません。いやそれ以上に、私は敵の剣によって死ぬこととなるでしょう」と。この邪な男は、自分の死の宣告を宣言したのであって、すぐに神の裁きを体験することとなった。というのも、彼はトルコ人の下に行き使命を達成する前に、敵の手によって死去したからである。」Willermus, Lib. 16, Cap. 12.

⁽³⁶⁾ これらの職務についての者たちの具体的な情報に関しては、拙稿「マルシリオ・ゾルジ」16～18頁；拙稿「農村支配構造」78～89頁、を参照されたい。

⁽³⁷⁾ なお、J・リシャルやJ・ライリー＝スミスが現地人騎士の存在を示す証拠として提示する史料の内、次のものに関しては再調査を行ってもその存在を確認することができなかった。Strehlke, no. 2 (*Regesta*, 341)；Marsy, no. 20 (*Regesta*, no. 367)；Rozière, no. 125 (Bresc-Bautier, no. 134；*Regesta*, no. 377)；Paoli, no. 1 (*Regesta*, no. 390)；Marsy, no. 24 (*Regesta*, no. 454)；Delaborde, no. 38 (*Regesta*, no. 538)；Strehlke, no. 11 (*Regesta*, no. 587)；Marsy, no. 29 (*Regesta*, no. 628)；Beugnot (éd.), “*Livre de Jean d’Ibelin*”, *Recueil des historiens des croisades, lois*, 1, Paris, 1841, chap. 271；Clermont-Genneau, pp. 9-11. 誤りの多くは、通訳官・書記官・ライースを騎士階級と同列に考え、かつその職務に就く者たちを現地人と考えているものである。また、キプロス王国の事例 (Strehlke, no. 105 (*Regesta*, no. 1208) に現れるゴーティエ・ケルベ・アラブ) は、本稿では考察の外に置いた。

表7 その他に現地人が副署するもしくは言及

整理番号	発給年	発給地	発給者	区分	副署人						
1	1122.5.		ヤッファの主馬頭バリアン		アダム・ド・ラムラ	ボードワン・コルパン	司祭アンペール	オルデル	ジャン・カストル	アッラービー	ウラール
2	1126		ヤッファ侯ユーグ		ジェラル・ダスネール	ジェラル・ダレア	リシャール・ド・サンクレール	ロベール・クラッス	サード	フィラール	
3	1126		ティベリア領主ギョーム・ド・ブリー	(ボードワン2世立会の下)	エルペール・ド・リール	ユーグ・ブレロ	ボードワン・聖アブラハム	ジョフロワ・バラント	その兄弟アンセルム	ロアール	ジャン・ゴトマン
4	1145		カエサレア領主ゴージェ		ロベール・ド・フランドリオ	ユスター・シュ・エスコフレ	アルナール・コスタ	ルノー・ド・コッシア	ジョルジュ・アルメヌス	ジョフロワ・ド・ボルト	シモン・ド・カステリオーノ
5	1148	エルサレム	エルサレム総大司教フルケリウス		騎士フルク	騎士フロージェ	エルサレムのブルジョワのブリック	聖アブラハムのシリア人セアル	ジルベール		
6	1153.10.28.		ティベリア領主ギョーム・ド・ブリー		ゴルモン	ルイ・ビュレル	ロベール・ド・トゥルキー	ゲラン・ド・ベレイ	アンペール	アモーリー・ド・ボルタ	アルペール
7	1155.1.14.	アッコ	ラムラ領主ユーグ・ディブラン								
8	1155.1.14.	アッコ	ボードワン3世								
9	1158.9.1.-		アスカロン伯アモーリー								
10	1158.11.14.	アスカロン	アスカロン伯アモーリー		ジョスランド・サモサ	その兄弟ボードワン	ガルシア	ジョルダン・ベステア	ラファエル	ボンス	トマ・トゥルキー
11	1158		騎士ラルフ	Ex parte Hugonis (ラムラ領主ユーグ・ディブラン)	司祭ピエール	上述マリア(騎士ラルフの妻)の父ジョルジュ	その息子ジャン	ピエール・アッラービー	アンリ・アッラービー	アダム・ドリオ	ジョルダン・ディブラン
12	1160.1.		カエサレア領主ユーグ		ユスター・シュ・エスコフレ	マナッセ	アモーリー	副伯ジェルヴァース	バルタン	エリス・ダレア	アルペール・アッラービー
13	1160		ラムラ領主ユーグ・ディブラン		オルドレ	フィリップ・カフラン	バンヤン・ド・ローエ	ジョルジュ・アッラービー	アダム・ドルニエル	オスマンド	バンヤン・ディサンگران
14	c.1160		サバ・ゲオルギウスの息子ジョセフとジャン								

フランク人に仕えた現地人たち

される証書（通訳官・書記官・ライースは除く）

(俗人のみ、ただし宮中職に就く教会人は含む)								典拠	備考	
アンセルム	フィリップ	レーモン	ラルフ	ビエール	家令アン シエール			Paoli, no. 191. (<i>Cartulaire</i> , no. 59; <i>Regesta</i> , no. 100; <i>Regesta Add</i> , no. 100.)	Richard, <i>Le royaume</i> , p. 131; Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.	
								Paoli, no. 10. (<i>Cartulaire</i> , no. 77; <i>Regesta</i> , no. 113; <i>Regesta Add</i> , no. 113.)		
副伯アシェ タン	その兄弟ラ ルフ	ベルナル・ ボシェ	ドロゴ・ド・ マロエ	バルータ・ アルメヌス				Delaborde, no. 14. (<i>Regesta</i> , no. 115.)	Richard, <i>Le royaume</i> , p. 130; Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.	
ビエール・ バックス								Rozière, no. 71. (Bresc-Bautier, no. 59; <i>Regesta</i> , no. 237.)	Richard, <i>Le royaume</i> , p. 130.	
								Marsy, no. 6. (<i>Regesta</i> , no. 251.)		
ゴドフロワ	ジェラルド・ サン ジャック	ヴィヴィアン	ボードワン・ ラムラ	騎士エス カール	アモーリー			Les archives, no. 14. (<i>Cartulaire</i> , no. 219; <i>Regesta</i> , no. 283; <i>Regesta Add</i> , no. 283.)		
								Rozière, no. 62. (Bresc-Bautier, no. 50; <i>Regesta</i> , no. 301.)	文中に「騎士アラッ ビー」Arabit milites の村落について言及 される。Richard, <i>Le royaume</i> , p. 131; Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.	
								表 5-53	表 7-7 の内容をボー ドワン 3 世が承認。 Richard, <i>Le royaume</i> , p. 131; Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.	
								Rozière, no. 60. (Bresc-Bautier, no. 47; <i>Regesta</i> , no. 332.)	文中にかつてマイッ ズ・アラッビーと息 子 ジョルジュが ⁶ Huetdebes 村(現不明) と Deirmuesim 村(現 Deir Muheisin) を所 有したことが記され る。Richard, <i>Le royaume</i> , p. 131; Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.	
その義弟エ ルベール	ランベール・ ガリオッタ							Rozière, no. 61. (Bresc-Bautier, no. 48; <i>Regesta</i> , no. 334.)		
オスムンド	ランベール	パンヤン・ ド・ローエ	アンドレ・ アンジュー	シモン・ド・ ラーヘ	ガラン・ダ ルモン ヴィーユ	ラエル	アンリ・マー ニュ	ギョーム・ ド・サンタ マン	Delaborde, no. 32. (<i>Regesta</i> , no. 335.)	
								Paoli, no. 162. (<i>Regesta</i> , no. 342.)	Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.	
ガラン	ジョルダン・ ディブラン	助司祭ラル フ	助司祭ビ エール					Rozière, no. 65. (Bresc-Bautier, no. 53; <i>Regesta</i> , no. 360.)	Richard, <i>Le royaume</i> , p. 131; Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.	
								<i>Cartulaire</i> , no. 284. (<i>Regesta Add</i> , no. 365b.)	かつてボードワン 2 世から下封された Hara 村(現不明)を 聖ヨハネ騎士修道会 に譲渡。Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.	

表7

整理番号	発給年	発給地	発給者	区分	副署人						
15	c.1161		聖墳墓教会とマリア教会(ヤコブ派)との間の調停文書		副伯アルヌール	アダム・ニジェ	その兄弟フルク	ロベール・ド・レテスト	ビエール・アルマン	ジャン・レーモン	ロベール・パンシエル
16	1163	アッコ	トリポリ伯レーモン	De turcopolis	受洗者ビエールとその息子	ジョフロワ	マルタン・ドラゴンとその甥	ステファナス	オド	ガッロ	デュラン
17	1163	エルサレム	ユスター・シユ等エルサレムのブルジョワ	De militibus	ダヴィデ塔城代兼エルサレム副伯ロアール	ボードワン・パバル	パバン	ビエール・アルメナス	トマ・パトリス	その兄弟ユスター・シュ	ブライム
18	1166.4.29.	ラムラ	ミラベル領主ボードワン・ディブラン		ニコラ・ディブラン	その兄弟オスムンド	モラール	ミラベル副伯ゴージェ	マルセルの息子シモン	ジャン・アッラービー	「商人」エルナル
19	1168.10.11.	エルサレム	アモーリー1世								
20	1169.9.	タボル山	ジョフロワ・トル	milites	シモン・ド・ラー	ロー・ド・パタイラ	ジル	エリアス	ビエール・ド・サヴァンニ	ブリアのトゥルコプルス	ブリアのトゥルコプルス
21	1175.6.26.	ナザレ	ボードワン4世								
22	1176		ラムラ領主ボードワン・ディブラン								
23	1176		フランス国王ルイ6世の娘コンスタンティア								
24	1177.11.		ヘブロン=モンレアル領主ノード・シャティヨン	De Monte Regali et Petra	副伯マルタン	ジャン・ティベリア	城代エロド	マリタン・ド・メリダ	ボードワン・ド・タロアーナ	グラン・ド・ホベレト	ジャン・ムハンマド
25	1178.5.	エルサレム	ジャン・フルク(エルサレムのブルジョワ)		エルサレム城代バリアン	アルヌール・ブランシユガール	ロベール・ニジェ	ベルナル師	ギョーム・ベラール	ギョーム・パトロン	ランベール・パトリアルク
26	1178.5.	エルサレム	聖ヨハネ騎士修道会総長ドム・ムラン	De curia Hierosolymitana	国王の城代バリアン	ギョーム・ベラール	ギョーム・パトロン	受洗者ウルドリク	ジャン・ブリーキ	ギョーム・ド・ボンズ	監視官アルヌール・ド・ブランシユ

フランク人に仕えた現地人たち

つづく

(俗人のみ、ただし宮中職に就く教会人は含む)									典拠	備考
セリム	アルベール・ロンバルド	アルベール・トゥール	ピエール・ペリゴール	ルノー・シツカール					Rozière, no. 118. (Bresc-Bautier, no. 131; <i>Regesta</i> , no. 365.)	
ピエール・ド・カファルセット	ボンス	タンクレットとその息子	ジョフロワ	ジェラルド	ゴージェ・ド・ナザレ				Paoli, no. 165. (<i>Cartulaire</i> , no. app. 13; <i>Regesta</i> , no. 389; <i>Regesta Add.</i> , no. 389.)	
アダム・ニジェの兄弟フルク・ニジェ									Paoli, no. 164. (<i>Regesta</i> , no. 391.)	Richard, <i>Le royaume</i> , p. 130; Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.
ピエール・ティベリア									Archives, no. 23. (<i>Cartulaire</i> , no. 354; <i>Regesta</i> , 423; <i>Regesta Add.</i> , 423.)	Richard, <i>Le royaume</i> , p. 131; Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.
									Paoli, no. 47. (<i>Cartulaire</i> , no. 402; <i>Regesta</i> , no. 452; <i>Regesta Add.</i> , no. 452.)	来るべきエジプト遠征に向けて、ビルベイスなどの町を与える見返りとして「500人の騎士と同数のよく武装されたトゥルコボーレス」を提供するように聖ヨハネ騎士修道会総長ジェルベール・ダッサイイーに命じている。
									Paoli, no. 166. (<i>Cartulaire</i> , no. app. 14; <i>Regesta</i> , no. 468; <i>Regesta Add.</i> , no. 468.)	
									Paoli, no. 58. (<i>Cartulaire</i> , no. 480; <i>Regesta</i> , no. 525; <i>Regesta Add.</i> , no. 525.)	かつてバルーク・アルメヌスが、エルサレム副伯ロアールの祖母および父から下封された通訳官封を、225ペザントで購入することを承認。拙稿「農村支配構造」80～81頁。
									Paoli, no. 61. (<i>Cartulaire</i> , no. 495; <i>Regesta</i> , no. 539; <i>Regesta Add.</i> , no. 539.)	ジャン・アッラービーが兄弟のピエール、アンリと共に、フランス国王ルイ6世の娘コンスタンティアに Bethduras 村 (現 Beit Daras) を売却することを承認する証書。Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.
									<i>Cartulaire</i> , no. 491. (<i>Regesta Add.</i> , no. 539a.)	文中にかつてジャン・アッラービーから Bethduras 村 (現 Beit Daras) を購入したことが記される。Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.
レーモン師	マルタン師								Paoli, no. 62. (<i>Cartulaire</i> , no. 521; <i>Regesta</i> , no. 551; <i>Regesta Add.</i> , no. 551.)	Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.
ジョフロワ・ボシェ	受洗者ウルドリク	ギョーム・ド・ボンス							Archives, no. 46. (<i>Cartulaire</i> , no. 537; <i>Regesta</i> , no. 559; <i>Regesta Add.</i> , no. 559.)	文中 (家の貸出先) に受洗者ギョーム・ド・ブランシュガールの名も見られる。
ロベール・ニジェ	ベルナル・プロエト								Archives, no. 47. (<i>Cartulaire</i> , no. 538; <i>Regesta</i> , no. 558; <i>Regesta Add.</i> , no. 558.)	上の証書を承認したものの。

表7

整理番号	発給年	発給地	発給者	区分	副署人							
27	1179.2.		テンプル騎士修道会総長オド・ド・サンタマンと聖ヨハネ騎士修道会総長ロジェ・ド・ムーラン									
28	1180	タボール山	バルメノ領主アルイーザ	Ex militibus	ベルトラン・カラヴァナ	その兄弟ジルベール	ロベール・ドリオル	チボー・ド・ラナヒア	エリアス・ド・ブリア	ロベール・ド・カイファ	ルノー・ド・トレキス	
				Ex turcopulis	受洗者ゴドフロワ	「盾持ち」デュラン	その息子ピエール	ゴドフロワ師	ピエール・ド・カファールセット	ピエール・ロルジュ	アルヌール	
29	1206.2.		カエサレア領女ジュリアナ		シモン殿と二人の息子	副伯ジャン・ジュエルヴァーズ	ジャン・シャルル	その兄弟エリアス	ピエール・ド・ボーグラン	ミシエル	ソロモン	
30	1234.11.22.	マルガト	ヴァラニア司教バルトロマエウス		騎士ルノー	騎士ベルトラン	トゥルコホルスのシモン					
31	1242		ヴェネツィアのシリア領事マルシリオ・ゾルジ									
32	1264.9.16.	アッコ	サリーバ(ブルジョワ、聖ヨハネ修道女(第三会的))									
33	1278-1285	アッコ	聖ヨハネ騎士修道会総長ニコル・ロルジュ									
34	1282	ネファン	キプロス国王ユグ3世									
cf.	1212.4.		アルメニア国王レオ2世									

フランク人に仕えた現地人たち

つづく

(俗人のみ、ただし宮中職に就く教会人は含む)								典拠	備考
								Paoli, no. 66. (<i>Cartulaire</i> , no. 558; <i>Regesta</i> , no. 572; <i>Regesta Add.</i> , no. 572.)	聖ヨハネ騎士修道会領内にあるベトキペランのトゥルコポーレースからなされた、テンブル騎士修道会所有のペドウィンによる略奪行為に対する訴訟などを含めた和解文書。
								Paoli, no. 172. (<i>Cartulaire</i> , no. app., 19; <i>Regesta</i> , 594; <i>Regesta Add.</i> , no. 594.)	Riley-Smith, <i>Feudal Nobility</i> , p. 10, 237.
「王」ステファン	シルヴェステル・ド・サファリア	ゴルモン	アンドレ	ボネ・サルヴァージュ	ジャン・サンサン				
フルク	ロベール・パレール	ジェラルド・パッセール	ルノー・ド・カッシア	ジャン・レルミヌ	ステファン・トゥルキー	ギョーム・ブリット		Strehlke, no. 40. (<i>Regesta</i> , no. 810.)	
								Paoli, no. 117. (<i>Cartulaire</i> , no. 2094; <i>Regesta</i> , 1057; <i>Regesta Add.</i> , no. 1057.)	
								Berggötz, S. 148. (Tafel-Thomas, S.; <i>Regesta</i> , no. 1114.)	その「報告書」の中で、ヴェネツィアがティール領内に所有する物を確認する文脈において、トゥルコポルスのベルメネがかつて居住していたが、彼が相続人なくして死去したためにその家屋がヴェネツィアの所有物となったことを記される。
								Paoli, no. 222. (<i>Cartulaire</i> , no. 3105; <i>Regesta</i> , no. 1334; <i>Regesta Add.</i> , no. 1334.)	様々な教会に寄進(妹のナイマ Nayma の財産も)。文中に彼女の奴隷であるアプストとソフィアやマリネットなる者にも洗礼を受けさせたことが記される。
								<i>Cartulaire</i> , no. 3653bis. (<i>Regesta Add.</i> , no. 1443a.)	文中に「アッコンの両替商 ブライム」 Braym, le changor d'Acre.
								Mas Latrie, 3, pp. 662-668. (<i>Regesta</i> , no. 1444.)	ジブレ領主ギーがテンブル騎士修道会総長ギョーム・ド・ボージョーに援軍要請したことに対して、ギョームが修道会士のポール・アル・トゥファールハ(リング園のポール)を派遣した旨が記される。なお、同様のことは“ <i>Les gestes des Chyprois</i> ”, <i>Recueil des historiens des croisades, arméniens</i> , 2, Paris, 1906, chap. 392, 409にも記される。Riley-Smith, p. 11, 238.
								Strehlke, no. 46. (<i>Regesta</i> , no. 859.)	村落の境界を示す文脈でジャン・トゥルキーの名が現れる。

17・21)、「グルジア人」を意味する「ゲオルギウス (Georgius)」を姓に持つゲオルギウス家 (表7-14) である。では、これらの家系のそれぞれについてももう少し見てみよう。

アッラービー家について、初めてこの家系に着目したのはJ・リシャルであった。その後には彼の見解はライリー＝スミスによって一部補足され、ケダルによって一部修正されることになるが、まずその成果を簡潔に記すと次のようになる。1122年にヤッフアの主馬頭バリアン (1世・ディブラン) の家臣として、ムイッズ・アッラービーが登場する。彼にはバリアンから Odadeb 村 (現不明) と Damersor 村 (現不明) が下封され、その後には彼は Zonia 村 (現不明) や Bethduras 村 (現 Beit Daras) も所有した⁽³⁸⁾。彼には弟ボードワンと息子ジョルジュがおり、ジョルジュにはジャン、ピエール、アンリ、マリーという四人の子供がいた。マリーはラムラ領主ユグ・ディブランの家臣である騎士ラルフ (表7-11) と結婚した⁽³⁹⁾。

このように、エルサレム王国の最有力家系となるイブラン家と結びついて、そしてその後には恐らくはカトリックに改宗した上で、アッラービー家も台頭していったようである。しかし、1166年4月29日発給のミラベル領主ボードワン・ディブラン証書 (表7-18) を最後に、領主宮廷におけるアッラービー家の活動の痕跡は途絶える。その背景として考えられるのが、1157年のサフェドの戦いである。この戦いにおいてラムラ領主ユグ・ディブラン、カエサレア領主ジャン・ゴトマンおよびマリーの夫である騎士ラルフがヌールッディーンによって捕えられたが、保釈のためには多額の金銭が要求された。このことがイブラン家に経済的な危機をもたらし、その結果として「ナブルス逃亡事件」を招いたことはかつて拙稿で示したとおりである⁽⁴⁰⁾。そもそも表7-11の証書は、騎士ラウルが保釈のために負った多額の借金を返済するためにその財産を売却することを示すものである。恐らく、このような状況の中で、ジャン・アッラービーも財産を手放さざるをえなかったであろうことは、「その懇願から (ex petitione)」所有する村落を売却したことを示す表7-22・23が端的に物語っている。加えて、ここで表7-9の内容をもう少し見てみよう。この証書は、ユグ・ディブランが「保釈金を支払う必要に迫られて (captivatis redemption compulsus)」、Huetdebes 村と Deirmusim 村を聖墳墓教会に3000ベザントで売却することを承認したものである。もともとこの二つの村落は、ユグの父バリアンからムイッズとジョルジュのアッラービー父子が授かったものであったが、アッラービー家は「その

⁽³⁸⁾ なお、アッラービー家は、表7-7・8より、他に Dersabeb 村 (現 Kh. Deir Shubeb)、Corteis 村 (現不明)、Zibi 村 (現 Deir Ibzi)、および表7-9より Huetdebes 村 (現不明)、Deirmuesim 村 (現 Deir Muheisin) も所有していたことが確認される。

⁽³⁹⁾ Richard, *Le royaume*, p. 130; Riley-Smith, *Feudal Nobility*, p. 10; Kedar, *Crusade and Mission*, p. 75; Murray, "Ethnic Identity", p. 64. アルペール・アッラービー (表7-12) は、アッラービー家の傍系に所属したと思われる。なお、「ムイッズ (Muisse)」について、リシャルはこれを「ムーサー」という名の東方キリスト教徒と解釈し、ケダルは「ムイッズ」という名のムスリムと解釈するが、綴りからして後者の見解のほうが妥当であろう。

⁽⁴⁰⁾ 拙稿「ナブルス」197～198頁。

(ユーグの) 要望に応じて (ad suam voluntatem)」、「代わりのもの (cambium)」を受け取ることで封をユーグに返上したのであった。この「代わりのもの」が何かは解らないが、主君の保釈金を捻出するためにその所領を放棄せざるをえなかったアッラービー家の姿がここからも浮かび上がってくるのである。これらの状況証拠から、経済的困窮がアッラービー家の没落の一因であったと考えることが可能となるであろう。

次にアルメヌス家について見てみるが、やはり簡単ながらもリシャールがこの家系についての再構成を試みているので、まずはそれから確認してみよう。その祖となるバルータは、エデッサ伯ボードワン・ド・ブルクがエルサレム国王ボードワン2世として即位する際に、エデッサから連れてきた者であった。ボードワン2世は、彼にアッコ近郊の Cabur 村 (現 Kabul) および Coket 村 (現 Kaukab) を封として授けた。その妻イヴェッタとの間には騎士ピエールがもうけられ、さらにその子供のロアールが Cabur 村を受け継いでいった⁽⁴¹⁾。

この家系を引き合いに出したりシャールの意図は、もともとフランク人は領土防衛のためにシリア人やアルメニア人の騎士を重用していたが、1170年頃を境としてその重心がシリア人からアルメニア人に移行したことを示すことである。すなわち、かつて19世期から20世期初頭に、とりわけフランス人研究者の間で定説とされた「フランコ＝シリア主義」を一部否定して、1170年代頃より「フランコ＝アルメニア主義」に移行したことを証明して提示することであった⁽⁴²⁾。しかし、リシャールが再構成したアルメヌス家の情報には、大きな誤りが含まれる。妻イヴェッタ以下の情報は、1175年6月26日にナザレにて発給されたボードワン4世証書(表7-21)の内容を根拠とするが、リシャールは明らかに誤読している。この証書の訳はすでに拙稿に記したので⁽⁴³⁾、ここでは要点のみを記しておく、恐らくは1126年頃に、バルータ・アルメヌスはエルサレム副伯ロアールの祖母イヴェッタとその息子ピエール(ロアールの父)から、アッコ近郊外にある Cabur 村・Turon 村 (現 Tel Qison)・Coket 村を世襲地として下封されたが、1175年の段階で、バルータがロアールに225ベザント支払った上で件の村落を通訳官封(drugomanagia)として再授封した、とようになる。

この背景に何があったのかは解らないが、バルータの地位が都市に居住する領主から村落に居住する通訳官へと下降したと考えることは可能であろう。確かに、彼の息子のピエールはエルサレムに居住する騎士として活動したようであるが(表7-17)、同証書を最後に宮廷という場におけるアルメヌス家の活動は途絶えてしまうのである⁽⁴⁴⁾。状況は異なる

⁽⁴¹⁾ Richard, *Le royaume*, p. 130.

⁽⁴²⁾ Richard, *Le royaume*, p. 131.

⁽⁴³⁾ 拙稿「農村支配構造」80～81頁。

⁽⁴⁴⁾ もう一つ、リシャールが「フランコ＝アルメニア主義」の根拠として提示するのは、1166年に聖地巡礼のためにエルサレムを訪れたアルメニア国王トロスが、ムスリムからの領土防衛のために3万人を派兵することをアモーリー1世に提案した、というエルヌールの記述である。しかし、すでに拙稿において引用し

が、アッラービー家と同様に、1160年代に没落化傾向にあった現地人の家系、という姿をアルメヌス家の中にも見出せるであろう。

では、最後にゲオルギウス家について見てみよう。この家系が現れるのは1160年ごろに発給された一通の証書のみ（表7-14）であるが、ジョセフとジャンのゲオルギウス兄弟自身が発給者となっているこの証書からは、次のことを知ることができる。まず、かつて彼らの父であるサバがボードワン2世よりイエリコ南方に位置するHara村（現不明）とJeham村（現不明）を下封されたこと、しかし、理由は不明であるが、その家産をジョセフ兄弟が聖ヨハネ騎士修道会に譲渡したことである。パターンは異なるが、やはりここにもボードワン2世統治期に領主となった現地人の家系が1160年頃に没落していったことを確認できるのである。

以上のように、ボードワン2世の時期に領主となりえた現地人たちは総じて二～三世代で没落していったと言えるのであるが、それと入れ替わるような形で、「トルコ人」を意味する「トゥルキー（Turquie/Turci）」を姓に持つ者たち（表7-6・10）が現れ始め、その家系は少なくとも13世紀前半までは存続した痕跡を残すこととなる（表7-29）。

4. トウルコポーレース：証書史料の分析（3）

トゥルキー家が現れるのと同時期以降、また本稿の第1章で確認した叙述史料に見られる傾向と同様に、我々は証書史料の中にもトウルコポーレースの存在を確認することができるようになる（表5-61、表7-16・19・20・28・30）⁽⁴⁵⁾。ギョーム・ド・ティールの記述によると、それは時に弓を伴った「軽装騎兵（*equites levis armaturae*）」であった⁽⁴⁶⁾。トウルコポーレースという用語自体は、ギリシア語で「トルコ人の息子たち」を意味する「トゥルコプロイ（*τουρκόπουλοι*）」を語源とするが、十字軍国家におけるそれは必ずしもトルコ人に限定されない。かつてリシャールは、トウルコポーレースはおしなべてキリスト教への改宗者であったとするが、第3回十字軍に参加したトゥルバドゥールのアンブローズの記述を基にしたJ・プラワーは、その主たる構成員は現地人一般であったと考える。また、近年ではハラーリーが、フランク人もトウルコポーレースの構成員でありえたと指摘している⁽⁴⁷⁾。いずれにせよ、1153年10月28日発給のティベリア領主ギョーム・ド・ブ

て記した通り、その提案が実行に移されることはなかった。Ernoul, chap. 4. 拙稿「ナブルス」210～212頁。

⁽⁴⁵⁾ なお、その他の者たちについて、我々は表7-17のプライム（あるいはイブラーヒーム）と表7-24のジャン・ムハンマドに関しての考察する術をもたない。表7-2のサードについては、E-G・レイは上に登場した厩舎長サードと同一人物であった可能性を示唆するが、確証は得られない。Rey, *Les familles d'outre-mer de du Cange*, Paris, 1868, p. 625.

⁽⁴⁶⁾ Willermus, Lib. 19, Cap. 25, Lib. 22, Cap. 17.

⁽⁴⁷⁾ Ambroise, vv. 10340-10356; Richard, *La papauté et les missions d'orient au moyen âge (XIII-XVe siècles)*, Rome, 1977, p. 7; Id., "Les turcoples au service des royaumes de Jérusalem et de Chypre: musulmans convertis ou chrétiens orientaux?", *Revue des études islamiques*, 54, 1986, pp. 259-270; Prawer, *Latin Kingdom of Jerusalem*,

リー証書に副署するロバール・トゥルキー（表 7-6）や、1158 年 11 月 14 日発給のアスカロン伯アモーリー（後のエルサレム国王アモーリー 1 世）証書に副署するトマ・トゥルキー（表 7-10）が辺境地域において重用されたことから、彼らはトゥルコポーレースの筆頭者であったと想定することは可能であろう。

さて、1163 年発給のトリポリ伯レーモン証書（表 7-16）、および 1180 年発給のパルメノ領主アルイーザ証書（表 7-28）からは明確に、あるいは、1234 年 11 月 22 日付けのウアラニア司教バルトロマエウス発給証書（表 7-30）からは暗示的に、トゥルコポーレースが騎士階級に準ずる位置にある一つの社会集団を形成して領主の宮廷という政治的空間に定着していたことを我々は知ることができる。さらに、1169 年 9 月発給のジョフロワ・ルトール証書（表 7-20）は、トゥルコポーレースが騎士階級にまで上昇しえたことを示している⁽⁴⁸⁾。加えてこの証書からは、トゥルコポーレースのオドとジョフロワが Buria（現 Dabburiya）という、ナザレとタボール山の間中に位置する小城塞⁽⁴⁹⁾に生活基盤を置いていたことも解る。

また、表 7-16 および表 7-28 のいずれの証書においても、「トゥルコポーレース」という区分の中で筆頭となっているのが「受洗者 (Baptizatus)」の渾名を姓とするピエール（とその息子）とゴドフロワである。それ以下の者たちが同様に改宗者であったかどうかは解らないが、彼ら自身が改宗者であったことは疑いようもない。いずれにせよ、この二つの事例は、「受洗者」という姓は単にキリスト教への改宗を意味するばかりではなく、それ自体がトゥルコポーレース筆頭に付された一種の称号であったと考えることを可能とする。そしてこのように考えると、「受洗者ウルドリク」や「受洗者ギョーム・ド・ブランシュガール」（表 7-25・26）もトゥルコポーレースの筆頭であったことになる。彼らが現れる証書の内容から簡単に確認してみると、まずブルジョワのジャン・フルクがエルサレム内に所有していた家屋を聖ヨハネ騎士修道会に 97 ベザンツで売却し、その家屋を同騎士修道会が受洗者ギョーム・ド・ブランシュガールに年 1 ベザンツで貸与することを承認したものである。このことから、我々はトゥルコポーレースに関する幾つかの状況を垣間見ることができる。まず、受洗者ギョームの場合は、騎士修道会を媒介として都市内に居住するようになったことである。来るべきエジプト遠征に向けて、ビルベイスなどの町を与える見返りとして「500 人の騎士と同数のよく武装されたトゥルコポーレース」を提供するように聖ヨハネ騎士修道会総長ジルベール・ダッサイイーに命じる文面を含む、1168 年 10 月 11 日にエルサレムにて発給されたアモーリー 1 世証書（表 7-19）からは、同騎士修道会がかなりの数のトゥルコポーレースを抱え込んでいたことが解る一方で、洗礼者

London, 1972, p. 340-342; Harari, "Turcoples", pp. 102-114. 他にトゥルコポーレースについては、Smail, R., *Crusading Warfare, 1097-1193*, Cambridge, 1972, 2nd. ed., 1995, p. 111 f.; Kedar, *Crusade and Mission*, p. 75, などを参照されたい。

⁽⁴⁸⁾ 同様のことは、表 1-30 にも言えるであろう。

⁽⁴⁹⁾ Prawer and Benvenisti, M., "Palestine under the Crusaders", *Atlas of Israel*, 2nd ed., Jerusalem, 1970, Sheet IX/10.

ギョームのように都市内に居住することが許されたトゥルコプルスはごく僅かであったと想定できよう。その中でも、受洗者ギョームに先んじて都市内に居住しており、かつブルジョワたちと共に都市行政の一角を担っていたもう一人の受洗者ウルドリクのような者は、さらにその数を減らしたことであろう⁽⁵⁰⁾。

以上のような考えを裏書きしてくれるのが、騎士修道会の会則である。1165年頃に、総長ベルトラン・ド・ブランフォールの下で作成されたとされる Templar 騎士修道会会則には、すでにトゥルコポーレスおよび彼らを統括するトゥルコプリエ (Turcoplier) に関する項目が、整った形で盛り込まれている⁽⁵¹⁾。確かに、聖ヨハネ騎士修道会の会則においてトゥルコポーレスおよびトゥルコプリエについての規定が設けられるのは13世紀を待たねばならないが⁽⁵²⁾、その内容は Templar 騎士修道会のものと大きくは変わらないことから、恐らくそれまでは Templar 騎士修道会会則に倣っていたのであろうと考えられる。この点を踏まえて、幾つかの中身を見てみよう。

まず、例えば第97条において、「セネシャル (軍務長官) は、一頭の馬を所有する一人のトゥルコプルスと、一頭の馬を所有する一人のサラセン人書記を身の回りに置くべし」とあるように、各役職者は一人のトゥルコポルス (Turcoplier) を身の回りに置くことが要求された⁽⁵³⁾。上記の受洗者ギョームや受洗者ウルドリクは、恐らくはこのような者たちであったのであろう。また、この会則に見られることが十字軍国家において一般的に適用されていたであろうことは、表1-39・62の事例が示すところである。さて、Templar 騎士修道会の会則はもう一つのことを教えてくれる。例えば、第77条において、「総長は一人の馬医者、一人のサラセン人書記、一人の料理人を有すべし。また、陣営においては、二人の歩兵と一人の「トゥルコマン (turcoman: 早馬係)」を有すべし」とあるように⁽⁵⁴⁾、他の史料には現れなかったトゥルコマンというカテゴリーに属する者が存在していたことが確認される。彼らもその職務上、基本的には都市内に居住していたものと考えられる⁽⁵⁵⁾。

しかしその一方で、上記の第97条を逆読みすれば、恐らく大多数のトゥルコポーレー

⁽⁵⁰⁾ 恐らくはこの証書を根拠としたと思われるマーレーは、トゥルコポーレスがブルジョワ層に溶け込んでいったとする。先に述べたように、マーレーの主眼がアイデンティティーの形成に置かれたためにこのような見解が提示されたのであろうが、根本的に社会身分の異なる両者が完全に同化・融合したことは史料上に確認することはできない。Murray, "Ethnic Identity", p. 63.

⁽⁵¹⁾ Upton-Ward, J. (tra.), *The Rule of the Templars: The French Text of the Rule of the Order of the Knights Templar*, Woodbridge, 1992, reg. 77, 99, 101, 103, 110, 120, 125, 153, 164, 169-172, 179, 189, 271, 370, 375, 519, cf. reg. 614, 615, 637. (以下、*The Rule of the Templars* と略記) ただし、証書史料においてトゥルコプリエを確認することができるのは、二例のみである。Les archives, no. 91 (=Regesta, no. 1318); Les archives, no. 93 (=Regesta, no. 1321).

⁽⁵²⁾ King, C. (ed.), *The Rule Statutes and Customs of the Hospitallers*, 1099-1310, London, 1934, p. 48 (総長アルフォンソ・ド・ポルトガル (在職1203年~1206年) 時の総会決議第10項)。

⁽⁵³⁾ Upton-Ward, *The Rule of the Templars*, reg. 99, 101 (マレシャル (軍務副長官)), 110 (エルサレム管区長), 125 (トリポリ=アンティオキア管区長)。

⁽⁵⁴⁾ Upton-Ward, *The Rule of the Templars*, reg. 99, 120 (エルサレム市管区長), 169 (トゥルコプリエ)。

⁽⁵⁵⁾ 表7-33に現れるポール・アル・トゥファーハは、トゥルコマンであった可能性がある。

スは、筆頭者を介して戦時に召集されるのであり、従って日常的には農村を生活の拠点としていたとも考えることが可能となるであろう。また、1159年3月13日に発給されたボードワン3世証書(表5-61)に現れる名前不詳のトゥルコプルスに下封された Casracos 村は、ナブルス北東に位置するサマリア人の居住する村落であり、1179年2月に出されたテンプル騎士修道会総長オド・ド・サンタマンと聖ヨハネ騎士修道会総長ロジェ・ド・ムーランとの調停文書からは、トゥルコポーレスが1168年に建設されたフランク人の入植村落に居住していたことが解る⁽⁵⁶⁾。当然のことながら、複数の村落を所有しえたアッラービー家やアルメヌス家とは異なり、トゥルコポーレスに与えられた封の規模は小さいものであったが、これらの事例は、相当数のトゥルコポーレスが、村落の防衛という職務も兼ねてのことであろうか、平常時には村落に居住していたことを示唆している。そして、このような考えを、表1-54・58の事例や、拙稿にて記した1259年の弓矢を持った農民たちによるジブレ領主ベルトランの殺害事件⁽⁵⁷⁾が傍証してくれるであろう。

このように見てくると、トゥルコポーレスという社会層を一様に捉えることは困難になってくる。与えられた史料から考えることはできるのは、トゥルコポーレスの筆頭者のみが都市内に居住することを許された結果としてフランク人の騎士やブルジョワと融合する機会を得ることができた一方で、多くのトゥルコポーレスは農村地域に居住することを日常とした結果として農民と同化していった、ということである。そして、13世紀において領主宮廷での活動の痕跡を残すトゥルコプルスは表7-30の一例、そして市街地に居住した痕跡を残すトゥルコプルスは表7-31の一例のみとなることから、ハッティーンの戦い以降の十字軍国家領の縮小という物理的な現状が、大多数のトゥルコポーレスが農民と同化していく傾向に拍車をかけたものと推察される。

おわりに

人数こそ少ないので過度に強調することは控えねばならないが、確かにボードワン2世統治期までは、信仰や人種・民族の別を問わず、近隣の有力者を含む現地人が国王宮廷サークルの一員となることは可能であった。まずこの点において、「分離主義」的観点からフランク人のみが領主宮廷に参加するための権限を有したとするライリー＝スミス、および(改宗した)ムスリムが政治的・軍事的・行政的に重要な役割を担うことはなかったとするケダルの見解は、退けられねばならない⁽⁵⁸⁾。

国王即位時に問題を抱えていたボードワン2世は、自信の権力基盤の安定を図って積極的に現地人を登用し、複数の村落を所有する領主となった者たちの中には、家系的な連続

⁽⁵⁶⁾ 拙稿「ナブルス」182、208～212頁。

⁽⁵⁷⁾ 詳細については、拙稿「農村支配構造」90～91頁、を参照されたい。

⁽⁵⁸⁾ Riley-Smith, *Feudal Nobility*, p. 11; Kedar, *Crusade and Mission*, p. 76.

性を持って十字軍国家の社会に定着していく者たちも現れた。しかしながら、総じてこれらの家系は1160年代には没落していくこととなる。この点においては、「フランコ＝アルメニア主義」を強調したリシャールの見解は、的を射たものではないことは明白である⁽⁵⁹⁾。

没落していく現地人領主たちと入れ替わるようなタイミングで、台頭してきたのはトゥルコポーレスであった。確かに彼らの存在は十字軍国家の初期より確認されるが、一つの社会集団として十字軍国家の構造の中に位置づけられていくのは1150年代以降のことであった。そして、トゥルコポーレスという社会層に現地人たちが入り込む余地は、十字軍国家が滅亡するまで残されていた。ただし、トゥルコポーレスの筆頭であってもその社会的上昇は騎士やブルジョワ止まりであった。すなわち、フランク人と現地人との関係という点において、貴族、領主、騎士・ブルジョワと、時代を追うごとにその社会的地位は相対的に低下していく傾向にあり、さらに13世紀に入ると彼らの大多数は農民と同化していったと考えられるのである。

以上が、史料分析の結果から得ることのできる結論である。ただし、我々はまた別の社会層の存在を忘れてはならない。それは商人や職人などである。彼らについての考察を行うまで、本稿の結論は、あくまでも暫定的なものであることは言うまでもない。

【本稿は、2014年度文部科学省科学研究費補助金（基盤（B）「中近世地中海史の発展的研究：グローバルな時代環境での広域的交流と全体構造」研究代表 学習院大学文学部教授・亀長洋子）による研究成果の一つである。】

⁽⁵⁹⁾ Richard, *Le royaume*, p. 131.

負の歴史を相対化するキュレーション

—— 飯坂温泉における絵はがきの展覧会の実践から ——

加藤 幸治

はじめに

いま、絵はがきが「おもしろい」。これまで古い絵はがきは、もっぱら古物を漁る骨董趣味の具として消費されてきた。市場では、人気のモチーフのものは獲得競争によって高価で取引される一方、大半の絵はがきはゴミ同然の扱いである。最初に「おもしろい」と表現したのは、この商品にもならないようなものが、ある意味づけをすることによって交流の場を生みだしたり、人々の価値観を少しだけ変えたりすることがあるという「おもしろさ」である。

絵はがきの多くは写真を印刷したものである。写真は単に図像として写り込んでいるものに価値があるのではない。そこには撮る側の主観が常に介在しており、写真は写真行為の過程の痕跡として存在する（註1）。視覚文化の観点から見れば、絵はがきは自己／他者表象の最前線へと私たちを誘うのである。

現在、蒲倉綾子氏（二〇一二年度本学歴史学科卒業生）を代表とする飯坂絵はがきプロジェクトと筆者は、福島県の飯坂温泉をフィールドに戦前から売春防止法が施行される前後の昭和三〇年代初期までを対象に、資料収集と調査研究、そして現地での文化創造活動に取り組んでいる（註2）。上記の時代を再考する交流空間の創出、そしてそこでの交流から過去を位置づけなおすための対話を生み出す仕掛けとして、地域の多様なアクターとの協働による展覧会といくつかの企画を地域で実践し始めている。本稿は、ビジュアル・メディアを道具として用いた新たなフィールドワークの可能性を拓く方法的実験として、現在取り組んでいる実践について報告するものである。

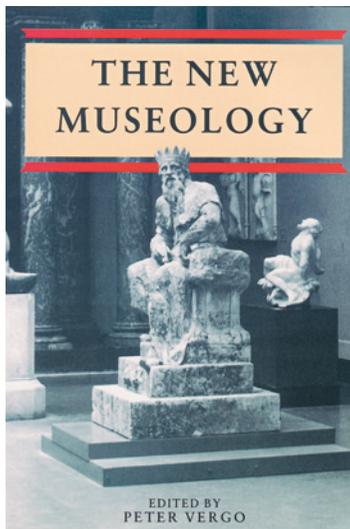
1. ニュー・ミュージオロジー以降のフィールドワークの転換

現在進めている、飯坂温泉でのビジュアル・メディアを用いた地域への介入という調査方法の基礎には、近年のニュー・ミュージオロジーの様々な実践に対する筆者自身の共鳴がある。これはピーター・ヴァーゴの『ニュー・ミュージオロジー』や博物館の特権性の脱構築に対する議論により（註3）、博物館展示にまつわる政治性の問い直しが不可欠な

ものとなるなかで提案されてきた、新しい博物館像のひとつである。博物館は、選択／排除の価値判断の総和としてのコレクションを形成し、歴史や文化を展示として表象する装置である。そこには社会の多様な価値の尊重や、多文化主義的な文化創造空間の創出といった現代社会からの要求としばしば齟齬をきたす。議論はさらに進展し、例えばシャロン・マクドナルドとゴードン・ファイフ『博物館の理論を立てる』（註4）では、グローバル化の進展のなかで博物館という現場が記憶や文化遺産、表象をめぐるせめぎあいの最前線であるとし、博物館そのものをフィールドと位置付け、人類学者、社会学者らが様々な議論を展開している。

この議論においては、博物館はもはや歴史的遺産のストレージとして存在することすら許されず、多数派が作り出す価値の検証や、科学の問い直し、市民による文化創造の空間として、不断に同時代を生きる人々との交流を生み出す装置として機能することが求められる。これについて吉田憲司は「博物館を単に過去のモノの貯蔵庫や一方的な表象の装置としてではなく、そこに立場を異にするさまざまな人びと、さまざまな機関が集い、相互の交流と啓発を重ねる中で、過去の文化を創造的に継承し、新たな文化と社会を構築する装置として活用すること。いわば、博物館をめぐる人と機関のネットワークを通じて、新たな世界を作り上げること。すでに、博物館は、地球規模で、その方向へと動き出している」（吉田二〇一三、二一九～二二〇頁）と述べ、その枠組みは実践のなかで構築されるべきと主張している。

筆者はこれまで、民具や写真を含む広義のモノからのアプローチをベースに、人々の生活や人々の行動の背景について考える民俗学に取り組んできた。フィールドを策定し、聞き書きや参与観察のなかから問題発見をし、人々の生活や行動の文脈を記述しうるデータの収集と技術や知識を内包したモノの集積を行い、それらの総合化によって民俗誌や展示という表象行為を行うのがセオリーであった。



しかし、ニュー・ミュージオロジー以降の動きを踏まえると、もはやフィールドは資料の収集やデータの集積の場として、表象の現場と分離しえない。むしろ調査の営みそのものが、地域の種々のアクターとの対話と協働を不可欠とし、その表象も地域社会における様々な動きとの関係においてしか存在しえなくなる。さらに表象された地域像が、地域社会や住民にインパクトを与え、認識の変化を促す場合もある。地域経済の構造的な変化や災害など、ドラスティックな変化が起こったときに、調査データが当初の研究の文脈とは全く異なる文脈に位置付けられ、意味を獲得する場合や、特定のモノが何かの象徴として唐突に文化資源化され、いびつなキャラク

ターやご当地名物が創作される場合もある。生活や記憶という、人々の最も身近なものを掘り起こす民俗調査という行為は、調査そのものが地域の現在進行形の状況のなかに否応なしに位置付けられ、学問のまなざしの不断の問い直しを求められるのである。

もともと民俗調査は、民俗資料という素材を介した価値掘り起こしのプロジェクトとしての性格を多かれ少なかれ持っており、調査者と話者がともに営む価値創造的な実践である。その営みは、地域における価値創造の実践を促す契機があるならば、民俗学者がフィールドワークを通じてそこにコミットしていくのは必然ではないだろうか。

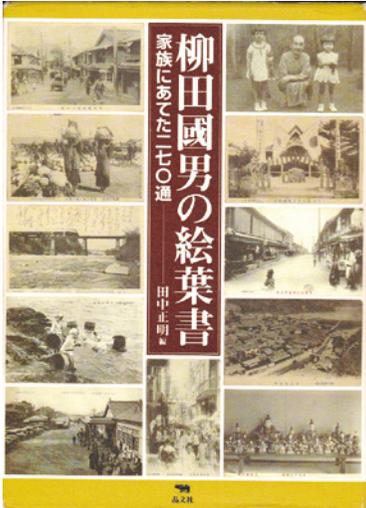
こうした考えのもと、筆者はかつて地域博物館の学芸員として住民参加による様々なプロジェクトを実践してきた(註4)。しかし近年は、地域の実践を博物館活動にフィードバックさせるのではなく、むしろフィールドワークによる調査の現場そのものが博物館活動の空間であると考えている。地域の人々ともに作り上げる移動博物館活動のなかから、価値創造の空間を生み出していくようなフィールドワークのかたちは、東日本大震災の被災地での文化財レスキュー活動の一環で行っている移動博物館(註5)における筆者の最大の課題である。本稿で紹介する飯坂温泉での絵はがきとその展示を通じたフィールドワークも、新たなフィールドワークの方法の実験である。

2. 文化資源としての絵はがき

2-1 絵はがきの資料的価値

ところで絵はがきとはどのような資料であろうか。そもそも近代的な郵便制度のなかで、はがきは勝手に作成してはならないものであった。それが明治33年になって規制緩和が行われ、“私製はがき”の使用が認められたことにより、観光地の風景や名所を題材とした絵はがきが、全国各地で作られた。絵はがきは新たな広告メディアとしての性格を強く持ちながら、社会に浸透していった。特に、日露戦争など戦地の状況を生々しく伝える報道メディアとして、絵はがきは国民を駆り立てる機能を担った。また、様々なイベントや博覧会の絵はがきや、芸妓のグラビアなど、多くの絵はがきが出版された大正～昭和前期は、絵はがきの全盛期と見ることもできる(註6)。

こうした特定の時代背景のもと登場した絵はがきは、歴史研究の資料という観点においては厄介な代物である。絵はがきは、発行年が記されていないものがほとんどで、製作の背景を知る手がかりも少ない。そもそも写真が撮影されてから絵はがきとして出版されるまでのタイムラグが存在し、かつ大量に複製されるためオリジナル性をつかめず、文献学的には二次史料のなかでも史料的条件に乏しいものといえる。図像そのものは文献等では明らかにならない多くの情報を提供してくれる。また、人々の行動も映り込んでいれば庶民生活の資料たりうる場合がある。こうした建築史また風俗史の意義は認めつつも、多くの絵はがきがある意図を持って切り取られ、広い意味での展示としての側面もあること



から、虚構性を濃厚に帯びていることは明らかである(註7)。また、蒐集趣味で大切に保管されたものほど、未使用の状態を重んじるために、絵はがきの所有者が記す情報も少ないため、なおさら年代を知ることができない。絵はがきは、その画像から得られるインパクトが強くある一方で、歴史を知るものとしては傍証資料にすぎないというジレンマがある。

絵はがきの研究面での活用は、もっぱらある個人の人物研究の素材に限定されてきた。作家や芸術家、学者、政治家などがしたためた絵はがきは、表の顔とは違う“素顔”がみえる恰好の人物研究の資料である。消印や本人が記した年月日などの情報から時期を特定し、その

人物のその年代の交友関係が明らかになるだけでなく、プライベートな文面からは人間性をうかがい知ることができる魅力的な資料なのである。

例えば、田中正明『柳田国男の絵葉書 一家族にあてた二七〇通一』(註8)では、日本民俗学の創始者のひとりとして知られる柳田国男の明治二三年から昭和二六年にわたって投函された一二六枚を紹介している。東北を旅した『雪国の春』にまとめられることになった調査旅行の過程で書かれた絵はがきや、国際連盟統治委員会委員時代の海外からの絵はがき、家族にあてた心温まる絵はがきなど、著作集にあらわれない柳田の一面を浮き彫りにしてくれる。絵はがきはこうした使われ方が中心であり、各地の文学館や記念館等では絵はがきは重要な展示物である。

2-2 近年の絵はがきを使った歴史研究

これまで歴史研究において史料として位置付けられてこなかった絵はがきであるが、近年では表象文化論の観点から再評価されはじめている。表象文化論は、主観的な感覚と客体化された認識にもとづいて営まれる「表象」を切り口に、あらゆる文化的事象が生産・流通・消費される状況やその構造を考察するものと理解である。すなわち、ある時代の人が同時代のことをどのようにとらえていたか、自らをどう他者に見せようとしたかを、視覚メディアやテキストを使って研究する文化研究である。何がどのように描かれ、それがどう受けとめられ、イメージが構築されていったか、そしてそれがいかに消費され、拡散していったか、またそのときどのような言説が支配的となり、何が抑圧されたかを検討することで、当時の社会を描き出そうとするのである。

絵はがきから“政治”を描いたものとして、貴志俊彦『満州国のビジュアル・メディア』(註9)がある。本書は、満州国がどのように自らを外部に見せようとしたのかを、絵はがき・ポスター・記念切手などを資料として明らかにした。また、ジェニファー・ワイゼ

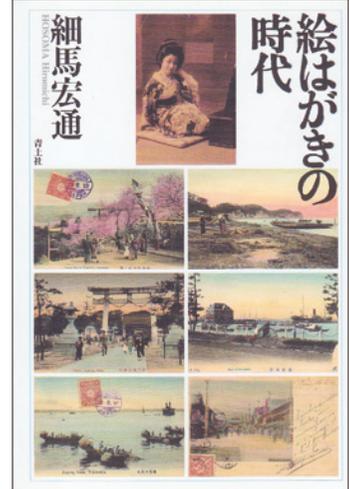
ンフェルド『関東大震災の想像力』（註10）は、大震災が国家によってどのように描き出され、そしてメディアや人々はどのように災害イメージを膨らませていったかを、絵はがき・絵画・写真・映画・漫画・展示などを資料として明らかにした。

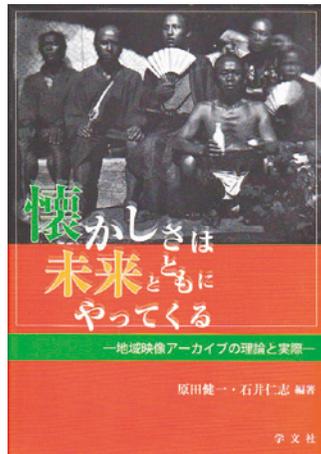
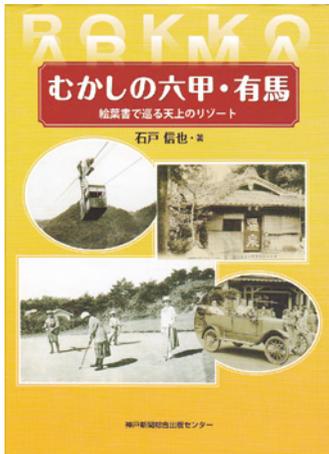
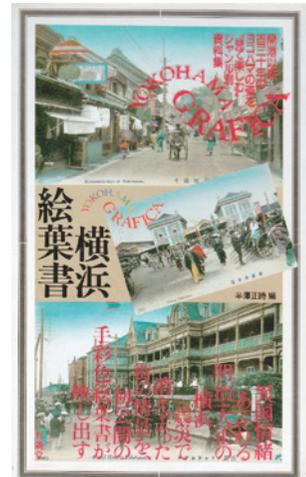
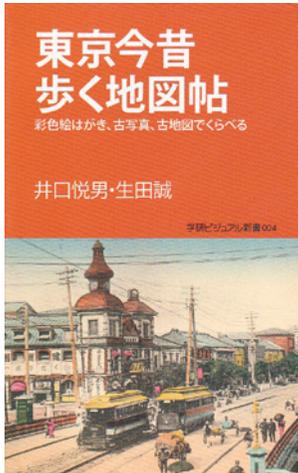
一方、絵はがきから“観光”を描いたものとして、関戸明子『近代ツーリズムと温泉』（註11）がある。本書は、余暇や休暇の誕生、交通網とメディアの発達、サービス業の隆盛などを背景に発展した近代に特有な温泉観光を、絵はがき・リーフレット・鳥瞰図などを資料として明らかにした。また、細馬宏通『絵はがきの時代』（註12）は、絵はが

きを介したイメージのやりとりを、一九世紀から第一次世界大戦までの時代に特有な現象ととらえ、絵はがきに何がどう描かれ、人々はそれをどのように用い、そのコミュニケーションによって人々は何を共有していったかを考察している。

2-3 視覚メディアによる都市景観の見直し

このように視覚メディアは、新たな位置付けのもとで研究に活用され始めている。例えば、近年出版されている絵はがき本の多くは、現代の都市に、記憶のさらに向こう側にあるようなふた昔ほど前の風景の残存を見つけ出す愉しみを提供する新しいタイプのガイドブックである（註13）。手のひらサイズの絵はがき解説本をもって、町に出ようという趣向である。また、古地図や絵はがきと現代の景観を比較しながら観光地や温泉観光地の景観をひもとく本もみられる（註14）。戦前に隆盛を極め、一時代を築いたような観光地では、絵はがきだけで当時の「情景」を復元することが可能であり、当時は有名だった場所が現





在は人も寄り付かないようなところとなっていたり、今もその風景の面影を見出せるような場所があったりと、楽しみ方もいろいろである。

こうした動きのなかで、特に過去のビジュアルな資料を使って、地域の人々の認識の変化を促し、それによって得られた新たな視点から町づく

りを考えていこうとすることを、意図的に行っている試みもある。原田健一ほか編著『懐かしさは未来とともにやってくる』（註15）である。同書によると、「映像資料は、地域社会の過去の姿を伝える貴重な文化財であると同時に、地域に対する現在のわれわれの認識を捉え直し、さらに未来の地域の進むべき方向を指し示す重量な材料にもなっていく」ものであるという。そして、絵はがきや写真に写った内容が過去を知るうえで重要なばかりでなく、それと対面しその経験を共有することが現代の私たちにとって地域の魅力再発見のための新しい視点を得ることにつながり、さらに地域のこれからを考えるうえで独特な役割を果たしうることが主張されている。

現代の人文科学は、ただ歴史や文化について思索を深めるだけでは不十分であり、その研究を社会に向けて開いていく必要がある。絵はがきを通じた思索からみえてくるものを、共有することで新しい発想が生まれ交流が生まれるような仕掛けが必要である。とりわけ風景を切り取った絵はがきは、そのビジュアルさから現代の見なれた風景に新しい魅力を発見できる。「絵はがき」を含む種々のビジュアル・メディア資料のアーカイブスの意義は、

この点に見出すことができる。

3. 負の遺産を相対化するキュレーション

3-1 キュレーションの意義

こうした新たな可能性が論じ始められた絵はがきという素材を用いたフィールドワークを、資料を独自の価値基準に基づいて蒐集・整理・分類し、独自の意味づけとまなざしにおいて提示する「キュレーション」によって進めることによって、交流の場が生み出されるのではないかと考え、筆者は実践を始めた。

前述のように、筆者らは福島県の飯坂温泉をフィールドに戦前から売春防止法が施行される前後の昭和三〇年代初期までを対象に、資料収集と調査研究、そして現地での文化創造活動に取り組んでいる。このプロジェクトの発端は、蒲倉氏の卒業論文作成過程での筆者との議論にある。それは、研究の進展によって明治～昭和初期の飯坂温泉の状況が明らかになるにつれ、現代の飯坂温泉で作成されるパンフレットやガイドブックが上記の時期を避けるかたちで記述されていることに気がつき、そのことそのものが興味深く思えてきたのである。

海鼠壁に囲まれた桜並木の色町の娼妓や貸座敷の賑わい、そして華やかさの裏にある過酷な労働と性病といった影の部分は、近年までの飯坂では語ることすら憚られるタブーであり、飯坂温泉が現代にまで持ち伝えている負の歴史である。当時の飯坂には、これと並んで芸妓の文化が花開き、様々な文化人との交わりのなかで教養を培う交流の文化も息づいていた。また、現代に遺る鉄橋や建築、発電所跡など時代の最先端の建造物と、贅を凝らした近代和風建築も、この時期のものである。加えて、摺上川沿いの奇岩や溪流、滝を歩きながらめぐる“名所”も当時の飯坂温泉の愉しみであり、近代の「自然」観の転換を読み取ることができる。正岡子規や与謝野晶子らが訪れた背景には、当時の飯坂温泉のどのような性格が潜んでいるだろうか。さらに、松島と並ぶ重要な目的地のひとつであった飯坂温泉は、近代の東北の観光や開発を考える上でも興味深い。色街をタブー視することは、同時代の魅力的な研究テーマを等閑に付すことにつながり、さらに住民自身による地域の魅力再発見のための発想を狭めることにつながっている。色街を礼賛するのではなく、かといってタブー視するのでもなく、明治後期～昭和三〇年代初頭の半世紀あまりの時代にまつわるイメージを相対化することが、いま必要なのではないだろうか。

3-2 絵はがきの展覧会とワークショップの実践

平成二三年一月八日（土）と九日（日）の二日間、秋の行楽シーズンで賑わう福島市飯坂町内の「旧堀切邸」敷地内に残る歴史的な建造物「十間蔵」を会場に、東北学院大学



「十間蔵」外観



展示の様子



「主屋」でのワークショップ



展示解説の様子



「十間蔵」でのライブ



町並みウォークの様子

博物館企画展『飯坂温泉 — 絵葉と地図でさぐる戦前のすがた —』（註16）が開催された。戦前の絵はがき約四〇枚でありし日の町並みの風景を楽しんでもらうこの企画は、飯坂絵はがきプロジェクトと東北学院大学博物館の共同企画によって実現したもので、展示資料はすべて飯坂絵はがきプロジェクトの提供による。

一月八日には、「旧堀切邸」主屋を会場にワークショップが行われ、地元の方々や学生ら四二名が参加した。筆者による「静かなブーム！ “絵はがき地元学”」と題した話題提供ののち、蒲倉氏が「大正昭和の人々が見ていた飯坂の風景」と題する講演をした。そして会場を隣接する「十間蔵」に移し、地元旅館の若旦那衆と民謡の歌手によるユニット「飯坂だゑべしたーず with 木綿子」が、飯坂小唄をはじめとする福島や飯坂ならではの楽曲を披露した。最後に、戦前の絵はがきと現代の風景を見比べながら、一時代前のおもかげを訪ねる「飯坂えはがき散歩（町並みウォーク）」で、秋の飯坂を散策した。

3-3 絵はがきと飯坂の近代

飯坂温泉では、戦前に多くの絵はがきが作られ往時の繁栄ぶりを偲ぶことができる。絵はがきに描かれているスポットは、現在の観光地とかなり異なるが、道路の拡幅改修などが少なく戦災も受けていないため、戦前の情景を思い浮かべやすい。

飯坂温泉は、戦前には東北一の色街として栄えた歴史がある。戦前の絵はがきには、飯坂電車、十綱橋、摺上川とその周辺旅館の風景、天王寺・穴原温泉、千人風呂、赤川の名所、遊郭若葉町、鯖湖湯などの外湯などがある。その中でも特に多いのが十綱橋と摺上川であり、摺上ダム建設前の摺上川と船遊びの様子や、現在は残っていない木造五階建ての

旅館群などは見事な景観である。

江戸時代以来の湯治場である飯坂温泉は、明治初期の飯坂新道開削により近代の温泉地としての繁栄の道を歩み始めた。明治四一年の飯坂大火では各所に散在する遊廓を集めて移転改築させられたのだが、この場所が摺上川を東にながめる飯坂随一の絶景であったため、結果的にその遊廓街：飯坂若葉遊廓を中心に町が発展していくことになった。大正期には、当時最先端の工法で架けられた十綱橋が新たな名所となり、さらに摺上川の奇岩や滝をめぐる観光も人気を博した。さらに飯坂電車が開通して上野から鉄道で一筆書きに結ばれたことにより、東京から飯坂、仙台、松島という観光ルートが確立し、当時の鉄道局やJTBなどの旅行会社も盛んに飯坂温泉キャンペーンを打った。日中戦争頃より、飯坂温泉全体が自粛ムードになり徐々に色街としての機能が薄れた時期、昭和一九年の飯坂大火が起る。終戦後は、進駐軍の求めに応じるかたちで再び飯坂町が色街として機能し始めるが、昭和三年売春防止法が制定され、飯坂若葉遊廓は廃止となり飯坂温泉の色街としての歴史は幕を閉じた（註17）。



絵はがき「十綱橋」



絵はがき「十綱橋上より各温泉楼を望む」



絵はがき「遊郭若葉町」



絵はがき「鯖湖温泉」

4 交流の場と飯坂の魅力再発見

戦後、飯坂温泉は一観光地として戦後の国内旅行ブームで活況を取り戻す。現在では福島市中心部からのアクセスの良さもあって、ハイシーズンには観光客が団体バスで車列をなして訪れる。現代の飯坂温泉観光は、豪商の館としての旧堀切邸と外湯鯖湖湯周辺の散策、医王寺等の寺社や旧跡めぐり、片岡鶴太郎美術庭園、飯坂明治大正ガラス美術館といった小さなミュージアム見学、フルーツラインでの果物狩り等である。実は飯坂には、近代の繁栄を物語る建造物や街路、石造物等が現存するが、観光においては近代の飯坂はほとんど紹介されることはない。

しかし、色街で栄えた時代が終焉してからすでに六〇年ほどが経過し、近代飯坂の遺産は一定の距離感をもって扱われはじめている。例えば地域のロータリークラブでは、飯坂の歴史について話題提供の催しが行われ、蒲倉氏も講演を依頼された。「十間蔵」での展示でも、会員の方々が見学に来ていただき、絵はがきに写ったものについて時間を忘れて議論が続いていた。例えば、十綱橋の絵はがきを見て、ある会員が鉄橋の十綱橋の工事の際に架けられた仮橋が水面に写っていると指摘し、その場所をめぐって議論となった。その場所はあの旅館の手前だとか、その木の脇だとか、極めてローカルな話題に筆者にはついていけなかったが、別の絵はがきはあるかとか、当時の資料に何か手がかりはないかといった質問が逆に私たちに向けられた。会員たちは、古老から聞き取り調査を行って記録をしたり、古い写真を収集したりといった活動も始めているという。また、最近オープンした飯坂温泉ケアセンターはなゆまちの男女の温泉壁面には、戦前の絵はがきを転写した陶板が設置された。

また飯坂では、店先のディスプレイに戦前の観光パンフレットを展示する店舗や旅館もある。「十間蔵」での展示のあと、ある老舗旅館の若旦那から旅館内でビジュアルな歴史の展示を企画してほしいという依頼があり、現在その旅館と周辺の温泉街の歴史について検討を始めている。飯坂には昭和前期の建物をリノベーションしたカフェや雑貨店等がいくつもあり、文化発信の拠点ともなっている。こうした店舗の店主らは、昭和初期の飯坂について新たな魅力再発見のマルシェ形式の交流イベントや、絵はがきの復刻、SNS上での色街時代のコアな話題提供などを行い、これに共鳴した外部のファンを取り込みながら活動を活発化している。明治後期～昭和三〇年代初頭の半世紀あまりの時代にまつわる飯坂温泉の正負のイメージを相対化する、さまざまな試みがこの地域では展開され始めているのである。

今回の企画は、大学博物館を主体として、地元の文化創造活動の任意団体、ロータリークラブ、観光協会との協働のなかから生まれたプロジェクトである。この企画にあたっては、地域の様々なアクターがそれぞれ抱えている課題や問題、目標とするものや評価の価値基準の多様さについて少しずつ把握していく過程でもあった。過去の飯坂温泉の様子や

生活の実際については、聞き書きの場として設定してインタビューをする以上に、仕事を進めるなかで自然な話題として出てくるのであり、さらに実現した展覧会の現場ではとめどなく対話が深まっていく。話者自身がかつとも楽しんでいるといった展示の空間が持つ独特な雰囲気は、次の活動へも引き継がれていくであろう。今回行った展覧会やイベントは、こうした旅館、飲食店やカフェ、店舗や中小企業の方々などとの交流も始めることができた。今後も、地域の人々とともに、文化創造活動を実践するとともに、絵はがきなどの視覚メディアのみならずキュレーションがうながす聞き書きや対話の可能性についても探っていきたい。

註

- 1 ここに芸術と政治の問題を見出したのはワルター・ベンヤミンである。ワルター・ベンヤミン『複製技術時代の芸術』晶文社 一九九九年を参照。
- 2 飯坂温泉の絵はがきの全体像については、蒲倉綾子「東北の「別天地」・飯坂温泉 ―飯坂絵はがきプロジェクト―」（ほろよいブックス編集部『東京府のマボロシ―失われた文化、味わい、価値感の再発見―』社会評論社 二〇一四年所収）を参照。
- 3 Peter Vergo 1989 *The New Museology*. London, Reaktion Books
- 4 Sharon Macdonald, Gordon Fyfe 1996 *Theorizing Museums*. Oxford, Blackwell
- 5 加藤幸治「市民の中の民俗博物館」岩本通弥、菅豊、中村淳『民俗学の可能性を拓く』青弓社 二〇一二年、一四一～一八四頁
- 6 加藤幸治「復興のキュレーション―被災資料を陳列して行う聞き書きの試みから」「展示学」五二号 日本展示学会学会 二〇一五年二月発行予定（印刷中）
- 7 当時の動向については、高知県立歴史民俗資料館編『絵葉書のなかの土佐―移ろいゆく時代の記憶―』（展示解説図録）同館 二〇〇八年に概説されている。
- 8 貴志俊彦『満州国のビジュアル・メディア』吉川弘文館 二〇一〇年、学習院大学史料館編『絵葉書で読み解く大正時代』彩流社 二〇一二年では、こうした視覚メディアの性格について詳述している。
- 9 田中正明『柳田国男の絵葉書―家族にあてた二七〇通―』晶文社 二〇〇五年
- 10 前掲註8 貴志 二〇一〇年
- 11 ジェニファー・ワイゼンフェルド『関東大震災の想像力』青土社 二〇一四年、原著は Jennifer Weisenfeld “Imaging Disaster: Tokyo and the Visual Culture of Japan's Great Earthquake of 1923” University of California Press 2012
- 12 関戸明子『近代ツーリズムと温泉』ナカニシヤ出版 二〇〇七年
- 13 細馬宏通『絵はがきの時代』青土社 二〇〇六年
- 14 例えば、井口悦男・生田 誠『東京今昔歩く地図帖―彩色絵はがき、古写真、古地図でくらべる―』学研、原島広至『彩色絵はがき・古地図から眺める 東京今昔散歩』、広島、大阪、神戸、
- 15 石戸信也『むかしの六甲・有馬―絵葉書で巡る天井のリゾート―』、奥沢康正『眼病に効く温泉―古い絵葉書とともに辿る目の湯温泉の歴史―』思文閣出版、半澤正時編『横浜絵葉書』有隣堂、
- 16 原田健一ほか編著『懐かしさは未来とともにやってくる』学文社 二〇一三年

- 17 企画展『飯坂温泉—絵葉と地図でさぐる戦前のすがた—』 共催：東北学院大学博物館・飯坂絵はがきプロジェクト、仙台展は平成二三年七月二六日（土）～九月二五日（木）、会場：東北学院大学博物館、飯坂展は平成二三年一月八日（土）～九日（日）、会場：旧堀切邸 十間蔵（福島市飯坂町内）
- 18 長澤廣吉 『飯坂温泉四季之友』 東潤社 一八八九年、竹内久助 『岩代飯坂温泉—十綱の葉—』 私家版 一九〇二、飯塚直太郎 『飯坂湯野温泉遊覧案内』 飯坂湯野温泉案内所 一九二七年、飯坂町史跡保存会編 『飯坂の文化財』 同会 一九七七年等を参照

宮城県栗原市栗駒猿飛来

鳥矢ヶ崎古墳群測量調査報告

辻 秀人・安達 訓仁・佐々木拓哉・森 千可子



巻頭写真 B地区 中心部分

調 査 体 制

調査期間 第1次調査 平成24年3月7日～15日、3月28日～31日
第2次調査 平成25年3月6日～10日、3月27日～31日
第3次調査 平成26年3月3日～22日、3月28日～31日

調査主体 東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナール

調査担当 東北学院大学文学部 教授 辻 秀人

調 査 員

第1次調査

熱海泰輔・千葉優菜（4年）

佐々木拓哉・成田 優・服部芳治・星野剛史・松本尚也・森田彩加・
横田竜巳・吉田龍司（3年）

日谷 旭・石橋咲紀・菅原健太・高橋萌子・武田翔平・名久井伸哉（2年）
芦野 悟・岸 知広・廣瀬拓磨（1年）

第2次調査

佐々木拓哉・横田竜巳（4年）

日谷 旭・石橋咲紀・菅原健太・高橋萌子・武田翔平・名久井伸哉（3年）
芦野 悟・阿部大樹・岸 知広・佐々木雪乃・澁谷若菜・東海林裕也・
新保摩実・菅原里奈・廣瀬拓磨・森千可子・結城彩花（2年）

第3次調査

佐々木拓哉・横田竜巳（大学院博士課程前期1年）

日谷 旭・石橋咲紀・菅原健太・高橋萌子・武田翔平・名久井伸哉（4年）
芦野 悟・阿部大樹・岸 知広・佐々木雪乃・澁谷若菜・東海林裕也・
新保摩実・菅原里奈・廣瀬拓磨・森千可子・結城彩花（3年）
相川ひとみ・泉澤まい・笠原大暉・鈴木里奈・野呂夕奈・星あゆみ・
村木 翔（2年）

調査協力 栗原市教育委員会 猿飛来コミュニティセンター、

鳥矢ヶ崎史跡公園保存会

千葉長彦、大場亜弥、安達訓仁、工藤 健、佐藤 茂（敬称略）

例 言

- 1、本報告は平成24年から平成26年まで実施した宮城県栗駒町猿飛来に所在する鳥矢ヶ崎古墳群の測量調査成果をまとめたものである。
- 2、測量調査は調査は東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナールのゼミ活動の一環として実施したものである。
- 3、調査は東北学院大学文学部教授辻秀人が担当した。調査の主な参加者は考古学ゼミナール所属学生、所属予定の学生及び参加を希望した歴史学科1年生である。
- 4、現地での図面作成は参加者全員で行い、作成図面の整理統合、デジタルトレース等は佐々木拓哉（大学院文学研究科博士課程前期2年）、森千可子（歴史学科4年）を中心に平成26年度辻ゼミゼミナール所属歴史学科4年生が実施した。
- 5、本報告の編集は辻秀人が担当した。大部分の執筆を辻が担当したが、昭和46年の発掘調査で出土した遺物の実測図および記載は栗原市教育委員会安達訓仁氏によるものである。
- 6、本報告に掲載した図面の高さ表示はすべて海拔高、北はすべて真北を示す。
- 7、本報告に掲載した平面図の位置は、便宜的に局地座標系により表示した。局地座標のX、Y座標は調査にあたって設置した基準点T1（国家座標 $X=-131889.046$ $Y=14885.611$ ）を $X=100.00$ 、 $Y=100.00$ とした。X軸は真南北方向、Y軸は真東西方向である。
- 8、本報告に掲載する鳥矢ヶ崎古墳群航空写真はすべて工藤健氏が所有するものである。工藤氏のご厚意により本報告に掲載させていただいた。



写真1 測量調査風景

第1章 調査に至る経過

鳥矢ヶ崎古墳群の所在地には古墳群に関わる言い伝えが残されている。鎌田金穂氏によれば(鎌田 2004)、「明治四十四年というから今を去る六十三年前の六月十三日、旧尾松村八幡の大工、小野寺久五郎さんが、青雲山を越え源四郎道にさしかかった際、つつじの株につまづき下駄を探していた時、土中から刀の折れ端のようなものが五寸ほど露出していたのを掘起して家に持ってきた。その夜枕神が立ち「あれはおれのものだから掘り出せ」とのお告げにより、翌朝早く現地に行き掘った処、唐くつわ(鉄製衣馬のくつわ)その他鎧、かぶと、刀、須恵器の茶碗、皿等約四キロが出土したので屋根裏に保管していた。内唐くつわは東京国立博物館へ納め」という伝えである。昭和37年には小野寺久五郎氏の案内で現地を訪れたが、その場所は確認できなかったという。

このような状況を踏まえて、栗駒町教育委員会は東北大学高橋富雄教授、東北学院大学加藤孝教授らに調査を依頼、両教授は快諾し、栗駒町教育委員会教育長を調査責任者とし、高橋富雄教授、加藤孝教授に加えて築館女子高校教諭金野正氏、宮城県第二女子高校教諭氏家典氏らを調査員とする調査団が結成された。発掘調査は昭和46年3月20日～3月27日の8日間実施された。調査には東北学院大学考古学研究部員29名とOB2名合計31名が参加している。調査団には当時第一線で活躍していた研究者が名を連ねており、参加した考古学研究部員も後に考古学専門家として活躍した人が多い。当時最高の調査団が調査にあたったといえよう。

調査の成果は大変豊かなものだった(栗駒町教育委員会 1971)。1号墳、2号墳の2基が発掘調査された。1号墳からは東北北部の末期古墳と共通する特徴を持つ石室が、2号墳からは木棺が直接土中に埋納された状態で発見され、「中央系高塚古墳の辺境形態」と考えられた。また、2号墳の木棺からは金銅製銚帯金具が一式出土し、帯本体は消失しているが、律令国家の役人が公式の場で身につける帯が埋納されていたことが判明した。他に蕨手刀、刀子、土師器、須恵器などが出土している。

調査の結果、鳥矢ヶ崎古墳群には北の要素と中央の要素が混在していること、被葬者には当時の律令国家の役人であった人物が埋葬されていることが判明し、当地が伊治城で反乱をおこした伊治公岩麻呂の一族が基盤とした地域と見られることもあわせて、東北古代史を考える上で大変重要な知見をもたらすこととなった。

多大な調査成果を受け、鳥矢ヶ崎古墳群は昭和48年11月6日に宮城県史跡に指定された。また地元猿飛来では鳥矢ヶ崎古墳群史跡公園保存会が結成され、発掘調査終了後10年ごとに記念行事を開催するなど、鳥矢ヶ崎古墳群の重要性を世に伝える活動を展開する一方、古墳群に生い茂る雑草の刈り払い、古墳群全体にわたる桜の植樹、史跡公園駐車場、あづまや等の整備と管理に尽力されてきた。

本報告執筆者の一人である辻は、発掘調査三十周年記念講演会に講師として招かれ、鳥

矢ヶ崎古墳群の現況を目の当たりにすることになった。発掘調査が終了した遺跡では、特別に行政が予算をかけて管理するケースを除けば、遺跡に足を踏み入れることさえ困難な場合が少なくない。しかし、鳥矢ヶ崎古墳群は見事に清掃、管理されており、古墳群が築造された当時そのままの姿が目の前に広がっていた。聞けば毎年地域の人々が総出で定期的に清掃、刈り払いが行っているとのこと、地元の方々の熱意が遺跡を守っていることを実感した。一方、古墳群の様相は予測を超えたものだった。刊行された報告書にはもっぱらA地区の様相が記載されており、B地区については十分な認識をえられていなかった。しかし、現地に望めば、鳥矢ヶ崎古墳群の中心はB地区にあることは一目瞭然だった。残念ながら、これまで鳥矢ヶ崎古墳群の存在とその価値は学会では十分には知られていなかった。その理由が古墳群の全体像が提示されていないことにあるという思いはその後現地に足を運ぶたびに強くなっていった。

辻が主宰する東北学院大学辻ゼミナールは、2011年3月11日の東日本大震災と原発事故により、それまでフィールドにしていた福島県浜通り地域の調査が不可能になったことを機会に、鳥矢ヶ崎古墳群の歴史的な重要性を伝えるため、2012年より鳥矢ヶ崎古墳群の全体像を示す測量図を作成することとした。

引用文献

- 鎌田金穂 2004 「宮城県指定鳥矢ヶ崎古墳」『青雲の郷 猿飛来を語る』 鳥矢ヶ崎史跡公園保存会
 栗駒町教育委員会 1971 『宮城県栗原郡栗駒町鳥矢ヶ崎古墳調査概報』 昭和四十六年度栗駒町埋蔵文化財報告



写真2 鳥矢ヶ崎古墳群から見た栗駒山

第2章 遺跡の環境

鳥矢ヶ崎古墳群は、宮城県栗原市栗駒町鳥矢崎字猿飛来に所在する。奥羽山脈から派生する南東に延びる丘陵の痩せ尾根上から南斜面にかけて分布する。古墳群西端からは写真2のように栗駒山を望むことができる。

鳥矢ヶ崎古墳群が所在する現在の栗原市域は、古墳時代から古代にかけて東北北部と東北南部の文化の境界にあたり、歴史的に様々な事象が起きたことが知られている。

古墳時代には東北南部の土師器を使い、古墳を築く文化（古墳時代社会）と狩猟、採集を生業とする北海道の文化と共通する続縄文文化とが境を接していた。

宮城県栗原市築館町城生野に所在する国指定史跡伊治城跡では、2条のL字形に伸びる溝が検出され、堆積土中から大量の塩釜式土師器と北大I式の深鉢が出土し、古墳時代前期に位置づけられた（築館町教育委員会 1992）。2条の溝を組み合わせて豪族居館との理解もあるが、必ずしも明瞭ではない。ただ、古墳時代前期にこの地に古墳文化を持つ人々が暮らし、続縄文文化の文物を入手できる状況にあったと見ることができる。

また、平成26年には伊治城跡の南西約500mの位置にある入の沢遺跡の大規模な発掘調査が実施され、大規模な堀と材木堀で囲まれた古墳時代前期の拠点的な集落の存在が明らかにされた（宮城県教育委員会 2014）。入の沢遺跡の西側の尾根上にある大仏古墳群は入の沢遺跡との関係が考えられている。伊治城跡の北西約3kmにある長者原遺跡の存在とあわせ、この地域には古墳時代前期において古墳文化を持つ集落の広がりが認められ、北の続縄文文化と相対して様相を確認することができる。入の沢遺跡の大規模な防御施設の存在を考えると、古墳時代前期において古墳時代社会と続縄文社会との軋轢がこの地にあった可能性があるのだろう。

古墳時代中期～後期はこの地の遺跡は明瞭ではない。奈良時代にいたり、再び大規模な遺跡が確認されるようになる。

伊治城は、東西700m、南北900mの範囲を土塁と大溝で区画し、内部に政庁を設ける大規模な施設で、767（神護景雲元）年に律令国家の東北北部への進出の足がかりとして築かれた。伊治城建設に先だって関東の人々の移民が行われたことが伊治城の南約2kmの御駒堂遺跡で確認されている（宮城県教育委員会 2014）。また、墳墓では姉菌横穴群、大沢横穴群が営まれた。横穴として簡略化され新しい段階のものである。在地の墓制ではなく、移民と関係する可能性が高い。両横穴群は内陸では最北の横穴群である。

鳥矢ヶ崎古墳群が営まれた奈良時代には、南東約6kmにある伊治城周辺で関東からの移民、新たな墓制の開始など伊治城造営に関わる大きな変化が進行していた。鳥矢ヶ崎古墳群を営んだ人々は歴史的な大変動に直面した。鳥矢ヶ崎古墳群には、東北北部、中でも胆沢地方の小規模な円墳で構成される古墳群と共通する様相を見て取ることができる。小規模な石室の存在も含めて、いわゆる末期古墳群の範疇で理解することができよう。

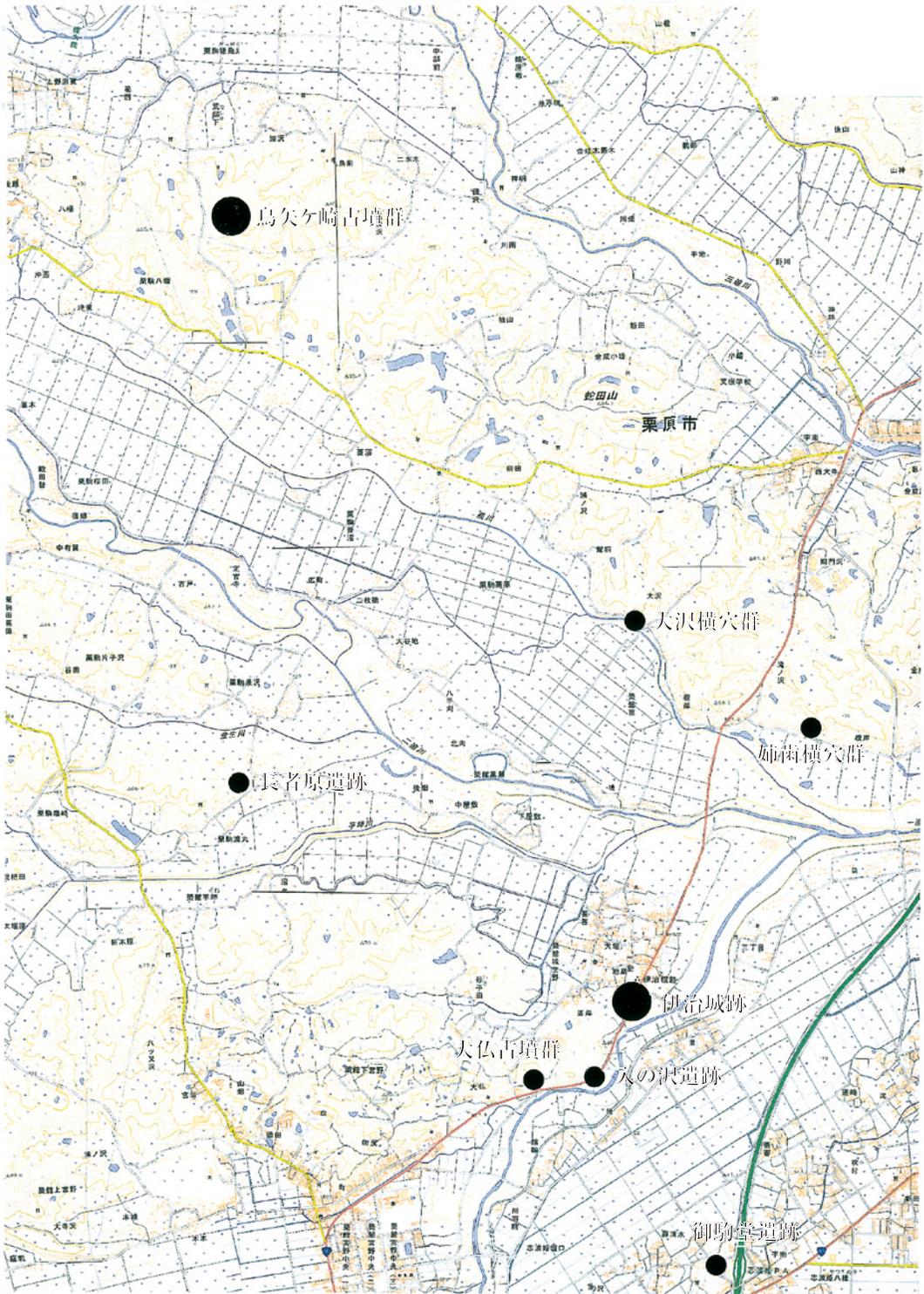
つまり、鳥矢ヶ崎古墳群を営んだ人々は、大きくみれば東北部の蝦夷と呼ばれた人々と共通する文化の中であり、この地域の在地の勢力が営んだものと見られる。しかし出土遺物には北の末期古墳群と共通する要素がとともに律令国家と関係の深い文物もあり、国家と在地勢力との緊張関係の中でこの地の人々がとった対応を示している。

引用文献

- 築館町教育委員会 1992年 『伊治城跡―平成3年発掘調査報告書―』
築館町文化財調査報告書第5集
- 宮城県教育委員会 2014年 「入の沢遺跡」『平成26年度遺跡調査成果発表会発表要旨』
宮城県考古学会
- 宮城県教育委員会 2014年 「御駒堂遺跡」『平成26年度遺跡調査成果発表会発表要旨』
宮城県考古学会



写真3 鳥矢ヶ崎古墳群（写真右下）から伊治城方向（写真左上）を望む（写真は工藤健氏提供）



第1図 鳥矢ヶ崎古墳群および周辺遺跡位置図（古墳時代～古代）

第3章 測量調査

1. 調査の方法

鳥矢ヶ崎古墳群古墳測量調査にあたって、次のような仕様、方法で原図を作成することとした。

- ・原図縮尺 墳丘分布範囲 1/20 自然地形 1/100
- ・等高線 墳丘分布範囲 25 cm ごとに記入し、1 m ごとに太線とする
自然地形 50 cm ごとに記入し、1 m ごとに太線とする
- ・作図方法 T1、T2 を基準点とし、トータルステーションを用いて XY 座標を測定し、測量基準点を作成した。なお、必要に応じて併合トラバースを作成し、測量基準点の正確性を確認している。各測量基準点から平板を用いて作図した。作図にあたっては墳端線、傾斜変換線を先に記入し、後に等高線を作成した。等高線は標高により作成した。

測量実施にあたり、GPS 測量により、基準点設置を栗原技研に依頼した。その成果は以下の通りである。

T1 X=-131889.046 m Y=14885.611 m

標高 67.765 m

T2 X=-131860.115 m Y=14925.241 m

標高 66.968 m

注 この成果は 2012 年 2 月 27 日に観測したものである。東日本大震災前、平成 20 年 6 月 14 日発生岩手宮城内陸地震後のデータと比較すると X 軸で 1.29 m 南に、Y 軸で 2.875 m 東に移動しており、東日本大震災と岩手宮城内陸地震のいずれよりも前のデータと比較すると、X 軸で 1.18 m 南に、Y 軸で 2.729 m 東に移動している。

T1、T2 の座標データは公共座標で表示されている。実際の作図作業にあたっては公共座標は数値が大きすぎ、扱いにくいので、T1 を X=100.00、Y=100.00 とし、真南北方向を X 軸真東西方向を Y 軸とする局地座標系を用いた。本報告掲載図面の表示も局地座標系を用いた。局地座標 XY それぞれの数値から 100.00 を減じた後 T1 のそれぞれの数値に加えることで、公共座標に転換可能である。

2. 古墳群の分布と形態

鳥矢ヶ崎古墳群は奥羽山脈から派生し、南東方向に伸びる丘陵上にあり、東西方向に約 250 m に渡って分布する。所在する丘陵尾根には 3 カ所の高まりがあり、各古墳はそれぞれの高まりを中心に集中する傾向がある。古墳群西端の高まりに集中する古墳は、丘陵尾

根上と南斜面に分布し、東西方向にあわせて南北方向にも広がりを見せる。中央の高まりに集中する古墳はほぼ尾根上に、東端の古墳は尾根付近と南斜面に分布する。

確認できた古墳総数は39基である。現地の標柱では他にA地区20号墳、B地区19号墳、20号墳の表示があるが、現地観察では古墳であるとの確証が持てなかったため、図には表記しなかった。しかし、墳丘が改変を受けている可能性があり、調査等で今後確認される可能性は十分に残されている（第2図）。

確認できた古墳総数39基はいずれも円墳である。

立地、周溝と墳丘の関係、墳丘形態には、以下の3タイプがある。

Aタイプ 尾根線の頂上付近に築かれた古墳で周溝は観察されず、比較的端正な円形を呈するものが多い

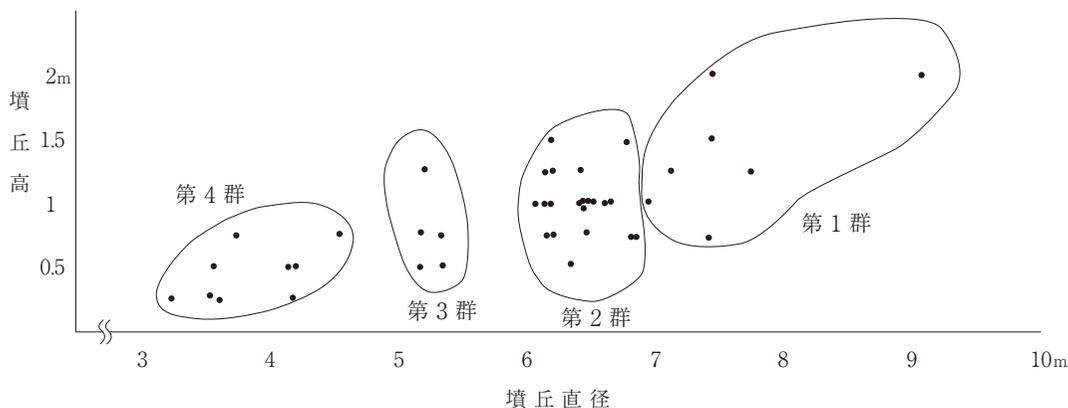
Bタイプ 尾根線上で東西方向の傾斜面に築かれた古墳には墳丘より上側の斜面を掘り込む形で周溝が掘削されている。この場合周溝は全周せず、半月形で、斜面と墳丘を区画する機能をもつように思われる。

Cタイプ 丘陵南側斜面に築かれた古墳は、墳丘の西、北、東に墳丘を取り囲む形で周溝が掘削されている。地表面からの観察による限り、斜面の下側、南側には周溝の痕跡は確認できない。墳丘は全体に1m以下が多く、低い傾向にある。墳丘の形は全体に南北方向に長い楕円形を呈する可能性がある。墳丘の土が斜面下側に流れているため可能性があり、本来の形であるかどうか検討が必要である。

各古墳の規模は第1表に示した。地表面からの観察であり、直径、墳丘高ともに確定値ではないが各古墳のおよその規模は把握することができる。また、第3図にこれら各古墳の規模をX軸を墳丘高、Y軸を墳丘直径として図に表した。

古墳名	直径	墳丘高	タイプ
A1	6.3	0.5	C
A2	7	1	C
A3	6.14	1	A
A4	6.78	0.75	A
A5	5.33	0.75	A
A6	6.14	1.25	C
A7	6.62	1	C
A8	6.2	1	C
A9	6.78	1.5	B
A10	6.49	1	C
A11	7.42	0.75	C
A12	5.33	0.5	C
A13	5.17	0.5	C
A14	7.11	1.25	B
A15	4.2	0.25	B
A16	6.14	0.75	B
A17	6.13	1	B
A18	3.23	0.25	C
A19	6.2	1.5	C
A20	欠	欠	欠
A21	5.17	1.25	C
A22	7.43	1.5	B
B1	7.75	1.25	A
B2	7.43	2	A
B3	6.46	1	B
B4	3.55	0.25	B
B5	4.2	0.5	B
B6	3.55	0.5	B
B7	6.46	0.75	B
B8	6.46	1	B
B9	5.16	0.75	B
B10	4.2	0.5	B
B11	3.71	0.75	B
B12	9.11	1	B
B13	6.2	0.75	B
B14	6.62	1	C
B15	6.14	1.25	C
B16	3.55	0.25	B
B17	4.52	0.75	B
B18	6.46	1.75	B
B19	欠	欠	欠

第1表 古墳の規模一覧



第3図 墳丘規模分布図

これらによると各古墳は直径7mを超え、墳丘高1~2mの大型墳丘を持つ群(第1群)、直径6~7m、墳丘高0.5~1.5mの中型墳(第2群)、直径5m台前半、墳丘高0.5~1.25mの小型墳(第3群)、直径3~4m、墳丘高0.25~0.75の極小墳(第4群)に分かれる。第1群6基、第2群19基、第3群5基、第4群9基を数える。第2群が最も多く一般的な規模であり、第1群は少なく、全体の中で有力な人物の墳墓である可能性が高い。第1群がすべてA、Bタイプで、尾根線上にあることもこのことを裏付けるものだろう。第3、4群は第1群の周囲にあり、第1群に従属する古墳群であると考えられる。

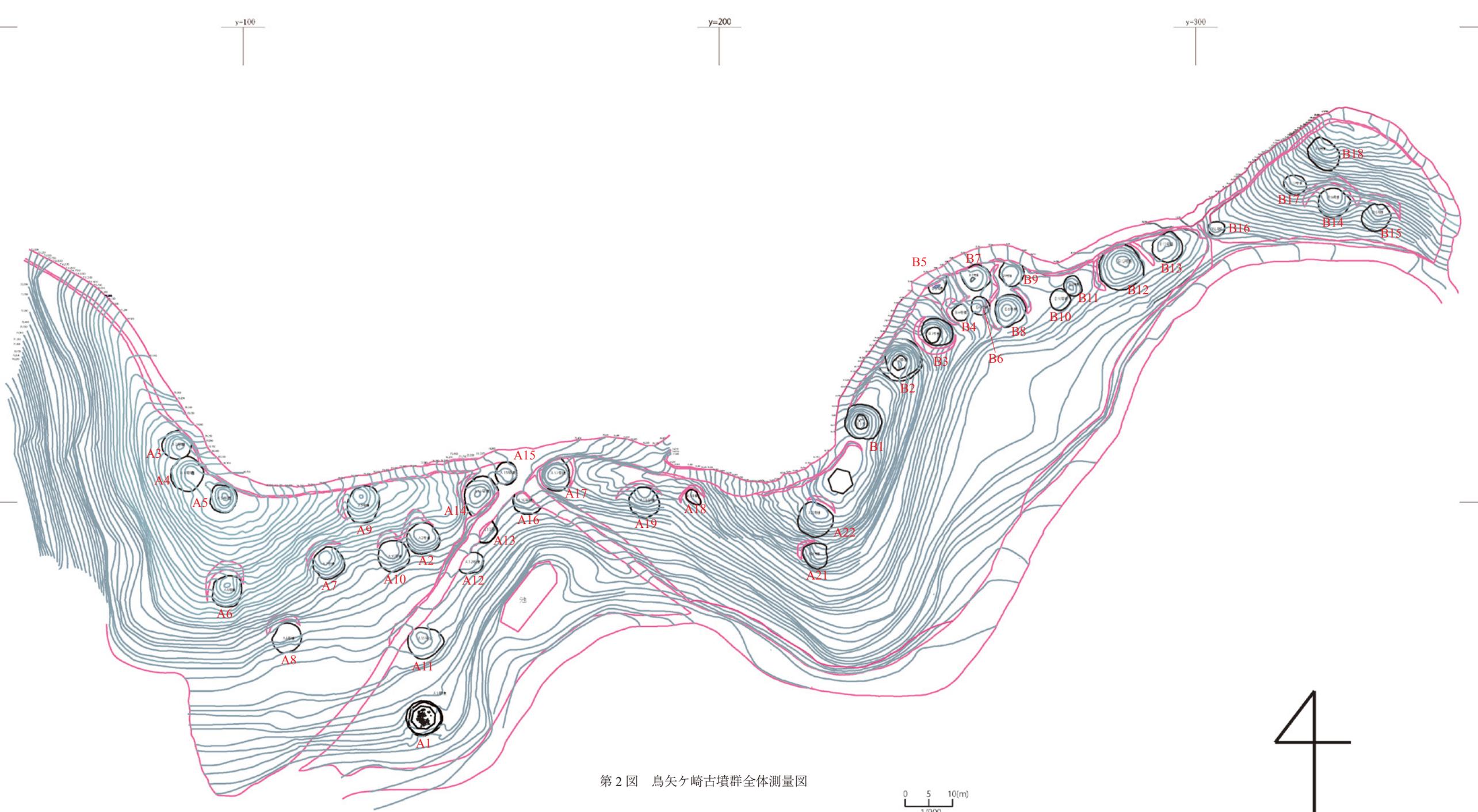
さて、鳥矢ヶ崎古墳群の分布は、第4図に示すように第1~第3グループの3区分が可能である。最も西側の尾根の高まりからいったん降り、次ぎの高まりに続く登り斜面のはじめまでに分布する第1グループ、中央の高まり付近から東に降ってもっとも低い位置までに分布する第2グループ、東側の高まり最高所付近に分する第3グループである。

(1) 第1グループ

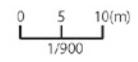
第1グループは、A1~A19号墳の19基で構成され、古墳群中で最も西側に分布する一群である。尾根線上の西側、標高80m前後の高まりから東と南に降る斜面および標高75m程度の最も低い場所から東に登り始める斜面にまで分布する。尾根南斜面上に比較的広く古墳が分布する点に特色がある(写真4)。

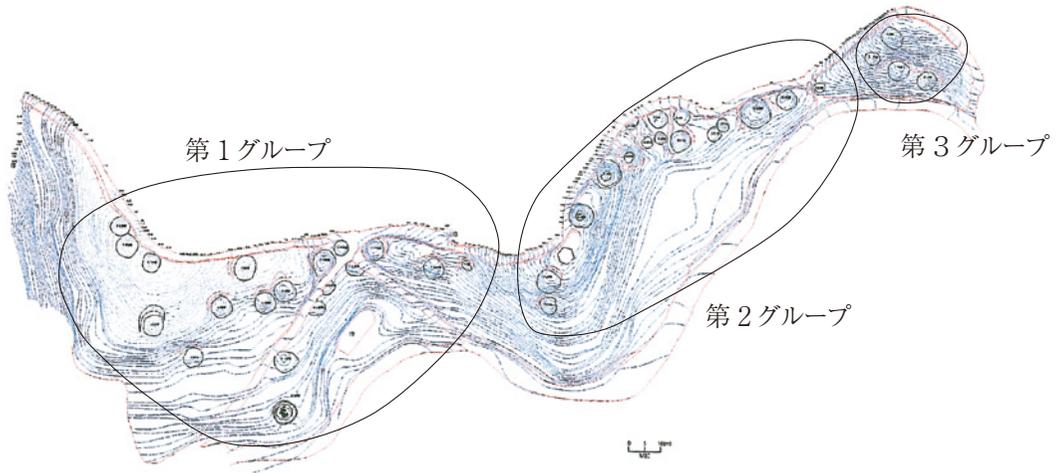
第1グループは、古墳群西端の一群であるが、詳細にみれば西側尾根上に近接して築かれるA3~A5の3基①、南斜面上に点在するA1、A6~A8、A11の一群②、第1グループでは最大の第3群に属するA14号墳とその周囲に築かれるA2、A9、A10、A15~19号墳のまとまり③をみることができる(第5図)。

A3~A5の3基は近接していることに加えて、規模もよく似ており、被葬者間のきわめて密接な関係を思わせる。南斜面上に点在する一群はいずれも周囲に密接する古墳はなく、比較的独立的にある。最も南にあるA1号墳は昭和46年に発掘調査され、石室の一部が



第2図 鳥矢ヶ崎古墳群全体測量図





第4図 鳥矢ヶ崎古墳群分布図

確認されている。A14号墳を中心に分布する一群は密集度が高く、被葬者間の関係を想起させる。中心にあるA14号墳は古墳群全体でも大型墳に属し、有力者の墓とみることができよう。A14号墳の南と東に密接するA12、13、15号墳はの小型墳、極小型墳であり、有力者のもとにあった人々が葬られている可能性が高い。また、A2号墳とA10号墳は境を接して築かれており、被葬者間の密接な関係を思わせる。A2号墳は昭和46年に発掘調査され、木棺が発見されるとともに銚帯金具が出土している。

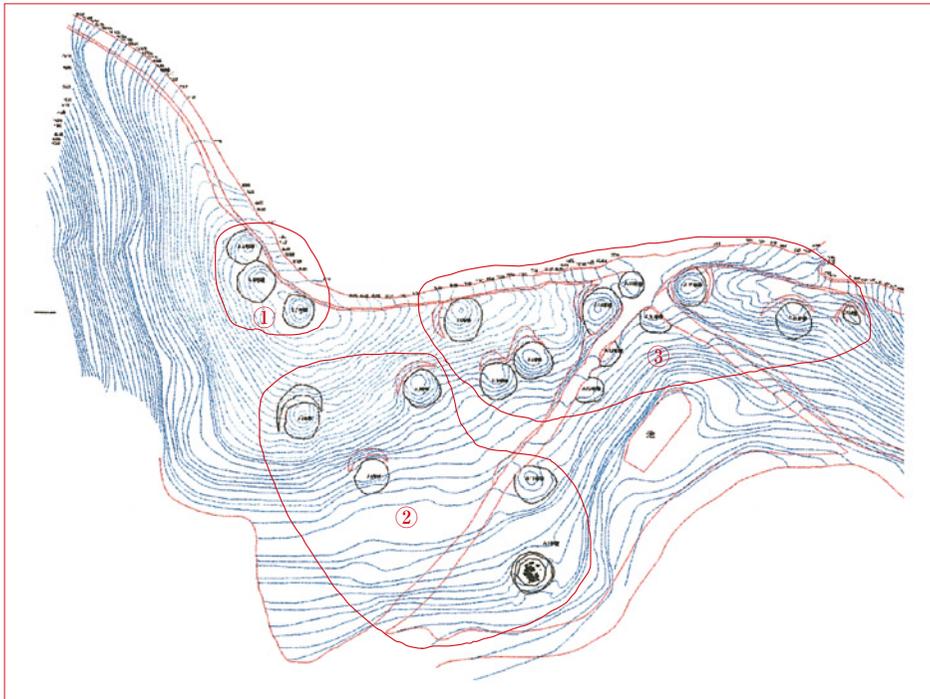
(2) 第2グループ

第2グループはA21、22号墳、B1～13号墳、B16号墳の合計16基で構成される。古墳群が分布する範囲で中央に位置する尾根の高まりを中心に最高所から東に傾斜する尾根線上に分布する。尾根の高まりの標高は85m前後で、第2グループは古墳群中で最高所を中心としており、すべて尾根線上に分布する点に特徴がある、16基中大型墳は4基、中型墳4基、小型墳、極小墳が8基である。中型墳が6割を超える第1グループに比べて、大型墳(第1群)が多く、中型墳が少なく、小型墳、極小墳が大幅に多い点に特色がある。有力者と従う人々が中心的に埋葬されている様子をうかがうことができる。大型墳が3基集中する古墳群中最高所の尾根の高まりが本古墳群の中心と考えられる。

尾根頂上付近の古墳はA22号墳、B1号墳、B2号墳である。これらはいずれも直径7mを越える大型墳で、墳丘高も高い。古墳群中で最高所に占地している点からもこの3基こそが鳥矢ヶ崎古墳群を営んだ勢力をひきいた人々の墓である可能性は高いと思われる。A22号墳とB1号墳の間に尾根の最高所があり、この部分には古墳は築造せず、B1号墳と2号墳の間に平地が残されている。いずれも古墳を築くには十分な広さがあり、他の部分の密集度からして、当然古墳が築かれる場所に見える。この二つのスペースはそれぞれの古墳を際立たせるための空間であったのか、古墳が築造される予定で残されていたのか



写真4 第1グループ航空写真(工藤健氏提供)



第5図 第1グループ古墳分布図



写真5 A3～5号墳



写真6 A1号墳現状



写真7 A7号墳(中央)、A9号墳(奥)



写真8 A14号墳



写真9 A15（中央）、16（右奥）、17（左奥）号墳

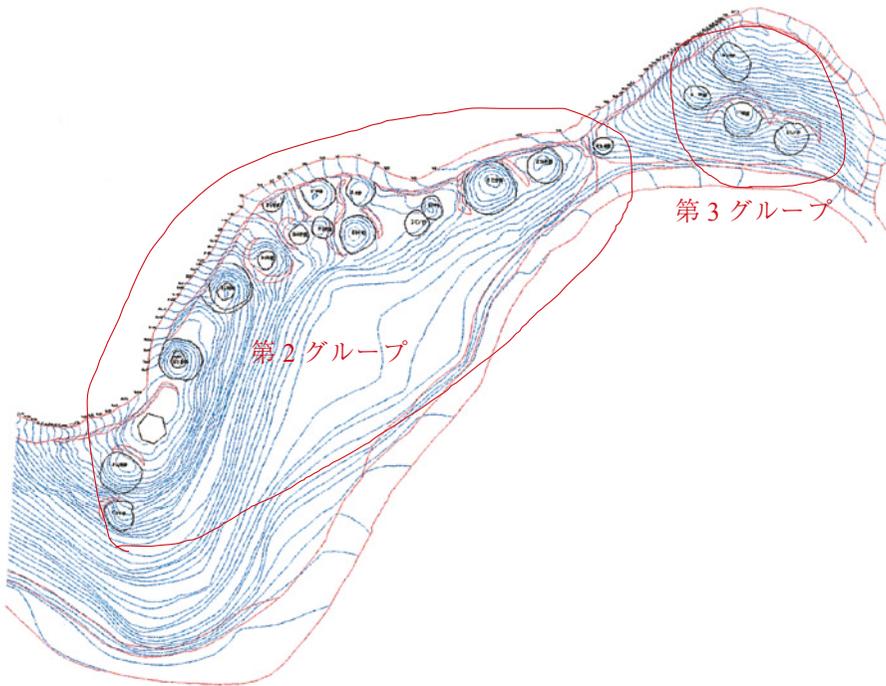
判断が難しい。

最高所から東に降る斜面には、中型墳3基と小型、極小墳4基、合計が7基が密集する。各古墳の周溝が斬り合うなど狭い空間に最大数の古墳を築いたかのようである。小型、極小墳が優越するこれらの古墳は最高所の古墳に葬られた有力者に対して従属的な人々の墓であった可能性が考えられる。

第1グループに東端、中央の尾根高所と東尾根高所との間の低地、標高72m付近には古墳群中最大の大型墳B12号墳を中心に中型墳1基、小型、極小墳3基、合計5基が分布する。有力者とその支配下との関係を読み取ることも可能だろう。

(3) 第3グループ

第3グループは古墳群東端にあたる標高81m付近の高まり西側斜面、南側斜面に分布する。中型墳3基、極小墳1基、合計4基で構成される。比較的均質な一群である。



第6図 第2、第3グループ古墳分布図



写真10 A22号墳



写真 11 第 2、3 グループ航空写真（工藤健氏提供）



写真 12 B1、2 号墳



写真13 B2～6号墳



写真14 第2グループ東側航空写真



写真 15 第 3 グループ B17、14、15 号墳

第4章 鳥矢ヶ崎古墳 A1・A2号墳出土遺物について

1. はじめに

昭和46年3月に発掘調査が実施された鳥矢ヶ崎古墳群 A1号墳、A2号墳出土遺物について改めて資料化を行ったので報告する。

資料化を行った遺物は報告書(栗駒町教育委員会 1972、以下報告書は本書を指す)に掲載された A1号墳出土の土師器鉢1点、須恵器甕1点、A2号墳出土の銚帯金具(絞具1点、巡方6点、丸軋12点)、蕨手刀1点、須恵器高台付坏1点、土師器壺1点であるが、このうち A1号墳出土の土師器坏、A2号墳出土の刀子は所在不明となっており、観察及び資料化はできなかった(註1)。

2. 鳥矢ヶ崎古墳 A1・A2号墳の概要と出土遺物

各古墳の概要と遺物の出土状況について報告書の記載を参考に概観したうえで、出土遺物の概要を報告する。

(1) 鳥矢ヶ崎古墳 A1号墳

【古墳】

古墳群が分布する西側丘陵下部の緩斜面に所在する直径6.3m、高さ0.6mの円墳。盗掘を受けており、墳丘上には河原石が散乱していた。墳丘周囲には東、西、北にかけて幅1mほどの浅い周溝がめぐるが、南側は不明瞭である。堆積土には白色粘土がみられる。

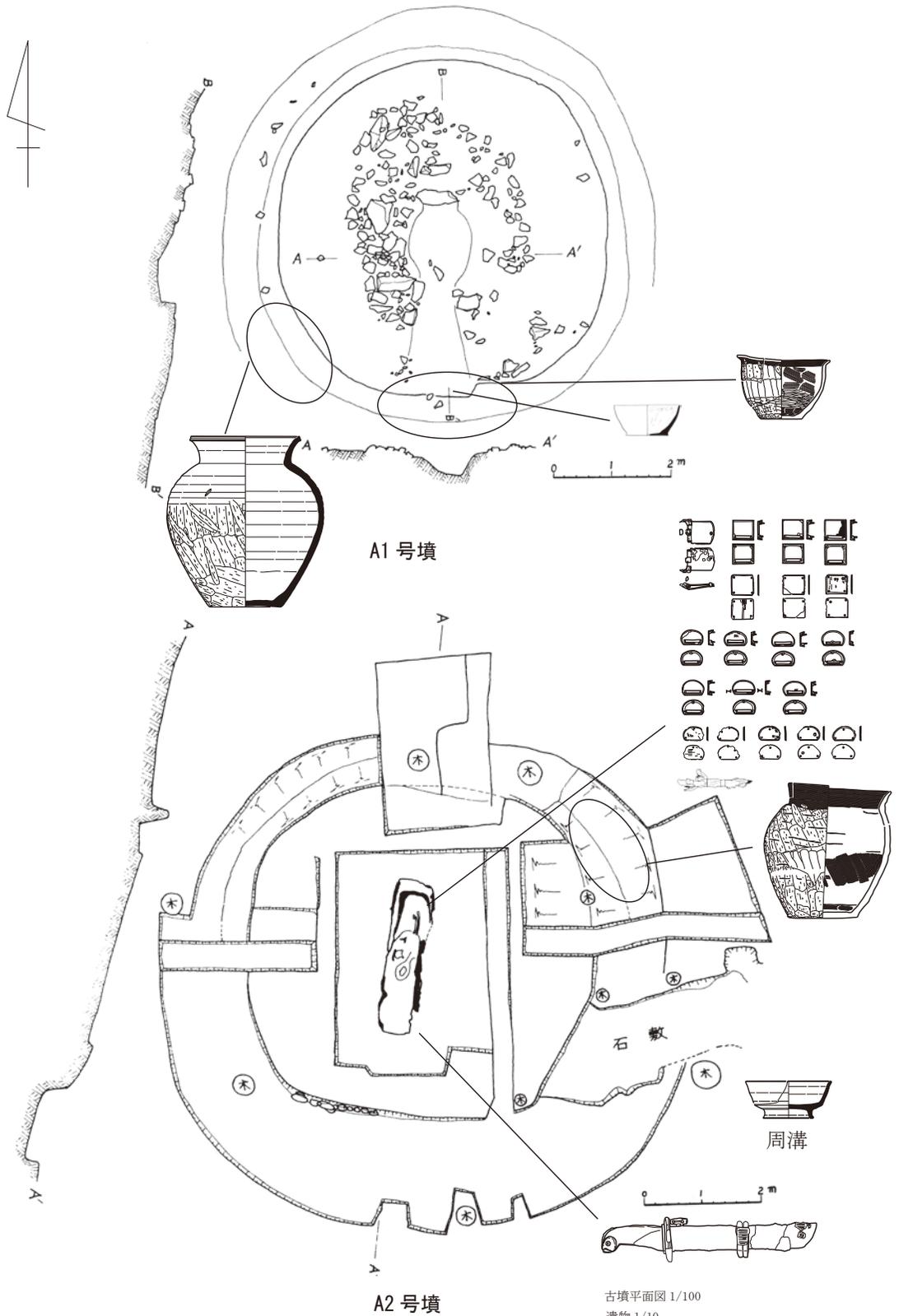
主体部は南側に開口する退化した横穴式石室であり、石積みの範囲は南北3.5m、東西2.8mである。北側に長さ0.7m、幅0.3mの凝灰岩割石をおき、その左右には大小の河原石を並べる。玄門にあたる部分は左右に細目の大石を置き区切りとする。西壁では石積み2段分、高さ約0.2m確認された。残存する河原石から想定される高さは石積み3~5段分、0.3~0.5mほどと考えられている。石室内では地山を0.4mほど掘り下げた土坑が確認された。堆積土は砂利を含む黒土であり、墳丘南裾にまでつづき、扇形に広がる。

【遺物の出土状況】

遺物は羨道前面周溝より土師器坏、土師器鉢、須恵器甕、須恵器小破片が出土している(第6図)。須恵器甕は南側前庭部との記載もある(註2)。このほか A1号墳では明治末年ころに盗掘を受けた際に馬具が出土したという(註3)。

【出土遺物】

第2図1は須恵器甕である。口縁部の約1/2が欠損する。ほぼ平坦な底部からやや急に立ち上がり、体部上半に最大径を持つ。外面はロクロナデ調整されており、体部中央から下半にかけて縦方向のヘラケズリが施される。体部上半のロクロナデはカキ目風となる。また、この部分にはヘラ記号か意図した刻書かは判断しづらいが、工具による棒状の刻書がある。内面の下半(図中の破線部分より下側)では器面が斑状に剥離しており、煮炊き



第6図 鳥矢ヶ崎古墳 A1 号墳・A2 号墳と遺物出土状況

などに用いられた使用痕跡とみられる。第7図2は土師器鉢である。製作にロクロを用いない小型のものである。平坦な底部からやや急に立ち上がり、体部下半ではほぼ垂直に立ち上がり、口縁部は外半する器形である。調整は外面では口縁部横ナデ、体部縦方向のヘラケズリ、体部下半は幅の広いヘラミガキとなる。底部はヘラケズリが施される。内面は口縁部横ナデ、体部上半にハケメ、下半に幅の広いヘラミガキ、内面見込から体部の立ち上がり付近にかけてナデ調整がみられる。内面には一部黒色の範囲がみられるので、黒色処理を意図した可能性もある。第8図3は所在不明の土師器坏である。報告書によれば、製作にロクロを用いない平底のもので、内面はヘラミガキ・黒色処理される。

(2) 鳥矢ヶ崎古墳 A2 号墳

【古墳】 古墳群が分布する西側丘陵斜面に所在する直径7.0m、高さ1.1mの円墳。墳丘は地山上に木炭を含む灰褐色粘土質土、その上部に赤褐色土を積み構築される。墳丘の周囲に幅2mの周溝がある。周溝堆積土は黒色土であり、この堆積土下には厚さ0.1mの白色粘土がみられる。

主体部は墳頂下0.4m、墳丘のほぼ中心において長軸が南北方向である組み合わせ式木棺が確認された。棺床や棺座はみられない。木棺は長さ2.8m、幅0.7m。棺は木質の残存状況がきわめてよく、底板、側板、木口板が確認される。

【遺物の出土状況】

遺物は木棺内、封土内、周溝内から出土している（第6図、註4）。

木棺内からは鉄製品（土化したもので馬具の一部などとされる）、人骨1体分（肋骨、腰骨、大腿骨の一部など）が出土しているが取り上げられていない。棺北東隅付近、推定される頭部の東側から鈿帯金具（絞具1点、巡方6点、丸鞆12点）、刀子1点がまとまって出土した。

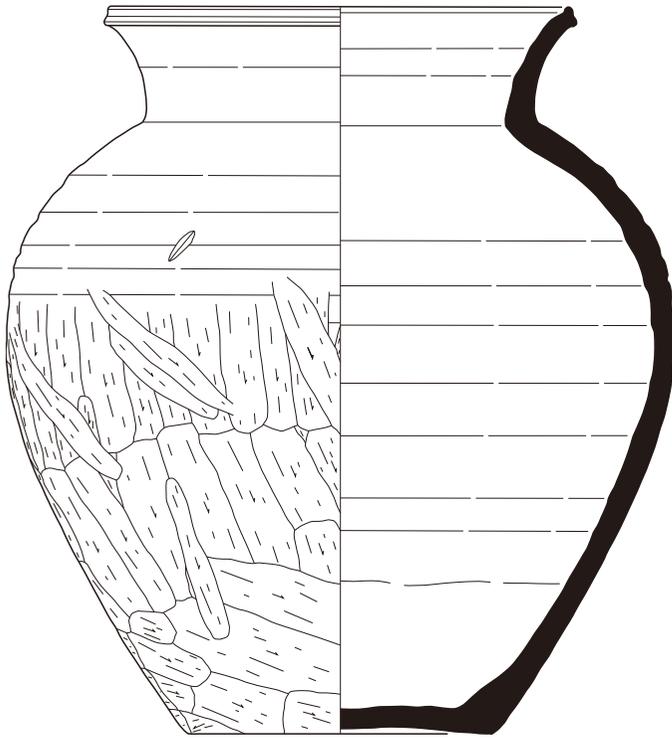
木棺の南東隅、棺外封土内からは蕨手刀1点が出土した。

周溝内より須恵器坏、須恵器高台付坏、周溝北東部から土師器壺が出土している。

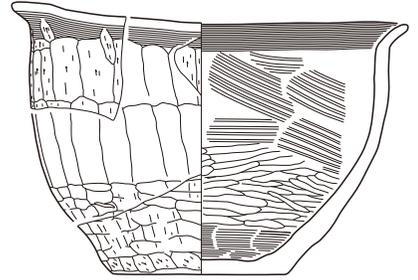
【出土遺物】

第9図1は須恵器高台付坏である。台形状の器形で体部下半に稜をもつ稜碗に類似するものである。口縁部はやや外反する。やや長い高台部は底面外側よりやや内側にとりつけられており、外側に踏ん張る形態である。外面内面ともにロクロナデ調整であり、底部切離しは回転ヘラ切りによるものである。第9図2は土師器壺である。口縁部の約3/4を欠損する。製作にロクロを用いないもので、上半部は大きく歪む。このことから、どのような器形を意図して製作されたのか、やや判断に苦しむが、平底で、体部中央付近に最大径を持ち、口縁部がほぼ直立する器形であるとみられる。調整は外面では口縁部横ナデ、体部縦方向のヘラケズリ、底面ヘラケズリ、内面はナデ調整である。外面及び内面には粘土紐を積み上げて製作していった際の痕跡が特徴的にみられる。

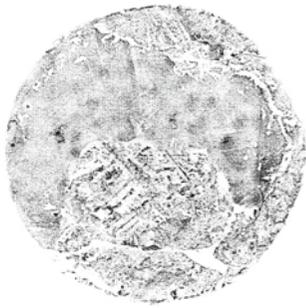
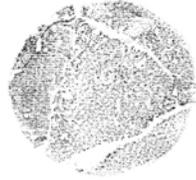
第10図3～21は鈿帯金具である。3は絞具、4～6は巡方の表金具、7～9は巡方の裏金具、



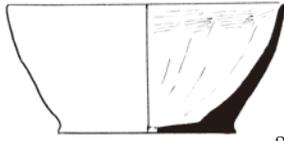
1



2



第7図 鳥矢ヶ崎古墳群 A1 号墳出土遺物 (1)

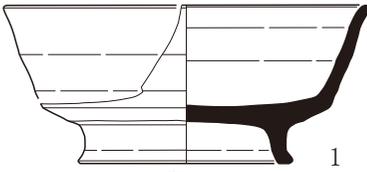


報告書より転載

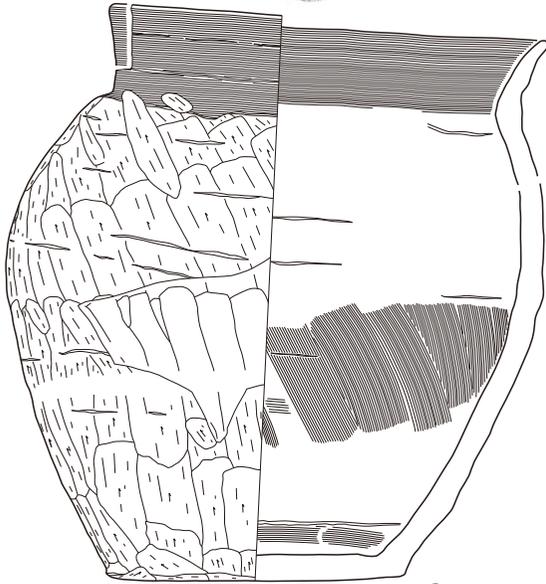
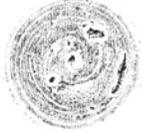
3

番号	層位	種別	器種	特徴
1	羨道前面周溝	須恵器	甕	残存：3/5。器高：29.0 cm。口径：18.2 cm。底径：12.2 cm。外面：ロクロナデ。体部上方のロクロナデによる凸部分はカキ目風となる。棒状のヘラ記号ないしは工具痕。体部下半はロクロナデの後ヘラケズリ。暗灰色 (N3/0) ~ 灰色 (N6/0)。底部：ヘラケズリ。内面：ロクロナデ。体部下半より見込みにかけて使用によるとみられる斑状の剥離痕がある。暗灰色 (N3/0) ~ 灰色 (N6/0)。ネーミングなし。
2	羨道前面周溝	土師器	鉢	残存：3/5。器高：10.0~10.8 cm。口径：15.5 cm。底径：7.0~7.4 cm。外面：横ナデ。ヘラケズリ。体部下半はヘラケズリの後幅の広いヘラミガキ。にぶい褐色 (7.5YR5/4)。底部：ヘラミガキ。内面：横ナデ。ハケメ。幅の広いヘラミガキ。内面見込み付近はナデ。黒色処理か。黒色 (7.5YR2/1) ~ 黒褐色 (7.5YR3/1)。ネーミングは「A号7T s46.3.20」。
3	羨道前面周溝	土師器	坏	所在不明。器高：5 cm。口径：約11 cm。底径：約7 cm。外面：不明。明褐色。底部：不明。内面：ヘラミガキ・黒色処理。

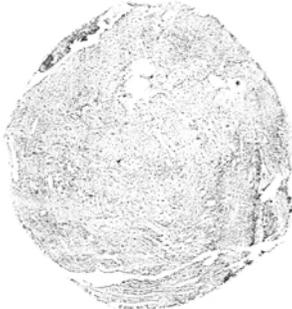
第8図 鳥矢ヶ崎古墳群 A1号墳出土遺物(2)



1



2



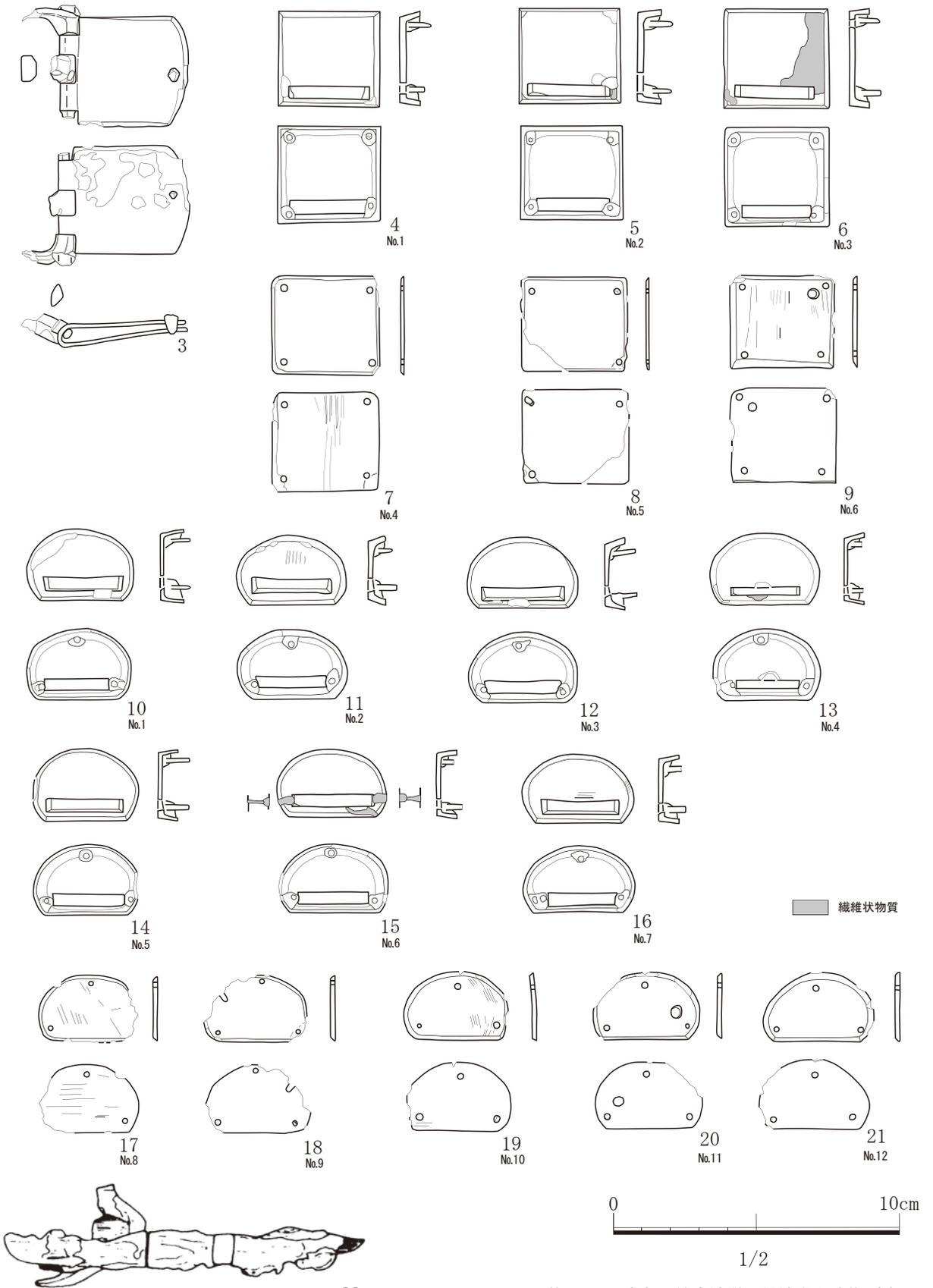
番号	層位	種別	器種	特徴
1	周溝	須恵器	高台付坏	残存：3/5。器高：6.3 cm。口径：14.4 cm。底径：7.4 cm。外面：ロクロナデ。灰色 (5Y6/1)。底部：回転ヘラ切りの後ロクロナデ。内面：ロクロナデ、灰白色 (5Y7/1)。ネーミングは「2号1T S46.3.24」、「1号1□23 S46.3.22」。
2	周溝北東部	土師器	甕	残存：4/5。器高：21.5~23.0 cm。口径：17.2 cm。底径：11.8 cm。外面：横ナデ。ヘラケズリ。にぶい黄褐色 (10YR6/4) ~ にぶい褐色 (7.5YR6/3)、橙色 (2.5YR6/6)。底部：ヘラケズリ。内面：横ナデ、ヘラナデ。にぶい褐色 (7.5RY6/3)。ネーミングは「S46.3.24 ①カ」。

第9図 鳥矢ヶ崎古墳群 A2号墳出土遺物(1)

鳥矢ヶ崎古墳群測量調査報告

番号	層位	種別	器種	特徴
3	棺内	銅製品	絞具	残存：C字形外棒と刺金の大半を欠損。長さ：4.6 cm。幅：3.8 cm。高さ：0.8 cm。厚さ：0.1 cm。重さ：35.1 g。釘は1ヶ所。
4	棺内	銅製品	巡方 No. 1	表金具。残存：ほぼ完形。長さ：3.4 cm。幅：3.6 cm。高さ：0.8 cm。厚さ：0.2 cm。重さ：20.4 g。長方形の孔。長さ：2.8 cm。幅：0.4 cm。外側の表面は剥離が目立つ。内側の釘4つのうち2つは中ほどより欠損する。完形のもの長さ0.9 cmで金具より0.4 cm突出する。
5	棺内	銅製品	巡方 No. 2	表金具。残存：ほぼ完形。長さ：3.4 cm。幅：3.5 cm。高さ：0.8 cm。厚さ：0.2 cm。重さ：23.0 g。長方形の孔。長さ：2.8 cm。幅：0.4 cm。外側の長方形の孔の脇に繊維状物質残存。外面及び側面に黒色の範囲。内側の釘4つのうち3つは中ほどより欠損。完形のもの長さ1.0 cmで金具より0.4 cm突出する。
6	棺内	銅製品	巡方 No. 3	表金具。残存：ほぼ完形。長さ：3.4 cm。幅：3.7 cm。高さ：0.7 cm。厚さ：0.1～0.2 cm。重さ：18.1 g。長方形の孔。長さ：2.7 cm。幅：0.4 cm。外側の1/4程度の範囲に繊維状物質残存する。内側の釘4つのうち2つは中ほどより欠損する。完形のもの長さ0.9 cmで金具より0.4 cmほど突出する。
7	棺内	銅製品	巡方 No. 4	裏金具。残存：ほぼ完形。隅は丸みを持つ。長さ：3.4～3.5 cm。幅：3.7 cm。厚さ：0.1 cm。重さ：8.2 g。釘孔3つ残存し、1ヶ所に釘先端部が残存する。幅：0.2 cm。内側に擦痕ないしはガジリとみられる痕跡あり。また、縁辺部分では表面のあたり痕跡と見られる錆の範囲がある。
8	棺内	銅製品	巡方 No. 5	裏金具。残存：隅部の1ヶ所欠損。隅は丸みを持つ。長さ：3.3 cm。幅：3.7 cm。厚さ：0.1 cm。重さ：4.4 g。釘孔4つ。幅：0.2 cm。内側に擦痕ないしはガジリとみられる痕跡あり。また、縁辺部分では表面のあたり痕跡と見られる錆の範囲がある。
9	棺内	銅製品	巡方 No. 6	裏金具。残存：ほぼ完形。隅は丸みを持つ。長さ：3.3 cm。幅：3.7 cm。厚さ：0.15 cm。重さ：12.2 g。釘孔4つ。幅：0.2 cm。また中央隅よりに家径0.4 cmの孔1ヶ所あり。外側に細かい擦痕あり。外側と内側に黒色の範囲。内側の縁辺はやや高くなる。
10	棺内	銅製品	丸鞘 No. 1	表金具。残存：ほぼ完形。長さ：3.7 cm。幅：2.5 cm。高さ：0.8 cm。厚さ：0.1 cm。重さ：8.3 g。長方形の孔。長さ：2.8 cm。幅：0.5 cm。外側と内側に黒色の範囲がある。内側の釘3つ。長さ0.9 cmで金具より0.2 cm突出する。
11	棺内	銅製品	丸鞘 No. 2	表金具。残存：ほぼ完形。長さ：3.8 cm。幅：2.4 cm。高さ：0.6 cm。厚さ：0.1～0.2 cm。重さ：13.5 g。長方形の孔。長さ：2.8 cm。幅：0.5 cm。外面に擦痕。外側の平坦と内側の全面が黒色の範囲。内側の釘3つのうち2つは中ほどより欠損。完形のもの長さ0.8 cmで金具より0.4 cm突出する。
12	棺内	銅製品	丸鞘 No. 3	表金具。残存：ほぼ完形。長さ：3.9 cm。幅：2.5 cm。高さ：0.7 cm。厚さ：0.1～0.2 cm。重さ：14.4 g。長方形の孔。長さ：2.9 cm。幅：0.4 cm。外側の一部と内側に黒色の範囲がある。内側の釘3つ。長さ0.9 cmで金具より0.4 cmほど突出する。
13	棺内	銅製品	丸鞘 No. 4	表金具。残存：ほぼ完形。長さ：3.9 cm。幅：2.5 cm。高さ：0.7 cm。厚さ：0.1 cm。重さ：12.4 g。長方形の孔。長さ：2.4 cm。幅：0.3 cm。外面に擦痕。外側の平坦の一部に繊維物質残存。外側の平坦面と内側に黒色の範囲がある。内側の釘3つは中ほどより欠損。長さ0.5 cm以上。
14	棺内	銅製品	丸鞘 No. 5	表金具。残存：ほぼ完形。長さ：3.7 cmカ。幅：2.5 cm。高さ：0.7 cm。厚さ：0.1～0.2 cm。重さ：13.8 g。長方形の孔。長さ：2.7 cm。幅：0.5 cm。外面に擦痕。側面と内側の全面が黒色の範囲。内側の釘3つ。長さ0.9 cmで金具より0.4 cm突出する。
15	棺内	銅製品	丸鞘 No. 6	表金具。残存：ほぼ完形。長さ：3.8 cm。幅：2.4 cm。高さ：0.7 cm。厚さ：0.1～0.2 cm。重さ：9.5 g。長方形の孔。長さ：2.7 cm。幅：0.5 cm。外面の長方形孔の両端から側面部分にかけて幅0.1 cmほどの紐状の繊維物質残存。また、長方形孔の下部に繊維物質残存。外側の平坦面の一部と側面が黒色の範囲。内側の釘3つは中ほどより欠損。長さ0.7 cm以上。
16	棺内	銅製品	丸鞘 No. 7	表金具。残存：ほぼ完形。長さ：3.9 cm。幅：2.4 cm。高さ：0.7 cm。厚さ：0.1 cm。重さ：12.8 g。長方形の孔。長さ：2.7 cm。幅：0.5 cm。外側の平坦面の一部と側面に黒色の範囲がある。内側の釘3つは中ほどより欠損。長さ0.7 cm以上。内側左隅部分に変更する前と変更後の釘の痕跡がある。
17	棺内	銅製品	丸鞘 No. 8	裏金具。残存：側面の一部欠損。長さ：3.5 cm以上。幅：2.4 cm。厚さ：0.1 cm。重さ：2.3 g。釘孔2つ残存。幅：0.1 cm。
18	棺内	銅製品	丸鞘 No. 9	裏金具。残存：側面の一部欠損。長さ：3.6 cm以上。幅：2.4 cm。厚さ：0.1 cm。重さ：3.1 g。釘孔3つ残存。幅：0.1 cm。外面の左上方縁辺側に長さ0.4 cm以上、幅0.2 cmの孔あり。
19	棺内	銅製品	丸鞘 No. 10	裏金具。残存：側面の一部欠損。長さ：3.6 cm。幅：2.4 cm。厚さ：0.1 cm。重さ：3.6 g。釘孔3つ残存。幅：0.1 cm。
20	棺内	銅製品	丸鞘 No. 11	裏金具。残存：側面の一部欠損。長さ：3.7 cm。幅：2.4 cm。厚さ：0.1 cm。重さ：3.5 g。釘孔3つ残存。幅：0.1 cm。外面の右中ほど縁辺側に径0.4 cmの孔あり。
21	棺内	銅製品	丸鞘 No. 12	裏金具。残存ほぼ完形。長さ：3.9 cm。幅：2.4 cm。厚さ：0.1 cm。重さ：6.1 g。釘孔3つ残存。幅：0.1 cm。
22	棺内	鉄製品	刀子	所在不明。長さ：12.7 cm。幅：0.7 cm。木質部がわずかに残存。
23	棺東側封土内	鉄製品	蕨手刀	ほぼ完形。長さ：36.4 cm。刃部長さ：24.8 cm。刃部幅：4.3 cm。棟幅：0.7 cm。柄部長さ：11.6 cm。柄部幅：3.3 cm。柄部厚さ：0.8 cm。鏝長さ：6.9 cm。鏝幅：4.8 cm。鏝厚さ：0.4 cm。足金具2ヶ所。鞘とみられる木質部が一部残存。

第2表 A2号墳金属製品観察表





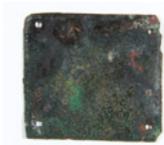
3



4
No.1

5
No.2

6
No.3



7
No.4

8
No.5

9
No.6

10
No.1

11
No.2



12
No.3

13
No.4

14
No.5

15
No.6

16
No.7



17
No.8

18
No.9

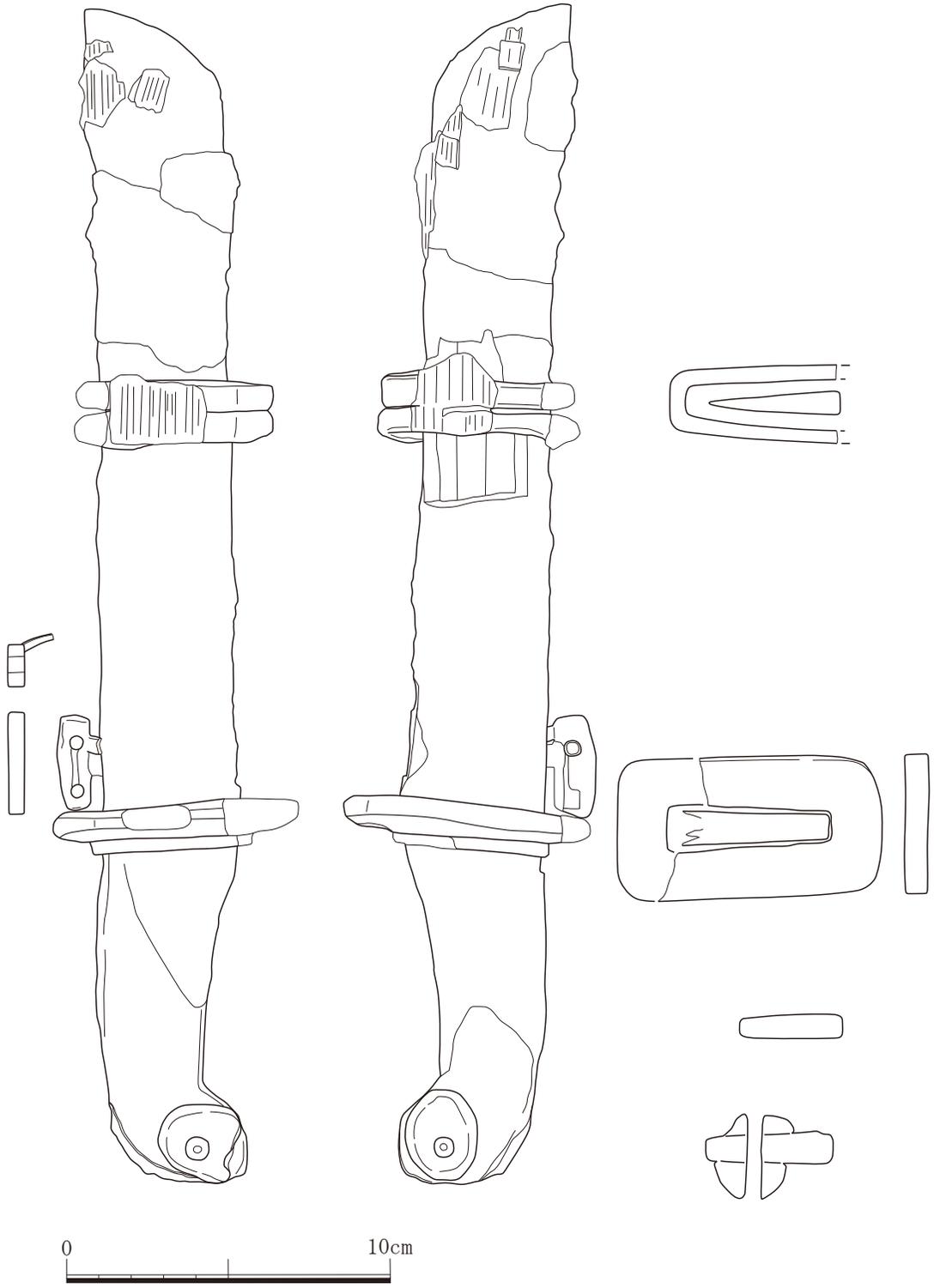
19
No.10

20
No.11

21
No.12



写真 16 鳥矢ヶ崎古墳群 A2 号墳出土遺物 (2)



第11図 鳥矢ヶ崎古墳群2号墳出土遺物(3)



写真 17 鳥矢ヶ崎古墳群 A2 号墳出土遺物 (3)

10～16は丸柄の表金具、17～21は丸柄の裏金具である。詳細は考察で触れる。

第10図22は鈎帯金具に接して出土したことから魚袋刀子とされるものである。現在所在不明である。報告書によれば長さ12.7cm、幅0.7cmで、木質部がわずかに残存する。

第11図23は蕨手刀である。詳細な時期は不明であるが、東北歴史資料館において保存処理及び復元が行われている。長さ36.4cmのもので、足金具付近に鞘とみられる木質部が残存している。詳細は考察で触れる。

3. 考察

ここでは報告を行った出土遺物から鳥矢ヶ崎古墳群の年代について考えてみたい。しかし、これまで発掘調査を行った古墳は2基であり、出土遺物の点数も少ないことから、詳細な年代は明確ではない。今回示す年代は古墳群のおおよその年代の一旦として捉えていただきたい。詳細な年代の把握や時間幅は今後の課題であると考えられる。

(1) 土器

A1号古墳から土師器2点、須恵器1点、A2号墳から土師器1点、須恵器1点が出土している。土師器は製作にロクロを用いないことや器形や調整などの特徴から東北地方南部の土器編年（氏家と典 1957）では「国分寺下層式」に該当するとみられる。また、比較する資料としては伊治城跡出土遺物が多くなる。伊治城跡の土器編年は古代栗原郡の古代集落、墳墓などを考えていくうえできわめて重要であるが、現在のところ確立されていないので、今回示す年代は現段階での見解と考えていただきたい。

ここでは分類は行わず、古代栗原郡域から出土した遺物をもとに年代を考える。

【A1号墳】

検討可能な遺物は所在不明の土師器坏を除く、土師器鉢、須恵器甕である。

土師器鉢と類似する器形のもの報告例は少ないが、伊治城跡SI454出土遺物（築館町教育委員会 1997）がある。しかし、全体的な器形は類似するが、SI454出土の土師器鉢は体部に丸みを持つこと、内面調整がヘラミガキ・黒色処理されるなど、相違点もみられる。SI454出土遺物は特徴から8世紀後半頃のものと思われる。

須恵器甕と類似するものとして伊治城跡SI04床面・細部出土遺物（宮城県多賀城跡調査研究所 1978）の須恵器甕（甕II類）や原田遺跡SI30出土（宮城県教育委員会 2008）の須恵器甕（Po61、第13図61）がある。伊治城跡SI04は製作にロクロを用いた土師器とともに出土していることから8世紀末から9世紀前葉頃のものと思われる。原田遺跡SI30は焼失住居であり多量の土器が出土している。須恵器甕は体部下半に丸みを持ちやや器形は異なるが、調整は類似する。8世紀後半頃のものとなっている。

点数が少なく、年代を検討することに苦慮するが、以上の類例からA1号墳の年代はおおよそ8世紀後半代とみられる。

【A2 号墳】

検討資料は須恵器高台付坏、土師器壺である。

須恵器高台付坏は伊治城跡では多数出土している。編年の定点となる、年代が明確な資料としては壺 G の出土から宝亀 11 年（780）伊治公麻呂の乱以降の土器群とされる SI173 出土遺物（築館町教育委員会 1991）があり、8 世紀末から 9 世紀初頭と考えられている。また、出土遺物の特徴が SI173 とは異なり、780 年以前に位置づけられると考えられる資料としては伊治城跡 SI725（栗原市教育委員会 2009）があげられる。

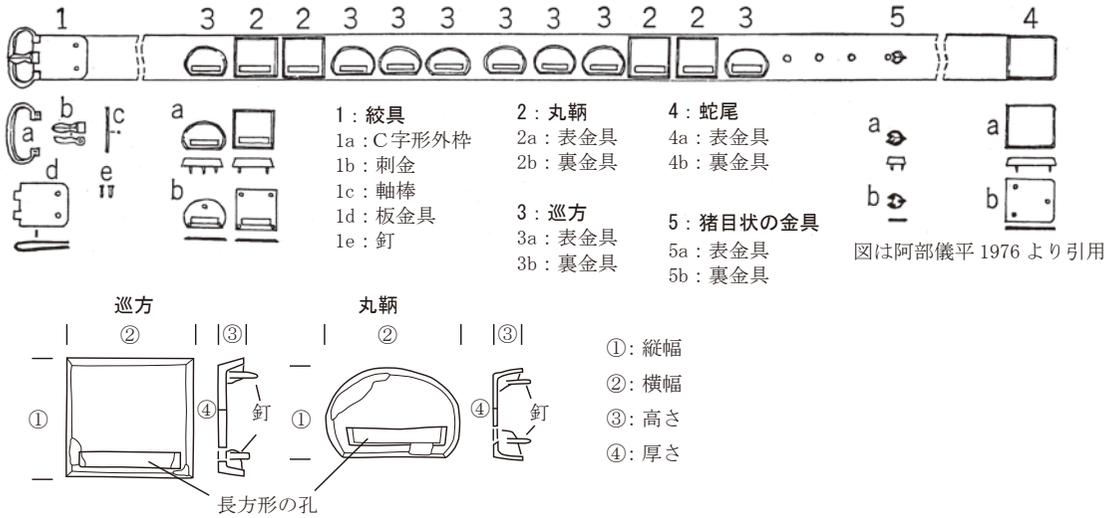
伊治城跡 SI173 出土の須恵器高台付坏は器高が高く深いものと低いものがあり、口縁端部がやや外反するものが多い。伊治城跡 SI725 出土遺物は A2 号墳出土の須恵器高台付坏と大きさは類似するが、口縁端部が直立することや高台部が底部外側にとりつくなど器形が異なっている。これらの類例と比較すると A2 号墳出土の須恵器高台付坏は伊治城跡 SI173 出土遺物により類似性が認められる。

土師器壺は球胴型の甕の器高を高くした胴張型ともいえる器形のものである。類似する資料は伊治城跡や周辺の発掘調査で出土することはあまりなかった。また、宮城県内でも出土しない器形である。しかし、伊治城跡周辺では近年の発掘調査などにより少数ながら類似する資料が確認された。城下遺跡 SI85 出土の土師器甕（栗原市教育委員会 2014）は体部上半の最終調整にハケメが施されることや器壁が薄い、頸部の段の有無や底部の形態などの点で違いはみられるが、体部上半に最大径をもち、口縁部が直立して立ち上がる器形は類似するものとみられる。城下遺跡 SI85 出土遺物は 8 世紀末から 9 世紀初頭頃の年代が考えられている。さらに、城下遺跡 SI85 出土遺物には口縁部の形態が東北地方北部の土師器甕に類似する小型の甕が含まれている。A2 号墳の土師器壺と類似する器形のもので、東北地方北部に系譜をもつ可能性もあるが、現在までのところ岩手県内で出土する土師器で類似するものは確認できていない。栗原市内ではこのほか伊治城跡 SI12 出土の土師器甕（宮城県多賀城跡調査研究所 1979）がある。口縁部が内傾する形態でやや異なるが、類似するとみられる。また、未報告資料ではあるが志波姫地区八樟出土遺物に類似する資料が含まれる。資料の点数はあまり多くないが、この器形のもので古代栗原郡の在地の土師器の 1 つになる可能性がある。なお、A2 号墳出土の土師器壺は粘土紐痕が残るなど製作が雑で器厚が厚いなど、上記の類例より粗雑で在地的な土師器であるとみられる。

点数が少なく、年代を検討することに苦慮するが、以上の類例から A2 号墳の年代は 8 世紀後半代のもものとみられ、そのなかでもより新しい段階に位置づけられる可能性がある。

(2) 鈿帯金具

A2 号墳の棺内より銅製の絞具 1 点、巡方 6 点（表金具 3 点、裏金具 3 点）、丸軛 12 点（表金具 7 点、裏金具 5 点）がまとまって出土している。蛇尾は出土していない。出土状況の詳細は報告書掲載写真でのみ知ることができるが、どのような配列であったのかを知るこ



第12図 今回用いる銜帯金具の部位の名称と計測箇所

とはできない。なお、今回付した番号は任意のものであり、配列を示すものではない。また、報告書掲載図との対応関係も一部を除き明確ではない。銜帯金具の名称及び計測箇所については第12図に示した。

次にそれぞれの詳細について検討する。

絞具は1点ある。C字形外枠と刺金の大半は欠損する。C字形外枠は断面五角形、刺金は断面菱形である。軸棒は断面楕円形で幅は0.4cmである。先端部が若干欠損しているとみられる。板金具は幅3.8cm、長さ10cm程度の銅板を折り曲げて、釘1ヶ所とどめている。

巡方は6点ある。内訳は表金具3点、裏金具3点である。表金具はいずれもほぼ完形で、縦幅3.5~3.6cm、横幅3.4cmである。下方には長さ2.8cm、幅0.4cmの長方形の孔があり、形態は類似する。内面には裏金具をとめる釘が四隅にある。釘は完形のもの長さが1cmとみられ、巡方の高さより0.4cmほど突出する。なお、釘の周囲は盛り上がり、本体と釘が同時に鋳造されたというよりは表金具と裏金具を組み合わせるに際し、釘の位置を調整しながら溶接されたと考えた方がよいとみられる。裏金具は1点が隅部を欠く以外、ほぼ完形である。縦幅3.7cm、横幅3.3~3.5cm、で形態は類似する。四隅に釘がはいる孔がある。またNo.6では四隅の孔の1つに隣接し、0.4cmの孔が確認できる。

丸鞆は12点あり、内訳は表金具7点、裏金具5点である。表金具はいずれもほぼ完形で、縦幅2.4~2.5cm、横幅3.7~3.9cmである。下方には長さ2.7~2.9cm、幅0.4cmの長方形の孔があるが、1点のみ長さ2.4cmとやや小さいものがある。全体的な形態は類似するが巡方表金具より大きさの幅がある。内面には裏金具をとめる釘が3ヶ所にある。釘は完形のもの長さが0.9cmとみられ、丸鞆の高さより0.2~0.3cmほど突出する。なお、釘

の周囲は盛り上がっており、釘本体が斜めのものや No. 7 では変更前の釘の根元が残存しているものがある。巡方と同様に本体と釘が同時に鑄造されたというよりは表金具と裏金具を組み合わせるに際し、釘の位置を調整しながら溶接されたと考えた方がよいとみられ、丸軋でより具体的に検証できると考えられる。裏金具は一部破損しているものもあるがほぼ完形である。縦幅 2.8 cm、横幅 3.3～3.5 cm で形態は類似する。3ヶ所に釘がはいる孔がある。また No. 11 では孔の 1 つに隣接し、0.4 cm の孔が確認できる。No. 9 も一部破損しているが楕円形の孔がある。

報告書では金銅製と報告されているが、今回の整理では金銅製かどうかは確認できなかった。巡方及び丸軋の表金具及び裏金具の色調は緑青部分と黒色の部分がみられた。また、巡方の表金具 No. 2 及び No. 3 では繊維状の物質が残存している。丸軋表金具 No. 6 では長方形の孔の短辺より紐状の物質が付着していることがわかった。今後、これらの分析により銜帯金具の外装の状況が把握される可能性もある。

次に点数であるが、これまでは表金具の点数から絞具 1 点、巡方 3 点、丸軋 7 点と考えられてきたように思われる。そこで今回の資料化に合わせ、それぞれ表金具と裏金具の組み合わせが、最小の点数である巡方 3 点、丸軋 7 点となるかどうか検討してみた。検討はそれぞれ表金具の裏側に裏金具を置いてみて、大きさ、釘と孔の関係から組み合わせかどうかをみてみたものである。検討結果を第 3 表に示す。

この結果、巡方は表金具 No. 2 と裏金具 No. 4、表金具 No. 3 と裏金具 No. 5 が組み合わせることが確認された。また、表金具 No. 1 と裏金具 No. 6 は組み合わせ可能性はあるが確定的ではなかった。巡方は 3 点であった可能性が高いが、4 点であった可能性も残る結果となった。

一方、丸軋では巡方と異なり組み合わせないものが多く確認された。組み合わせるものとして

【巡方】

	No. 4	No. 5	No. 6
No. 1	×	×	△
No. 2	○	×	×
No. 3	×	○	×

【丸軋】

	No. 8	No. 9	No. 10	No. 11	No. 12
No. 1	×	×	×	×	×
No. 2	×	×	×	×	×
No. 3	×	×	×	×	○
No. 4	×	×	×	○	×
No. 5	○	×	×	×	×
No. 6	×	×	○	×	×
No. 7	×	×	×	×	×

組み合わせの基準

① 大きさ ② 釘の位置

○ 表と裏が組み合わせ可能性が高いもの

△ 表と裏が組み合わせ可能性はあるが、確定的ではないもの

× 表と裏が組み合わせないもの

第 3 表 想定される銜帯金具の組み合わせ

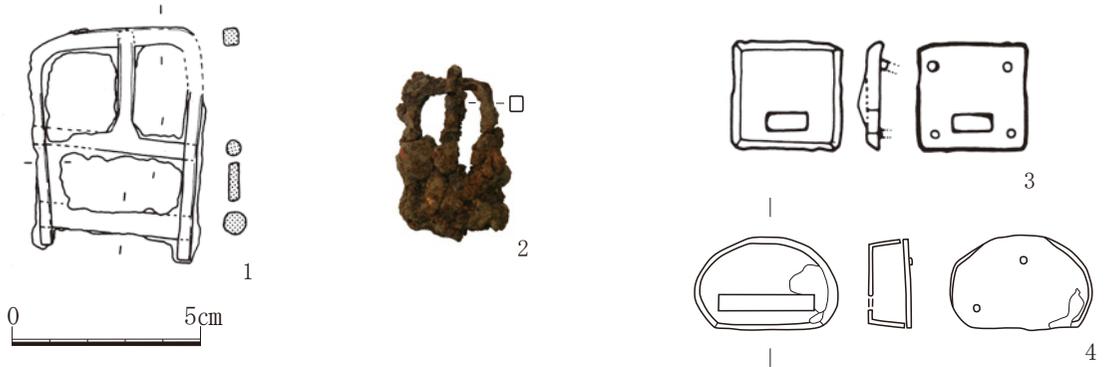
は表金具 No. 3 と裏金具 No. 12、表金具 No. 4 と裏金具 No. 11、表金具 No. 5 と裏金具 No. 8、表金具 No. 6 と裏金具 No. 10 が確認された。表金具 No. 1、No. 2、No. 7 と裏金具 No. 9 は組み合うものを確認できなかった。このことから丸靱は表金具と裏金具が組み合うもの4点、組み合わないもの4点があり、現段階で想定される丸靱の数は8点であることが判明した。

以上より A2 号墳出土の鈔帯金具は絞具 1、巡方 3 ないし 4、丸靱 8 で構成されると考えられる。正倉院に伝世する資料では丸靱 1 + 巡方 2 + 丸靱 5~6 + 巡方 2 + 丸靱 1 が多いと指摘されており（松村恵司 2002）、東北地方で巡方 4 点、丸靱 8 点が出土している遺跡には岩手県西根古墳群縦街道支群例がある（八木光則 2002）。A2 号墳出土の鈔帯金具はこれらの数値にきわめて近い点数であったと考えられる。

鈔帯金具には規格性が存在していることはすでに指摘されている。阿部義平氏により① 帯の幅は絞具の幅と蛇尾の幅に一致し、② 巡方の縦幅は帯幅よりもわずかに小さいと指摘されている（阿部義平 1976）。さらに松村恵司氏により③ 巡方縦幅は丸靱横幅と等しく、帯幅に一致すると指摘された（松村恵司 2002）。これらから A2 号墳出土の鈔帯金具を考えると、絞具の幅から帯幅は 3.8 cm となり、巡方表金具幅 3.5~3.6 cm から②について確認される。しかし、丸靱表金具の長さは 3.7~3.9 cm となり、巡方表金具より 0.1~0.3 cm ほど大きく、さらに帯幅と同じかやや大きいものとなり、③の関係はわずかではあるが一致しない。丸靱表金具幅の数値のばらつきは丸靱鑄造の際の誤差の範囲であり、3.8 cm の大きさにそろえようとしていた場合は①の帯幅と一致することとなるが、鈔帯金具は 0.3 cm ごとに大きさが異なるとされており、A2 号墳出土の巡方と丸靱の一部に 1 寸 2 分 (3.6 cm) の大きさのものと丸靱に 1 寸 3 分 (3.9 cm) の大きさのものが存在していた可能性も考えられる。ここでは、若干の誤差は存在するが、A2 号墳出土の鈔帯金具は絞具の幅及び巡方の幅から 1 寸 2 分の規格を持つと考え、正七位の鈔帯になると想定する。

次に栗原市内の遺跡から出土した鈔帯金具についてみる。伊治城跡から SI04 堆積土 2 層より絞具 1 点（宮城県多賀城跡調査研究所 1978）、SI12 堆積土より巡方 1 点（宮城県多賀城跡調査研究所 1979）、個人住宅確認調査（097 地点）東区カクラン層より絞具 1 点（栗原市教育委員会 2009）、城下遺跡 SI16B 堆積土より丸靱 1 点（栗原市教育委員会 2014）が出土している。詳細は第 13 図を参照していただきたい。

このうち A2 号墳出土の鈔帯金具と同様の大きさを持つものは城下遺跡 SI16B 堆積土出土の銅製の丸靱である。SI16B は火災住居であり、土師器、須恵器などが多量にしており、製作にロクロを用いた土師器坏も供給されている。また、豊富な金属製品を保有しており、銅製品では丸靱のほかに銅碗、鉄製品では刀装具、鉾、板状製品、刀子などが出土している。これらから伊治城と極めて近い関係にあったと考えられている。このことから A2 号墳の被葬者も伊治城及び律令国家と近い関係にあったと想定される。また、今後、同様の



番号	遺跡名	遺構	種別	特徴	文献
1	伊治城跡	SI04 2層	絞具	ほぼ完形。長さ：6.27 cm 以上。幅：4.5 cm。厚さ：1.2 cm。錆化激しいとあることから鉄製か。	宮多研 1978、46 頁、第 27 図 12
2	伊治城跡	O57 東区 カクラン層	絞具	ほぼ完形。長さ：4.0 cm。幅：3.2 cm。鉄製。	市 2009、42 頁、 第 29 図 44
3	伊治城跡	SI12 1層	巡方	ほぼ完形。長さ：2.9 cm。幅：2.9 cm。厚さ：0.3 cm。中央下半に方形の透かし孔。裏面四隅に鉤脚。鉄製。	宮多研 1979、17 頁、第 9 図 11
4	城下遺跡	SI16B 堆	丸鞆	ほぼ完形。表金具と裏金具が組み合った状態で出土。長さ：2.5 cm。幅：3.8 cm。高さ：1.1 cm。孔の長さ：2.5 cm。孔の幅：0.4 cm。裏面 2ヶ所に釘。銅製。	市 2014、34 頁、 図版 28 75

第 13 図 栗原市内出土の絞具・巡方・丸鞆

大きさの銚帯がまばらに出土するのであれば、古代栗原郡の有力な氏族が入手できる最大の銚帯である可能性も出てくる。

伊治城跡出土の絞具、巡方はいずれも鉄製である。絞具は T 字状の刺金を持つとみられるとともに幅は 4.0 cm、4.5 cm で、A2 号墳出土の絞具とは形態が異なる。また、巡方も幅 2.9 cm と小型である。伊治城跡出土の絞具、巡方の位置づけについては今後、馬具の可能性も含め、検討を行いたい。

A2 号墳出土の銚帯金具は栗原市内では唯一まとまりを持って出土したものであり、さら共伴した遺物から年代が限定できるため、資料的価値はきわめて高いと考えられる。また、繊維状物質の分析が進めばさらに新たなことが判明すると考えられる。

(3) 蕨手刀

X 線撮影を実施していないので現段階での理解となるが、全長 36.4 cm、刃部長 24.8 cm、柄部長 11.6 cm、刀身幅 4.3 cm、柄部幅 3.3 cm、棟幅 0.7 cm を計る。刃部の長さから横刀に分類される。

切先形状はカマス鋒である。柄頭の孔には鉄製の座金を据える。刃部は角棟肉無である。鐙は角切札形とみられ、刃部側 2/5 は復元されているとみられる。

鉄製とみられる足金具は一の足部分に双脚を欠く横鐙、二の足部分に横鐙を欠く双脚が残存する。これは報告書に掲載された実測図と同様の位置にあり、出土状況を示すものと

考えられる位置に修復されたと考えられる。一の足部分の横鑢は長方形で、中央付近に2孔がみられ、これをつなぐように沈線状にくぼむ。沈線状のくぼみが開口しているかどうかはX線写真により確認する必要がある。一方の孔の下部から双脚とみられる部品が伸びる。位置関係からもう片方の孔の下部からも伸びていたとみられる。二の足部分の双脚と比べると狭く薄い。残存状況から足金具は横鑢双脚と考えられる。横鑢双脚足金物は8世紀代のものと考えられる正倉院に伝わった太刀にみられ、これらは方形の横鑢であり、9世紀～10世紀のものでは横鑢は丸みをおびるとされている(津野仁 2011)。

方形の横鑢双脚足金具が用いられており、柄反のみで、刃反がないが、柄頭は強く屈曲する形態を持つことから8世紀後半代のものと考えられる。

(4) 小結

上記までの検討からA1・A2号墳の年代は次のようにまとめられる。

A1号墳からは土師器坏、土師器鉢、須恵器甕が出土している。8世紀後半代のものと考えられる。所在不明の土師器坏は内面黒色処理される平底のものなので矛盾はない。

A2号墳からは土師器壺、須恵器高台付坏、銚帯金具、蕨手刀が出土している。出土土器から8世紀後半代と考えられ、この中でもより新しい年代である可能性もある。

以上からA1・A2号墳は8世紀後半代のものとみられるが、いずれも9世紀初頭ころまで下る可能性はある。また、A1号墳とA2号墳の前後関係は出土土器からは明確には検討できない。

この年代は鳥矢ヶ崎古墳群が営まれた時期の一端を示すといえる。

4. まとめ

昭和46年に発掘調査が実施されたA1・A2号古墳出土遺物について改めて資料化し、観察を行い、検討を行った。その結果、A1・A2号古墳の年代は8世紀後半代のものと考えることができた。また、A2号墳は8世紀後半代でもより新しい時期のもの可能性もある。これは城柵官衙遺跡である伊治城跡が機能していた時期と並行するものである。出土遺物のうち律令国家とかかわりがあるとみられる銚帯金具や須恵器などが出土するとともに、土師器は極めて在地的なものであると考えられた。

今回の資料化により銚帯金具の残存状況が極めて良好であり、繊維状物質や紐状の物質などを確認することができた。今後はこれらの分析を実施する必要があると考えられる。

鳥矢ヶ崎古墳群造営の開始年代や終末年代、古墳の造営方法、葬送儀礼の検討、古墳造営集団の実態解明とこの集団の集落の解明、律令国家及び伊治城との関係などは今後の発掘調査に多くをゆだねることとなるが、鳥矢ヶ崎古墳群は古代栗原郡を考えていくうえできわめて重要な遺跡であることを再認識できた。

鳥矢ヶ崎古墳群出土遺物を検討するに際し、佐藤敏幸氏(東松島市教育委員会)、高橋千晶氏(奥州市教育委員会)、大場亜弥氏(栗原市教育委員会)、関根章義氏(仙台市教育

委員会)、廣谷和也氏(宮城県多賀城跡調査研究所)、大久保弥生氏(大崎市教育委員会)、佐藤佳奈氏(石巻市教育委員会)に種々ご教授いただきました。最後にこのような機会を与えていただいた辻秀人先生に感謝申し上げます。

(栗原市教育委員会 安達訓仁)

註

- 1 鳥矢ヶ崎古墳群出土遺物は現在栗原市教育委員会が所蔵しており、栗原市築館出土文化財管理センターに収蔵している。以前は栗駒公民館3階展示室において展示されていた栗駒公民館が解体されることから2007年3月22日に旧栗駒町所蔵の出土遺物を栗原市築館出土文化財管理センターに移管している。なお、栗原市教育委員会で保管する鳥矢ヶ崎古墳群に関する資料は出土遺物のみで、図書類、写真類は引き継がれていない。

前述のように報告書掲載遺物のうち1号墳出土の土師器坏、2号墳出土の刀子は所在不明となっている。栗原市合併直後に撮影した写真でも土師器坏と刀子を確認することはできない。このほか報告書では土師器や須恵器の破片が出土していることを示していることができる。保管資料の中には鳥矢ヶ崎古墳出土遺物のラベルが入る箱に土師器数点が含まれるが、昭和46年調査のネーミング及び日付と異なることから、鳥矢ヶ崎古墳群出土遺物ではないとみられる。

昭和46年4月30日付で東北学院大学加藤孝氏より栗駒町教育委員会教育長宛に提出された埋蔵物発見届提出用の文書「栗原郡栗駒町鳥矢ヶ崎猿飛来古墳出土遺物」には以下のように記載されている。

第一号墳

土師器	浅鉢	一個体分
内黒土師器	坏	二個体分
須恵器	坏	一個体分
須恵器	壺	二個体分
須恵器	長頸壺	二個体分

第二号墳

土師器	壺	一個体分
須恵器	坏	三個体分
金銅製品	金銅製鈔帶全具	一個体分(十九片)
鉄製品	褰手刀子	一個体分
鉄製品	蕨手太刀	一個体分
木製品	組合式木棺	一個体分
その他	土質化鉄製馬具鐙	一組
	土質化人骨取り上げ不能	一鉢分

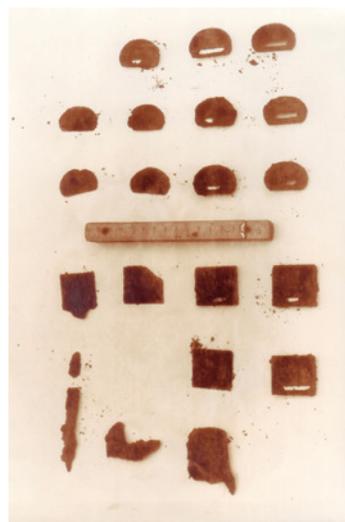


写真18 発見時の鈔帶金具

この後昭和46年6月14日付で埋蔵物発見届が提出されるが、出土遺物の記載は上記のとおりであり、報告書に掲載された遺物実測図のほか鈔帶金具、刀子の写真が添付されている(写真18)。

以上、報告書掲載遺物のほか、土師器、須恵器の破片が出土していることがわかるが、所在は不明である。点数はあまり多くないとみられる。なお、「一号墳出土須恵器坏」はA2号墳出

土須恵器高台付坏に接合している。

- 2 東北学院大学考古学研究部 1972 では遺物の出土状況がより具体的である。須恵器甕は墳丘南西裾の周溝、土師器鉢は古墳南側の墳丘裾部、土師器坏は石室羨道部南端とある。
- 3 この馬具は古墳に近接する神社が保管していたが、帝室博物館に寄贈されたという。また、昭和 45 年 11 月 22 日東北大学高橋富雄教授ほかがこの神社の宝物を調査した際の写真には蕨手刀 4 点（最大 3 振、最小 2 振）がある（写真 19）。出土地点の詳細は現段階では不明だが、明治末年ころに盗掘を受けた鳥矢ヶ崎古墳 A1 号墳から出土した可能性も考えられる。なお、東北学院大学考古学研究部 1972 では馬具とともに蕨手太刀・刀子が出土したとしている。今後、遺物の所在を確認したいと考えている。
- 4 須恵器高台付坏の出土位置は東北学院大学考古学研究部 1972 では棺外封土中出土とされる。

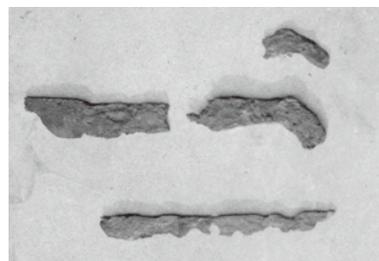


写真 19 蕨手刀

引用参考文献

- 氏家和典 1957 「東北地方土師器の形式分類とその編年」『歴史』 第 14 輯 東北史学会
- 東北学院大学考古学研究部 1972 「鳥矢ヶ崎古墳群発掘調査概勝」『温故』 第 7 号
- 栗駒町教育委員会 1972 『昭和 46 年度栗駒町埋蔵文化財報告 宮城県栗原郡鳥矢ヶ崎古墳調査概報』
- 阿部義平 1976 「銚帯と官位制について」『東北考古学の諸問題』 pp. 323～344
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1978 『伊治城跡 I—昭和 52 年度発掘調査報告—』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 3 冊
- 宮城県多賀城跡調査研究所 1979 『伊治城跡 II—昭和 53 年度発掘調査報告—』 多賀城跡関連遺跡発掘調査報告書第 4 冊
- 築館町教育委員会 1991 『伊治城跡』 築館町文化財調査報告書第 4 集
- 辻 秀人 1996 「蝦夷と呼ばれた社会」『古代王権と交流 1 古代蝦夷の世界と交流』 pp. 215～248
- 八木光則 1996 「蕨手刀の変遷と性格」『考古学の諸相』 坂詰秀一先生還暦記念会 pp. 375～396
- 藤沢 敦 2000 「栗原・登米・本吉地方の古墳墓」『阿部正光君追悼集』 pp. 69～80
- 奈良文化財研究所 2002 『銚帯をめぐる諸問題』
- 松村恵司 2002 「銚帯金具の位階表示機能」『銚帯をめぐる諸問題』 pp. 3754
- 八木光則 2002 「北海道・東北地方の銚帯」『銚帯をめぐる諸問題』 pp. 182～192
- 盛岡市文化財研究会 2003 『蕨手刀集成（第 3 版）』 文化財資料集第 3 集
- 宮城県教育委員会 2008 『原田遺跡・下萩遺跡—一般国道 4 号築館バイパス関連遺跡調査報告書 I—』 宮城県文化財調査報告書第 219 集
- 栗原市教育委員会 2009 『伊治城跡—平成 20 年度：第 36 次発掘調査報告書—』 栗原市文化財調査報告書第 9 集
- 津野 仁 2011 『日本古代の武器・武具と軍事』 吉川弘文館
- 岩手県考古学会 2014 『北三陸の蝦夷・蕨手刀』 岩手県考古学会第 46 回大会（野田村大会）
- 栗原市教育委員会 2014 『城下遺跡ほか—県営経営体育成基盤整備事業（城下地区）に伴う発掘調査報告書—』 栗原市文化財調査報告書第 18 集

第5章 まとめ

平成24年から3年間の測量調査により、鳥矢ヶ崎古墳群の全体像がほぼ明らかになった。古墳群は東西約250にわたる尾根上と尾根南斜面に39基が確認された。地表面から観察できない古墳も予想されるため、古墳総数は40基を越える可能性が高い。

古墳群の分布は大きく3グループに分かれるようで、グループごとに構成する古墳、分布に特徴がある。第1グループは比較的均質な古墳で構成され、中に密接する複数の古墳があり、血縁関係等の関係を読み取ることも可能かと思われた。また、大型墳1基の周囲に小型墳が集中し、有力者と従う人々の関係が示されている可能性がある。第2グループは古墳群中の中央で、最高所に築かれている。大型墳が最高所付近に集中して築かれ、この地点が鳥矢ヶ崎古墳群の中心で、全体を統括する最も有力な人々の墓である可能性が高い。また、小型、極小古墳の割合も高く、第2グループは鳥矢ヶ崎古墳群を築いた勢力の中で、最も有力な人々と、従う人々の墓を中心に構成されていると見られる。第3グループは4基で中型古墳を中心に構成されている。これらの分布状況は、鳥矢ヶ崎古墳群を営んだ集団の構造と関係している可能性がある。詳細は発掘調査を実施しないと分からないが、鳥矢ヶ崎古墳群を営んだ人々は中心を担う一族（第2グループ）とその他の一族（第1、3グループ）に分かれていたのかもしれない。

さて、昭和46年の発掘調査の報告（栗駒町教育委員会 1972）では、鳥矢ヶ崎古墳群は、1号墳から横穴式石室を模した岩手県域に分布するいわゆる末期古墳に共通する石室が確認されたことと、2号墳から組み合わせ式木棺が出土したことから、北方型蝦夷塚様式と中央型高塚様式の二つを併せ持っていると考えられている。第1号墳の石室は破壊されていることもあり、石室構造は明瞭ではないが、幅がせまく、石室上部から遺体を搬入していた変形した横穴式石室と見ることが可能であろう。岩手県北上市猫谷地古墳群、五条丸古墳群等の石室と類似しており、北方型とみることができよう。一方、2号墳から出土した組合せ式木棺は報告では中央型と位置づけられている。報告書が刊行された昭和47年当時、東北北部の古墳群の様相が十分には把握されていなかったが、その後多くの調査が行われ、末期古墳特に岩手県域北部の末期古墳には木棺が多く用いられていることが判明している。2号墳の木棺の構造や埋納位置は明瞭ではないため確定できないが、第2号墳の木棺もまた北方型である可能性は高いと考えられる。

発掘調査による出土遺物は土師器、須恵器の他2号墳から蕨手刀、刀子、鈔帯金具一式である。他に調査以前に採集された馬具が出土したことが伝えられている。これらのいずれもが北方の末期古墳と共通する品目で、鳥矢ヶ崎古墳群が北方の末期古墳群と共通する様相であることと矛盾しない。中で鈔帯金具は蛇尾を除く帯金具の全体が揃っており、これらの金具は帯に装着された状態で副葬されたこと見られる。周知のように鈔帯金具を装着した帯は律令国家の役人の官服に用いられるものである。熊谷公男氏のご教示によれば、

功労のあった者に与えられることもあるということで、2号墳の被葬者を律令官人と断じることができないが、律令国家と深く関わる人物であったことは認めることができよう。

以上述べてきたように、鳥矢ヶ崎古墳群の全体の様相は東北北部に分布する末期古墳群と同じ特徴を持っており、同様の位置づけをすることが可能であろう。従って、鳥矢ヶ崎古墳群を営んだ人々は、蝦夷と呼ばれる人々と同じ文化をもっていたと考えられよう。ただし、2号墳に葬られた人物には鍔帯金具を装着した帯が副葬されていることを考えれば、鳥矢ヶ崎古墳群を営んだ人々は一方では律令国家と緊密な関係も持っていたことが想定される。鳥矢ヶ崎古墳群の南東約6kmには伊治城跡があり、宝亀十一(780)年に伊治公咎麻呂の乱の舞台となったことはよく知られている。鳥矢ヶ崎古墳群を営んだ北の文化を持ち、律令国家と緊密な関係を持つ人々の姿は、蝦夷を出自とし、律令国家に仕えた伊治公咎麻呂の姿と共通するところが多い。すでに報告書(栗駒町教育委員会 1972)で指摘されているように鳥矢ヶ崎古墳群を築造した人々こそが伊治公咎麻呂の一族であった可能性はきわめて高いと考えられよう。

最後に、鳥矢ヶ崎古墳群の保存状態について述べたい。鳥矢ヶ崎古墳群の保存状態はきわめて良好である。確認できる39基の古墳のうち、多少とも損傷をうけているのはA12、13、16号墳の3基にすぎない。特にB地区の各古墳はほとんど完全な姿で残されている。古墳群の立地する丘陵も本来の地形がそのまま残されている。つまり、景観も含めて鳥矢ヶ崎古墳群は築かれた当時そのままの姿を今に伝えているのである。国指定史跡岩手県北上市江釣子古墳群(猫谷地古墳群、五条丸古墳群)、国指定史跡青森県八戸市丹後平古墳群など著名な古墳群は周辺に開発が進み、当時の景観にはほど遠い状況にある。国指定史跡青森県おいらせ町阿光坊古墳群は現状では唯一古墳群築造当時の姿を残している。阿光坊古墳群は、各古墳の墳丘が低く、緩やかな斜面に築かれる点に特徴があり、東北北部北半の末期古墳を代表する例である。鳥矢ヶ崎古墳群は筆者の知る限る東北北部の中でも律令国家と接する地域に築かれた歴史的に重要な意味を持つ古墳群であり、古墳群の様相はこの地域の古墳群の全体的な姿を今に残す唯一の貴重な古墳群であることは間違いない。地域の方々、鳥矢ヶ崎史跡公園保存会、栗原市教育委員会のこれまでの鳥矢ヶ崎古墳群の保存、整備かけてこられたなみなみならぬ熱意とご努力に心からの敬意を表するとともに、古墳群の重要性と価値をもって国史跡指定にむけての努力をすることを提言したい。

謝 辞

3年にわたる鳥矢ヶ崎古墳群の測量調査にあたり、栗原市教育委員会、鳥矢ヶ崎史跡公園保存会、猿飛来コミュニティセンター、佐藤茂鳥矢ヶ崎史跡公園保存会長、工藤健猿飛来コミュニティセンター運営委員長、栗原市教育委員会千葉長彦氏、大場亜弥氏、安達訓仁氏にご支援、ご協力いただきました。心から御礼申し上げます。

福島県喜多方市
灰塚山古墳第4次発掘調査報告

辻 秀人・佐々木拓哉・横田 竜巳・村木 翔
相川ひとみ・野呂 夕奈・阿部 悠大・泉澤 まい
笠原 大暉・鈴木 里奈・星 あゆみ

調 査 体 制

調 査 期 間	平成 26 年 8 月 5 日～8 月 26 日、9 月 8 日～9 月 11 日
調 査 主 体	東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナール
調 査 員	佐々木拓哉・横田竜巳（大学院博士課程前期 2 年） 木村圭佑・森千可子・岸 知広・芦野 悟・阿部大樹・佐々木雪乃・ 渋谷若菜・東海林裕也・菅原里奈・新保摩実・西川悠也・廣瀬拓磨・ 結城彩花（4 年生） 村木 翔・相川ひとみ・野呂夕奈・阿部悠大・泉澤まい・笠原大暉・ 鈴木里奈・星あゆみ（3 年生）
調 査 参 加 者	梅宮崇成・漆館 遼・木村 智・柴田麻有・白銀沙也加・ 鈴木舞香（2 年生） 佐藤瑞希・菅原 月・清野寛仁・結城 智・富樫紗世・針生拓弥（1 年生）
調 査 協 力	喜多方市教育委員会、山中雄志・片岡 洋・植村泰徳（喜多方市教委） 佐藤勝男（新宮区区長）・後藤直人・田部文市・渡辺和男 近 輝夫・近ノリ子（敬称略）
土 地 所 有 者	新宮区



写真 1 灰塚山古墳後円部墳頂調査風景

例 言

- 1、本書は平成26年8月6日～8月26日、9月8日～11日実施した福島県喜多方市灰塚山古墳第4次発掘調査の報告書である。
- 2、調査は東北学院大学文学部歴史学科考古学専攻辻ゼミナールのゼミ活動の一環として実施したものである。
- 3、調査は東北学院大学文学部教授辻秀人が担当した。調査の主な参加者は考古学ゼミナール所属学生を中心とする東北学院大学文学部歴史学科の学生、考古学実習Ⅰを履修する学生及び参加を希望した歴史学科1年生である。
- 4、出土遺物、作成図面の整理は東北学院大学文学部歴史学科考古学ゼミナール所属の3年生が中心となって実施した。
- 5、本書の編集は辻秀人が担当し、執筆は参加者が分担した。各項目の執筆者は文末に記した。報告の記載は各執筆の原稿に辻が加筆訂正を行ったものである。従って最終的な文責は辻にある。
- 6、本書の掲載した図面の高さ表示はすべて海拔高、北はすべて真北を示す。
- 7、灰塚山古墳第4次調査の実施にあたり、喜多方市教育委員会に協力いただいた。また、出土礫石経の赤外線写真撮影にあたり福島県立博物館および同館保存担当学芸員杉崎佐保恵氏にご協力いただいた。礫石経の墨書読解にあたり、福島県立博物館歴史担当学芸員阿部綾子氏、東北学院大学七海雅人教授にご指導いただいた。
- 8、灰塚山古墳に関わる既往の測量および調査報告は以下の通りである。灰塚山古墳第1次～第3次発掘調査成果についてはすでに報告しており、本報告では第4次調査成果について記載している。

灰塚山古墳関連報告書

福島県立博物館 1987年 『古墳測量調査報告』 福島県立博物館調査報告第16集

辻 秀人他 2012年 「福島県喜多方市灰塚山古墳第1次発掘調査報告」

『東北学院大学論集 歴史と文化』 第48号

辻 秀人他 2013年 「福島県喜多方市灰塚山古墳第2次発掘調査報告」

『東北学院大学論集 歴史と文化』 第49号

辻 秀人他 2014年 「福島県喜多方市灰塚山古墳第3次発掘調査報告」

『東北学院大学論集 歴史と文化』 第52号

序章 調査の目的

東北学院大学辻ゼミナールでは、東北古墳時代の様相を解明することを目標として活動を継続している。福島県会津地方に多く古墳が分布することはこれまでによく知られてきた。中でも会津盆地東南部の一箕古墳群、東北部の雄国山麓古墳群、西部の宇内青津古墳群は、前期の首長墓の系譜を3代以上にわたってたどることができる有力な古墳群である。(辻 2006)。調査の対象とした喜多方市灰塚山古墳は宇内青津古墳群の最も北に位置する前方後円墳である。

灰塚山古墳はこれまで、福島県立博物館によって測量調査が実施され(福島県立博物館1987)、全長60mを超える大型前方後円墳であることが判明している。宇内青津古墳群中で亀ヶ森古墳に次ぎ2番目の規模である。古墳の形態も宇内青津古墳群の中ではやや異質であり、最北を占める位置もあってその内容が注目されてきた。ただ、出土遺物が知られておらず、所属時期等についての手がかりがなく、古墳の範囲も測量段階では必ずしも明確にはされていなかった。近年の調査により、喜多方市古屋敷遺跡が5世紀後半段間の豪族居館であることが判明し、灰塚山古墳も居館の主である首長の墓の候補として検討されることとなった。灰塚山古墳発掘調査は宇内青津古墳群の北端にある大型前方後円墳の様相を解明すること、さらには豪族居館である古屋敷遺跡戸の関係を解明することを目的に開始した。

これまでに実施した第1、2、3次調査では、前方部、くびれ部の墳丘構造がほぼ明らかになり、後円部墳頂にある方形の塚状遺構が礫石経塚であることが判明した。今回の第4次調査では、第3次調査で判明した礫石経塚の様相の解明および礫石経塚下層にあたる墳頂平坦面の精査と埋葬施設の様相把握をを目的とした調査を実施した。

調査は5年間継続する予定で今回は第4回目にあたる。今後は、埋葬施設の検出を目指して調査をすすめる予定である。

引用文献

- 福島県立博物館 1987年 『古墳測量調査報告』福島県立博物館調査報告第16集
辻 秀人 2006年 『東北古墳研究の原点 会津大塚山古墳』新泉社

第1章 古墳の立地

第1節 古墳と周辺の地形

灰塚山古墳は喜多方市慶徳町新宮字小山腰 2908-1 に所在する。会津盆地の西側を画する越後山地の東側の縁辺にあたる丘陵上に所在する。会津盆地の平坦地と西側山地との境界にある。丘陵末端部で、周囲を解析された独立丘陵の頂上部分に古墳が築かれている。丘陵を構成する土は七折坂層で、河川の堆積物である砂層、礫を主体とし、火砕流堆積物も含まれる。七折坂層は会津盆地西縁を南北に走る断層が至近距離にあるため、層位が断層にむけて東側に傾斜している（註1）。

第2節 歴史的環境

灰塚山古墳は会津盆地西部に分布する宇内青津古墳群中の北端に位置する大型前方後円墳である。宇内青津古墳群を構成する主な古墳は前方後円墳12基、前方後方墳3基で会津盆地の平野部から西側丘陵上まで広く分布している。最古段階は会津坂下町柵ガ森古墳、白ガ森古墳で、古墳時代前期でも古い段階にあたる。福島県最大の前方後円墳である亀ヶ森古墳とその横に並ぶ前方後方墳、鎮守森古墳、雷神山1号墳、森北1号墳、虚空蔵森古墳、出崎山3号墳、7号墳が前期古墳と考えられている。中期、後期になると古墳は減少し、わずかに長井前ノ山古墳が中期、鍛冶山4号墳が後期と考えられている。天神免古墳は前期または中期で所属時期が確定していない。

ところで、近年喜多方市古屋敷遺跡が発掘調査の結果、中期後半の豪族居館であることが判明し、国の史跡に指定された。古屋敷遺跡に拠点をおいた首長の墓は、宇内青津古墳群中にあるのが自然である。現在その候補として古屋敷遺跡に近い天神免古墳、虚空蔵古墳などが考えられているが、築造時期を確定できず、古屋敷遺跡と対応する古墳は確定していない。

灰塚山古墳の立地する独立丘陵は、国指定史跡新宮城跡と接し、すぐ西側にあたる。新宮城跡は中世の城館跡であり、中心部分によくその本来の姿をとどめている。その中心は14世紀にあり、15世紀まで存在したと考えられている。灰塚山古墳は新宮城から西側を見たときに、最も近い丘として目に入る位置にある。灰塚山古墳の位置に新宮氏の墓所が想定されており、中世においての何らかの意味をもち、使われた可能性もある。

（村林 翔）

註1 福島県立博物館竹谷陽二郎氏のご教示による。

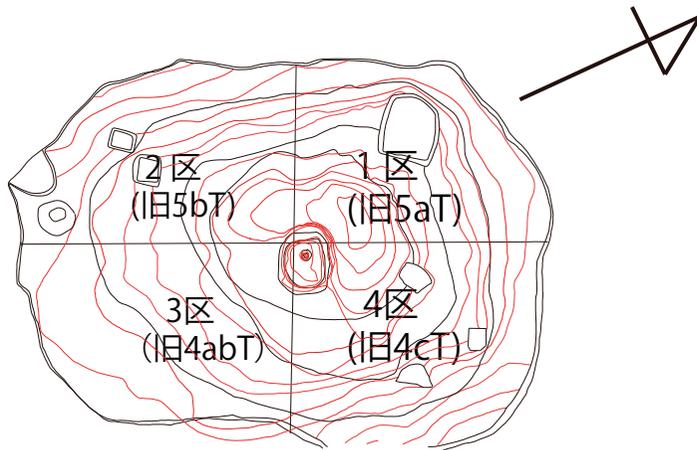


第1図 宇内青津古墳群分布図

第2章 発掘調査成果

今年度の調査は、昨年度に引き続き後円部墳頂で確認された塚状構造物の様相を解明するとともに、塚状構造物の下層にあたる墳頂平坦面を精査し、古墳の埋葬施設の構造を把握することを目的として実施した。調査を実施するにあたり、これまで墳頂には4トレンチabc区・5トレンチabを設けていたが、名称が煩雑となるため、墳頂調査区全体を4トレンチとし、北西部を1区、南西部を2区、南東部を3区、北東部を4区と呼称することとした。第1次から第3次調査までの報告で用いたトレンチ、区名称と新名称との関係は第2図に示す通りである。本報告及び以後は新名称を用いて説明する。

調査は後円部墳頂平坦面上に築かれた塚とその下層にあたる墳頂平坦面を対象とした。以下、それぞれについて記載したい。また、墳頂平坦面東端からは石塔の一部と見られる石材が発見され、古墳東側の丘陵裾に営まれた墓地に中世以降の石塔の一部が置かれていることを確認した。これについても説明を加えたい。



第2図 4トレンチ全体図

第1節 礫石経塚

前年度の調査において、塚状遺構が1辺8~9m、高さ60cm程度の方形の部分と方形部分の中央に乗る直径3m前後、高さ40cm程度の円丘部分で構成されていることが判明した。前年度調査では4トレンチ1区、3区部分を掘り下げたところ、塚状遺構の土層は上層は暗褐色シルト、中層は小礫、下層は褐色シルトであった。中層の小礫はきわめて多量で、中に墨書された礫が1%程度含まれていた。墨書の中には「南無阿弥陀仏」と判読できるものがあり、塚状遺構が礫石経塚であると考えられた。

今年度の調査では、4トレンチ2区、4区部分を掘り下げ塚状遺構を完掘した。礫石経塚の土層は前回調査時と変わらず、上層、下層ともにシルト、中層は多量の小礫であった。小礫はすべて河原石で、大きくともこぶし大程度、多くは楕円形で長軸10cm程度短軸5cm未満であった。3区で土坑が検出されている(写真5)。この土坑は礫石経塚の上部から掘り込まれており、後世の掘り込みと判断された。攪乱または盗掘坑の可能性はある。

前年度調査に引き続き、今年度の礫層掘下げに伴い、多数の墨書礫が出土した。取り上げ段階で墨書があると判断したもの総数200点程度であったが、確実に墨書があると認められた礫は第4図から第18図に示した155点である。文字の判読できなかつた資料も多いが、前年度に引き続き「南無阿弥陀仏」と読める資料があり、追善供養の意図があると考えられた。(泉澤まい)



写真2 礫石経塚全体写真



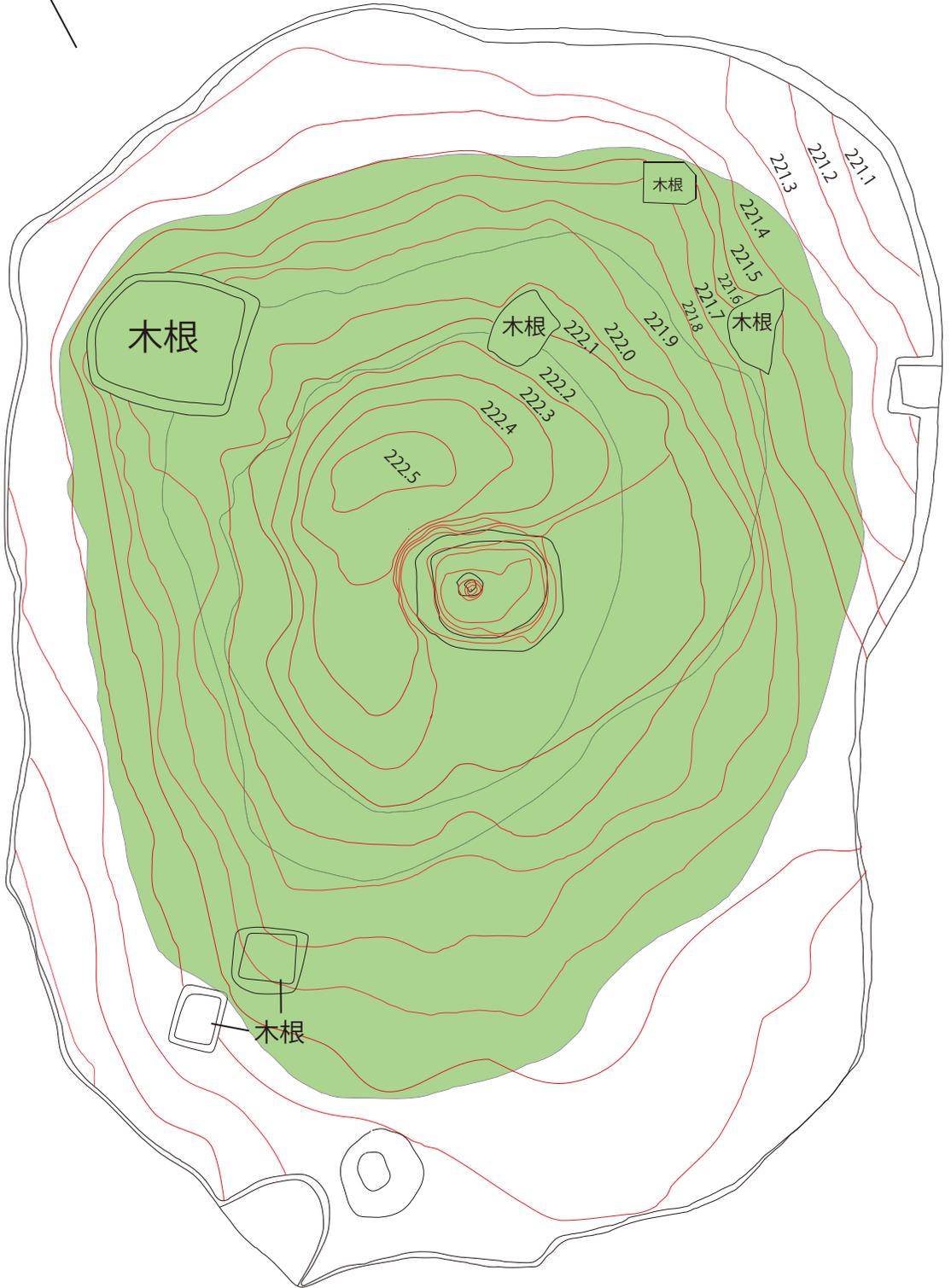
写真3 礫石経塚小礫層露出写真



写真4 礫石経塚断面写真



写真5 土坑写真



第3図 礫石経塚全体図





No.1

南無
南無
阿弥陀
□
□



No.2

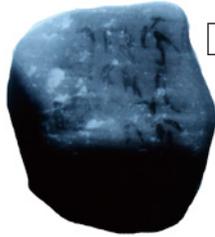
満海



No.3



No.4



No.5

□ 陀南
仏無
□ 阿
□ 弥



No.6



No.7



No.8



No.9

方



No.10

養養
養養



No.11

法



No.12



No.13-表



No.13-裏



No.14-表

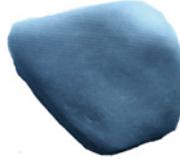
第4図 礫石経①



No.14- 裏



No.15- 表



No.15- 裏



No.16



No.17



No.18



No.19



堆

No.20



No.21



No.22



浄南
□無
□阿
用□弥
陀
□佛

No.23- 表



No.23- 側面①



No.23- 側面②



No.23- 裏



□
在 □ 在 □

No.24

第5図 礫石経②



No.24- 側面①



No.24- 側面②



No.25



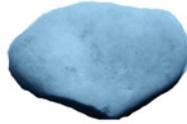
No.26



No.27



No.28



No.29- 表



No.29- 裏



No.30



No.31



No.32



No.33- 表



No.33- 裏



No.34

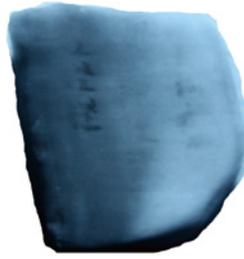


No.35

第6図 礫石経③



No.36



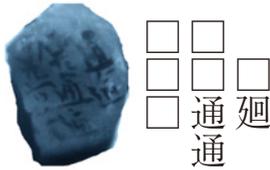
No.37



No.38



No.39-表



No.39-裏



No.40



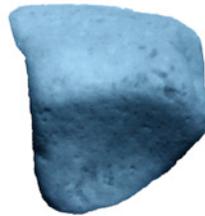
No.41



No.42



No.43



No.44



No.45



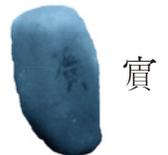
No.46



No.47



No.48-表



No.49-側面

第7図 礫石経④



No.50



No.51



No52

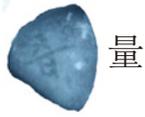


No.53

南無阿
□
□



No.54



No.55- 表



No.56- 表



No.56- 側面



No.57- 表



No.58- 表



No.59- 表



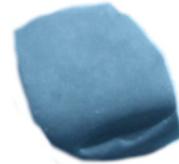
No.59- 側面裏



No.59- 裏



No.60



No.61

第8図 礫石経⑤



No.62



No.63



無
阿
弥
陀

No.64



有

No.65



若
濟

No.66- 表



No.66- 側面



No.67



No.68



No.69



果

No.70



出
出
出
出
出

No.71- 表



No.71- 側面



南
無
幽
出
出
南
無
阿
弥
陀
仏

No.71- 裏



No.72



陀南
仏無
南阿
無弥

No.73- 表



言
言
言

No.73- 側面①



No.73- 側面②



言 □
言 □

No.73- 側面③



No.74



No.75- 表



No.75- 裏



衆南
生無
一
切

No.76



減 □
南
無
阿
弥
陀
仏

No.77- 表



南
無
阿
弥
陀
仏

No.77- 側面



南南
無無
□
□

No.78- 上部



No.78- 下部

第10図 礫石経⑦



No.79- 側面①



No.79- 側面②



No.80

無釋



No.81



No.82- 表

言



No.82- 側面①



No.82- 側面②



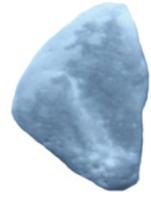
No.82- 側面③



No.83- 表



No.83- 裏



No.84



No.85- 表

□
在真
□



No.85- 裏

南無阿彌陀仏
南無□
南無□
南無□



No.86



No.87

興个



No.88- 表

第11図 礫石経⑧



No.88- 側面



No.88- 裏



No.89



No.90



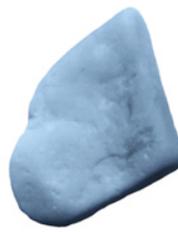
No.91- 表



No.91- 側面①



No.91- 側面②



No.92



No.93



No.94

南
無
南
無
南



No.95- 表

□
□
□
陀
仏
南
無
阿
弥



No.95- 側面



No.96- 表



No.96- 裏



No.97- 表



No.97- 側面



No.98- 表

□
□
南
無
阿
弥
陀
仏



No.98- 裏

第 12 図 礫石経 ⑨



NO.99- 表



No.99- 側面①



No.99- 側面②



No.99- 側面③



No.100- 表



No.100- 側面



No.101



No.102



No.103- 表



No.103- 側面



No.104- 表



No.104- 側面



No.105



No.106



No.107- 表



No.107- 側面

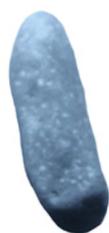


No.107- 裏



No.108

第13図 礫石経⑩



No.109



No.110



No.111



No.112



No.113

南無阿弥陀
□ □ 出

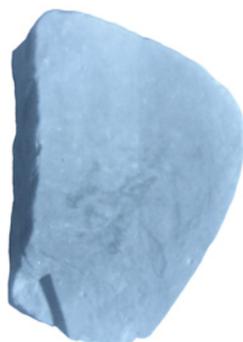


No.114- 表

南無阿弥陀
南無衣衣衣
衣衣衣



No.114- 裏



No.115



No.116



No.117

南無
南無阿弥



No.118



No.119- 表

南無阿弥陀
南無个个个



No.119- 側面



No.120

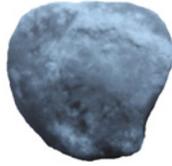


No.121

第 14 図 磔石經 ①



No.122-表



No.122-裏



No.123



No.124



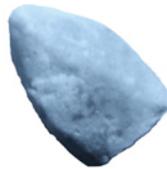
No.125



No.126-表



No.126-裏

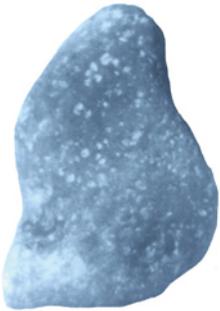


No.127-表



No.127-裏

南無



No.128



No.129-表



No.129-裏



No.130



No.131-表



No.131-側面



No.132

見

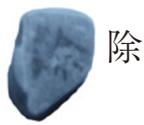
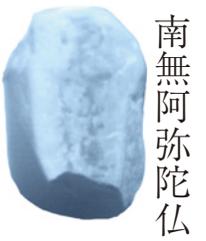
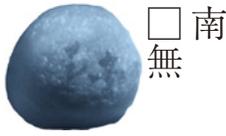


No.133-表



No.133-裏側側面

第15図 礫石経⑫



第17図 礫石経⑭



No.155- 表



No.155- 側面

第18図 礫石経⑮

第2節 後円部墳頂平坦面の調査

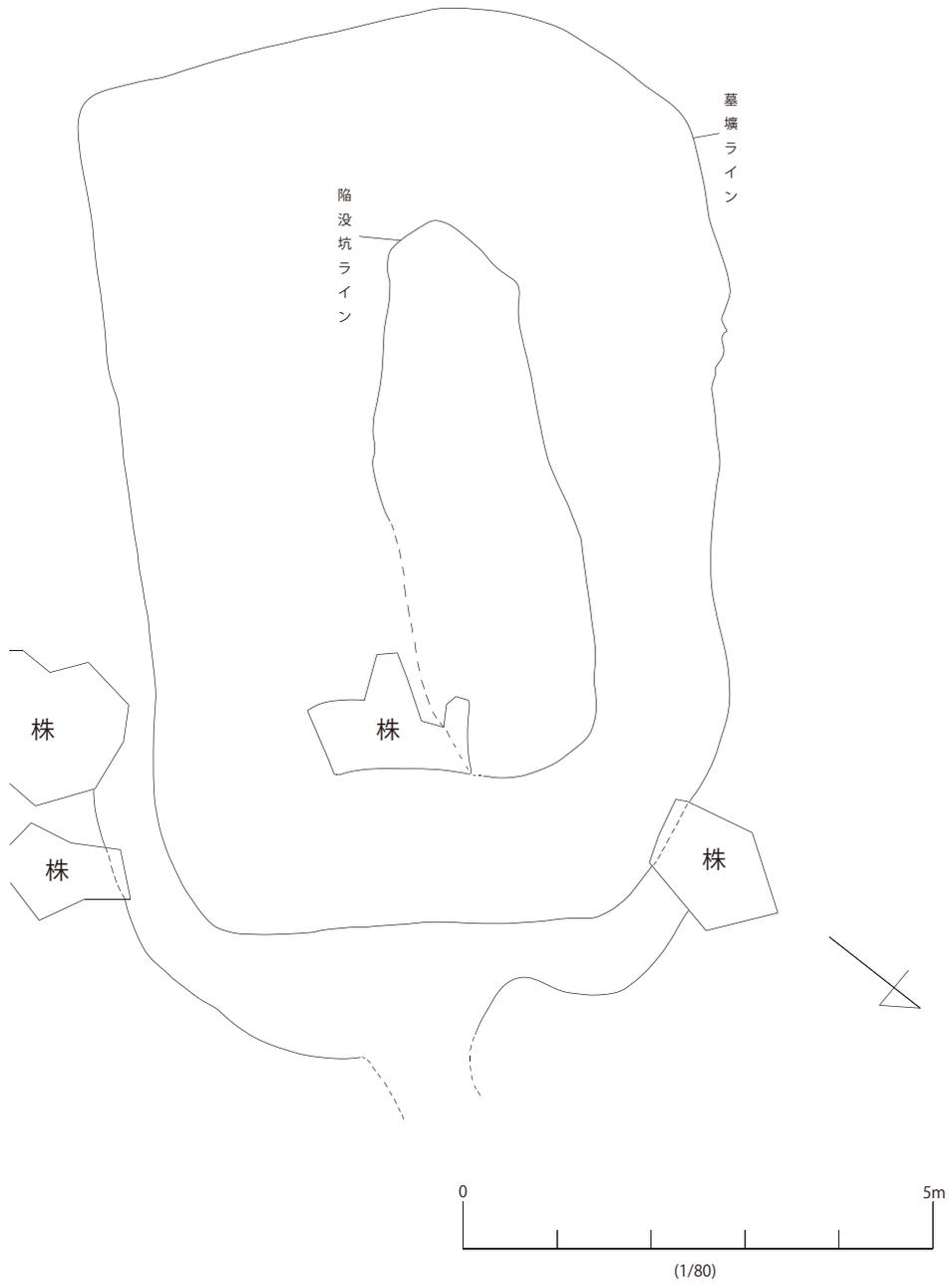
墳頂平坦面では、礫石経塚完掘後の墳頂平坦面の精査とサブトレンチによる一部掘り下げを実施した。

1. 墳頂平坦面の精査

前年度の調査で、1、3区墳頂平坦面の精査を実施し、1、3区ともに墳頂平坦面外周近くで、土色の違いを確認するとともに墳頂平坦面中央部分で南北方向に伸びる黒色土層を認識していた。

今年度は礫石経塚の完掘に伴い、墳頂平坦面全体を精査し、前年度調査で認識されていた土質の違いをおいかけた。

墳頂平坦面外周近くで観察されていた土質の違いは、南北9.8m、東西6.2mのやや不正な長方形の形に墳頂平坦面外周をめぐる事が判明した。1～4区のすべてで内側は小礫の混じった黄色い土層、外側はやや大きい小礫が混じった黄色い土層であった。一方、墳頂平坦面中央付近で発見されていた黒色土層は南北6m、東西2mの細長い形で一周することが確認できた。形状と規模から見て、前者は墓壙、後者は木棺腐朽に伴う陥没坑と判断された。なお、墓壙北側、前方部に連続する位置で土質の違いを認めたが、今回はその性格を明らかにすることはできなかった。墓壙に接続する墓道等の存在と関係する可能性があると思われた。



第19図 墳頂平坦面検出墓壇、陥没坑平坦面 ④図



写真6 墳頂平坦面墓壙、陥没坑検出状況（南から）

2. サブトレンチ設定と掘り下げ

墓壙と陥没坑の全体像を把握した後、トレンチ内の5ヶ所にサブトレンチを設定した。サブトレンチは1区の中央から北方向にⅠ、2区中央から西、北L字形にⅡ、2区の中央から西へⅢ、3区中央から南にⅣ、3区中央から東にⅤを設定した。

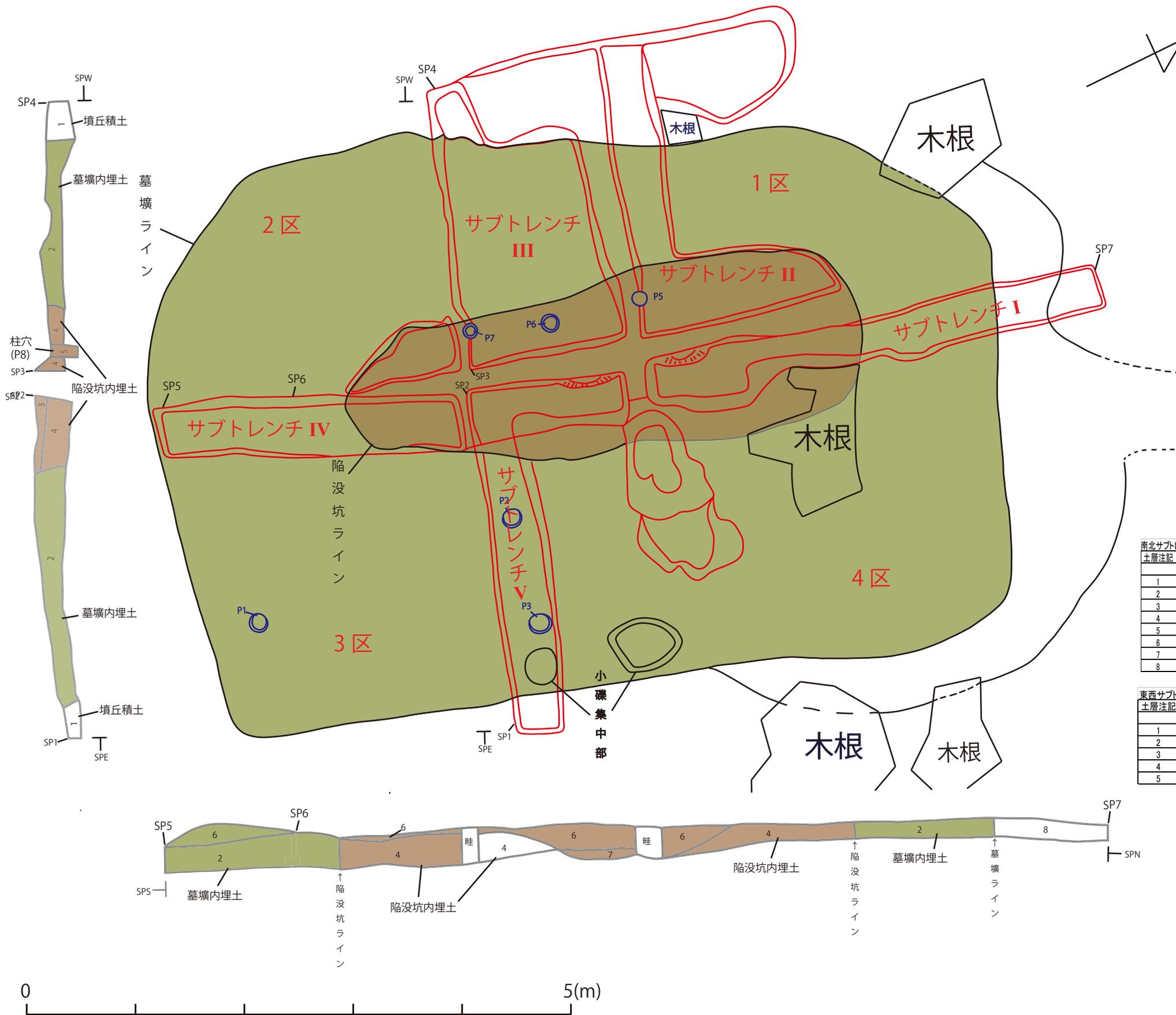
各サブトレンチを掘り下げた結果、第20図断面図が示すように、墓壙、及び陥没坑の埋土を確認することができた。その結果、墳頂平坦面の精査により理解された墓壙及び陥没坑の範囲が掘り下げによる土の認識と土層断面の検討でも追認された。

なお、サブトレンチⅡに1箇所、サブトレンチⅢに2カ所、サブトレンチⅤから等間隔に2カ所、墓壙南東済み近くで1カ所、計6カ所に杭穴が発見されている。どれも同様の大きさで、サブトレンチⅡ・Ⅲ内の杭穴は南北方向に、サブトレンチⅤの杭穴は東西方向にほぼ直線上に並んでいる。これらの杭穴は全体にL字形にならんでおり、杭列あるいは材木堀、簡易な建物構造物などの可能性が考えられる。層位的には礫石経塚の下層にあたり、江戸時代以前に位置づけられる。現状では陥没坑の埋土を切っていることから古墳築造後一定の時間を経て作られたものと見られるが、なお検討が必要である。

(星あゆみ、野呂夕奈、鈴木里奈)



写真7 サブトレンチ全体写真



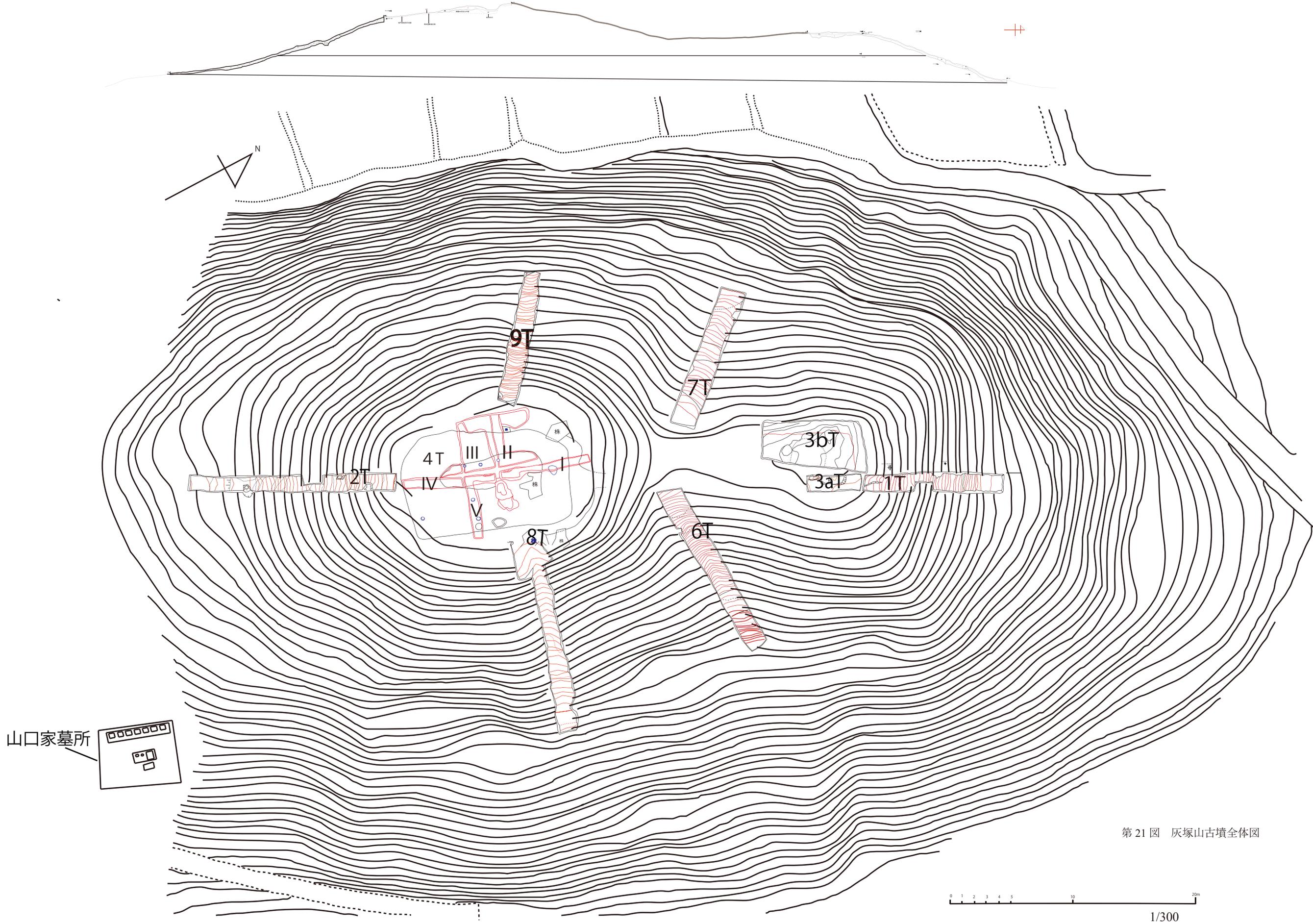
南北サブトレンチ西壁断面図

土層注記	層色	粘性	しまり	粒度	備考
1	Hue 10YRにぶい黄褐5/4	中	弱	シルト	
2	Hue 10YRにぶい黄褐4/3	中	弱	シルト	墓壇内(3区東西サブトレンチ南壁断面図と同様)
3	Hue 10YRにぶい黄褐7/3	中	弱	シルト	陥没坑の最上部の土
4	Hue 10YR黄褐5/6	中	弱	シルト	陥没坑内(3区東西サブトレンチ南壁断面図と同様)
5	Hue 10YRにぶい黄褐5/3	中	弱	シルト	柱穴
6	Hue 10YR灰黄褐5/2	中	弱	シルト	
7	Hue 10YR褐灰4/1	中	弱	シルト	礫層
8	Hue 10YR明黄褐6/6	中	弱	シルト	粘土層

東西サブトレンチ南壁断面図

土層注記	層色	粘性	しまり	粒度	備考
1	Hue 10YRにぶい黄褐5/4	中	弱	シルト	
2	Hue 10YRにぶい黄褐6/3	中	弱	シルト	墓壇内
3	Hue 10YRにぶい黄褐7/3	中	弱	シルト	陥没坑の最上部の土
4	Hue 10YR黄褐5/6	中	弱	シルト	陥没坑内、礫面積あたり1%の礫を含む
5	Hue 10YRにぶい黄褐5/3	中	弱	シルト	柱穴

第20図 第4トレンチ (旧第4トレンチ a, b, c 区、第5トレンチ a, b 区) 平面、断面図



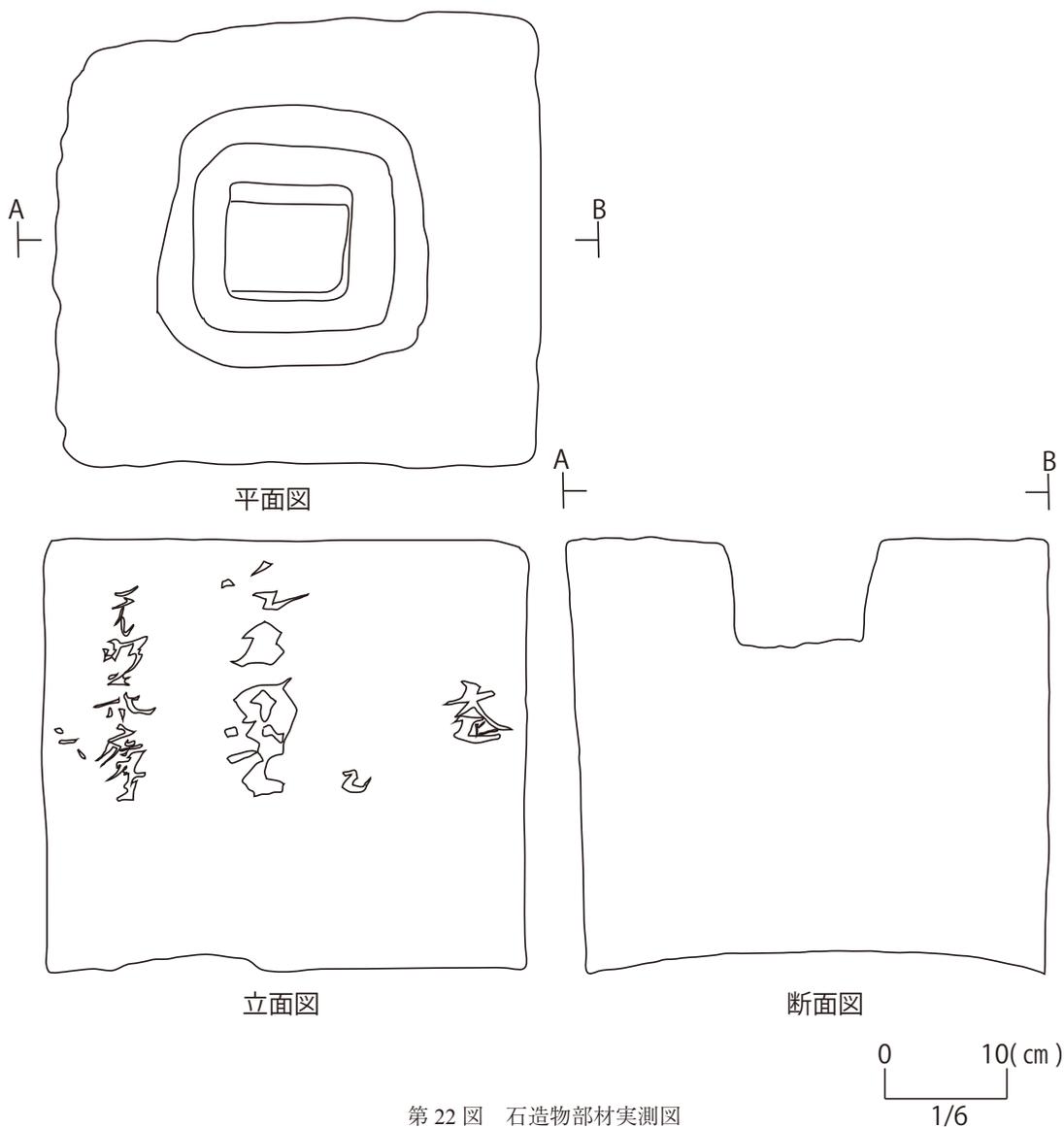
第 21 图 灰塚山古墳全体图

第3節 古墳周囲発見遺物

古墳調査期間中に中世または近世石造物の一部かと思われる遺物の存在を確認している。以下若干の説明を加えたい。

1. 墳丘上採集遺物

後円部墳頂平坦面東側から発見された石塔の一部かと思われる方形に加工された石が発見された(第22図)。縦40.0 cm、横39.6 cm、高さ36.4 cmを測り、上面には円形の受け部が作り出されている。下面はややくぼむが特別な細工はない。4側面にはそれぞれ中央に墨書があるように見えるが現状では判読できない。キリークの墨書である可能性も否定できない。



第22図 石造物部材実測図

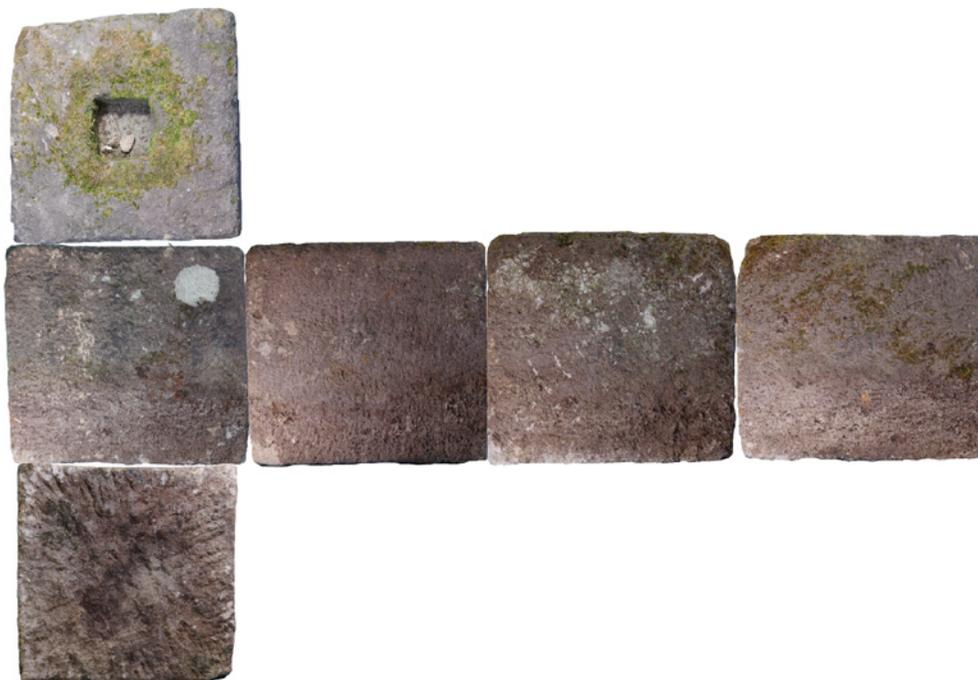


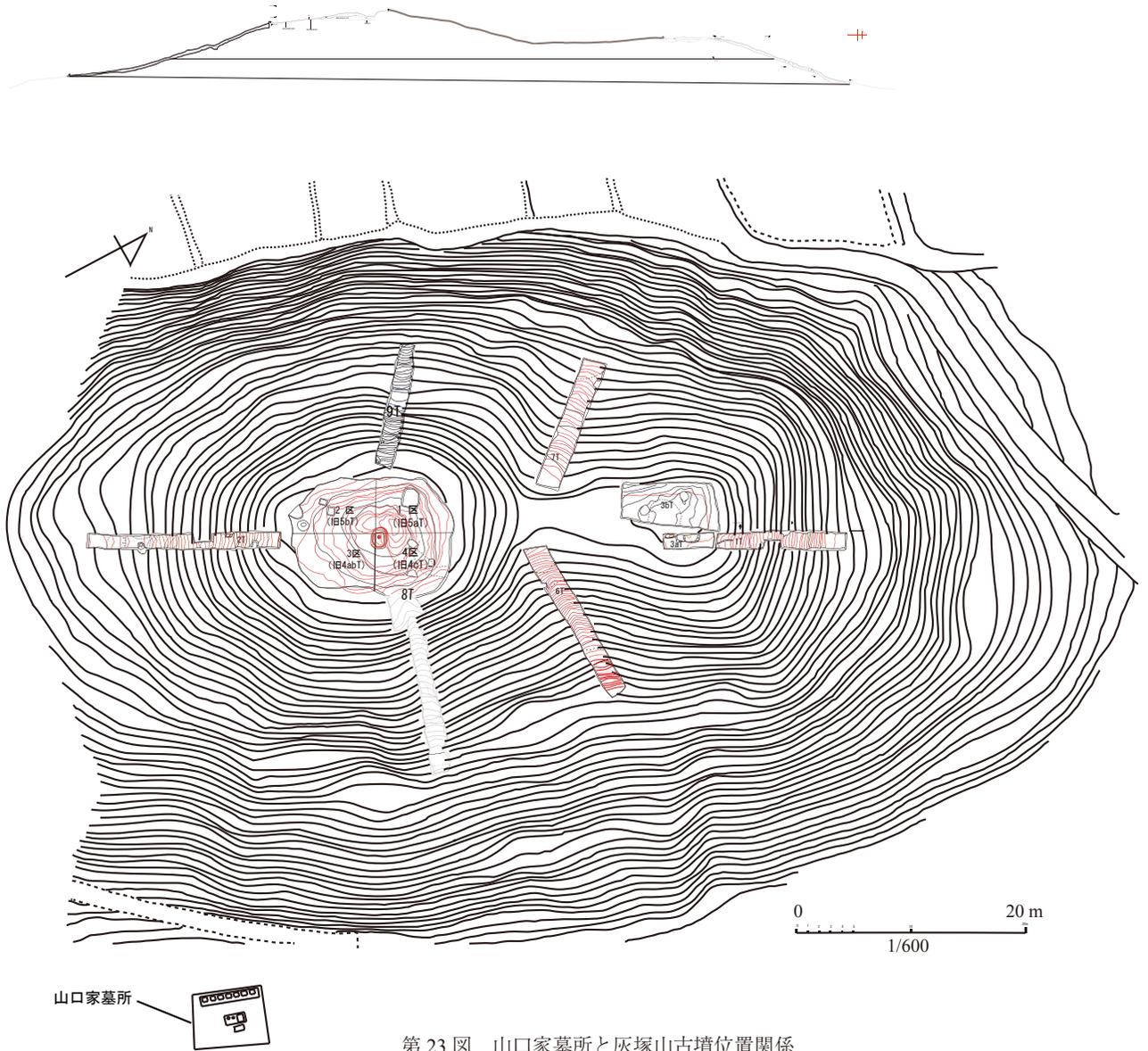
写真8 石造物部材写真
上、下、4側面

2. 山口家墓所で採集された遺物

山口孝信氏のご教示で確認できた遺物である。山口孝信氏のご教示によれば、写真11正面左側の角柱状の石材とその上の部材そして中央の円錐状の部材はいずれも地面に落ちた状態で発見されたとのことである。現状は3点とも手厚く保存されている。

写真左の2点、角柱状の部材は灯籠塔の石造物の部材の可能性が高く、その上に乗る方形の石材は宝篋印塔の一部である。写真中央の石材は宝珠を表したもので五輪塔などの石塔の頂部の部材と見られる。時期は中世から近世のいずれかに位置づけられるものだろう。

これら3点はいずれも墓所西側の丘陵から転落してきたものである可能性が高い。西側丘陵上には灰塚山古墳があり、墳丘状で発見された石材と合わせて、もともとは古墳墳丘近くまたは墳丘上にあった可能性も否定できない。灰塚山古墳の位置には新宮城に関わる墓所があったとの言い伝えもあり、関係する可能性もあるが、即断はできない。



第 23 図 山口家墓所と灰塚山古墳位置関係



写真9 宝篋印塔



写真10 宝珠



写真11 山口家墓所

第3章 まとめ

灰塚山古墳第4次調査の成果は、後円部墳頂平坦面に築かれた礫石経塚の全体像を理解できたこと、後円部墳頂平坦面の精査の結果墓壙と陥没坑を検出したこと、及び古墳周囲に中世または近世の石造物が分布していることが把握できたことなどである。

礫石経塚は、1返8～9mの方形塚の上に直径3m程度の円丘を乗せた形で、塚内部には膨大な河原石納められていた。河原石の中には1%弱の割合で墨書が認められた。墨書には1字だけの資料も多かったが、複数の文字が認められる場合も一定の割合であった。同じ文字が繰り返され、意味の分からない資料もあったが、意味の理解できるものとしては「南無阿弥陀仏」が最多だった。墨書の様相から見て教典を写したものというよりは供養の意図が強く感じられた。この地域周辺では、1611年の会津大地震によって山崎新湖が誕生し、最多で23もの集落が浸水したとされる。礫石経塚の年代はおおよそ江戸時代のものと考えられそれ以上の限定は難しい。従って礫石経塚の築造と会津大地震との年代的な関係は不明な点が多いが、礫石経塚の様相は、会津大地震及びその後の水害に関わる供養に関連する遺構である可能性を考えさせる。

灰塚山古墳墳頂平坦面の精査の結果、墓壙と陥没坑を確認できたことは大きな前進である。墓壙は墳頂平坦面ほぼいっぱい掘削されており、方向は古墳主軸に沿っている。また、陥没坑は墳頂平坦面ほぼ中央にあり、南北方向に細長く伸びている。古墳主軸と方向が一致している。このような様相から見て、現段階では灰塚山古墳の埋葬部は、掘りこみ墓壙に埋納された粘土槨または木棺直葬で、棺は割竹形木棺または舟形木棺が予想される。予想される埋葬施設からみて灰塚山古墳の築造時期は古墳時代前期または中期でも遅くない時期に絞られるだろう。来年度は以上のような想定のもと、埋葬施設の探索をする予定である。

古墳周囲の石造物の分布は今年度調査の新しい所見である。灰塚山古墳は国指定史跡新宮城跡と境を接している。新宮城から見てもっとも近い位置にある小高い場所にあたり、当然新宮城の時期に利用された可能性は十分に認められる。墓所であるという伝えが正しいか否かは今後の課題だろうが、灰塚山古墳の調査の過程で、新宮城との関連も視野におさめて検討を行う必要があると認識している。

謝 辞

灰塚山古墳第4次調査にあたり、調査を快諾いただきました新宮区の皆様、調査実施にあたりお世話いただきました佐藤勝男（新宮区区长）・後藤直人・田部文市・渡辺和男の皆様、喜多方市教育委員会及び同片岡洋氏、植村泰徳氏、宿舎を提供いただきました近輝夫、ノリ子様ご夫妻に心から感謝の意を表します。また、礫石経塚出土墨書礫の赤外線社

員撮影及び解説にあたり、福島県立博物館及び同館歴史分野担当学芸員阿部綾子氏、保存分野担当杉崎佐保恵氏、考古学分野担当藤原妃敏氏、田中敏氏にお世話をいただきました。また墨書礫解読に東北学院大学七海雅人教授の手を煩わせました。御礼を申し上げます。



写真 12 灰塚山古墳第4次調査風景

シンポジウム報告

日中比較塩業史研究

—— その可能性を展望する ——

解説

東北学院大学アジア流域文化研究所は、以下の要項で公開学術シンポジウム「日中比較塩業史研究 — その可能性を展望する —」を開催した。

日時 平成 25 年 9 月 21 日（土）

会場 東北学院大学土樋口キャンパス 8 号館 5 階押川記念ホール

プログラム

主旨説明 谷口 満（東北学院大学）

基調講演 「福島県浜通り塩業史をふりかえって — 流失した松川浦塩田遺跡 —」

岩本由輝（東北学院大学名誉教授）

発掘報告 1 「重慶東南部郁江流域塩業遺跡の発掘と研究」

牛 英彬（重慶市文化遺産研究院）

通訳・時 堅（東北大学大学院）

発掘報告 2 「山東省南河崖西周煮塩遺跡の発掘と研究」

王 青（山東大学）

通訳・榎林啓介（愛媛大学）

專題報告 「四川盆地の塩業技術」

白 九江（重慶市文化遺産研究院）

通訳・水盛涼一（東北大学）

総括コメント 「日中塩業考古に従事して」

村上恭通（愛媛大学）

このシンポジウムは、当研究所が推進している私立大学戦略的研究基盤形成支援事業「新時代における日中韓周縁域社会の宗教文化構造研究プロジェクト」による研究成果公開事業の一つとして実施したものである。研究課題のとおり、周縁域社会の生活紐帯として機能している宗教事象を日中韓比較史の視点から研究しようとするのがこのプロジェクトの

目的であり、そのなかで地域特有の産業と結びついた地域信仰の様相を比較研究することが、目下のところ研究テーマの一つとなっている。塩業がそういった地域特有産業の一つであることはいうまでもなく、そこに塩神信仰が生まれて地域住民の一体感と矜持感を維持する役目を果たしていることは、日中韓の周縁域社会に共通する宗教事象である。そこで日中韓周縁域の塩神信仰に関する資料収集と現地調査を鋭意試みてきているのであるが、その研究の前提として、そもそも塩業史研究の現状を理解しておかねばならないという意見があがってきたのは当然というものであろう。本シンポジウムは、そのような意見にしたがって実現したものに他ならない。

このシンポジウムの開催に当たっては、愛媛大学東アジア古代鉄文化研究センターから全面的な協力を頂戴した。当研究センターは山東大学考古系や重慶市文化遺産研究院と恒常的に研究関係を実施しており、シンポジウム報告者招請の仲介をはじめ、種々な点でご配慮を賜ったのである。所長村上恭通先生と助教榎林啓介先生にあつく御礼申し上げたい。

本誌本号には、このうち牛英彬・王青・白九江三先生の口頭報告をシンポジウム記録として、翻訳文によって掲載することにした。著者の三先生及び通訳・翻訳の時堅・榎林啓介・水盛涼一の三先生に感謝申し上げるとともに、本誌『東北大学論集・歴史と文化』への掲載をころよくご承認下さった東北学院大学文学部歴史学科に深甚なる謝意を表したいと思う。

なお、掲載した3篇の文章は、牛・王・白の三先生が、さまざまな聴衆を想定して口頭報告用に準備して下さった原稿を、時・榎村・水森の三先生が翻訳して訳稿を作り、その3篇の訳稿に対して谷口が字体・表記などの統一を加えて完成させたものである。すなわち、三先生が意図されたのは純粋な学術論文ではなく、あくまで口頭報告用の原稿であり、さらに訳稿→整理の過程で、中国語表記と日本語表記の調整や字体・表記の統一など、いくつかの改訂が生じている。したがって、3篇に示されている知見を学術上の目的で利用される場合は、この3篇ではなく、牛・王・白の三先生が学術論文・学術報告として中国国内で公表されている、あるいは公表される予定の文章から直接引用されるよう、読者諸賢にここにとくにお問い合わせしておきたい。

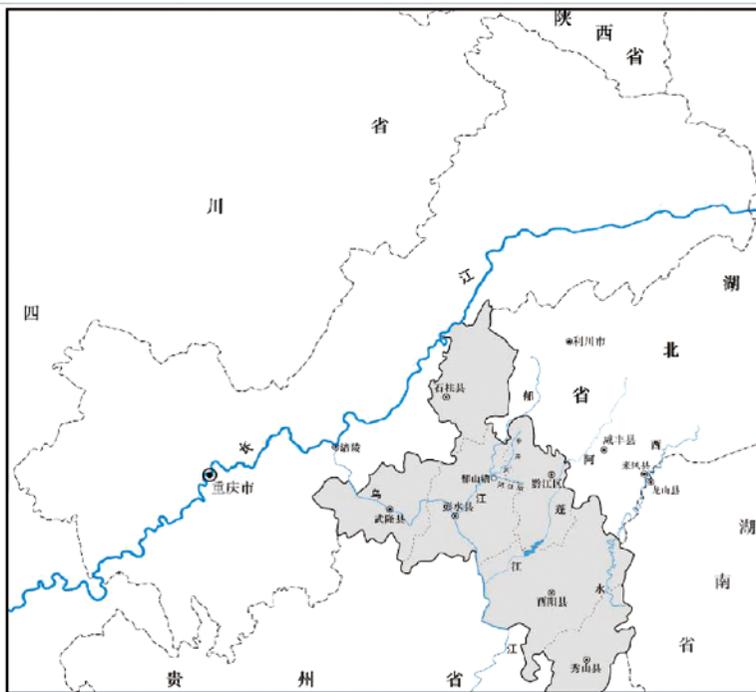
(谷口 満 記)

重慶東南郁江流域塩業遺址の発掘と研究

牛 英彬：著
時 堅：訳⁽¹⁾

一 はじめに

渝の東南地域は重慶市の東南部に位置し、武隆、彭水、黔江、秀山、酉陽及び石柱などの区や県を含み、鄂〔湖北省〕、湘〔湖南省〕、黔〔貴州省〕の三省に隣接しており、〔山系から見れば〕四川盆地の東南に位置する大婁山系と武陵山系という二つの大山系が交わり形成した「盆縁山地」〔盆地のふちの山々〕にある（図一）。地形から見れば、その地域は一連の「東北―西南」方向に走る山系によって構成され、土地の起伏は大きく、中低の山を主とし、山脈と谷の間に多くの平原あるいは丘陵地が分布しているのである。内部には河川が多く、水系から見ると、烏江水系と酉水水系に分けることができる。烏江は貴州



図一 重慶東南地域位置の略図

(1) 本稿の（丸括弧）および脚注は原著者による注、また〔亀甲括弧〕は記者による補注である。

省西北に源を發し、貴州省沿河県から西北の方向へ流れを変えて重慶の東南に入り、重慶東南の酉陽県・彭水県及び武隆県を流れ、途中で阿蓬河、郁江、芙蓉江など支流と合流し涪陵で長江へ入る。酉水は湖北省西南に源を發し酉陽県を流れてから湖南省西北地域へ入り、湖南省沅陵県で沅水へ合流する。まさに「四通八達」というべき水運交通が重慶東南地域における古代塩業貿易の発展を促進した。

渝東南地域には塩鉍の資源が多く分布し、断層と河流によって下方に向かって浸蝕されたため、地下の塩滷はしばしば自然に地表へと露出する。例えば彭水県の郁山鎮、武隆県の長坡郷の塩井峡、武隆県の江口鎮の咸山峡、石柱県の中益郷の塩井村などの地域にはいずれも塩泉が湧き出していたので⁽²⁾、人々は最寄りの場所で塩滷をとり煎じた。特に彭水県の郁山鎮の塩業は最もさかんであった。郁山鎮は彭水県の東北にあり、烏江の一級支流である郁江が郁山鎮の北から入り、鎮の東で中井河、後竈河と合流したのち西南の方向へ曲がり芦塘・清平・羊頭・漢葭などの郷・鎮を流れ、彭水県城の北の端廟嘴で烏江へ入る。この地域には少なくとも漢代以降、代々塩井を開設し塩を煮だすことが、長い年月を経てもすたれず、当地の塩の販路は重慶市の東南、貴州省の東北、湖南省の西北、湖北省の西南を含んでいる。塩業は当地の重要産業となり、郁山塩場も重慶の有名な塩場となった。前世紀80年代に至り、郁山塩場は生産コストが高く、郁山塩に含まれるフッ素が高いなどの理由により生産を停止してしまった。当地における悠久の製塩の歴史があるため、現在まで郁山には依然として多くの塩業遺物が残っている。彭水縣郁山鎮の観光産業を發展させる項目に協力するため、重慶市文化遺産研究院は彭水縣文物管理所と協賛し、彭水縣郁〔山鎮中井〕壩の塩業遺跡に対して発掘を行い、さらにその周辺地域の塩業遺物に対して考古調査を進めることになった。本文は、すなわち今回の考古調査と発掘の結果を基礎とした、郁山塩業に対する初歩的な研究である。

二 郁山塩業資源

(一) 郁山塩鉍資源

郁山塩鉍は東経 108°26′、北緯 29°45′ に位置し、東に伏牛山、北に巖家山、南に鳳凰山がある。また西は郁山の河谷地域となり、武陵山系に属している。郁山塩鉍の形成と四川盆地の堆積環境には密接な関係がある。というのも第一には、海における塩類物質が乾燥した気候条件下で、蒸発し結晶したことである。また第二には、地質古構造の陥没盆地の範囲が広く、地形の沈下の幅が大きい上に、閉鎖性が良好であり、堆積が安定しているので、塩類化の時間が長いことである。「元古代」〔Proterozoic Era、原生代をさす〕の前震旦紀〔Presinian period、ロシアでベンド紀 (Vendian)、中国で震旦紀 (Sinian)、オースト

⁽²⁾ 四川省塩業会社涪陵支社編纂組『涪陵地区塩業志』（四川人民出版社、一九九一年）二十五、二十六頁を参照。

ラリアと北米でエディアカラ紀 (Ediacaran) と呼ばれていた新原生代 (Neoproterozoic Era) 最後の時代より以前で、およそ約六億二千万年前より以前]における「呂梁運動」〔二十五億年前から十八億年前にかけて発生した山西省呂梁市の呂梁山系を典型とする造山運動〕の後、「揚子地台区」〔Yangtze paraplatform〕が形成された。その中心は四川盆地およびその北部周辺の大別地塊と武当地塊にある。震旦紀〔Sinian、エディアカラ紀、約六億二千万年前から五億四千二百万年前〕の晩期、氷河が溶けて海流による侵食現象が広範に発生したため、「揚子古陸」〔Yangtze oldland〕の大部分は海水によって水没し、「上揚子陸表海」〔Upper Yangtze epeiric sea、上揚子内陸海〕が形成された。早古生代 (古生代のカンブリア紀、オルドビス紀、シルル紀を指す)の時期には、上揚子海の面積はなお広大であったが、「康滇古陸」〔West Sichuan Central Yunnan Oldland〕が次第に隆起してきた。オルドビス紀の晩期に至ると、カレドニア造山運動の影響により、雲南の東南と広西の西の陸地が隆起し、康滇古陸と接続して「滇黔桂古陸」〔Dianqiangui Oldland〕となった。「松潘古陸」の拡大により、揚子海は半閉鎖状態となり、近海の堆積に石膏や岩塩の結晶が見られるようになる。郁山鎮はこの古揚子海の西北のへりに位置し、その塩鉱は主に早古生代のカンブリア紀に形成されたのであった⁽³⁾。

郁山は二つの典型的な成塩構造を有する。第一には、褶曲構造の背斜軸に位置し、塩滷が圧力を受けとめ、集まりやすくなったことである。第二には、断層面に沿って塩滷が集まり、また断層に沿って上昇し、時にはにじみ出て来ることである⁽⁴⁾。中井河と後竈河が郁山の背斜を浸食したため、塩を含む岩石層は露出し、或いは地表へ近づくことになった。滷水が岩石層の断層面に沿いしみ出たため、中井河と後竈河の両側には多くの塩泉が露出することになり、滷水の採掘が非常に容易となった。郁山の塩泉の滷水は濃度が低く、大体二〜三ボーメ度〔Baumé degree、ボーメ比重計の示度で、重液用の目盛に食塩の十五%溶液を十五ボーメ度、純水をゼロボーメ度としてその間を十五等分したもの〕である。塩泉は一般的に河床の水位と近く、或いはやや水位より高い。塩泉の存在する場所はみな峡谷の地形であり、地勢が狭く、周囲は多く切り立った岩の絶壁である。

(二) 郁山塩井に関する文献

郁山塩井の記載に関して、早くも東晋〔紀元三一六年〜四二〇年〕の常璩が執筆した『華陽国志』に「涪陵郡の漢発県には塩井がある」⁽⁵⁾とある。任乃強氏は漢発県の官庁所在地が現在の郁山鎮にあることを考証した。涪陵郡はもともと漢代〔紀元前二〇二年〜紀元

(3) 李小波「重慶市彭水県郁山鎮古代塩井考察報告」(『中国塩業考古』第一集、科学出版社、二〇〇六年)を参照。

(4) 四川省塩業会社涪陵支社編纂組『涪陵地区塩業志』(四川人民出版社、一九九一年)二十二頁を参照。

(5) 晋の常璩(任乃強の校注)『華陽国志校補図注』巻一「巴志」(上海古籍出版社、二〇〇七年)四十三頁を参照。

二二〇年]の巴郡の涪陵県であり、漢末に劉璋は益州牧に任命された時、巴郡を三つに分けた。その時「涪陵の射本と白璋は、丹興県と漢発県を分け、涪陵を郡となすことを求めた。劉璋は初め涪陵を巴東の属国とし、遂に涪陵郡となした」⁽⁶⁾。とある。丹興・漢発にそれぞれ辰砂・塩という二つ資源が存在するからこそ、謝本はこの二つの地区を県となすことを提出したのである。最近の考古学的な調査と発掘により、我々は郁山鎮で大量の後漢〔紀元二十五年～二二〇年〕の墳墓を発見した。沿河台地地帯から海拔400メートルの山までひとしく発見されたのだが、このことは当地の人口が盛んであったことを反映する。郁山には山地が多いが、ただ河谷にいくつかのそれほど大きくはない平坦な空き地があるのみで、農業を行える土地は多くはない。もしこの地域に塩泉がなければ、漢代に大量の人口が集まっていたことは想像しがたい。したがって、このことも遅くとも漢王朝より郁山にて塩の生産が始められていたことを証明する。

涪陵郡とその周辺地域には多く少数民族が存在していた。例えば、獠、蠻、蟾夷⁽⁷⁾の民族は西晋永嘉年間の後、中央政府は当該地域を顧みる暇さえなくなり、この地域は「蛮夷の中に埋もれて」、少数民族の支配下に置かれることになった。北周の保定四年(564年)に至ると、「涪陵の蛮族の首領である田思鶴がその土地を内地に帰順させたので、奉州が設置された。建徳三年(574年)、黔州に改めた」⁽⁸⁾。この時期、郁山の塩業に関しては歴史に記載がない。ただ、当時は政治と社会が不安定だったので、塩の生産と交易は必ず大きな影響を受けていただろう。

隋〔五八一～六一八〕・唐〔六一八～九〇七〕・宋〔九六〇～一二七九〕・元〔一二七九～一三六八〕の時期の史籍はいずれも郁山と伏牛山の周囲に塩井があることを記載するが、塩井に関する名称・数量など具体的な状況については言及していない。唐代は、郁山に塩業の管理機関を設置して、塩課〔塩に対する税金〕を収めさせた。宋代では、郁山の塩は専ら軍用に供給されていた。『隋書』には「彭水には伏牛山があり、伏牛山には塩井がある」⁽⁹⁾とある。『元和郡県図志』には「彭水県……伏牛山は県の北百里にある。周囲に塩井があり、現在当地の官庁が税金を納める」⁽¹⁰⁾とある。『太平寰宇記』には「伏牛山は県の東百里にあり、その周囲に塩井があり、州の人々が現在かまどを置いて塩を煮つめており、軍用に充てられている」⁽¹¹⁾とある。

明代〔一三六八～一六四四〕には、郁山に五つの塩井があった。それぞれ郁山井、鶉鳩

(6) 晋の常璩(任乃強の校注)『華陽国志校補図注』巻一「巴志」(上海古籍出版社、二〇〇七年)二十六頁を参照。

(7) 晋の常璩(任乃強の校注)『華陽国志校補図注』巻一「巴志」(上海古籍出版社、二〇〇七年)四十三頁を参照。

(8) 北宋の李昉『太平御覧』巻一七一「十道志」(中華書局、一九九五年)八三五頁を参照。

(9) 唐の魏徵『隋書』巻二十九「地理志」(中華書局、一九八三年)八二九頁を参照。

(10) 唐の李吉甫『元和郡県図志』巻百二十「江南道二」(中華書局、一九八三年)七三七頁を参照。

(11) 宋の楽史(王文楚の点校)『太平寰宇記』巻一二〇「江南道十八」(中華書局、二〇〇七年)二三九六頁を参照。

井、鶏鳴井、楠木井である⁽¹²⁾。塩滷を採し出す経験の蓄積・塩井を掘削する技術の進展、そして塩の販売量の増加につれて、郁山の塩業は大きく発展してきた。清代〔一六四四～一九一一〕の晩期に至ると、郁山の塩井は十四個に増えている。「民は塩井の利益をうかがい、石質の状態を観察し塩泉の口を開通させている。そこで黄玉井・皮袋井・逢源井・鳳儀井・新興井・正興井・長寿井・楠木井・鶉鳩井・鶏鳴井・中飛の二つの井、老郁井、合わせて十四の塩井がある」⁽¹³⁾。

二十世紀の三十年代から七十年代まで、郁山では陸続と岐井・貽興井・黄泥井・田壩井・新皮袋井・郁機一井及び郁機二井など塩井を開削してきた⁽¹⁴⁾。

(三) 塩井の種類と時代

文献の記載を根拠として、我々は郁山鎮の中井河と後竈河の両側の地域における塩業の遺物を考古的に調査した。調査した時、四つの塩井を発見したが、それらは老郁井・飛水井・新興井及び正興井である。他の塩井はただ地理上の位置を探索したが、塩井の遺物は発見できていない。幸いなことには現代版の『彭水県志』がその他の塩井の形と構造・産出量・深度といった具体的な情報に言及している。

郁山の塩井は、井戸の形の特徴について言えば、大口井〔井戸の穴が大きい〕、小口井〔井戸の穴が小さい〕そして鍾乳洞型の塩井に分類できる。多くの郁山の塩泉は、塩滷を埋蔵している部分が比較的浅く、多数の塩井は大口井に属している。例えば、老郁井・鶏鳴井・楠木井・皮袋井等である。井戸の穴については円形と方形の区別があり、直径は一メートルから数メートルの間、深度は一メートルから十三メートルの間である⁽¹⁵⁾。老郁井を例にとれば、老郁井は郁山鎮の朱砂村の二社にあり、中井河左岸の河床付近に位置する。老郁井の所在地は地勢の勾配が緩く、対岸に険しい崖がある。塩井の外延は円形であり、長方形の石を組み合わせながら積み上げて築かれている。現存した四層の石は直径が5.5メートル、地面から露出した部分の高さが1.3メートルである。塩井の中には砂状の石が満ち、記載によれば深度は十一メートルである⁽¹⁶⁾。現時点で塩滷は北側の石の隙間から流出している(図二)。

小口井はまた卓筒井と別称する。郁山の新興井・正興井は小口井に属する。「後井のほか、また新井一つ・正井一つあり、その塩井は石をほって作られている。その他の塩井のように石の隙間より塩滷が自然に流れ出すわけではないので、その塩滷採取の方法は竹筒と水

(12) 清の陶文彬等(康熙)『彭水県志』卷二「食貨」(『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二〇一二年)一四五六頁を参照。

(13) 清の張鋭堂等(同治)『彭水県志』卷三「食貨」(『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二〇一二年)二五六頁、二五七頁を参照。

(14) 四川省塩業会社涪陵支社編纂組『涪陵地区塩業志』(四川人民出版社、一九九一年)二十八頁を参照。

(15) 彭水県志編纂委員会『彭水県志』(四川人民出版社、一九九八年)二五二頁を参照。

(16) 彭水県志編纂委員会『彭水県志』(四川人民出版社、一九九八年)二五二頁を参照。



図二 老郁井

車を用いており犍富の塩井と同様である。この塩井についてはおしなべて「竹筒井」と呼ばれる⁽¹⁷⁾。それらは郁山鎮の南京街道〔社区居民委員会〕一組にあり、後窰河右岸のさほど大きくはない台地に位置する。正興井は新興井の北約20メートルに位置する。この二つの井戸の距離が近いため、往々にしてあわせて新正井と呼ばれる。新興井は塩井外延の直径が0.64メートルであり、穴の直径が0.24メートルである。現時点で中には砂や石が満ちており、深度は六十七メートルである⁽¹⁸⁾。正興井は塩井外延が馬のひづめの形を呈し、真ん中に円形の穴がある。塩井外延の幅は約0.6メートル、穴の直径は0.28メートル、現時点で中に土砂が満ち、文献の記載に拠れば深さは二百三十四メートルである⁽¹⁹⁾。(図三)

郁山にはもう一つ比較的独特な形態の塩井がある。これが鍾乳洞型の井である。郁山では、比較的大規模なカルスト地形が形成されており、地下水流の侵食により多くの鍾乳洞が作られることとなった。水流が塩岩層まで侵食した時、それが溶解し塩分を含んだ滴水となる。そしてその滴水が地形にそって鍾乳洞から自然に流出し、自然の塩泉となったのである。ここには高い採掘技術は必要なく、少々の処理を行えば利用が可能で、滴水を採集し比較的平坦な地形に輸送してから煮つめれば塩を作ることができた。郁山にはこうした塩井として、飛水井や長寿井そして近代以降に開削された岐井と黄泥井が存在する。飛水井は郁山鎮の南京街道〔社区居民委員会〕二組にあり、中井河右岸の険しい岸壁にあら

(17) 清の張銳堂等(同治)『彭水県志』卷三「食貨」(『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二〇一二年)二五五頁を参照。

(18) 彭水県志編纂委員会『彭水県志』(四川人民出版社、一九九八年)二五二頁を参照。

(19) 彭水県志編纂委員会『彭水県志』(四川人民出版社、一九九八年)二五二頁を参照。



図三 正井



図四 飛水井

われている。滷水は岸壁の裏の鍾乳洞より来ており、洞穴に築かれた石により淡水を仕切り、滷水を引き出す井戸を建設した⁽²⁰⁾。鍾乳洞の下には人工的に開削された、長方形の塩井を操作するための台がある。滷水は操作台を流れ、その前の壁の二つの穴から流出している。出水の穴は渇水期の水面から約四メートル高い位置にある（図四）。飛水井の両側にはいずれも険しい絶壁があり、塩を煎じる場所がないため、滷水を峡谷の外の中井壩に

⁽²⁰⁾ 彭水県志編纂委員会『彭水県志』（四川人民出版社、一九九八年）二五三頁を参照。

輸送し塩を煎じなければならない。

こうした三種類の塩井が作られた年代について述べておきたい。飛水井のような鍾乳洞型の塩井は自然に滲水を流出するため、簡単に発見し利用できる。今でもヤギなどの動物が時に飛水井へ登ってきて滲水を舐めているほどである。そのため、生産力と科学技術の水準が低かった時期には、人々はこのような塩泉を発見し利用して、次第に製塩業を発展させていったことがわかる。したがって、こうした塩井を開発し使用してきた時期は比較的長いだろう。ただし、考古的な証拠の不足のため、いつからこのような採掘が始められたのか証明できていない。ある学者は戦国時代〔紀元前四〇三～紀元前二二一〕、秦国と楚国がしばしば黔中郡を争奪しあっているが、これは郁山の塩泉をめぐる発生した戦争ではないかと考えている⁽²¹⁾。今回の考古的調査において、我々は郁山で殷〔紀元前一七世紀～紀元前一世紀〕から周〔紀元前一世紀～紀元前七七一〕の時代の遺跡を発見したが、この遺跡が塩業生産とどのような関係にあるのか、さらなる発掘調査を行う必要があるだろう。大口井は秦漢時代に現われている。漢代には飛水井のような自然に滲水を流出する井戸を採掘するほか、一部の大口井を開削し、それが明清時代に至る塩井の主要な類型となったものだろう。郁山の鶏鳴井の付近ではかつて一つの石碑が発見されており、それには「重修鶏鳴井碑記」と刻まれている。この石碑は呉三桂が建てた大周の天鳳五年に刻まれ〔呉三桂の刻む碑文のなかに西暦十八年にあたる王莽の始建国天鳳五年がみえている〕、碑文には鶏鳴井が後漢時代に開削されたことが記載されている⁽²²⁾。卓筒井は宋代に現われ、郁山の正井と新井は開削された時代がさらに遅くなる。正井は清の康熙年間〔一六六二～一七二二〕に、陝西の塩商〔塩を販売する商人〕である遊正興により建てられ、新井は清の乾隆二七年〔一七六二〕、陝西の商人である支千裔により開削された⁽²³⁾。

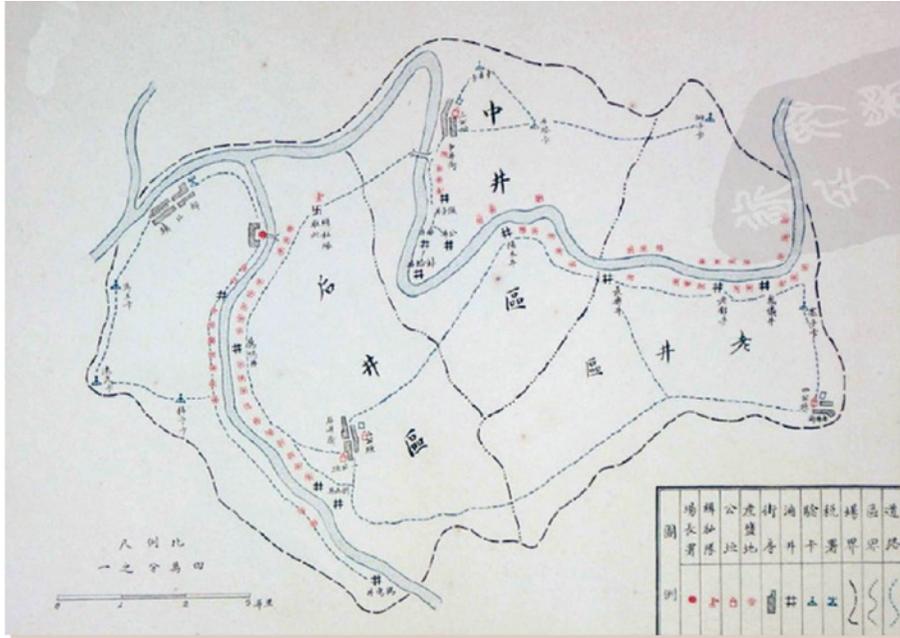
(四) 滲水の輸送方法

郁山の塩井が位置する地形はいずれも峡谷であり、両側はおおむね険しい絶壁となっており、地形は非常に狭く、わずかに平地があるのみである。例えば、鶏鳴井のある後竈壩、老郁井付近の中堡などがあり、こうした平地でいずれも製塩の遺跡が発見されている。中華民国〔一九一一年より〕初年の『四川塩政史図冊』に記載されている「彭水場区域図」(図五)から、塩井の位置する川岸の両側には「竈房」が多くあったと見られ、これは、川岸の傍がやや広く、勾配度がやや大きな地形であれば、いずれも「竈房」にされたことを意味するだろう。地形的に河床に近く、一年中河水に侵食されたため、「竈房」の遺跡は大部分が破壊されてしまった。こうした「竈房」は一部が塩井の付近、或いはやや遠いところにあったので、滲水の輸送距離は比較的短い。一部の塩井は付近に塩を煎じる場所がな

(21) 任乃強『四川上古史新探』(四川人民出版社、一九八六年)二六二頁を参照。

(22) 四川省塩業会社涪陵支社編纂組『涪陵地区塩業志』(四川人民出版社、一九九一年)二十八頁を参照。

(23) 彭水県志編纂委員会『彭水県志』(四川人民出版社、一九九八年)二五二頁を参照。

図五 彭水場の区域図⁽²⁴⁾

いため、例えば鶏鳴井・飛水井の滷水ではやや遠い「窰房」へ輸送する必要がある。或いは峡谷の外の平地へ輸送してから塩を煎じる。後述する中井壩の遺跡はこうした状況に属する。なお、考古調査と文献の記載により、この区域には少なくとも二つの滷水の輸送方法があったことがわかる。

第一には竹筧を通して滷水を輸送するもの。竹筧による滷水を輸送する技術は漢代には発明されており、清代に至るとその技術はすでに非常に発達していた。郁山ではかつて長期にわたって竹筧を用いて滷水を輸送しており、おそらくは上記の方法と類似する滷水の輸送方法を採用していたのだろう。考古調査においては、多くの塩井の付近で竹筧を設置して支柱とした「柱洞」を発見した。楠木井から中井壩間までは、順番に水沱蓮花岩・皮虎沱・王家沱という四つの滷水を輸送する筧の遺跡がある。また、鶏鳴井と後窰井の間には黄泥泉・井房・後窰壩・岩上という四つの滷水を輸送する筧の遺跡がある。なお、「柱洞」には二種類がある。一つは、河床の基岩〔地表の風化したか部分的に風化した未固結の物質に覆われた下部にある固体の岩石の一般的な名称〕で開削され、竹筧を設置した立柱に用いられ、いずれも円形である。その「柱洞」は直径が約15～25センチ、深度が15～20センチである(図六)。第二には絶壁で開削され、竹筧を設置し横にわたした梁として用いられたもの。この系統の柱洞には円形と方形とがある。「柱洞」は直径或いは

(24) 呉受彤『四川塩政史図冊』第三巻を参照。



図六 蓮花岩の涵水を輸送する笥道の遺跡



図七 岩に涵水を輸送する笥道の遺跡

辺の長さが約 15～25 センチ、深度が約 25～40 センチである(図七)。それぞれの遺跡の「柱洞」はおおむね河流の方向に沿い、一列或いは数列に並んでいる。このことから当時の竹笥が川辺に沿って延びて、沿道のそれぞれの「竈房」へ輸送されていたことを説明できる。

もう一つの輸送方法は船による輸送である。『彭水県志』の記載により、飛水井はかつて船によって涵水を輸送していたことがわかる。たとえば「飛井は郁山鎮の北四、五里における伏牛山の右に位置し、水は絶壁から噴き出て、その下では人々が船を用いて水をくみ取」ったのち、「塩井に籍がある者は、小さな船を飛水井に停泊させる」というものである⁽²⁵⁾。飛水井の涵水が絶壁から中井河に流れ落ち、船を絶壁の下に止めると、簡単に涵水を受け取ることができる。中井河に沿い下流へ行き、峡谷の外の中井壩へ至ると、肩に担い、あるいは水車・竹笥など方法によりそれぞれの「竈房」へ輸送する。郁山の塩井はおおかた川辺の両側にあるため、ほかの塩井でもこうした方法によって涵水を運送していた可能性があるだろう。

(五) 涵水の産量

郁山の塩場は涵水がやや浅い位置に埋蔵されており、地面に落ちる降水量により大きな影響を受けるため、涵水の濃度は季節ごとに周期的に変化する。雨季の時には、淡水が大量浸入するため、苦汁の濃度を低下させる。乾季の時には、淡水が浸入する量が少ないため、涵水の濃度を上げる。これがいわゆる「晴咸雨淡」〔晴ればしょっぱく雨降ればあわい〕ということになる。また、各塩井が季節の変化により受ける影響の程度も異なる。

(25) 清の張鋭堂等(同治)『彭水県志』卷十一「芸文志」(『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二〇一二年)六七三頁を参照。

一部の井戸の滲水濃度は四季につれて変動するが、塩を煎じればその影響をあまり受けない。ただし一部の井戸は河床に近く位置するため、水浸しになりやすい。或いは雨季の時、塩井に淡水が大量に入るため、「淡不成塩」〔あわすぎて塩を製造できない〕となる。したがって塩を煎じる時間によって、四季井、三季井、二季井、一季井と分けられており、「その井水は季節により優劣を定める。老郁井・新井・正井は四季の水であり、皮袋井は三季の水であり、長寿井・鶏鳴井は二季の水であり、中飛井・蚌殻井・鶉鳩井は一季の水である」と述べられている⁽²⁶⁾。

滲水は「股」を計量単位としており、それぞれの塩井ではその差異がやや大きい。同治元年〔一八六二年〕の『彭水県志』には「老郁井は四十八股、中飛の二つ井は二十八股、長寿井・鶏鳴井・鶉鳩井はあわせて二十四股、皮袋井は六股・新井・正井はあわせて十二股である。股の多少は不同であり、井戸の水の満ち枯れもまた異なる。したがって塩の製造が順調か否かは、人力によっては何如とし難い」⁽²⁷⁾とある。塩井そのものが倒壊したために、産量が不安定になることもある。康熙の時にまた「中井・楠木を上とし、郁井・鶏鳴を中とし、鶉鳩は下とする」⁽²⁸⁾とされていた。地質条件の変化は、時には滲水の産量を増加させた。例えば康熙の時、「伏牛山鶉鳩井前の苦溪水は土砂をはじき流し、突然大きな石をおし流してきた。そのため苦溪水の口が詰まったため、淡水が井戸に入らなくなり、さらに塩水が溢れてきたので通常より滲水が塩辛い」⁽²⁹⁾ものとなったという。また咸豊六年〔一八五六年〕に、黔江で地震が発生し、郁山の塩井は「突然溢れて、その水が多塩辛い」⁽³⁰⁾となった。

塩井の産量が不安定なために、人々は神靈に託し、祭祀と祈祷の方法により神靈に塩を豊かに順調に生産させてもらおうとしていた。康熙年間、県知事の陶文彬は郁山における四つの井戸に祭祀をおこなった。「塩辛さが異なっただけ滲水は時に涸れ時に少なくなった。そこで敬虔に祭祀を執り行ったところ、すぐに旧来の状態に復したため、文人たちは神のご加護と言い合った」と伝えられている。郁山には蚩尤廟があり、またの名を咸泉龍廟⁽³¹⁾、龍神祠⁽³²⁾とも呼ばれている。この廟は塩井で塩の製造に従事する者、商人、そして

(26) 清の張銳堂等（同治）『彭水県志』卷三「食貨」（『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二〇一二年）二五七頁を参照。

(27) 清の張銳堂等（同治）『彭水県志』卷三「食貨」（『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二〇一二年）二五七頁を参照。

(28) 清の張銳堂等（同治）『彭水県志』卷三「食貨」（『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二〇一二年）二五六頁を参照。

(29) 清の莊定域等（光緒）『彭水県志』卷四「雜事志」（『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二〇一二年）一三〇三頁を参照。

(30) 清の張銳堂等（同治）『彭水県志』卷三「食貨」（『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二〇一二年）二五八頁を参照。

(31) 清の莊定域等（光緒）『彭水県志』卷二「祠廟志」（『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二〇一二年）一〇一七頁を参照。

(32) 清の丁宝楨等『四川塩法志・井場五』（『続修四庫全書』八四二・史部・政書類、上海古籍出版社、二〇〇二

民間人によって建立され、塩井の神として祭祀された。老郁井の傍の山上には寿井寺という寺があり、伝承によれば唐代に塩井とともに建てられたという⁽³³⁾。言うまでもなく寺の名称には塩井の寿命が続いてほしいという希望がこめられている。

三 郁山の塩業生産

(一) 中井壩塩業の遺跡

郁山塩場は清代初期以前、しばしば小さなかまどと薄く丸い鍋で塩を製造していた。清の乾隆年間に陝西の商人である支千斎が郁山へ到着してから、小さなかまどを用いる方法は「潑炉印竈法」へと改められ、民国の初期まで使用されることとなった。我々は郁山中井壩の塩業遺跡を発掘した。この遺跡は清代の「潑炉印竈法」の技術により塩を生産する工場遺跡であり、当時の塩を生産する過程を完璧に反映している。考古学的な発掘の結果に依拠しつつ、関係する文献を参照し、また当地の老塩工〔年をとったベテランの製塩労働者〕を訪ねたことで、我々は郁山の「潑炉印竈法」について基本的な認識を得ることができた。

中井壩は彭水県の郁山鎮の南京社区〔居民委員会〕二組にあり、中井河南岸の二級台地に位置しており、中心の地理座標は北緯 29°32'48.3"、東経 108°26'27.3"、海拔が 271 メートルである。北側では中井河、南側では第三一九国道と隣接し、東側が飛水井まで 250 メートル、分布範囲は面積約 10,000 平方メートルにわたる。今回の文物の保護作業において、10 メートル×10 メートルのトレンチを八つ設置し、各種の遺跡を 38 個発見した（図八、図九）。その遺跡の中には塩を製造するかまどが 12 箇所、苦汁の貯水池が四箇所、黄色い泥を加工する穴が二箇所、壁が二箇所、柱洞が 11 箇所、排水溝が一箇所、灰の穴が四箇所、灰の溝が二箇所、そして各種の文物標本が約 200 個存在する。以下では主な生産遺跡について紹介を行っていく。

1. 塩を製造するかまど

全部で 12 箇所を整理した。こうしたかまどは密集して分布しており、順番に並んでいる。これらは、かまどの構造により二つのタイプに分けることができる。

A 型は Z4、Z8、Z10、Z12 の四つがある。平面の形状が長い線形を呈し、竈膛〔かまどの火をたく部分〕、火道〔火の通る部分〕、烟道〔煙の通る部分〕により構成される。そのうちの Z10 について例として紹介する（図十）。

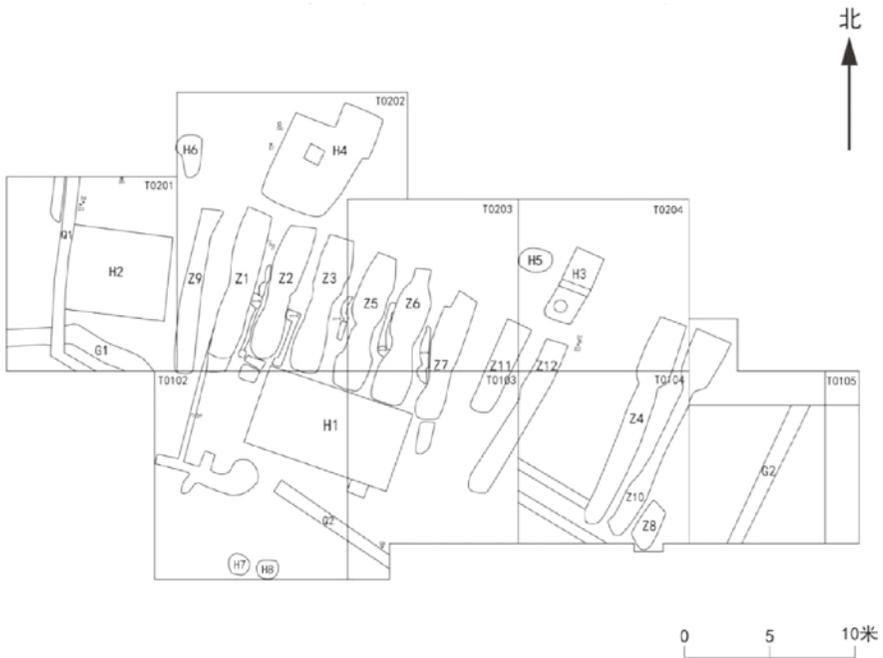
Z10 は T0104 の東、T0105 の西北に位置する。全長は 12.36 メートル、幅は 1.1~1.8 メートル、深度は 0.2~0.88 メートルである。竈膛は長い線形を呈し、ただ底面と屑の排出口

年) 一三九頁を参照。

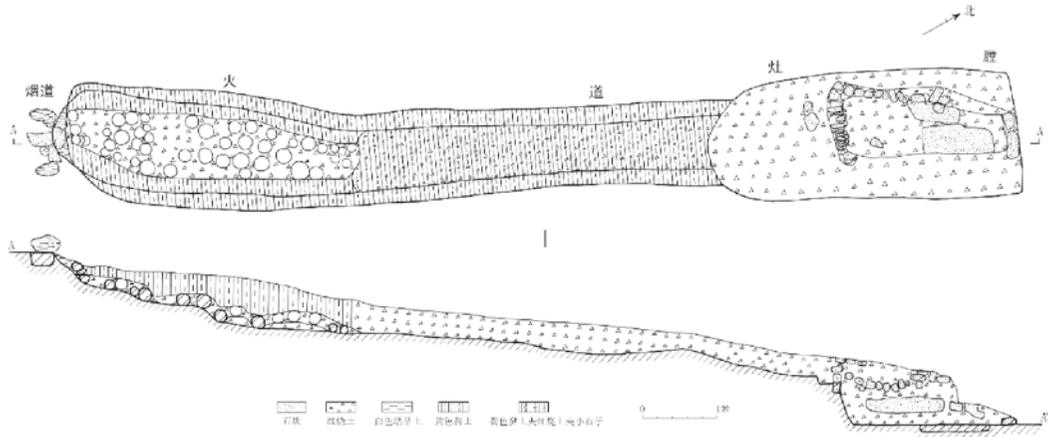
(33) 清の莊定域等(光緒)『彭水県志』巻二「祠廟志」(『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二〇一二年) 一〇二一頁を参照。



図八 中井壩遺跡発掘区の全景



図九 中井壩遺跡の分布図

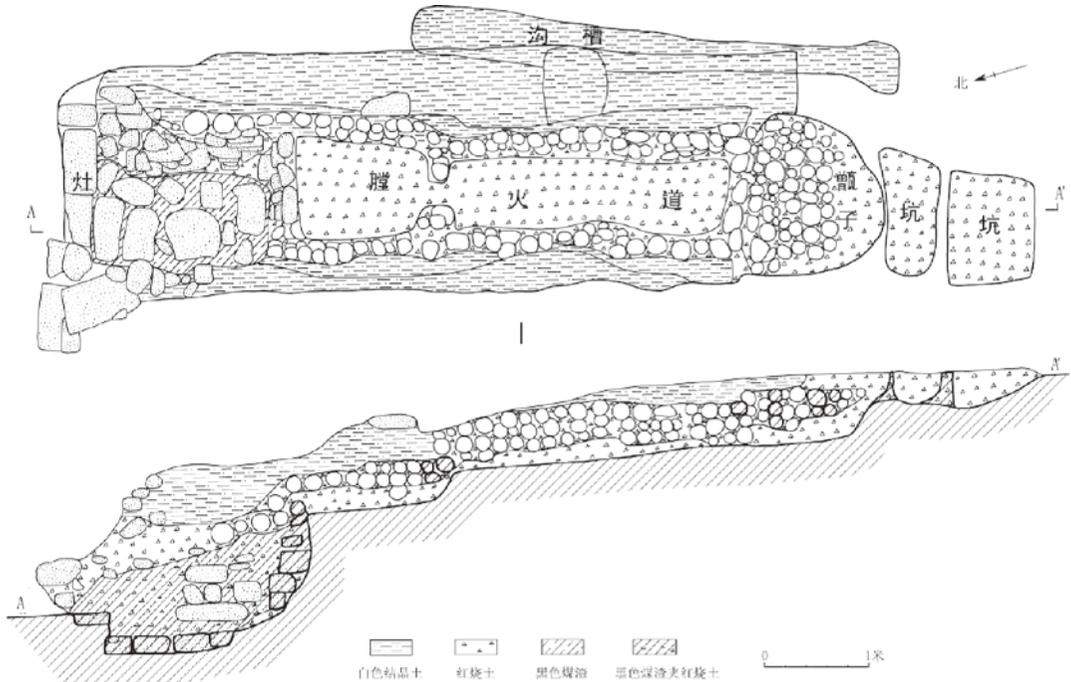


図十 Z10の平断面図

が残り、その底面は紅焼土である。屑の排出口は竈膛の中央に、東、西、南の三つの壁が不規則な玉石で積み重ねられ、玉石の間に焼結された紅焼土があり、北のほうに空間があり、底部が不規則な石版により敷かれた。竈膛は長さが2.3メートル、幅0.20～1.7メートル、深度が0.2～0.88メートルである。火道は長い線形であり、ただ底部が残っており、両壁は黄色い粘土によって構築され、両壁の内側は焼結され紅焼土となり、底部は紅焼土と石ころを含む黄色い粘土により敷かれていた。火道の南部は加工された紅焼土により作られた土球（老塩工が土殻という）により敷かれている。火道は長さが9.16メートル、幅が1.08～1.6メートル、深度が0.24～0.62メートルである。烟道は火道の南に位置し、すでに破損しており、縦向きの平らに置かれる円柱形で、前部と後部は突き抜けており、石の塊と白い結晶された硬い土により構築されている。烟道は残りの長さが0.9メートル、幅が0.3メートル、高さが0.4メートルである。切り場は竈膛の前に位置し、黒い石炭の粉が長期踏まれて形成された硬い表面である。竈膛内部の填土〔敷地として埋めた土〕は分布位置によって二種に分けられる。一つは、烟道の内部にある大量の眞灰色の灰燼であり、土質が柔らかく、石炭の屑と紅焼土を含む。もう一つは炉田及び竈膛内部にある焼かれた紅褐色の土屑であり、土質が柔らかく、少量の石炭の屑と草木灰を含む。

B型にはZ1～Z3、Z5～Z7、Z9、Z11という八つがある。B型は長い線形を呈する平面形状であり、竈膛、火道、こしき、溝漕、切り場など関係する付属の部分によって構成され、内側の壁に多くの加工処理され焼かれた土球がある。以下では、Z2を例として紹介する（図一一）。

Z2はT0202の中部にあり、全長が約9.94メートル、幅が約0.92～1.74メートル、深度が0.14～1.65メートルである。竈膛は長方形を呈し、中部に玉石により積み重ねた断坎〔切れた一段高くなった所〕がある。この断坎は竈膛を高い南部と低い北部という二つ部分に分ける。竈膛の北部は、屑の排出口であり、東・西の両壁は不規則な玉石によって積み重



図一— Z2の平断面図

ねられ、玉石の間に焼結された紅焼土があり、玉石の壁の上に積み重ねた土球があつて、底部が不規則な石塊により敷かれている。竈膛の南部は、両壁が土球により積み重ねられ、底部は紅焼土で作られた硬い地面であり、後部は収縮する円形アーチ状を呈し火道とつながっている。竈膛は長さが3.5メートル、幅が1.38～1.57メートル、深度が0.44～0.89メートルである。火道は長い線形であり、両壁と底部が紅焼土でできており、両壁の内側には列をなしている土球がある。火道は長さが3.1メートル、幅が1.22～1.74メートル、深度が0.46～0.63メートルである。こしきはほぼ半円形を呈し、火道とこしきの間には土球を積み重ねた仕切りの壁が一重あり、こしきの内部には土球が満ちている。こしきは全長が1.34メートル、幅が1.54メートル、深度が0.64メートルである。こしきの南部には相隣する二つの方形の穴がある。二つのかまどは一重の仕切り壁を共有している。竈膛には、一部の仕切り壁が大きな石塊と玉石により積み重ねられ、他の仕切り壁には紅焼土が露出している。仕切りの頂上には長い線形の溝があり、溝の表には一層の結晶化した白く硬い表面がある。切り場は竈膛の北部に位置しており、黒い粉末が長期にわたって踏みつけられて形成された硬い表面になっている。

かまどの填土は分布している位置から三種に分けることができる。竈膛の北部は主に塊状をなす黒灰色の石炭の燃え殻であり、植物の根茎と草木灰を含む。竈膛の南部、炉田・こしきの中は深紅褐色の焼かれた土の屑であり、土質は柔らかく、少量の石炭の屑と草木

灰を含む。こしきの南部における方形の穴は黒い石炭の燃え殻であり、石炭の燃え殻が粒の形を呈し、土質は柔らかい。

2. 蓄鹵池〔滷水の貯水池〕

考古調査によって、四箇所の滷水の貯水池を整理した。これらは池の構造により二つの型に分けることができる。

A型は単池〔一つの池だけ〕であり、H1、H2の二つがある。以下では、H1を例として紹介する（図十二）。H1はT0102の東北、T0103の東、T0202の西北の隅に位置する。H1の四方の壁は、規則的な直方体の石塊によって積み重ねられ、北の壁に石塊が一～三層、東の壁に石塊が四層、西の壁に石塊が二層残っている。四方の壁の外には玉石により積み重ねられた塀があり、玉石の間には水が漏れないように黄色い粘土が用いられている。底部は長方形の石版により平らに敷かれ、その上に一層の石灰が塗られている。H1の東南の隅に小さな方形の石の溝があり、四方の壁は平らな石版により積み重ねられ、壁の内側と底部は焼結された硬い紅焼土の塊である。H1は全長が7.2メートル、幅が4メートル、深度が0.80～1.40メートルである。

池の内の填土は両層に分けることができる。第一層は深褐色の焼かれた土の屑であり、土質は柔らかく、石塊と生活ゴミをやや多く含み、厚さが0.5～0.6メートルである。第二層は紅褐色の砂の多い土であり、土質は柔らかく、やや多くの石塊を含み、大量の磁器の残片が出土しており、厚さが0.3メートルである。

B型は二つあり、双池である。つながっている二つの池により構成されている。これらは平面形状により、さらに二つの型に分ける。

Ba型は一箇所である。H3はT0204の西に位置し、長方形である。真ん中で石壁によっ



図十二 A型の蓄鹵池（H1）



図十三 Ba型の蓄鹵池（H3）

て仕切られ前部と後部に分けられており、仕切る塀の底部には二つ部分を貫通する穴がある。周囲の壁は不規則な玉石により積み重ねられ、壁の表面と玉石の間に黄色い粘土があり、底部に厚さ約 15 センチの黄色い粘土が敷かれている。前の池の北はすでに破壊されている。後ろの池の中央には直径が 0.65、深度が 0.6 メートルの円柱状の穴がある。この円柱状の穴は、垂直にほられ底は平らであり、周壁は長い線形の木製の板により囲まれ、底部に長い線形の木製の板が敷かれていた。H3 は全長が 4.82、幅が 2.2、深度が 0.66～0.98 メートルである。穴の中の填土は紅褐色の砂の土であり、土質は柔らかく、石炭の屑と少量の草木灰をやや多く含んでいる（図十三）。

Bb 型は一箇所ある。その H4 は T0202 の東北に位置する。平面は曲尺形であり、北の浅い池と南の深い池という二つ部分に分けられる。浅い池は北・東・西の壁が玉石によって積み重ねられ、南には壁がなく、深い池とつながっている。底部も不規則な玉石によって敷かれていた。浅い池は長さが 2.23～2.60 メートル、幅が 2.16～2.44 メートル、深度が 0.36～0.54 メートルである。南の深い池は四方の壁が加工された規則的な長方形の石により積み重ねられ、合わせて三層が敷かれた。四方の壁の外側は玉石により積み重ねられ、保護の塀となった。玉石の間には水が漏れないように黄色い粘土が詰められた。北壁の保護塀の東側の上にある玉石のない石の壁は浅い池とつながる。深い池の底部は平らで不規則な石の板が敷かれ、北の真ん中に方形の穴があり、壁と底部はいずれも加工された規則的な石の板により積み重ねられている。深い池は長さが 3.52～3.88 メートル、幅が 2.84～3.18 メートル、深度が 0.98～1.12 メートルである。池の内部の填土はおおむね塊状の黒灰色の石炭の屑である。



図十四 Bb型の蓄鹵池 (H4)



図十五 黄泥加工坑 (H5)

3. 黄泥加工坑〔黄色い泥で加工された穴〕

これは、H5とH6の二箇所がある。以下では、H5を例として紹介する(図十五)。H5はT0204の西北に位置し、楕円形をしており、壁がアーチ形につくられ、底部が円形をなし、壁と底部がいずれも小さい石を含む黄色い粘土でつくられている。口の長径は2.04メートル、口の短径は1.57メートル、深度は0.26メートルである。穴の内部の填土は紅

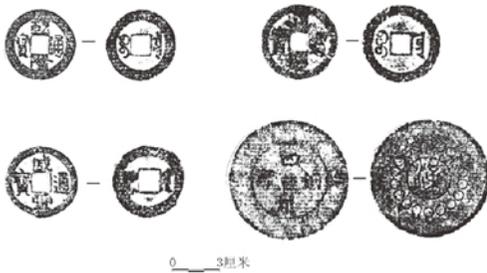
褐色の砂土であり、土質は柔らかく、大量の石炭の屑を含んでいる。

4. 出土した遺物

出土した遺物は陶器・磁器・銅器そして鉄器であり、主に生活用品、あるいは少量の工具である。陶器は主にかめ類である。磁器は主に青花の染付けがなされたものであり、出土品には碗・かめ類・明かり取り・壺・乳鉢などがある（図十六）。銅器は主に貨幣であり、乾隆通宝・嘉慶通宝・咸豊通宝〔ともに清代の貨幣〕及び民国元年〔一九一一年〕に発行された四川銅幣が出土している（図十七）。鉄器は多くないが、鉄の熊手・鉄の欠片が出土した（図十八）。出土物の特徴により、この遺跡は年代的には清代のもので、民国初年に到るまで使用され続けたと考えられる。



図十六 中井壩遺跡で出土した磁器



図十七 中井壩で出土した貨幣の拓本



図十八 中井壩で出土した鉄の熊手

(二) 生産技術

1. 滷水を池に搬入する

船あるいは竹笥などを用いた方法により、滷水をかまどへ運び、そしてかまどの前にあるB型の蓄鹵池へ落としこむ。こうした鹵水を貯める池は前部と後部の二つの池より構成される。二つの池には高低の差が設けられ、前の浅い池と後ろの深い池に分けられており、浅い池の後部は深い池とつながっている。また別な場合には仕切り堀によって二つの部分に分けられており、仕切り堀の下に前部の池の滷水を後部の池へ流す穴がある。滷水が池に運んで来られる前に、竈膛で燃やされて生じた温度の高い非金属の燃えかすを前部の池に入れ、非常に熱いその燃えかすに滷水をそそいで濡らした後、ゆっくりと池の底へしみ込ませ後部の池へ流しこむ。こうした過程において、滷水は燃えかすの熱量を十分に吸収し多くの水分を蒸発させ自身の濃度を高める。

かつて塩業に従事していた老人の回想によれば、B型の滷水を貯める池の上にはもともと木の棚があり、かまどの後ろのA型の蓄鹵池より高かった。木の棚の一番高いところに轆轤が設置されており、木の棚の上には木のたらいが置かれていた。そして人力あるいは蓄力により轆轤を回転させ、後部の池に注がれた滷水で満たされた桶を持ち上げ、滷水を木の棚の上に置かれた木のたらいに落とす。木のたらいにはかまどの後ろのA型の滷水を貯める池へ通じる竹の笥がついており、たらいの滷水は竹の笥によりA型の滷水を貯める池へ送られる。A型の滷水を貯める池は五つのかまどのこしきにしっかりと装着されており、こしきは熱量を伝送するので、滷水はいっそう濃縮される。

2. 澆炉印竈

郁山の滷水は含塩量が非常に低く、塩を煮出す前に「澆炉印竈」の方法で滷水の濃度を上げる。清代の同治年間〔一八六二～一八七四〕に編纂された『彭水県志』には「郁山の塩を生産するかまどが他と異なっている点は澆炉印竈にある。そのかまどは黄色い泥によって築かれていて、一つのかまどには五つの鍋がある。井戸の水は鍋へ入れても塩となることはなく、その滷水をかまどに浸させ、滷水を全部かまどの泥の内部にしみ入れさせる」という記載がある。即ち、澆炉印竈と呼ばれる方法により、かまどを築いている泥に滷水を浸させ、そして塩を含む泥を滷水に溶解させることで、滷水の塩分濃度を上げる。「印」は四川の方言であり、流し込む、浸透するという意味である。類似する方法は重慶の忠県や巫溪県そして奉節県などの地域で見られる。

中井壩遺跡における発掘調査の対象となった塩を生産するかまどは、文献の記載と比べるとやや異なっている。調査されたかまどでは、加工された紅焼土を捏ねて作られた土球がかまどの内部に積み重ねられ、滷水を吸収している。今回発掘したB型のかまどは数が最も多く、排列が最も密集しており、構造の保存状況も比較的良好である。B型のかまどは竈膛、火道、こしきにより構成され、中華民国初年まで使用されており、かつて塩業に従事していた者の証言と合わせることで、我々はこうしたかまどについていっそう認識

を深めることができた。竈膛の両側の壁の上部は土球が積み重ねられ、頂上は土球を用いて取り囲まれてかまどの台となっている。その内部には塩を煎じる道具が設けられ、竈膛内部の前部の切り離され一段高くなったところには鉄の棒状のコンロが設置されており、棒状のコンロの上で石炭を燃やし、下が燃えかすの排出口になっている。火道は火炎を通過させる場所であり、その両壁の内側にも積み重ねられて並ぶ土球があって、頂上が土球を用いて券頂〔頂上がアーチ形を呈する建築〕がかたちづくられている。こしきは土球を用いて方柱状に構築されており、土球の間に煙を排出する隙間があるため、煙突の役を果たす。今回の考古調査によって発見されたかまどのこしきはただ底部のみが残っていたが、こしきに吸収力を持たせるために、もともとの位置が比較的に高かったのかもしれない。かつて塩業に従事していた老人によれば、こしきは二から三メートルの高さがあったという。また、かまどの両側に長い線形の溝の遺跡があり、その内側の表面に一層の結晶体の硬い面があるため、こうした溝は滲水を流すためのものであったと推測できる。そしてこのような溝は裂け目を通じて竈膛・火道とつながっていたが、ある溝は粘土により塞がれていた。

コンロの温度がある程度へ上昇してから、製塩工はB型の蓄鹵池の滲水を竹筧、或いは滲水の溝により竈膛と火道へ「印」し、滲水に土球を浸させる。老塩工の紹介によれば、浸す高さを三～五センチにするのがよく、土球の内部へゆっくりと浸透させ、コンロの内部の高温で水分を蒸発させて、塩分を土球の内側と外側に留める。一段の時間ごとに、一回水を「印」する必要があるし、水を「印」する頻度は制塩工が身につける技術である。製塩工はこしきの内部における土球に滲水を撒く。製塩工がこしきの後ろで桶により楽に撒くため、こしきの上部は前に高く、後ろに低くするように作成された。「甑子」〔こしき〕という名称は重慶地区において米を炊くための道具に由来する。これはこしきの機能を生き生きと説明したものといえよう。即ち、かまどの内部において上昇する煙の熱量を利用し、土球に撒いた滲水の水分を蒸発する。しばらくすると、土球内部の塩分が飽和に達してから、土球の外で「塩骨頭」として結晶し、土球内部の塩分は「咸気」と凝結した。「塩骨頭」と「咸気」はまた「氷土」と呼ばれる。

A型のかまどは構造が異なっており、竈膛、火道、煙道により構成されている。火道は比較的に長く、勾配も高いため、かまどの内部の吸収力を増加させた。遺跡は激しく破損してしまっており、竈膛、火道はただ底部のみが残された。コンロの壁は黄色い粘土より作られた。これは文献の記載における「黄色い泥により積み重ねられる」と非常に類似するものだが、「滲水を全部かまどの泥の内部にしみ入れさせる」とは異なるものである。火道の南部で土球が発見され、これも土球を利用して塩分を吸収したものだだろう。後部の設計はA型のかまどとB型のかまどとの最大の差異である。A型は火道の後ろに直接煙道を設置し、煙は後尾より直接排出し、コンロの熱量を十分に利用していない。B型は火道の後部にこしきを設置し、こしきの内部に土球が満ち、コンロの熱量を最大限に利用し、

「氷土」の産量を増加させた。したがって、B型はA型の改良であり、時期としてはA型より遅いかもしれない。

3. 掘竈制塩

やや高い濃度を有する滷水を制作するのは製塩の核心であり、澆炉印竈は滷水を作る前半の作業といえる。かまどの泥や土球内部の塩分が飽和に達してから、こうしたかまどの泥や土球を掘りだす。文献資料によれば、かまどはかまどの泥により積み重ねられ、そしてかまどの泥を掘りだす竈すべてを破壊する必要がある。であるから「滷水を全部かまどの泥の内部にしみ入れさせ、翌日このかまどの土を掘り、水へ浸して五日間煎じる。こうしてかまどは掘り尽くされる。そしてまた別のかまどをつくるのだが、浸して掘るのは前と同様である」⁽³⁴⁾のであり、「滷水をとってかまどの泥にかけ、日ごとに数次おこなうこと十六昼夜したら泥をとって水にひたして塩を作る。一鍋あたり昼夜で塩を六七十斤から百斤ほどを得ることができる。このかまどの泥は掘り出したらまた積み上げるのである」⁽³⁵⁾のであった。こうした日ごとの、また十六日以上たつてのかまどの泥の採取とは塩竈の規模や澆炉印竈の技術と関係ある。

中井壩の遺跡で発見された塩竈はかまどの泥を土球へとかえたため、かまどすべてを掘る必要はなくなった。そしてただ竈膛と火道の内側の壁、頂上における土球、及びこしきの内部における土球を掘り出すのみとなったのである。すると塩竈がほぼ残存するため、積み重ねる土球を補充するのみで十分となる。これは塩竈の構造の進化だと言える。竈膛、火道、こしきの内部の熱量が違うため、こうした三つの部分が氷土と凝結する時間も違い、三つの部分の土球に対して一つずつで解体する必要がある。例えば滷水により竈膛、火道及びこしきの土球に対し平均に撒けば、新しい塩竈が生産を始めれば竈膛内部の火が最も強いために土球の塩分濃度も最も早く飽和する。したがってこうした部分の土球はまず解体しなければならず、しかも塩量も比較的が高い。火は火道に入った後に弱くなるため、塩分は土球内外で凝結する時間もやや長くなり、解体する時期も竈膛より遅くなる。塩量も竈膛の土球に及ばない。こしきは熱量が最も低いため、最後に土球を解体する。塩量も竈膛と火道の土球よりもさらに低い。老塩工〔製塩の熟練技術者〕によれば、こしきの土球は「塩骨頭」へと凝結できないそうである。こうして三つの部分の土球を解体してから新しい土球を補充すれば、かまどは繰り返して氷土を生産できるのである。

塩分をよく含む土球は、取り出された後に小さい塊へと潰され、滷水をいっぱいに入れた大きな桶へと溶かし込まれる。そしてしばらく経過すると、塊の中の塩分が滷水に溶けだし、桶の中の滷水の濃度は高くなる。そして濾過して沈殿させたのちには比較的綺麗

⁽³⁴⁾ 清の張鋭堂等（同治）『彭水県志』卷三「食貨」（『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二〇一二年）二五八頁を参照。

⁽³⁵⁾ 清の張鋭堂等（同治）『彭水県志』卷三「食貨」（『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二〇一二年）一三六頁を参照。

な高濃度の滷水を得ることができる。また濾過後の土は新たな土球へと加工される。

4. 滷水を鍋に入れて塩を煎じる

精製された高濃度の滷水は竈膛にある鍋に入れて煎じることになる。その塩鍋〔塩を煮るのに使われる鍋〕は、作用の違いによって煎鍋と温水鍋と分けられるが、「彭水の塩井は十四個があり、煎鍋は百五十八個があり、温水鍋は百一個がある」⁽³⁶⁾と記載されている。温水鍋は滷水の濃度を上げるのに使われる。つまり一般的に何口もの鍋が縦に並べられており、結晶する直前までに、塩の含有量の高まりに従って滷水が順に前の鍋に移されていくのである。その後、煎鍋に入れて煎熬して塩を得るのである。郁山塩場の塩鍋は口径により大鍋、中鍋、小鍋へと分けられる⁽³⁷⁾。老塩工によれば、中井壩遺跡のB型塩竈の竈膛には二口か三口の塩鍋が置かれているが、いずれかの塩鍋でも塩が出来上がるといふ。竈膛は幅が1.5メートルほどであるが、塩鍋の直径は大体それと一緒であろう。

塩を煎じる方法の差異により、塩の製品は花塩と巴塩との二種類とに別れる。花塩とは結晶化し、掬い取り、純化し、そして乾燥させて作り上げた粉状の塩である。また巴塩とは鍋内の滷水の水がなくなるまで煮続けて作り上げた塊状の塩である。郁山産の塩は花塩も巴塩もあったが、おおむね花塩であり、清の光緒六年〔一八八〇年〕に「〔光緒四年に四川総督丁宝楨の建議により公営製塩である〕官運が挙行されたため巴塩の生産へ切り替えられた」⁽³⁸⁾という。

(三) 生産燃料

郁塩生産の燃料には清代の康熙年間〔一六六二～一七二二年〕以前にはチガヤを使っており、「火はチガヤを刈って燃やす。まず〔一匹の駅畜に載せられる量が一駄となる〕数百駄分のチガヤを集めて、やっと塩を煎じる一回の燃料となる」⁽³⁹⁾のであった。康熙の末年になり、製塩場の周辺数十里に至る範囲にあるチガヤが使い切られてしまったため、柴を使うこととなった。そして嘉慶十二年〔一八〇七年〕には黄金道、盧塘溝、過路灘一帯で組織的に炭鉱が採掘され、燃料は石炭へと変わり、「みな石炭を用いて塩を煎じる。その産地は付近の黄金道、過路灘などである」⁽⁴⁰⁾こととなった。にもかかわらず、中華民国に入ってもなお郁山には柴を使うかまどが一部に残存していた⁽⁴¹⁾。

郁山における石炭は主に麵煤〔小麦粉のように細かい石炭であるため、粉煤のほか麵煤

(36) 清の常明等『四川通志』卷六十八「食貨」(巴蜀書社、一九八四年)二三一八頁を参照。

(37) 林振翰『川塩紀要』(商務印書館、一九一九年)二一八頁を参照。

(38) 清の丁宝楨等『四川塩法志』「井場五」(『統修四庫全書』、八四二・史部・政書類、上海古籍出版社、二〇〇二年)一三九頁を参照。

(39) 清の莊定域等(光緒)『彭水県志』卷十一「芸志」(『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二一二年)六六六頁を参照。

(40) 清の莊定域等(光緒)『彭水県志』卷二「食貨志」(『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二一二年)九〇五頁を参照。

(41) 林振翰『川塩紀要』(商務印書館、一九一九年)二三一頁を参照。

の呼称がある。その顆粒は三センチメートルを下回る]であるが、石炭を十分に燃焼させ、熱効率を高めるために、燃やす前に石炭に黄泥を交ぜあわせる必要がある。中井壩の遺跡にあるかまどの前には二つの黄泥を加工する穴があり、その中側は周囲の山の斜面にある小石混じりの黄色の生土である。わたしたちはこの穴は石炭に交ぜるための黄粘土を製造するために使われるものであろうと推測している。この中に適量の水を入れて黄色の生土を泥膏〔クリーム状の泥〕にすると、小石が下方に沈澱するようになる。そしてかまどの前で石炭と黄色の泥膏を攪拌したのちにやっとかまどの中に入れて燃焼させるのである。黄泥への需要は大きく、わたしたちが調査した時には周囲の山の一部地域では黄色の生土が掘り尽くされており、山体の基岩が曝されるまでに到っていた。

(四) 郁塩の生産量

郁塩の生産量に関する記載は宋代以前には存在しないが、〔南宋末に成立した〕『文献通考』には北宋〔九六〇～一一二七〕の前期における益州、利州、梓州、夔州の塩井の数と生産量に関する詳細な記載があり、そのうち「黔州の四井では二十九万七千斤〔十七万七千三百キログラム〕を生産する」という⁽⁴²⁾。黔州は彭水県、黔江県を管轄し、その庁舎は彭水県におかれた。黔州では彭水県郁山鎮のほかには彭水県塩井鎮でも塩を産するため⁽⁴³⁾、黔州における「四井」の数量は郁山の塩井の産出量だけには限らないものである。なおその当時の川陝四路〔利州路、夔州路、益州路、梓州路の四路を指し、現在の四川省・重慶市とほぼ同じ地域を指す〕の全体で塩の年間的総生産量は約15,504,100斤強であった⁽⁴⁴⁾。そのうち黔州における塩の年間的生産量はそのわずか1.8%を占めるのみである。夔州路における塩の年間的生産量は4,284,000斤強であり⁽⁴⁵⁾、その塩産地の多くは現在の重慶市の管轄地域に位置しており、おおむね永安監、忠州、達州、万州、黔州、開州、雲安監、大寧監であった。そのうち大寧監の塩産量は夔州路で首位であり約1,950,000斤にのぼる⁽⁴⁶⁾。黔州は第四位であり夔州路の塩総産量の6.7%を占めるのみで、この比率も高いものではない。総体的に見て郁山の塩井は数が少なく生産規模も大きくはない。郁塩の総生産量は北宋の井塩の生産地域においてその割合は高くなかったのである。南宋の紹興二年〔一一三二年〕に至ると、川陝四路の井塩の数は4,900ヶ所にまで激増、塩の年間的生産量は6,000万斤強になり⁽⁴⁷⁾、両者ともに北宋時代にくらべ大幅に増加することとなった。その理由はおそらく卓筒井の発明と製塩技術の進歩に帰することができるだろう。郁山はおおむね大口井であり、製塩でも小さいまかどで塩を煎じていたため、技術の進歩

(42) 元の馬端臨『文献通考』卷十五「征權二」（中華書局、一九八六年）一五五頁を参照。

(43) 宋の王存『元豊九域志』卷八「夔州路」（中華書局、一九八四年）三六三頁を参照。

(44) 元の馬端臨『文献通考』卷十五「征權二」（中華書局、一九八六年）一五五頁を参照。

(45) (元)馬端臨『文献通考・征權二』（中華書局、一九八六年）卷十五、一五五頁を参照。

(46) (元)馬端臨『文献通考・征權二』（中華書局、一九八六年）卷十五、一五五頁を参照。

(47) (元)馬端臨『文献通考・征權二』（中華書局、一九八六年）卷十五、一六五頁を参照。

は大きくなく、生産量が大きく変動したことはなかったであろう。

また、明代〔一三六八～一六四四〕の洪武、弘治、正徳年間における郁山の塩産量に関する文献がある。洪武年間〔一三六八～一三九八〕において、郁山井塩課司では年に塩を226,800斤産するが⁽⁴⁸⁾、その時四川における十四ヶ所の塩課提挙司〔ママ。作者も後述するように四川省に塩課提挙司提挙が一人おかれ、各産地には塩課司大使が置かれていた。ここでは広福等三井塩課司以下の十四ヶ所を指すか〕（大寧塩課提挙司〔ママ。大寧県大寧場塩課司か〕を含まない）では年間の塩生産総量が10,127,440斤であり、郁山塩産量はその2.2%を占めていた。そのうち、重慶地域における雲安場〔等五井塩課司〕、塗甘井〔塩課司〕、郁山井〔塩課司〕の三ヶ所の塩課提挙司では年に塩を2,515,620斤産するが、雲安塩場の年間的塩産量が首位で2,124,620斤であり、郁山塩場がその次となり三ヶ所の塩課提挙司の塩生産総量の約9%を占めていた。弘治年間〔一四八七～一五〇五〕になると、郁山井塩課司では年に塩を732,208斤産しており⁽⁴⁹⁾、四川における十四ヶ所の塩課提挙司（大寧塩課提挙司を含まない）では年間的塩生産総量が20,667,255斤であり、郁山塩産量はその3.5%を占めていた。そのうち、重慶地域における雲安場、塗甘井、郁山井との三ヶ所の塩課提挙司では年に塩を3,518,514斤産するが、雲安塩場が変わらず首位であり、郁山の塩産量は三ヶ所の塩課提挙司の塩生産総量の20.8%を占めるにいたった。そして正徳年間〔一五〇五～一五二一〕になると、郁山井塩課司では年に塩を623,807斤産していた⁽⁵⁰⁾。四川における十五ヶ所の塩課提挙司（大寧塩課提挙司を含む）では年間の塩生産総量が18,443,370斤強であり、郁山塩産量はその3.4%を占めるのであった。そのうち、重慶地域における雲安場、塗甘井、郁山井、大寧の四ヶ所の塩課提挙司では年に塩を3,640,551斤産するが、郁山塩産量はその17.1%を占め、依然として雲安場に続く第二位に位置していた。以上から、郁山塩産量は弘治年間で大幅的に上がり洪武年間の三倍以上になったが、正徳年間で少々下降していったものと見られる。また、郁山塩産量は四川の塩生産全域からすれば多くないが、明時代には重慶地域の塩業生産においてかなり重要な位置を占めていたことがわかる。

清代〔一六四四～一九一二〕の郁塩の産量について史料には多くの記載がみられる。康熙二十七年〔一六八八年〕に郁山塩場は「水引」〔官庁より水路利用による広汎な地域への売買を許可された引換券〕を三十二枚、「陸引」〔いわゆる「票塩」で、陸路利用の近傍のみの販売を許可された引換券〕を五百十七枚発行したが⁽⁵¹⁾、清代初期には一枚の水引で

(48) (明)申時行『大明会典・課程二』（『統修四庫全書』七八九・史部・政書類、上海古籍出版社）卷三十三、五八二頁を参照。

(49) (明)申時行『大明会典・課程二』（『統修四庫全書』七八九・史部・政書類、上海古籍出版社）卷三十三、五八二頁を参照。

(50) 張学軍、冉光荣『明清四川井塩史稿』（四川人民出版社、一九八四年）七、八頁にて引用された正徳版の『四川志・塩課』卷十六を参照。

(51) 清の莊定域等（光緒）『彭水県志』卷二「食貨志」（『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀出版社、二一二年）

塩を5,750斤、一枚の陸引で塩を460斤取引できたことからすると、この郁山塩場での塩量総計は421,820斤となる⁽⁵²⁾。雍正九年〔一七三一年〕に〔それまで四川省には戦乱の善後策として製塩が民営に委ねられていたことを廃止し、全国同様の専売商人への引換券配布制限を行って国家が製塩を統制する〕引岸制度が実行された時、郁塩の銷岸の分配額は、彭水県に陸引が1,199枚、黔江県に陸引が135枚、酉陽・邑梅・平茶・地壩・石耶などの土司に水引32枚及び陸引49枚と割り当てられた⁽⁵³⁾。これらを合わせると水引が32枚、陸引が1,383枚となり、郁塩の産量総計は820,280斤となる。嘉慶二十年〔一八一五年〕に刊行された『四川通志』の「食貨」の項目には、郁山は年ごとに水引を50枚、陸引を4,533枚発行すると記載されているが⁽⁵⁴⁾、当時は一枚の水引で塩を6,500斤、一枚の陸引で塩を520斤取引できたため、その塩量総計は2,682,160斤となる。光緒八年〔一八八二年〕に刊行された『四川塩法志』では、毎年四川省の彭水、黔江、酉陽へ売られる郁塩の陸引が4,697枚、湖北の来鳳県や咸豊県へ売られる郁塩の陸引が1,177枚であると記載されており⁽⁵⁵⁾、合計して5,874枚になり、光緒三年〔一八七七年〕に一枚の陸引で塩を880斤取引できたことから、その塩量総計は5,169,120斤となる。以上から、郁塩の生産量は康熙年間では明時代からは顕著には上昇せず、雍正年間に入って康熙年間にくらべ倍近くに増産し、嘉慶年間で三倍ほどにまで激増し、さらに光緒年間で嘉慶年間より二倍近く増産したことになる。嘉慶、光緒年間にあって郁塩が急速に増産したのは主に塩井の数の増加、製塩技術の進歩、そして石炭を燃料としたことによるのだろう。

四 郁塩の管理と販売

(一) 塩業の管理機構

塩業は古代における重要な経済的支柱の一つであり、歴代政権は塩業に対する管理と支配を非常に重視してきた。郁山における塩業の歴史は漢代に遡ることができるが、その生産・管理に関する文献史料は欠如している。両漢〔前漢と後漢、前二〇二～二二〇〕の時期においては、塩業の生産・管理体制はいくどかの変化を経験しており、私営・官営をめぐる政策も多く変化している。漢の武帝時代に塩・鉄の専売を行う政策が実施されてから、塩の生産地には塩官が設置され、主に塩の専売事務を管理していた。後漢の時代に入り、塩業に対する支配は緩まり、個人的経営は許可され、「塩の産量が多い郡、県に塩官が設

九〇四頁を参照。

(52) 塩引の分配額に関する数字は『四川塩法志』「引票四」を参照。

(53) 清の丁宝楨等『四川塩法志』卷十七「引票二」（『続修四庫全書』八四二・史部・政書類、上海古籍出版社、二〇〇二年）三二五頁を参照。

(54) 清の常明等『四川通志』卷六十八「食貨」（巴蜀書社、一九八四年）二三一八頁を参照。

(55) 清の丁宝楨等『四川塩法志』卷十七「引票二」（『続修四庫全書』八四二・史部・政書類、上海古籍出版社、二〇〇二年）三二三頁を参照。

置され、塩の課税を管理させる」⁽⁵⁶⁾こととなった。この時に塩官の性格は変わり、その職務は主に塩に対する課税に限定されることになった。郁山には塩官に関する記載がないが、各時期の地方官庁に塩業の管理に当たる役所が存在した可能性がある。西晋の永嘉年間〔三〇七～三一三〕から北周の保定四年〔五六四年〕に至り、中央政府はこの地域を完全に支配することができず、「当該地域は蛮夷の中に埋没してしまった」というから、郁山塩業は現地の蛮夷酋長またはその他の個人的手中に管掌されていたのかもしれない。

隋代〔五八一～六一九〕及び唐代〔六一八～九〇七〕の前期には、塩業に対する管理は比較的弛く、人民は官と共に塩業による利益を享受できたのであった。隋代は一部の塩池に「監」を設けているだけであったが、唐代の前期は隋代の制度を継承し、塩池監を司農寺に所属させたが、塩池監が設置された場所は相変わらず多くはなかった。井塩の生産地域において、唐の政府はいくつかの塩井より徴税しているが、塩池に塩監を設けて「塩功」を徴収させるといったことが行われていたのだろう⁽⁵⁷⁾。例えば、陵井では、則天武後の時期〔下記引用の『陵州図経』を参照するに萬歳通天二年すなわち六九七年より以前〕において「かまどを設置し、塩を煎じ、〔生産量の〕三分の一は政府に、また三分の二は民のものとした」⁽⁵⁸⁾という。「安史の乱」の後、国が財政難に陥ったため、唐の肅宗の時期〔七五六～七六二〕に入り、第五琦を塩鉄鑄銭使に任命し、塩業の制度を改革して、政府が専売を行う「權塩法」を実行した。それは「〔乾元元年すなわち七五八年に塩鉄鑄銭使であった第五琦が〕山、海、井戸、かまどといった利益をあげることができる場所には監・院を設置し、游民で塩業に従事する者は亭戸として、徭役を免じる。塩を勝手に販売した者は法律により罰することとした。そして第五琦が諸州推塩鉄使となると、天下の塩をすべて専売とし、一斗ごとの価格に百銭を増して、百十銭とした」⁽⁵⁹⁾というものであった。その後継者である劉晏は塩法を改善して現場での専売を実行したが、塩の生産地では、地方官庁により塩が商人へ転売され、官による運送・商売から商人による運送・販売へと切り替えられた。各州にも次々と塩鉄使が設置され、しばしば州の刺史〔州の長官〕が兼任し、州の塩や鉄の専売を受け持ったのであった。郁山は黔州に属するが、一部の黔州刺史は黔中経略招討觀察塩鉄使を兼任したことがあり、就任者として薛舒⁽⁶⁰⁾・李通⁽⁶¹⁾・郗士美⁽⁶²⁾などを挙げられる。重慶地域に設置された監には大昌監、雲安監、永安監、漁陽監、塗甘監がある。郁山には監が設けられていなかったが、「山、海、井戸、かまどといった利益をあ

(56) 南朝宋の范曄『後漢書』に付す司馬彪『続漢書』志二十八「百官志五」（中華書局、一九七三年）三六二五頁を参照。

(57) 郭正忠『中國鹽業史（古代編）』（人民出版社、一九九九年）一二六頁を参照。

(58) 宋の李昉等『太平廣記』卷三百九十九引『陵州圖経』（中華書局、一九六一年）三二〇六頁を参照。

(59) 宋の歐陽修『新唐書』卷五十四「食貨四」（中華書局、一九七五年）一三七八頁を参照。

(60) 清の董浩等『全唐文』卷三百七十五（中華書局、一九八三年）。

(61) 後晋の劉昫『舊唐書』卷一百五十七「列傳一百七」（中華書局、一九七五年）四一四五頁を参照。

(62) 後晋の劉昫『舊唐書』卷十二「本紀十二」（中華書局、一九七五年）三二六頁を参照。

げることができる場所」であるため、現場での塩専売を管理する相応の官吏が設置されていたかもしれない。

北宋の時代、川陝四路の井塩生産地域では官営と私営が併存する制度を採用しており、「大規模な場所を監とし、小規模な場所を井とし、監は官の管理下におき、井は当地の民に販売させ、産量によって課税し、近傍の地域に往き販売することを許し、ただ川、峽以外の地域へ販売することを禁止する」⁽⁶³⁾ こととしていた。重慶地域における監は永安監、云安監、大寧監があり、郁山に設けられた監は見られない。とはいえ『文献通考』には黔州に井戸が四つあるという記載があるため、この時期には郁山塩井はおそらく私営の形態をとり、地方官庁によって徴税されていたのかもしれない。南宋の紹興二年〔一一三二年〕には、四川の最高行政官である趙開が四川における塩の制度を改革し、『宋史』「食貨下五」に載るように「〔紹興二年すなわち一一三二年に〕大觀年間〔一一〇七～一一一〇〕に行われた法にならって合同場を設置し、税銭を徴収させたが、これはおおむね茶法と類似するものの、非常に厳しく行われた」もので、『文献通考』「征榷考三」や『宋史』「食貨下五」に載るように「趙開の立てた榷法は、商人に銭を収めさせて引（塩の販売許可証）を買わせ、井戸〔製塩従事者〕はただ官の定めた定数のみ塩を生産でき、官庁におもむいて土産税を支払うのみであった」という。つまり、井戸〔塩業従事者〕と塩商とは地方官庁に設置された「合同場」で食塩の取引を完成する一方、「合同場」はその転売交易の差額によって生じた利潤を得ることができる。また商人は「合同場」を通して塩を運んだり売ったりするため、さらに引を買い納税を行わなければならない⁽⁶⁴⁾。従って、郁山にはそのような塩の売買を行う市場が設置されており、塩の価格が官によって制定されたり調整されたりしていた。また配置された各々の官吏は、井戸で作る食塩が標準に達するかどうか検査し、商人に与えられた引を検査し、商人から商業税を徴収し、引を渡して通過を許すといった職責を負っていた。

元代〔一二七一～一三六八〕には、四川に茶塩転運司が設置されており、「塩を生産し塩について課税することを専ら管掌し」ていた。塩の産地に「塩場」が設置されていたが、塩場は塩業生産を管理する下部機関とされ、その主な職責は塩戸を管理し、彼らを督促して生産ノルマを完遂させることであった。四川における「塩場」は十二箇所、簡塩場・隆塩場・綿塩場・遂実場・順慶場・保寧場・嘉定場・長寧場・紹慶場・雲安場・大寧場⁽⁶⁵⁾であった。元の時代、紹慶府が彭水県・黔江県を管轄しており、その役所は現在の彭水県にあった。紹慶府における塩の生産地は郁山しかない。そのため、紹慶場は現在の郁山鎮に設置されていたはずである。「塩場」には「司令、一員、従七品。司丞、一員、

(63) 元の脱脱等『宋史』卷一百八十三「食貨下五」（中華書局、一九七七年）四四七一頁を参照。

(64) 郭正忠『中國鹽業史（古代編）』（人民出版社、一九九九年）二七七頁を参照。

(65) 明の宋濂『元史』「百官志七」（中華書局、一九七六年）二三一五頁を参照。

従八品。管勾、一員、従九品」⁽⁶⁶⁾といった官員が配置されていた。

明代の洪武の時期には四川塩課提挙司が設置され、主に塩業の生産、商売、徴税などを管理していた。また製塩場や塩井には塩課司が設置された。それは明代塩業における行政システムの基礎組織であり、塩の生産に従事する者たちによる塩業生産の管理に責任を負っていた。四川塩課提挙司は十五箇所の塩課司を管轄しており、その中に郁山井塩課司が含まれる⁽⁶⁷⁾。井塩課司には大使・副使が一人ずつ置かれていた⁽⁶⁸⁾。清代の乾隆二年〔一七三七〕には郁山塩課巡司が設置され、専ら塩業の事務を管理しており、「知州である耿寿、李光燾は商人を招いて〔産業を振興させるほか〕巡検を設置し塩務を専業させることを上司へ請うた。こうして郁山鎮に塩課巡司が設立されたのである」⁽⁶⁹⁾という。清代の光緒三年〔一八七七〕には、丁宝楨が塩法を改革し、官が生産を監督し商人が販売に当たることとなった。そして、瀘州に官運総局が設置され、郁山塩場には支局が設けられた⁽⁷⁰⁾。なお清代末期には〔塩の販売について通行税を徴収する〕「票釐」も行われ、票釐委員も一人増設されることになった⁽⁷¹⁾。

（二） 郁塩の販売範囲

郁塩は生産上の制限もあって歴史的にみて生産量はあまり高くなかった。それゆえおそらく販売区域は彭水とその周囲地域に限られていたことであろう。明代にあっては、郁塩はおよそ思南・務川・黔江及び酉陽などの地域へ販売されていた。「郁山の塩井は明代にすでに塩井とかまどがあったが、塩井の生産量は、ただ思南・務川・黔江及び酉陽の当地の民と商人が販売する量を供給できるだけであった」⁽⁷²⁾という。雍正九年〔一七三一〕に「引岸制度」が実行された後、郁塩の「銷岸」〔塩の販売を許可された地域〕は彭水県・黔江県及び、酉陽・邑梅・平茶・地壩・石耶などの「土司」〔少数民族による自治区〕が含まれていた⁽⁷³⁾。光緒年間〔一八七五～一九〇八〕に至り、従来の「銷岸」に含まれていた地域の他に、湖北省の咸豊県や来鳳県まで販売区域は広がられていった⁽⁷⁴⁾。以上は当然な

(66) 明の宋濂『元史』「百官志七」（中華書局、一九七六年）二三一五頁を参照。

(67) 明の申時行『大明會典』卷三十三「課程二」（『續修四庫全書』七八九・史部・政書類、上海古籍出版社）五八二頁を参照。

(68) 清の張廷玉等『明史』卷七十五「職官志」（中華書局、一九七四年）一八四七頁を参照。

(69) 清の張銳等（同治）『彭水縣志』卷七「官師志」（『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀書社、二〇一二年、二〇〇二年）三九四頁を参照。

(70) 清の丁寶楨等『四川鹽法志』「職官五」（『續修四庫全書』、八四二・史部・政書類、上海古籍出版社、二〇〇二年）五〇九頁を参照。

(71) 柯仲生『彭水概況』（一九四〇年、『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀書社、二〇一二年）一七八六頁を参照。

(72) 清の張銳等（同治）『彭水縣志』卷三「食貨志」（『彭水珍稀地方志史料彙編』、巴蜀書社、二〇一二年、二〇〇二年）二六九頁を参照。

(73) 清の丁寶楨等『四川鹽法志』卷十七「引票二」（『續修四庫全書』、八四二・史部・政書類、上海古籍出版社、二〇〇二年）三二五頁を参照。

(74) 清の丁寶楨等『四川鹽法志』卷十七「引票二」（『續修四庫全書』、八四二・史部・政書類、上海古籍出版社、

がら官の統制下で行われた食塩販売に限ったことであり、私塩〔官からみれば密売〕の販売地域については詳しく知る方法がないが、おそらく私塩の販売範囲は政府側の「銷岸」より遥かに広がったと考えることができる。

五 結 語

以上の分析を通じて、我々は郁山塩業の開発が、少なくとも漢代まで遡ることができることを知り得た。そして、郁山塩井及び関連する塩業遺跡の分布の特徴について一定の認識を得て、早期の塩業遺跡をさらに探索するよすがを提供することもできた。また、郁山塩井の開削技術、及び滷水の運送・汲み出しの技術に対して基本的な理解を獲得した。中井壩の塩業遺跡は規模の上では比較的大きく、遺跡の保存状態も比較的良好であり、付帯設備も比較的完備している明清時代の製塩場の遺跡である。そこで発現された塩竈や滷水を蓄える池、黄泥で加工された穴、各種の溝といった生産設備は、当時の製塩過程を完全に反映しており、郁塩の生産における「潑炉印竈」技術を研究するための実物資料を提供している。これは郁塩の生産・管理・商売の研究に対して重要な意味を持っており、郁山鎮の塩業発展史を研究する上で重要な参考資料を提供しているのである。

二〇〇二年) 三二三頁を参照。

西周時代の山東省南河崖製塩遺跡の 考古学発見と研究

王 青

(山東大学文化遺産研究院)

一. 中国および山東の塩業考古の道程

1. 80年代以前の模索段階

中国考古学研究の重心は、考古学的文化を中心に文化や歴史発展の編年とその変遷を復元することにあった。そのほかの研究は少なく、塩業考古はまだ正式には開始されてもならず、多くは表面的な観察と推測によるものにすぎなかった。

成都平原と三峡地域：この地域で、煎熬を描いた画像磚などが発見されている（任乃強「塩業史研究」88-1）。

山東北部沿岸地域：製塩土器である盃形器等が出土し（山東文物選集 1959年楊子範前言、任相宏（92年未刊稿）、曹元啓 北方文物 96-3）、海水を蒸発させて製塩する煎熬の議論が存在している。

2. 90年代以降の萌芽段階

90年代以降、中国考古学では二つの顕著な変化が起こった。一つは、新しい理論と方法の試みである。80年代後半にヨーロッパの新しい理論と方法の導入があり、1993年国家文物局により涉外考古管理条例が發布されると、中国と外国との合同発掘調査と研究が正式に始まったのである。ヨーロッパ考古学の新しい理論と方法が中国において実施されたのである。もう一つは、考古学研究の重点が変化したことである。文化発展の変遷・編年が基本的に明らかにされ、ヨーロッパ考古学の考古思想が導入されるにつれ、文化・社会の変化の原因や表象に関心をもつようになった。例えば、環境考古学や集落考古学などの課題である。硅酸分析、中性子活性化分析、DNA分析などの新しい科学的な方法が考古学研究のなかで多く運用されている。

これら二つの新しい変化は80年代とは同じではなく、中国考古学の発展の新しい方向を反映したものである。塩業考古学は、まさにこうした学術的な背景のもと、最近の十年のなかで注目を浴び始めたのである。また、環境考古学や集落考古学の研究の考え方を具体的に表現し、併せて多くの分析方法を運用してきたため、開始以来、急速に発展した



のである。

成都平原と三峡地域：重慶中壩遺跡などで発掘調査が行われ、尖底杯や圜底罐などの製塩土器が大量に出土した（四川省文物考古研究所等『重慶庫区考古報告集』1997、王魯茂等『歴史月刊』1993-68、孫智彬『塩業史研究』2003-1、四川省文物考古研究所等『四川文物』2007-1、李水城等『中国塩業考古』1）。

香港：沙州塩竈が発見されている（李浪林『燕京学報』08-24）。

山東北部沿岸地域：遺跡の発掘調査には、寿光大荒北央（『考古』05-12）、陽信李屋（09燕博）。製塩遺存の検出：盃形器、白色硬化面など（『考古』06-4、『文物』06-4）、一般調査には、寿光北部（『華夏考古』05-4）、萊州湾南岸（『華夏考古』09-1、09燕博）がある。総合研究には、方輝（『考古』04-1）、王青等（『考古』06-4、『文物』06-4、『東方考古』、『東岳論叢』05-6、『塩業史研究』07-1、張礼艶（『文物春秋』07-4）および、燕生東09年博士論文がある。

主な研究成果：沿岸部における盃形器の用途と、製塩地区と地下鹹水との関係が基本的に解明された。

未解決の問題：盃形器の変化、盃形器の生産、煎熬およびその技術工程、草木灰の機能、塩竈の構造と使用法、製塩の仕様（生産単位、生産量、季節等）、海岸線変遷の過程（製塩地域と供給地域）、集落考古と社会考古学との総合的研究、起源と発展の問題などがある。

二. 南河崖製塩遺構の考古学的発見

南河崖遺跡は山東省東営市南河崖村の北側に位置し、海から西南に約10キロの距離にある。2007年夏、北京大学考古系と東営市博物館が発見し、2008年3月から6月に、国

家文物局の批准を受けて、山東大学考古系が山東省考古研究所と東営市博物館と共同で発掘調査を行った。発掘面積は1,000平方メートル近くで、西周前期（3000BP）の製塩工房遺跡であることが明らかになった。また、製塩遺構と煎熬具としての盃形器が大量に出土した。

主な成果には、製塩工程がわかる遺存、例えば塩竈、甌鹵攤場、濾過坑、製塩土器（盃形器）などがある。以下、それぞれを紹介していく。

1. 製塩遺構

主に、鹹水坑、甌鹵攤場、淋鹹坑、塩竈の4つに分けられる。このほかに、住居跡がある。

1) 鹹水坑（H17、H25）：鹹水は製塩の主要な原料である。調査区の中心から北寄りのところで、二つの遺構が切り合って発見された。深さ約1.5mで鹹水が出る。面積は約60m²である。東営市地方誌資料によると、五六十年前には地下鹹水が最も浅くて地表下1~2mで掘り出すことができたとあり、殷周時代の水位はさらに浅いとされるので、この遺構は当時の人々が造った鹹水坑で、地下鹹水を取り出すことができたと推測できる。

2) 甌鹵攤場（TC1）：鹹水坑の周囲に位置し、草木灰が特徴である。面積は約100m²で、全体的に地ならしされ、比較的硬い。4~6層の草木灰の堆積があり、各層下に焼土と滓土が見られ、各層の草木灰はまた多くの薄い層に分層できる。さらに、その薄い層には白い硬化面がある。

7年前、我々が寿光大荒北央で同時期の遺跡の発掘調査を行い、XRFとXRDの分析を行っている。その分析結果から、この白色硬化面の主な成分は石英であり、塩花の溶解後の、残留した難溶性物質であることが分かった。この草木灰の堆積は甌鹵攤場であると考えられる。すなわち、鹹水溝から鹹水をくみ取ったのち、草木灰の上に撒く。鹹水に草木灰と化学変化を起こさせ、草木灰中の可溶性塩硫酸ナトリウム（Na₂SO₃）あるいは、硫酸カリウムに置き換える。草木灰の表面には塩花が結晶化し、再び塩花を削り取る。草木灰表面に残った塩花は自然に溶けたのち、難溶性物質の石英で組成した白色の硬化面が形成される。

3) 淋鹹坑（LK1-18）：発掘区西側の塩竈遺跡の周囲に位置する。周壁に水がしみ込むのを防ぐための粘土を塗付しているのが特徴である。削り取った塩花を穴のなかに置き、再び鹹水を濾過し、塩花を溶かし沈殿させる。塩分量がさらに高くなった鹹水を得ることができる。

4) 塩竈（YZ3、YZ4）：二つともに、発掘区西側の比較的高いところに位置している。焼土を伴うことが特徴である。YZ4の面積は30m²あり、20個体近くの焼け砕けた盃形器が出土した。まさに鹹水を煎熬するための道具と考えられる。

YZ3とYZ4の間には、広い範囲で盃形器が廃棄された堆積が検出された。国外の関連する資料を参照すると、アフリカのニジェール人と中央アメリカのマヤ人では、煎熬のと

きに、析出した塩の塊と製塩土器とが凝結して非常に硬くなるため、しばしば土器を打ち砕き、中の塩餅を取り出すという。このことは、YZ1 や YZ3 の状況と符合する。よって、最後の工程の煎熬をして塩を作る竈であると考えられる。濃縮した鹹水を入れた盃形器を塩竈に移し、加熱する。これにより、鹹水の塩分が結晶化し、そして盃形器を壊して中の塩餅を取り出したのである。

5) 住居跡 (F1-5) : 発掘区を中心から南よりのところに比較的明瞭に4基が検出された。そのうち、F3 は YZ4 の東側に位置し、YZ4 の竈口と隣接している。地面式建物で、面積は約 30 m² である。約 20 の柱穴が検出されたが、規則正しい配列ではなく、また壁も残っていなかった。生活用具はわずかに出土した。YZ4 に鹹水を運搬するための簡単な仕事小屋と推測される。

F1、F2 は F3 の南側にあり、半地下式もしくは地面式建物である。面積は数十 m² あり、壁の構造は比較的簡単であった。鬲、簋、罐や骨錐などの生活道具、ハマグリ、二枚貝、カニ、少量のアワやキビなどの食料遺存も出土した。ゆえに、これらの住居跡は当時の製塩工人が居住する住居であったと推測できる。鬲、簋、罐などは、西周前期に普遍的な形態のもので、遺跡の年代を表している。

2. 盃形器

本発掘調査では、甗鹵攤場と塩竈で大量の盃形器が出土した。完形品および復元可能なものは 30 数点におよび、このほか典型的な資料は数百点、残片は大量にある。

多数の盃形器は、その内側に白色の沈殿物がある。寿光大荒北央遺跡の XRF と XRD の分析結果によると、この白色沈殿物の主な成分は炭酸カルシウムであり、平均約 10% の塩を含んでいた。文化層のサンプル土壌内の塩分の平均含有量よりも明らかに高く、食塩形成過程に析出する難溶性の石灰化した硬化層である。我校の化学院が本遺跡出土の盃形器から採取したサンプルの基礎的分析によると、盃形器の器面のナトリウム含有量は内側から外側にかけて低くなり、高温での煎熬と関係があるとしている。このほか、盃形器外面の多くが灰色を呈しているが、一部の底部外面は赤色おもしくは赤褐色を呈しており、



二次焼成によるものと考えられる。こうしたことから、盃形器は煎熬のための道具であると言える。

3. 集落構造

発掘調査により、工房区と居住区とがおおむね分かれていることが分かった。工房区は居住区の北側にあり、工作区自体とも区切られている。鹹水坑の周りは攤場で、攤場の西側に製塩区がある。製塩区の周りには淋鹹坑がある。居住区は工房区の南側にあり、住居跡はだいたい西から東へと並んでいる。本発掘区は第一地点の東端に位置し、ボーリング調査などにより第一地点全体の面積は2万m²におよび、焼土の広がりから製塩区が2か所あることが明らかになった。製塩区の南側に出入口がある。こうしたことから、製塩活動は一定の規則や計画のもと行われたと言える。

三. 南河崖製塩遺構の基礎的研究

1. 煎熬技術工程の復元

中国古代の海塩生産には悠久の歴史があり、残っている製塩遺跡も多い。しかし、これまで科学的な発掘調査はなかった。今回の調査では我が国古代製塩遺跡では初めての科学的な発掘調査となった。調査では、西周時代の製塩遺存を発見した。それらの遺存は、製塩技術のすべての工程を構成していた。この工程は元代の『熬波図』、明代の『天工開物』記載の淋煎法製塩技術の工程とほぼ符合しており、原始的な淋煎法の可能性がある。

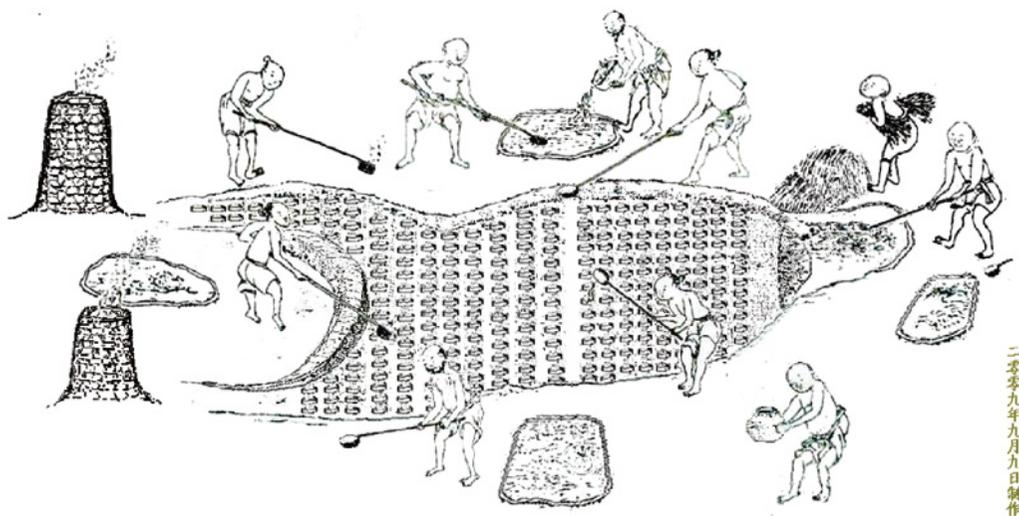
具体的な工程は以下のようなものである。まず穴を掘り、地下鹹水を見つける。鹹水を汲み取り攤場に撒き、これを使って塩花を結晶化させる。再び塩花を削り淋鹹坑の中に置き、鹹水で濾過し塩花を溶かして沈殿させることで、塩分含有量がさらに高い鹹水を得る。そして、淋鹹坑から汲み取った鹹水を盃形器に入れ、塩竈の上で加熱し水分を蒸発させて、塩を結晶化させる。その後、盃形器を打ち砕いて、中の塩餅を取り出す。

2. 塩竈の構造と使用法の復元

発掘資料を基礎にして、『熬波図』や『天工開物』などの文献を対照させながら、YZ4の製塩の状況を復元した。

3. 製塩の季節の分析

H14は、円形で弧状をした壁と丸底を呈し、直径30cm、深さ20cmの規模である。169対のハマグリが出土した（そのうちの6対はすでに初期の分析に利用した）。当時の製塩工人が採集して、一時的に置いていたのだろう。ハマグリを採集した季節を分析すれば、その季節が製塩作業のもっとも多忙な季節であった可能性が高いはずである。そこで



貝殻の切片資料でその生長線を分析してみると、年齢が2~4歳であり、死亡季節は初秋の気温が下がる時期であることが分かった。『管子・輕重甲』に「十月始正、至于正月、成塩三万六千鐘。……孟春既至、農事且起……北海之衆無得聚庸而煮塩。」とあるが、ハマグリ採集季節の分析結果は、文献に記載されている製塩作業がもっとも多忙な時節に合致しているのである。つまり秋から冬の寒い時節に工人たちがここに泊まり込んで、作業に従事したのであろう。

四. 結論と余論

南河崖遺跡の発掘調査を通して、西周時代の製塩とその技術工程、草木灰の機能、塩竈

の構造と使用法、製塩の生産（生産単位、生産量、季節等）等の問題について、理解が深まった。このほか、2010年以來、南河崖遺跡を含む小清河下流域の塩業考古学の調査を通して、海岸線の変遷過程（製塩地域と供給地域）、集落考古学と社会考古学などの問題についても基本的に理解することができた。しかし、盃形器の変化、生産、起源と発展の問題などについては、考古資料や証拠が不明瞭であるために、今後の更なる考古調査をまたねばならない。

四川盆地における古代の塩業技術

—— 考古遺跡や遺物を焦点として ——

白 九江：著

水盛 涼一：訳⁽¹⁾

塩の原産に基づけば、中国古代の塩には〔海由来の〕海塩、〔湖由来の〕湖塩、〔井戸からくみ上げた塩水で作った〕井塩、そして〔陸上から鉱物として産する〕岩塩といったものがあり、それぞれの種類の塩はみな異なった生産工程を持つ。四川盆地内の塩はおおむね井塩の形式であり、ほかに少量の岩塩が存在する。四川盆地での井塩生産の歴史はとても長く、考古的発見からみれば、現在の状況からしても少なくとも今から四千五百年ほど以前の新石器時代晩期にまで溯ることができ⁽²⁾、その長い歴史もあって古代における煎熬採塩技術の際立つ代表となっている。

近年来、考古学発掘隊は相次いで重慶市中県の中壩遺跡⁽³⁾、〔重慶市の〕雲陽県の雲安塩場遺跡⁽⁴⁾、〔重慶市の〕彭水苗族土家族自治州の中井壩遺跡⁽⁵⁾といった地点で考古学的発掘をすすめており、四川省〔成都市〕蒲江県⁽⁶⁾、〔成都市下の〕邛崃市⁽⁷⁾、〔涼山彝族自治州〕塩源県⁽⁸⁾、重慶市の〔彭水苗族土家族自治州を流れ烏江を経て揚子江へ流れ込む支流であ

(1) 本稿の(丸括弧)および脚注は原著者による注、また〔亀甲括弧〕は訳者による補注である。

(2) 第一に、呉小紅等「中壩遺址の¹⁴C年代研究」(『考古』二〇〇七年第七期)、第二に四川省文物考古研究院等「中壩遺址の鹽業考古研究」(『四川文物』二〇〇七年第一期)を挙げうる。

(3) 第一に四川省文物考古研究所等「忠縣中壩遺址發掘簡報」(重慶市文物局・重慶市移民局編『重慶庫区考古報告集』一九九七卷、科學出版社、二〇〇一年)、第二に四川省文物考古研究所等「忠縣中壩遺址Ⅱ区發掘簡報」(重慶市文物局・重慶市移民局編『重慶庫区考古報告集』一九九八卷、科學出版社、二〇〇三年)、第三に四川省文物考古研究所・北京大學考古文博學院・カリフォルニア大学ロサンゼルス校「忠縣中壩遺址一九九九年度發掘簡報」(重慶市文物局・重慶市移民局編『重慶庫区考古報告集』二〇〇〇卷、科學出版社、二〇〇七年)などを挙げうる。

(4) その資料は重慶市文化廣播電視局三峽文物保護工作領導小組辦公室に所蔵されている。

(5) 重慶市文化遺產研究院「重慶市彭水縣中井壩鹽業遺址發掘簡報」(刊行を待つ)。

(6) 第一に成都市文物考古研究所「成都市蒲江縣古代鹽業遺址考古調查簡報」(『中國鹽業考古——長江上游古代鹽業于景觀考古都初歩研究』第一集、科學出版社、二〇〇六年)第一二六～一四五頁、また第二に龍騰「蒲江縣鹽井附近摩崖造像考察」(『中國鹽業考古——長江上游古代鹽業于景觀考古都初歩研究』第一集、科學出版社、二〇〇六年)第一四六～一六一頁を挙げうる。

(7) 北京大學考古系等「一九九九年鹽業考古田野調查報告」(『中國鹽業考古——長江上游古代鹽業于景觀考古都初歩研究』第一集、科學出版社、二〇〇六年)第三〇～一三頁。

(8) 成都文物考古研究所・涼山彝族自治州博物館「四川鹽源縣古代鹽業與文化的考古調查」(『南方文物』二〇一一年第一期)。

る)烏江流域⁹⁾などでも一連の塩業に関する考古調査や試掘が進められている。そのほか、これら塩業遺跡の周辺の地域での発掘活動においても少なからず古代の塩業に関する考古学的発見があった。この一連の発掘により得られた重要な成果により、四川盆地の井塩の発展の歴史研究は大きく前進し、おおむね古代なかでも先秦時代における塩生産工程が解明され、古代の井塩技術の歴史研究はさらなる高みに到達したのであった。

以下に、わたしたちは発掘された製塩遺跡や製塩器具をめぐり、古代なかでも先秦時期の四川盆地における製塩技術を分析し、そして復元していこう。

— 技術の革新 — 「龍灶」の機能と変容

中国古代の製塩技術はまず煎熬採塩法が流行し、しだいに天日採塩法が普及していった。とはいえ四川盆地の井塩の発展のなかでは、一貫して煎熬採塩法が主要な技術であった。濃縮こそが製塩工程の重要な技術であり、そして煎熬が濃縮の主要な手段であり、そして塩のカマドこそが煎熬による製塩の重要なポイントであった。

(一) 塩カマドの種類

文献資料や民俗調査によれば、塩のカマドは抱負で多様である。形状からいえば、〔すべて後述する〕独鍋灶、条灶、牛尾灶、梅花灶、長灶、T字形の灶、楼灶、壘灶、田灶、塔爐灶といったものがある。また燃料や生産される塩の形状からいえば、〔石炭を使い粒状の塩すなわち花塩を産する〕炭花灶、〔石炭を使い塊状の塩すなわち巴塩を産する〕炭巴灶、〔ガスを使い花塩を産する〕火花灶、〔ガスを使い巴塩を産する〕火巴灶、平鍋灶などがある。また〔いわばカマド上の五徳の数量にあたる〕灶上の鍋の数量から分類すれば、一鍋灶、二鍋灶、三鍋灶、四鍋灶、五鍋灶といったものから、最多のもので十七鍋灶までが存在する。

独鍋灶は小規模な課程での製塩に適合しているものの、そのエネルギー効率の悪さにより、大規模化する製塩需要に適応するため、各地では多種多様な高効率の塩カマドが発展していった。その中でも主要なものとして三種の拡充方式を挙げることができる。第一には小型の独鍋灶を拡大したもので、宋元時代〔おおむね北宋の成立した西暦九六〇年から明朝の成立した一三六八年〕の海塩を煎熬するための塩盤灶が代表格である。第二に独鍋灶を周囲に拡大し円形あるいは扇型とした団灶で、梅花灶¹⁰⁾のようなものである。また

⁹⁾ 李曉波「重慶市彭水縣郁山鎮古代鹽井考察報告」(『鹽業史研究』二〇〇一年第二期)。このほか、重慶市文化遺産研究院(いわゆる重慶市の文物考古研究所にあたる)でもまた数次にわたる調査が行われているが、その資料はいまだ発表されていない。

¹⁰⁾ 梅花灶とは製塩のためのカマドである。その形状には第一に雲南省の井塩や鉞塩での製塩につかう、カマドの四周に鍋口六個が配され、中心には冷水の鍋口一個が配され、全体の形状が梅花に似ているものが挙げられる。これはカマド一つで四十八時間の燃焼で塩を六つの鍋でそれぞれの鉄鍋から二十から二十五キ

第三に灶に長さを加え細長くしたもので、たとえば条灶、牛尾灶、長灶等といったものがある。これらの灶はあたかも陶磁器を焼成するための〔傾斜地に窯が連続し伏龍のように見える〕龍窯に似ることから、龍灶と総称することができるだろう。

(二) 龍灶の変容

龍灶とは塩カマドのなかでもっとも広く分布しており、熱効率は最高で、副次的形式変化が最多で、持続時間が最長であり、もっともよく見られる塩カマドとなっている。以下に考古学的発掘成果から四川盆地での龍灶の主要な変容をみていこう。

1. 一本の火道で一配列の龍灶 —— 平地より斜路へ

現状では四川盆地で発掘された塩カマドはおおむね龍灶およびその変形である。現時点までで発掘された最も早期の龍灶は重慶市忠県の中壩遺跡の新石器時代晩期から前漢時代の「龍灶」であり、その中には新石器時代のものが四基、前漢時代〔紀元前二〇六年から紀元後八年〕のものが八基あった⁽¹¹⁾。

底部の形状からみれば、中壩遺跡の新石器時代の龍灶は平底である。前漢時代の龍灶は火門、〔火室にあたる〕火膛、火道、煙道などのいくつかの部位によって成り立っており、底部は斜面である。ただし傾斜の角度は部位ごとの構造が異なることにより大きな差違があり、最大の傾斜角は「火膛」と〔陶器を封入する〕「窯膛」との結合部で通常七〇度以上に達するのである。

中壩遺跡ではいまだに殷代〔紀元前十七世紀ごろから紀元前十一世紀ごろ〕や周代〔紀元前十一世紀ごろから紀元前五六年〕にかけての龍灶は発掘されていない。ただし山東省〔濰坊市寿光市の北部にある雙王城貯水池の周囲に展開している〕寿光雙王城遺跡での二〇〇八年の発掘では西周期〔紀元前十一世紀ごろから紀元前七七一年まで〕の塩カマドが出土している。そのなかのYZ1遺構を例にとれば、この塩カマドも平底で、出力を増加させるため、両側と後部にあわせて三基の煙道が設けられ、全長は十三メートルに達するのである(BZY1遺構)⁽¹²⁾。当時の四川盆地における龍灶に参考しようともいえよう。

口を採取できる。第二には四川省の井塩の製塩のもので、中心に千斤鍋の鍋口一個、周囲に温鍋の鍋口四個を配し、やはり形状は梅花に似ている。宋良曦・林建宇・黄健等編『中國井鹽史辭典』（上海辭書出版社、二〇一〇年）第四七九頁を参考の事。

(11) 孫智彬・左宇・黄健「中壩遺址の鹽業考古研究」（『四川文物』二〇〇七年第一期）、四川省文物考古研究所・北京大學考古文博學院・カリフォルニア大学ロサンゼルス校等「忠縣中壩遺址一九九九年発掘簡報」（重慶市文物局・重慶市移民局編『重慶庫区考古報告集』二〇〇〇巻、科學出版社、二〇〇七年）、四川省文物考古研究所等「忠縣中壩遺址Ⅱ区發掘簡報」（重慶市文物局・重慶市移民局編『重慶庫区考古報告集』一九九八巻、科學出版社、二〇〇三年）、四川省文物考古研究所等「忠縣中壩遺址發掘簡報」（重慶市文物局・重慶市移民局編『重慶庫区考古報告集』一九九七巻、科學出版社、二〇〇一年）を参照のこと。

(12) 山東省文物考古研究所・北京大學中國考古學研究中心・壽光市文化局「山東壽光雙王城鹽業遺址二〇〇八年的發掘」（『考古』二〇一〇年第三期）。

中壩遺跡と雙王城遺跡の龍灶とを総合して考えれば、およそ早期の龍灶の発展が平底から斜路への変化を経過していたことが諒解されよう。そしてそれはおそらく龍灶の出力を増加させることと関係があった。もし同じ平底の龍灶であったとしても、やや晩期となる雙王城遺跡の西周期の塩カマドでも、三基もの煙道が設けられて出力を増加していたのであった。

現在までに発掘された早期の製塩のための龍灶の遺構はみな完全に残っているものではなかった。発掘された漢代の画像磚の中には、成都市の郊外の〔成都市成華区の驕馬橋に程近い〕羊子山や〔成都市〕邛崃県の花牌坊から出土した後漢〔西暦二五年から二二〇年〕の製塩に関する画像磚があるが、描写の内容は類似しており、ともに一本の細長い龍灶である⁽¹³⁾。幸運なことに、近年重慶市忠県の烏楊〔鎮の將軍村にある〕漢墓群で塩カマドの模型の実物が発掘された。この塩カマドの模型は火門から観火孔、灶台、灶孔、煙道孔といった構造を持ち、その中の灶孔の数は五、八、九、十、十二といったものであった⁽¹⁴⁾。こうした塩カマドの画像磚と塩カマドの模型は早期の龍灶の遺構における上部や天井部分の構造の不明点を弥縫するものとなるだろう。

2. 龍灶の結合 —— 一本火道から多本火道へ

さきに紹介した龍灶はみな一本の火道で一列に配列された鍋口を持つ塩カマドであった。この形式を基礎とし、龍灶が発展していくなかで、熱効率を高めるため、各地で異なる時期に多様な結合形態を持つ龍灶が出現することとなった。

一本の火道に二列の鍋口を持つ龍灶。重慶市巫山県の麦沱墓地では四件の九眼龍灶の模型が発掘された⁽¹⁵⁾。このカマドは一本の火道となる火門からはじまり、灶台の前の端に一個の灶孔が穿たれ、その後平行して二行四個あわせて八眼の灶孔が穿たれ、また後端の横部には三個の小さい煙道孔が開けられていた。一本の火道に二列の鍋口を持つ龍灶は熱エネルギーを利用するうえでさらに有利であり、また三個の煙道はさらに出力を上げることができ、カマドの中の熱量分布を均一化できたことだろう⁽¹⁶⁾。

二本の火道に二列の鍋口を持つ龍灶。二列の鍋口を持つ「雙排」の塩カマドの例として、重慶市巫溪県の大寧塩廠にある現代の工場において類似する実物が見られる。大寧塩廠の

(13) 高文『四川漢代畫像磚』（上海人民美術出版社、一九八七年）。

(14) 資料は現在重慶市文化遺産研究院に所蔵されている。

(15) 湖南省文物考古研究所・巫山縣文物管理所「巫山麥沱漢墓群發掘報告」（重慶市文物局・重慶市移民局編『重慶庫区考古報告集』一九九七卷、科學出版社、二〇〇一年）第一一三～一一四頁。

(16) 巫山麥沱墓地の製塩龍灶は、〔重慶市〕巫溪県の寧廠鎮の白鹿塩泉水における巫山県城での製塩と関係があることだろう。光緒『大甯縣志』卷三「食貨志」に引く『輿地廣記』『圖經』には「〔後〕漢の永平七年〔西暦六四年〕、かつてこの泉（〔巫溪県の〕宝源山の塩泉）を巫山から引きこみ、鉄の〔煮沸器具である〕牢盆に注いだのである」とあり、また光緒『巫山縣志』卷三十「古蹟志」には「石孔は甯河の峡谷にみな存在する。これは唐の劉晏が穿ったもので、それによって塩泉を引きこんだのである」とある。

塩カマド三号工場はそれぞれ六個の鍋口があり⁽¹⁷⁾、それぞれの鍋口は距離がやや開いており、それぞれの鍋口は独立の火道を持ち、火道の後部には一つの方形の「爐田」が存在する。この爐田では塩水を注ぎ、また濃縮することができたことであろう。〔南朝梁〔五〇二年から五五七年〕の李膺による〕『益州記』には南朝のころの四川において「〔益州犍為郡の治官県にある貴平井では〕官営で二つの灶と二十八の〔大なべである〕鑊を持ち、一昼夜で塩を四石〔百キログラムほどか〕生産すれば、それは霜雪のようである」という⁽¹⁸⁾。二つの灶と二十八の鑊とはまさに二基におのおの十四眼が並列し二本の火道に二列の鍋口を持つ龍灶であったことだろう。二本の火道に二列の鍋口を持つ龍灶は長く延長された煙道と、そして共用隔壁を配置するという方法を採用したため、熱量損失を減少させるのに有利であった。

多本の火道に多列の鍋口を持つ龍灶。中壩遺跡では数基の唐代の塩灶が発掘されたが、一基に二本三列が結合したカマドであった⁽¹⁹⁾。この種の塩カマドからはおそらく多本火道多列鍋口を持つ龍灶の存在を推測できる。〔四川省〕自貢市〔大安区にある〕樂海井で現在でもなお使用されている圓鍋灶（あるいは甕籠灶）は、その前列の塩カマドにはともに独立した火道を持ち、後列の塩カマドは前列の塩カマドと連絡しあっているが、前列にくらべ高く、火や煙を通過させて前列の余熱を利用しつつ、同時に後列の塩カマド間で一条の長い煙道が相互に連絡して二本多列の龍灶を構成しているのである。多本火道に多列配置の龍灶の発展の極致としては、十以上の龍灶が一緒に配列され、まことに壮観な一種の塩カマド工場の様相を呈すにいたる。わたしたちの調査した、一九八五年に生産終了した彭水苗族土家族自治県の郁山塩廠遺跡は、まさにこの種の龍灶を採用した典型例であった。

3. 龍灶の余熱利用 —— 「氷土」の使用

泥や炭といった原料から「土磚」〔土レンガ〕や「土殻」を形成し、塩カマドの上に置いて赤く焼き上げ、時々塩水をかけ、一定の塩分含有量に到達すれば、それが氷土となる。そしてこの氷土を砕いて塩桶（あるいは塩池）に入れて融化させ、その液をとり濾し出せばそれは高濃度の塩水となる。この氷土とは、石炭が煎熬採塩法による燃料として普遍的に使用されるようになって後、石炭の炎が小さく煙が多いという特性に焦点をあわせ高効率に余熱を利用した一種の技術革新なのであった。

「潑爐印灶」について。重慶市彭水苗族土家族自治県の中井壩遺跡で発掘された二号塩

(17) それぞれの列に現在は五つの鍋口があり、後部の灶孔は埋めて平らにされている。一九九九年の調査による報道では、五つの鍋口の後部にはまた一つの塩鍋が置かれない孔があり、合計で六孔となるという。北京大學考古系等「一九九九年鹽業考古田野調査報告」（『中國鹽業考古——長江上游古代鹽業于景觀考古都初歩研究』第一集、科學出版社、二〇〇六年）第三〇～一一三頁を参照のこと。

(18) 『太平寰宇記』卷八五「陵洲・貴平縣」條に引く『益州記』。

(19) 四川省文物考古研究所・忠縣文物保護管理所「忠縣中壩遺址二〇〇〇年度發掘簡報」（重慶市文物局・重慶市移民局編『重慶庫区考古報告集』二〇〇〇卷、科學出版社、二〇一〇年）。

カマドは多本火道列鍋口の龍灶の典型例といえるが、なお発展したところもある。この塩カマドは十二個のカマドが一緒に配列され⁽²⁰⁾、大きな灶台を形成しており、カマド内部の後端周囲の壁には「土殻」が置かれ、煎熬時に一定の時間がたつと爐上に「印水」（すなわち塩水を注ぎかけること）を一度おこない、塩水が熱を受けて蒸散すると白い結晶体である「塩骨頭」が形成され、そして泥内の「鹹気」を凝縮し「氷土」となるのであった。また一定時間焼くごとにカマドを解体修理し、同時に掘り出された「氷土」を叩き細かくして塩桶に揺さぶり入れ鍋内へ濾し入れて再び煎熬する⁽²¹⁾。こうした工法を「潑爐印灶」〔爐にそそぎ灶にかける〕と呼ぶが⁽²²⁾、これは「氷土」を使用して余熱を利用し省エネルギー効果がさらに良好になるものであった。

「壘灶」について。壘灶とは「潑爐印灶」を基礎として発展したものである。『雲陽県志』によれば、重慶市〔雲陽県の〕雲安塩場の壘灶は清乾隆二十四年（西暦一七五九年）にはじまり、石炭燃焼の需要に適應するため、カマド業者であった王天渭や陶正幫が彭水県の郁山塩場より学習して持ち帰ったもので、カマドの本身は細長く、一つのカマドに四つの鍋が配置された⁽²³⁾。塩鍋の後ろには塩水を土と攪拌し〔泥レンガである〕泥磚を作成できるようになっており、あたかも〔畑のウネである〕「壘」のような形をとっており、表面には石炭の燃えがらを敷き詰め、余熱を利用して〔塩水をふりかける〕「澆鹵」をして濃縮し生産性を高めているのである。

「田灶」について。田灶とは「壘灶」を基礎として発展したものである。田灶は「澆鹵」をあらためて〔塩水を注ぎ入れる〕「灌鹵」を行い、泥磚をもととの「壘」の位置に改めて〔田のアゼである〕「田畦」のような形で配置、上には塩泥を敷き詰め、中間にはアゼを積み上げ隔てて四柵とし、「田」の前には火道を進めておき、余り火を田の下に引き込み、田のなかに塩水を注ぎ入れて濃縮をし、田の後方に煙孔をあけておき⁽²⁴⁾、一定の時間がたったら〔田のアゼ状に盛った土である〕「田畦土」を壊して塩水に浸して濃縮液を絞り出すのである。「潑爐印灶」方式とくらべ、「壘灶」や「田灶」は塩水を注ぎ込む作業量を減らすことができる。二〇〇一年に、雲安塩廠遺跡では数多くのこの形式の塩カマド

(20) 重慶市文化遺産研究院の内部資料である。

(21) 同治『彭水縣志』卷三「食貨」には「肥沃な塩カマドの泥をとり、日ごとに何度かおこない、十六昼夜したらばその泥をとって水に浸し煎熬して製塩する。一鍋の昼夜で塩を六七十斤〔およそ三十六キログラムから四十二キログラムか〕ほど得ることができる。このカマドの泥は掘りあげたり削ったりして取得する」や「塩水はみなカマドの泥のなかに注ぎ込み、次の日にこのカマドの土を掘削し、水に浸して煎熬すること五日、そしてカマドを解体する。そしてべつにカマドを作り、浸したり掘ったりするのは以前と同様に行う」とある。『彭水珍稀地方志史料彙編』（巴蜀書社、二〇一二年）第一三六・二五八頁を参照のこと。

(22) 同治『彭水縣志』には「郁井の塩カマドの特別な点は「潑爐印灶」にある。カマドは黄泥により積み上げ、一つのカマドに五鍋を配置し、井の水は鍋に入れるがこれだけでは製塩はできず、これをカマドに浸し漬け、塩水はみなカマドの泥のなかへ入れてしまう」とある。『彭水珍稀地方志史料彙編』（巴蜀書社、二〇一二年）第二五八頁を参照のこと。

(23) 雲陽縣志編撰委員會『雲陽縣志』（四川人民出版社、一九九九年）第三一〇二頁。

(24) 劉衛國「渝東古鹽灶向現代真空制鹽技術的演進」（『鹽業史研究』二〇〇六年第三期）。

遺構の実物が発掘された⁽²⁵⁾。四川省綿陽市の一帯には「灌灶」が存在し、龍灶の鍋の両側に穴を穿ち塩水を注ぎ込む形式をとっているが、この原理と近似している⁽²⁶⁾。

そのほか、調査によるかぎり、重慶市忠県の涂井塩廠では「泥柱」を積み上げ、反復して塩水を振りまき一定の含有量としたあと、今度は泥柱を破壊して塩水に溶け込ませている。この種の泥柱は疑いなく「氷土」のような作用を持つものであり、また早期の塔爐灶の機能を持つものであった⁽²⁷⁾。

(三) 龍灶の効能の分類

常識的に考えて、龍灶の功用とは熱エネルギーを最大限利用できることにほかならない。もし川南〔四川南部〕や川北〔四川北部〕の一部の「火井」〔天然ガスの噴出口〕からのガスを燃料としていた地方であっても、龍灶はやはり比較的好く見られるのである。川南や川北と地域的に異なるといっても、重慶の所在する四川盆地の東部における古代の煎熬採塩の燃料は一貫しておもにたきぎを利用しており、もし多くの措置を採用し塩水を濃縮したとしても、塩水を加熱し結晶化させ塩を取り出すためにはやはり大量の燃料を必要とするのであった。文献資料によれば、重慶地区の巫溪県の寧廠⁽²⁸⁾、彭水苗族土家族自治県の郁山⁽²⁹⁾、開県の温湯⁽³⁰⁾といった塩の産地では、周辺の山の斜面は過度の伐採により秃山⁽³¹⁾となってしまっており、外地から燃料を購入せざるを得なくなっていた。こうした状況下では、単一のカマドで煎熬して製塩をすれば熱量の浪費が比較的多くなってしまふ。人々が龍灶を選択して熱エネルギーの利用効率を増加させようとしたのも明らかに必然的なものであったのである。

龍灶の異なる部位の効能は当然ながら一様ではない。この種の相違がおもに龍灶の火力分布の状況を決定するのである。陶磁器を焼成する龍窯と比較すれば、製塩のための龍灶の中部や後部にはたきぎを配置することはできず、窯床の斜度はやや小さく、ゆえに火力分布は不均一となる。各種の龍灶の構造には異同があるとはいえ、ただ一つの龍灶はおおむね火門、火膛、火道、煙道といった部分からなりたち、熱量がもっとも集中する部分は火膛であり、それゆえ火膛の上面に往々にして製塩のための鍋が置かれ、「煎鍋」と呼ばれるのであった。火膛の後ろは尾焰とカマドの煙の通る場所となり、熱量はやや少なく、

(25) 資料は重慶市文化廣播電視局三峽文物保護工作領導小組辦公室に所蔵されている。わずかばかりの報告ながら、たとえば重慶市文化局三峽文物保護工作領導小組辦公室「重慶庫区二〇〇一年度考古綜述」（重慶市文物局・重慶市移民局編『重慶庫区考古報告集』二〇〇一卷上、科學出版社、二〇〇七年）第xii頁。

(26) 宋良曦・林建宇・黄健等編『中國井鹽史辭典』（上海辭書出版社、二〇一〇年）第五九二頁。

(27) 北京大學考古系等「一九九九年鹽業考古田野調查報告」（『中國鹽業考古——長江上游古代鹽業于景觀考古都初歩研究』第一集、科學出版社、二〇〇六年）第三〇～一三頁。

(28) 清朝の嚴如煌『三省邊防備覽』卷十三「策略」や明朝の嘉靖『四川總志』卷十六「鹽法」にみな記載がある。

(29) 清朝の光緒『彭水縣志』卷四「藝文志四」「井后記」。

(30) 『弘治實録』卷六。

(31) 宋の王象之『輿地紀勝』卷一七四（清朝の咸豐五年〔一八五五年〕南海伍氏の出版を底本とする）。

塩水の蒸散も緩慢で、後部へ行けばいくほど熱エネルギーは逡減していくため、往々にして「温鍋」が置かれる。「煎鍋」の数は通常は一つであり、カマドの形式により二つとなることがある。温鍋の数量はまちまちで、カマドの長さによって決定される。

鍋の形からいえば、煎鍋と温鍋は時に差異がないこともあるが、多くの場合は明確な差異が認められる。大小はその差異の主な表現形式である。たとえば四川省〔内江市〕資中場金李廠の鍋を配置し塩を煎熬するために設けられたカマドは牛尾灶であるが、その上には一つの大きな鍋と三つの小さな鍋を置き、前の鍋で塩をつくり後ろの鍋で塩水を作る。考古学的発見による雲安塩場遺跡灶では、前部には一つの圓形の大灶膛があり、後部には二本の小火道と煙巷が分かれ出でており、文献資料の記載と相似している。劉衛國の紹介によれば、田灶ではカマドごとに圓鍋を六つあるいは八つ配置していた。六鍋の灶膛には大回鍋一つ、近接した煙巷には小鍋五つを配置、あたかも一本の河のような配列を形成していた。八鍋の灶膛では大圓鍋二つ、近接した煙巷では分岐をつくり二本の河のような配列とし、列ごとに小鍋三つを配置した⁽³²⁾。考古学的発見からすれば、まさに八鍋の大カマドなのである。この種の大鍋一つから二列の鍋が分かれ出るという形式は、早くも漢代の〔現在は重慶市北東部にあたる〕巫山にはもう出現するのであった。麦沱墓群の九眼雙排灶では、最前面の独鍋がまさに「煎鍋」にあたり、後面に平行する鍋はまさに「温鍋」にあたるのである。もし龍灶でない團灶のようなカマドであっても、やはりこの種の温鍋と煎鍋は明確な区別をもってあらわれる。梅花灶を例にとれば、民国初年〔一九一二年ごろ〕の〔四川省内江市〕資中県の羅泉井のカマドでは、「中心に一千斤の鍋を置き、周囲に四つあるいは六つの温鍋を置いた」という⁽³³⁾。

文献資料もまた煎熬のための塩鍋には煎鍋と温鍋とがあったことを記載している。たとえば『四川通志』は彭水苗族土家族自治県の塩井では「十四眼があり、煎鍋は一百五十八口、温水鍋は一百一口である」という⁽³⁴⁾。多くの文献では、各地のカマドと鍋を統計するときに、鍋を大鍋、中鍋、小鍋とに分類して統計を記録しているが、これは徴税に関係する問題であったからであった。たとえば民国初期〔一九一二年以降〕の井塩について『川鹽紀要』は「鍋の大きいものは千金鍋という。……次に大きいものは温鍋といい、また牛頭鍋という。小さいものは金盆鍋という」という記載がある⁽³⁵⁾。大小による分類方法は、まずおそらく確実にカマドそのものの大きさによる鍋の体積に差異があらわれるのであるが、また別の重要な原因として煎鍋と温鍋に往々にして差異があったのであった。

煎鍋と温鍋の大小の差異もまた龍灶の構造と関係がある。火膛の部分は往々にしてやや広いのであるが、これは鍋を出来うる限り最大の熱量に接触させるためである。そして後

(32) 劉衛國「渝東古鹽灶向現代真空制鹽技術的演進」(『鹽業史研究』二〇〇六年第三期)。

(33) 林振翰『川鹽紀要』(商務印書館、一九一六年)第二五七頁。

(34) 清朝の常明等『四川通志』卷六十八「食貨」(巴蜀書社、一九八四年)第二三一八頁。

(35) 林振翰『川鹽紀要』(商務印書館、一九一六年)第二一四頁。

部は通常は狭く長くなるが、これは余焔と煙を取束させて出力をあげるためである。このほか、温鍋を実際に使用するうえで、通常では一番うしろの鍋の塩水を漸次前の鍋へ移動していくためである。そして前の温鍋にいけばいくほど塩水の濃度が高くなり、最終的に煎鍋へ進むのであった。

二 そのほかの製塩遺構

塩業と関係する遺構は比較的多量であるため、ここでは以下の四種類に分け紹介していく。

(一) 塩水を採取する遺構

四川盆地の塩水の主要な来源は天然の塩泉、〔井戸を掘削し塩水を汲み取る〕「鑿井汲鹵」、また〔鉍石を煮出して塩水を得る〕「煮石取鹵」の三種の方式となる。考古調査や発掘がすでに行われた形式は前者二種のみである。

四川盆地の東部には天然の塩泉が湧き出ることがやや多く、著名な重慶市巫溪県の寧廠鎮にある白鹿井や彭水苗族土家族自治県の郁山鎮にある飛水井などは今にいたるまでなお存在し続けている。天然の塩泉はよく人に用いられており、一般的に改造が加えられる。たとえば白鹿井では出水部には龍頭が積み上げられ、塩水は龍頭から吐き出されて塩水池にためられる構造となっているため、「龍井」とも呼ばれるのである。また飛水井の場合も人工的に小池が掘削され、まさに塩水を貯蔵し樋や船運による運搬に便利なようにされている。

天然の塩泉は当然ながら古代人が最も早く利用した対象であったろう。その中には洪水の影響を簡単に受けるものもあり、人々は泉の周囲に泥石により小規模なカコイをつくり、淡水と隔離することとした。こうした施設こそがおそらく人工の塩井の萌芽となったことであろう。重慶市武隆県の白馬鎮には天然の塩泉が〔揚子江へそそぐ〕烏江の渇水期に出現する。とはいえ渇水の季節が終わればまた塩泉は川に没してしまう。そこで後に人々は塩泉をかこい塩井を形成したのである。重慶市忠県の涂井郷の紅赤村には「高井」がある。その場所は〔烏江にそそぐ〕汝溪河の右岸の渇水線からわずか一メートルにも満たない場所であり、つねに洪水に洗われる状態であった。そこで人々は石により一個の直径六十センチメートル、高さ七十センチメートル、厚さ十センチメートルのかこいを作成、塩水の出水口周囲に配置した。ある研究者はこの種の井戸を〔雛形の井戸という〕「雛形井」と呼んでいる⁽³⁶⁾。

〔井戸を掘削し塩水を汲み取る〕「鑿井汲鹵」は、二つの発展段階によった。文献資料に

(36) 劉衛國「試論渝東古鹽泉向人工井的演進」(『鹽業史研究』二〇〇二年第十期)。

よれば、戦国時代〔紀元前四〇三年から紀元前二二一年〕の末期に李冰〔始皇帝の曾祖父である昭襄王嬴稷につかえ、蜀の太守として現在の世界遺産都江堰を建設した〕が成都平原で塩井を開削したことが端緒となり、北宋〔西暦九六〇年から一一二七年〕の中期にいたるまで、四川盆地では一貫して大口で浅い井戸がつくられた。大口の浅い井戸はおもに自然の塩泉をかこって井戸としたものであり、またあるいは地表から浅い層の塩水を浅く掘りあげて大井としたものである。成都市〔の郊外にあたる成華区の駟馬橋に程近い〕羊子山や〔成都市〕邛崃県の花牌坊から出土する後漢の画像磚には、当時の大口の浅い井戸で塩水を採取する情形が明確に描かれている。四川盆地の東部にあたる重慶地区においても、塩水資源は多くが地表に露出し、あるいは埋没していても深くない位置にあったため、一貫して近代にいたるまで絶対的な多数がなお大口の浅い井戸を使用していた。大口の井戸では木板を用いて井戸に箍をはめ、そののちには石により井戸を積み上げるようになり、牛皮のフクロや木桶を使用して塩水をくみ上げていた。大口の井戸のなかで最も大きいものは四川省〔眉山市の〕仁寿县にある陵井の「広さは三十余丈〔九十五メートルほど〕、深さは八十丈〔二百五十メートルほど〕」⁽³⁷⁾というものに違いあるまい。重慶市の雲陽県の白兔井は大口井戸のなかでは希代なことに、前漢の時代から現代にいたるまで一貫して利用され続けている。現在までの考古学的発見にかかる塩井には重慶市忠県の官井、雲陽県の跽塩井⁽³⁸⁾、四川省〔成都市〕蒲江県の白雲郷の塩井溝にある一号塩井があるが⁽³⁹⁾、この三基の塩井はみな石により井戸が積み上げられており、その中でも跽塩井は方形の井戸で、その他の二基の塩井は圓形の井戸である。忠県の官井にはかたわらに塩水をたくわえるための小池が一つ設けられており、池の壁には多年にわたる薄い灰色の石灰沈着物が堆積している。

北宋の中期からは、四川南部地域に「卓筒井」と呼ばれる小口で深い井戸が出現する。卓筒井は「圓刃銼」〔cylindrical edge file、円筒状の部品をヤスリとしての刃がおおって「鉗頭」を形成している〕および「鉗頭」〔drill bit、切削錐〕を激突させる方式により井戸を掘削しており、地球の深層部の塩水資源を利用可能としたのである。小口の深い井戸は四川南部や成都平原そして四川中部地域に大量に分布している。深い井戸の掘削工程は複雑であり、技術の難易度も高く、「鉗」〔穿孔〕、「鑿」〔掘削〕、「汲」〔汲み取り〕、「治」〔管理〕のすべて一揃いの専用の工具が存在し、この一連の技術は清代〔一六四四年から一九一二年〕にいたるまで発展して頂点を極め、道光十五年（一八三五年）の四川省自貢市の塩産地ではとうとう世界最深となる一千メートルを超える深い井戸—— 榮海井 —— を穿ちあげるにいたったのである。

(37) 李吉甫『元和郡縣志』卷三十三。

(38) 資料は重慶市文化廣播電視局三峽文物保護工作領導小組辦公室に所蔵されている。

(39) 成都市文物考古研究所「成都市蒲江縣古代鹽業遺址考古調查簡報」(『中國鹽業考古——長江上游古代鹽業于景觀考古的初步研究』第一集、科學出版社、二〇〇六年)第一二六～一四五頁。

〔鉍石を煮出して塩水を得る〕「煮石取鹵」はあまり見られない。王隱『晉書』『地道記』によれば〔梁州巴郡〕胸忍県（今の重慶市雲陽県）〔胸忍県は現在の雲陽県雙江鎮建民村にある旧県坪から北周天和三年、五六八年に東の湯口へと官庁が移転〕湯口には「湯口から四十三里〔約一九〇キロ〕ほど入ると石があり、煮出して製塩を行う。石は大きなもので一升ほどもあり、また小さいものは拳ほどの大きさで、煮出して水がなくなれば塩ができるのである」という。また『後漢書』『南蠻西南夷列傳』には汶山（今の四川省〔阿壩蔵族羌族自治州の〕汶川県にあたる）には「地に鹹土あり、煮出せば塩となる」とあり、また『太平御覧』卷八六五「飲食部」「塩」には「汶山には鹹石があり、まず水にひたして、それでもってこれを煮出す」とある。清朝晩期から近代にかけて、ところによってはこの塩鉍石を利用して塩水をつくるようになった。

（二） 塩水を輸送する施設

一般には「天車」と「雲盤」により塩井の中の塩水を取り出す。「天車」とは絞盤車〔ウィンチ〕を基礎として発展したもので、家畜を動力として大型の円盤を回転、その回転を伝達して滑車を動かし塩水を取得する。この方法は小口の深い井戸に適合しており、四川省自貢市の塩産地では今なお見ることができる。「雲盤」とは一種の簡単な滑車装置で、漢代にはすでに出現していた。雲盤は人力で引張り上げ塩水を採取するもので、大口の浅い井戸に適合しており、一つの井戸に一機設置という状態から一つの井戸に何機かを設置する状態へ発展した。雲安の塩場である白兔井では最多で〔一つの井戸に〕二十機が設置されている。

ここ数年来、〔天然の塩泉ではなく〕人工の塩井による塩水の分配や管理に関する権限はおもに投資者が持っている。一般的に、井戸ごとの総投資額や総株数、総滑車機数、そして株主の権利といったものは塩井の主権者が分担する。天然の塩泉の分配や管理は興味深い問題を有しており、たとえば宋の淳化年間〔西暦九九〇年から九九四年〕には〔夔州路夔州府の〕大寧監〔監とは鉍山など重要拠点に設けられた特別な行政区画で、大寧監は開宝六年、九七三年に大昌県から独立した〕の知事であった雷説が「分鹵板」〔塩水を分かつための板〕を考案し白鹿井の塩水を分配したという。この一枚の分鹵板には早期ですでに三十の「鹵孔」〔塩水を通す穴〕があげられ、漸次増加して六十八の鹵孔を持つにいたった⁽⁴⁰⁾。こうした設備により塩水を争っての紛糾を避けることができようになり、塩水を引く方法としての一大革新というだけでなく、塩水管理方法の一大進歩となったのである。

塩水を採取したあとには工場へ輸送するわけだが、ここには一般的に管を使用した。文献資料や製塩調査時の早期の写真にも明らかであるが、この管はおおむね楠竹

(40) 巫溪縣志編纂委員會編『巫溪縣志』（四川辭書出版社、一九九三年）第六二四頁。

〔*Phyllostachys edulis*、孟宗竹〕や斑竹〔*Phyllostachys bambusoides*、湘妃竹。桂竹の変種であり緑地に紫斑が点在する〕を使用しており、節をつなげホゾをあわせたのち竹ひごによりタガで締め上げ、外には油灰〔パテ〕で隙間をふさぎ、たがいに連結して竹の導管を形成するのである。そしてまた材木をけずりあげて凹形の木槽をつくりあげるのだが、俗に「筧槽」〔かけどいおけ〕と呼ばれる。こうした樋は簡単に壊れてしまうため、おおむね定期的な交換が必要である。そして清代も晩期より以来、竹管を鉄管へと代替えしはじめたのであった。

塩水を運ぶ導管はおおむね竹や木をしばりあげて支えを作る。漢代の製塩の画像磚にすでに類似する形象があらわれている。とはいえ山地や断崖絶壁には往々にして「栈道」の形式で塩水運搬の導管をひいていく。重慶市の巫溪县や巫山県に接続する大寧河の南段栈道はまさに典型的な塩水運搬の遺構で⁽⁴¹⁾、この栈道には栈道を支える穴が六八八八個もあり、水平の配列に近く、一定の斜度ごとに漸次下降していき、連綿と八十キロメートルほども続いている。その掘削の淵源は後漢よりあとに下ることはないだろうというもので⁽⁴²⁾、現代の研究者もまたそれが古代の塩水輸送の遺構であると多方面より論証している⁽⁴³⁾。わたしたちも重慶市の彭水苗族土家族自治県の郁山鎮にある製塩遺跡を調査したとき、多くの塩井のちかくで導管の支柱とおもわれる「柱痕」を発見した。楠木井から中井壩の製塩遺構にいたる間には下水沱、蓮花巖、皮虎沱、王家沱の四ヶ所にわたる塩水輸送の導管の遺構があり、また雞鳴井から后灶壩の間には黄泥泉、井房、后灶壩、巖上の四ヶ所にわたる塩水輸送の導管の遺跡がある。四川省〔成都市〕蒲江県の白雲郷の塩井溝にも塩水輸送の導管の遺構がある。これは二種類に分類できようが、その一方は導管の支柱あとなる「柱痕」、また一方は導管や木桶を置く基桶のあとである⁽⁴⁴⁾。

また、竹の導管の進路を曲げる問題を解決するために、人々は「別支」（またを「筧窩」という）なる装置を発明した。これは開始地点あるいは屈曲部分に木（あるいは石）の盆をおき、竹の導管を任意の方向に向かわせるというものである。宋代の嘉定元年（西暦一二〇八年）に、塩政の改革を下命された官僚であった孔嗣宗が大寧塩場における塩水の渡河の需要を解決するため、竹ひごをつかい椀の縁のように湾曲した蔓を絞り上げ、両岸にピンと固定し、そののちに竹樋を上面に吊り、一本の蔓と一本の樋を一虹とし、連綿と数十から百も設置し、「過篴」と呼ばれた設備を作ったという⁽⁴⁵⁾。

(41) 光緒『巫山縣志』卷三十「古蹟志」には「石孔は甬河の峡谷にみな存在する。これは唐の劉晏が穿ったもので、それによって塩泉を引きこんだのである」とある。

(42) 重慶市文物局・重慶市移民局・西安文物保護中心編著『三峡古栈道』下（文物出版社、二〇〇六年）第一九九頁。

(43) 第一に、冉瑞銓「大寧河栈道初探」（『四川文物』一九八九年第二期）、そして第二に任桂園「寧河栈道與煮鹽鐵盆芻論」（『鹽業史研究』二〇〇二年第四期）などを挙げる。

(44) 成都市文物考古研究所「成都市蒲江縣古代鹽業遺址考古調查簡報」（『中國鹽業考古——長江上游古代鹽業于景觀考古都初步研究』第一集、科學出版社、二〇〇六年）第一二六～一四五頁。

(45) 宋代の玉象之『輿地紀勝』「大寧監景物注」。「この孔嗣宗について、宋良曦「中國鹽業與地方會節」（『鹽業

(三) 塩水の貯蓄や濾過の遺構

塩水が塩場へ到着したら、まずは暫時貯蓄しなければならない。文献資料や近年の現場では大きな木桶を使うものもあったが、考古学的発掘ではみな塩池へと貯蓄していたことがわかる。

重慶市の忠県にある中壩遺跡では壁に黄色の粘土を塗布した穴槽の各種遺構が出現し、新石器時代の晩期から戦国時代まで継続していた。中壩遺跡ではそれぞれの時代の塩水貯蓄遺構に一定の差異がある。新石器時代の塩水貯蓄穴槽では穴壁と底部に二、三から二、五センチメートルの厚さで黄粘土が敷かれており、底部には一定の数量の石塊が置かれていた。その石は口径一から二メートルほど、底は小さく、高さは一メートル強であった。また殷周時代の塩水貯蓄穴槽もまた穴壁や底部に黄粘土が敷かれているものの新石器時代のものに比べて少なく、一部の穴槽では穴内に缸や甕といった陶器の破片が内壁に使用されていた。こうした器物のある内壁には往々にして薄い灰色の石灰沈着物が発見される。東周時代〔紀元前七七一年から紀元前二五六年にあたり春秋・戦国時代と同時期〕の塩池は多くが長方形で、穴壁には黄粘土をつかい加工しており、同様に往々にして薄い灰色の石灰沈着物の痕跡がみられる。

重慶市の忠県の哨棚嘴遺跡で発見された新石器時代晩期の遺構のなかにもまた、中壩遺跡の新石器時代晩期のものと類似する塩水貯蓄遺構がみられる。四川省の〔涼山彝族自治州にある〕塩源県の黒塩井の調査においても、人工的に積み上げられた四角形の塩池があり、周囲にはまだ少量の木杭が残存していた⁽⁴⁶⁾。重慶市雲陽県の雲安鎮で発見された清朝から民国にかけての塩池でも、穴壁には往々にして少々の薄い灰色の石灰沈着物がみられた。重慶市の彭水苗族土家族自治県の郁山鎮にある中井壩遺跡の石を積み上げた塩水池ではみな黄粘土で塗り込められ、別の一基では二つの塩池が並列していたが（H3 遺構）、穴の周囲や底部には直接に黄粘土が敷かれていた。

科学的測定をおこなうことで、塩池のなかにみられる薄い灰色の石灰沈着物は塩水の中に含有されるカルシウム、マグネシウム、磷〔リン〕といった不純物が沈殿し積集した結

史研究』二〇〇〇年第四期)、劉衛國「渝東鹽場の民俗節」(曾凡英主編『鹽文化研究論叢』第一輯、巴蜀書社、二〇〇五年十二月)はともに『輿地紀勝』「大寧監景物注」を引きつつ嘉定年間の大寧知監孔嗣宗による「絞筴」を伝える。とはいえ『輿地紀勝』卷一八一「夔州路」「大寧監」「景物上」「絞筴」には「陳郡守」のみが登場し、また『輿地紀勝』卷一八一「夔州路」「大寧監」「官吏」「人物」「孔長官」には前出の大寧監の知事である雷説や「嘉定中」の「榮州資官令孔嗣宗」が登場する。この記述は『蜀中廣記』卷六十六「方物記第八」「鹽譜」「川東井」における「夔志」云と同様である。ただしこの孔嗣宗は吳洪成・閻志軍「唐宋時期重慶科舉考試述論」(『重慶教育學院學報』、二〇一一年第一期)に北宋の治平三年(一〇六六年)に夔州府儒學を夔州府路轉運判官として重修した人物として触れられており、また『續資治通鑑長編』卷一百九十一、嘉祐五年六月乙亥条には「榮州資官令孔嗣宗奉詔寬恤民力、嘉祐六年十月十五日過此」なる文言があらわれる。おそらく『輿地紀勝』の孔嗣宗とは嘉定年間(一二〇八年から一二二四年)ではなく、嘉祐年間(一〇五六年から一〇六三年)に潼川府路榮州資官県の知県をつとめた人物を指すと思われる。

⁽⁴⁶⁾ 成都文物考古研究所・涼山彝族自治州博物館「四川鹽源縣古代鹽業與文化的考古調查」(『南方文物』二〇一一年第一期)。

果であろうことがわかった。穴壁によく見られる黄粘土はおもに滲み出たり漏れたりすることを防ぐためであった。中井壩遺跡の塩カマドの上にある塩水溝やA型の「潑鹵印灶」の後部の爐の底部にも往々にして黄粘土がみられるが、これも「潑鹵」による製塩技術と関係があるものであり、同様に防滲のためのものであったろう。中井壩の塩業遺跡にある木柱の「柱痕」の周囲にもまた往々にして黄粘土が充填されていたが、これは黄粘土には腐蝕を防ぐ作用もあったことをあらわしていよう。このほか、土殻や土磚を使用している地方では黄粘土は「氷土」をつくるための原料の一つとされており、清代からは石炭を燃料として使用する製塩工場において黄粘土もまた石炭塊をつくるための重要な添加物となっていた。重慶市の巫溪县にある大寧塩場では前世紀の四十年代には毎年黄土四十万キロを調達して灰炭を調合していた。

塩水貯蓄遺構にはまた製塩過程から大きく二種類に分類することができる。ひとつは原塩池であり、塩水の源泉から運搬されてきた塩水を貯蓄するものである。またもうひとつは塩水濃縮池であり、濃縮過程を経た塩水を貯蓄するものであり、たとえば〔石灰に水を加えて溶くアクである〕「淋灰」や「氷土」を溶かし込むため、当然ながら塩水の変化じたいが塩水の濃縮過程の一環となるものである。このほかのどのような種類の塩池であれ、多くの状況下ではみな同時に風にさらされ塩水濃度をさらに高める効能を持っていた。

ときには穴内に灰燼が厚く堆積しているような塩水濃縮穴があるが、おそらく「淋灰」を混ぜる方法により塩水を濃縮していた塩水坑なのであろう。中壩遺跡のこのような坑内の堆積物では往々にして上が灰土、下が灰燼となっており、厚さは四十センチメートルほどにも及ぶ。草木の灰燼は塩水の濃縮のため、すなわち塩水の塩分の濃度をさらにあげるために使用される。これは中国の古代における製塩のなかで相当に普遍的な技術であり、「淋灰法」と呼ばれる。淋灰法の塩水坑とは「淋灰」を入れ溶解する土坑であり、坑の底部の石塊は塩水を掬い上げるときに下部の沈殿物が浮かび上がるのを防止するために配置された石なのであった。

「淋灰法」と「氷土法」とはみな深い穴と浅い穴の二つの穴を使用する。明代〔一三六八年から一六四四年〕の徐光啓『天工開物』「作咸第五・海水鹽」には「およそ淋煎法では、穴二つを掘る。うち一つは浅く、一つは深い。……深いほうの穴は深さ七八尺ほど〔二一七から二四八センチメートルほど〕で、浅い穴のアクまじりの汁を受けとり、そのあと鍋にいれ煎熬するのである」とある。中壩遺跡の新石器晩期から殷周時代にかけての塩水貯蓄坑でも深い穴と浅い穴とが見られる。文献資料はこの二種の穴の位置関係を明示することはないが、『天工開物』の記載する内容と相似するようなものであったことであろう。中井壩の塩業遺跡のH3・H4号遺構の塩水貯蓄池はともに深浅二穴の連環がみられないが、そのなかのH3遺構の隔壁底部にはなお穴があけられ通じ合っていた。おそらくこれが「氷土」を濾過し煎熬するための池であったのだろう。〔四川省成都市の〕蒲江県の白雲郷の塩井溝一号井附近で発見された塩池では、塩井上の基盤岩のうえに石板を積み上げてつく

られており、中部に石板で隔壁がつくられ、塩池を二つの四角形の小池へと分けている。あるいはこれも濾過し煎熬するためのものであったのかもしれない。

(四) 製塩工場の建築

考古学的発見や現存する工場からみれば、製塩の工場では通常は塩カマドを中心として関係のある建築物が配置される。この工場建築は〔重慶市〕忠県の中壩、彭水苗族土家族自治県の中井壩、雲陽県雲安といった遺跡にかならずあらわれるが、なかでも中壩遺跡の発見数が最も多く、「その数は三ヶタにのぼる」といわれるほどである。

中壩遺跡の工場建築はおおむね一定の分布範囲をもち、長方形あるいは正方形となっている。工場の地面がすべて平面であることは少なく、それらはおおむね四周がやや高く中心がやや低い。ときには斜面にかたむいて作られている。地面は往々にして灰白色の硬いもので、時代の推移によってさらに硬くなっていく。戦国時代〔紀元前四〇三年から紀元前二二一年〕ともなると岩石のように硬くなるのである⁽⁴⁷⁾。

また建物跡の範囲内からは往々にして火をつかった痕跡があるが、この痕跡はカマドや火膛とは異なるものである。

中壩遺跡にはまた少々ながら「柱痕」の遺構があり、注意をむけるに値する。ある遺址では、工場の建築における地面の範囲内では「柱痕」の配列に規則性がなく、今に至るまで一定の形状を呈する閉鎖性構造が一例も発見されていない。しかも一部の場所では〔「柱痕」が〕密集している。これでは人がそのなかで活動するのに不便であったことだろう。また一種は工場建築の外であるが、新石器時代晩期から春秋戦国時代にかけてみな一定の分布範囲を持つものの、しかし分布の規則性がきわめて不明確である。その中で新石器時代晩期の「柱痕」の分布範囲は大きいものではなく、「柱痕」も相対的にまばらである。夏王朝、殷王朝を経て殷末周初にいたる発展により、分布の範囲は広がり、密度は時をおって高くなり、九メートル四方の調査範囲のなかで大小とりまぜた「柱痕」が一十を超えるほどとなる。そして西周中期や晩期から戦国時代にかけて、「柱痕」密集の程度は漸次減少していくこととなる。

中壩遺跡の工場建築はおそらく製塩のための施設である。そのなかの白く硬い地面の来歴はやや複雑である。四川盆地東部の塩や塩水に存在する不純物はおおむねマグネシウム、カルシウム、「碳酸根」〔carbonate、炭酸基〕といったイオンあるいは「離子團」〔ionic group、イオン基〕であり⁽⁴⁸⁾、これらの物質は草木の灰にある「碳酸鈉」〔sodium carbonate、炭酸ナトリウム〕や「碳酸鉀」〔Potassium carbonate、炭酸カリウム〕といった物質と化学反応を起こし、難溶性の「碳酸鈣」〔Calcium carbonate、炭酸カルシウムいわゆるタンカル〕や「碳酸鎂」〔Magnesium carbonate、炭酸マグネシウムいわゆるタンマグ〕を生成する。

(47) 四川省文物考古研究院等「中壩遺址の鹽業考古研究」（『四川文物』二〇〇七年第一期）。

(48) 孫智彬「忠縣中壩遺址の性質——鹽業生産的思考與探索」（『鹽業史研究』二〇〇三年第一期）。

そして同時にさらに多くの氯化ナトリウム〔Sodium chloride、塩化ナトリウムすなわち食塩〕を生成し、塩分含有量をさらに高めることができるのである。中壩遺跡の蛍光エックス線分析によれば、工場（F270、F198、F226）や塩水貯蓄槽（M75）などの生産遺構の土壌には、非生産遺構（T0202の第二十層）の土壌とくらべて、前者のカルシウムやマグネシウムの含有量は特別に高かった⁽⁴⁹⁾。炭酸カルシウムや炭酸マグネシウムはみな製塩の過程で沈殿した析出し、器機の表面に付着し、多くの場合にはぬぐい去られて工場の地面へ遺棄され、そうして石灰沈着物の硬い層が形成されたのだろう。

中壩遺跡の屋内におけるいわゆる「用火遺跡」〔火使用遺構〕は、おおむね各種の灰燼であり、また「淋灰法」による塩水濃縮であり、また後述する「塩模」〔最終段階にある塩の成型のための過程〕の余熱のための灰燼である。室内外の大量の「柱痕」に関しては、わたしたちは後述する器具の紹介と関連させて効能について説明していこう。

三 塩を煎熬する鍋

「熬鹽鍋」〔塩を煎熬する鍋〕には温鍋と煎鍋の二種類が存在した。とはいえ、一般的に大小や厚薄といった差異があるほかには、同時代のものの形状や形質には他に差異はあらわれない。研究者は四川盆地の早期の塩カマドに置かれた各種の塩を煎熬する鍋は、おおむね小型の陶製の容器へかたよっていたと考えている。小型の陶製容器で塩を煮沸すれば、熱を受ける面積は狭く、塩水の容量は少なく、製塩量はとても低くなる。しかも煎熬する過程では頻繁に塩水を添加せねばならいわけで、すべての要素で不足を来している。先秦時代〔始皇帝が統一を果たす紀元前二二一年より前の時代〕の四川盆地では製塩と関係のある小型の陶器として〔底部が狭まる〕「尖底杯」、〔口が小さく円状の底部を持つ〕「小口圓底罐」があり、またおそらく〔底部が狭まる小型の杯である〕「尖底盞」も〔製塩器物として〕包括されるであろう。この種の器具は、もしまったく塩分の煎熬と全く関係がない器具であったとした場合、おそらく「塩模用具」〔最終段階にある塩の成型のための器具〕なのである（詳しくは下文を参照のこと）。私たちは、四川盆地において当時すでにやや大きな陶製の釜や陶製の罐といった器具をつかい、炊事を普遍的に行っていた時代であればこそ、往古の人々が熱効率や労働効率の極端に低い小型の器具をつかって煎熬することを継続する理由などないことを明らかにせねばならない。龍灶の構造に鑑みれば、新石器時代から近年にいたるまで、機能の継続性はまったく明らかであり、そこからして私たちは早期の製塩においても大型の陶器をつかい塩を煎熬していたことに賛同したいのである。

⁽⁴⁹⁾ 傅羅文〔Roman K. Flad〕等「中國早期鹽業生產的化學證據」〔『法國漢學』叢書編輯委員會編『考古發掘與歷史復原』〔『法國漢學』第十一輯、中華書局、二〇〇六年〕第二三～二五頁。

1. 陶製の罐

陶器で製塩を行う時代、煎熬の器具は炊事のための器具とほぼ同様であったようで、おおむねみな「圓底器」あるいは「三足器」といった傾向にあった。重慶地区の新石器時代晩期の出土物には大型の圓底器や三足器が少ないため、平底器や尖底器を使用していた可能性は否定できない。ある研究者は「深腹缸」が新石器時代末期の煎熬の器具として使われたと認識している⁽⁵⁰⁾。フランス国立科学研究センター〔Centre national de la recherche scientifique、略称はCNRS〕の製塩を専門とする考古学研究者である顧磊（Pierre Couletquer）〔ママ。Pierre Gouletquer、ピエール＝グレッケか〕が中壩遺跡を参観したあとに指摘したのは、深腹缸の底部部分には彼がアフリカで確認した製塩のための工具ととても似ていることであった⁽⁵¹⁾。明清時代〔一三六八年から一九一二年まで〕から民国にかけての時期、甘肅省の塩場の煎熬では鉄鍋を用いていたが、その形状は口が大きく、底がすぼまり、あたかもラッパのような格好であった⁽⁵²⁾。その外形と重慶地区の新石器時代晩期の深腹缸（この種の器具の形式は小さな平底のものから発展し尖底に到ることとなる）とはまことによく似たもので、あるいは深腹缸が煎熬の塩鍋であったことを裏付けているとも思えるのである。

殷代から戦国時代にかけて、重慶地区では普遍的に大口の圓底罐あるいは圓底釜がみられ、おおむね底部には「煙炆」〔すす〕のあとが顕著に見られるため、その主要な用途は炊器としてであったと思われる。とはいえ一部の製塩遺跡では、これらはおおむね塩の煎熬のため用いられていた。この種の陶器は中壩遺跡で数量がやや多く、おおむねみな〔花弁のような大きな凹凸が口をいろどる〕「大花邊口」で、首はすぼまり、肩部は鼓のように広がり、深腹で圓底であり、器身には縄紋があまねく彩られ、胎はやや厚く、目の粗い砂を含み、器の壁の内側は浅黒く、まさに塩の煎熬のための理想的な器具となっている。

2. 牢盆

『史記』『平準書』には「〔国民のなかで人々を集めて製塩に従事することを願う者がいたならば〕官の器物によって塩を煎熬することとし、官は牢盆〔給付金と製塩器物、転じて牢盆の二字が製塩器物ひいては塩政そのものを指す言葉となる〕を彼らに与えることにいたしましょう」との記述がみられる。「牢盆」の形状は〔乾道六年、一一七〇年の記載によれば〕「底部はすぼまり、半甕の形を呈している」ものであった⁽⁵³⁾。考古学的発見か

⁽⁵⁰⁾ 孫華「渝東史前制鹽工業初探——以史前時期制鹽陶器為研究角度」（『鹽業史研究』二〇〇四年第一期）。

⁽⁵¹⁾ 孫智彬「中壩遺址の鹽業考古研究」（『四川文物』二〇〇七年第一期）。

⁽⁵²⁾ 宋良曦・林建宇・黃健等編『中國井鹽史辭典』（上海辭書出版社、二〇一〇年）第五六〇頁。

⁽⁵³⁾ 陸游『入蜀記』〔卷六、乾道六年十月二十四日条〕は「〔夔州巫山県の県庁に到着したが〕「縣廊」〔県庁の廊下、ただし『入蜀記』原文は「縣廡」で、その場合は県庁そのものを指す〕にはふるい鉄盆がおいてあり、底はすぼまり、半甕の形を呈していた。きわめて堅く厚く、その内側に銘が掘られており、おそらく〔後〕漢の永平年間〔西暦五八年から七五年〕のものと思われる」と記載する。とはいえ「底鋭〔底はすぼまり〕」

らみれば、四川省〔成都市〕蒲江県の五星鎮から出土した漢代の鉄盆は、深腹の平底の盆であり、口はやや底部より大きく、口径は一一センチメートル、底部の直径は一〇センチメートル、高さは五七センチメートル、壁の厚さは三・五センチメートル、重さは四〇〇キロ余りに達するものであった。この盆の内壁には隸書で「廿五石」の三文字が鑄込まれている⁽⁵⁴⁾。これについて宋の人である洪邁もまた『隸統』の中で同様の記載をしており、おそらく当時の牢盆が統一された容量を持っていたと考えることができる⁽⁵⁵⁾。このほか、宋代の巫山県庁には重さが「三百五十斤」に達するような「巴官鉄盆」〔巴郡における官支給の鉄盆〕と呼ばれる牢盆があったといい、黄庭堅が〔『黄文節公全集補遺』卷十に収められている〕〔『巫山県漢塩鉄』盆記〕で記すところによれば〔後〕漢の永平年間〔『盆記』はその七年すなわち西暦六十四年の鑄造と伝える〕のものというが、宋の趙明誠、洪邁、陸游がこの牢盆に対して考証をし〔同意し〕ている⁽⁵⁶⁾。重量からみれば、巫山県庁の牢盆と文献資料における「巴官鉄盆」が「三百五十斤」（と自ら銘を鑄ている）であるものの、蒲江県の牢盆の重量が〔三百五十斤と〕やや軽いこととなる。とはいえ二千年にわたるサビによる浸蝕を考慮すれば、おそらく製作当時の重量とおおむね相当するのではなかろうか。ここからみれば、漢代における「官が牢盆を支給する」という牢盆の系統はみな鑄造であり、その形式や重量や大小は基本的にまったく一致していたのだろう。

牢盆はほかに成都市の郊外の〔成都市成華区の駟馬橋に程近い〕羊子山や〔成都市〕邛崃県の花牌坊から出土した後漢の製塩に関する画像磚にも見られる。両者はともに一本の長い龍灶が描かれ、その中に羊子山のものには上に圓形の牢盆を五口、また花牌坊のものにはカマド部分がやや剥落してしまっているが、それでもなお牢盆二口が載せられている⁽⁵⁷⁾。牢盆の実物模型は〔重慶市忠県にある〕烏楊〔鎮の將軍村にある〕墓群における龍灶にも明確に見ることができる。カマドが出土したときには上面に「鉢形器」が積み重ねておかれており、その鉢形器はカマドの穴の上に置くのにちょうどよいものであった。鉢形器の形状は圓形で、口部は開放的あるいはやや収束したもので、平底であり、やや腹深であり、底部は口部より小さい。これは文献資料の記載する「牢盆」の模型といえ、また蒲江県における漢代鉄盆の実物の形状とも非常に接近したものであった。

烏楊の墓群における前漢の龍灶の模型にあった「牢盆」がそれぞれにぴたりと寄り添い、

と「半甕の形」とは矛盾した表現であり、〔『入蜀記』は続いて「魯直作『盆記』すなわち黄庭堅『鐵鹽盆記』を引き、黄庭堅が建中靖国元年〔一一〇一年〕に巫山県知事代理をつとめたときに「この盆が種蓮（蓮の植木鉢）として使われていた」と証言しており）以前にこの器物へ「蓮炭」〔オニバス〕が植えられていたことを考慮すれば、おそらく「底鋭」とは「底鈍」〔底がなめらかに平らである〕の誤写でないかと思われる。

(54) 龍騰・夏暉「蒲江縣出土漢代牢盆考」（『鹽業史研究』二〇〇二年第二期）。

(55) 洪邁『隸續』卷十四には〔〔漢〕修官二鐵盆款識〕が収められるが、そこに附される銘文には「廿五石」や「廿五石廿年修官作」〔二十五石、（建武）二十年（すなわち西暦四十四年）に修官が作成した〕とある。

(56) 趙明誠『金石錄』卷十四（上海古籍出版社、四庫全書影印本、一九八七年版）。また洪邁『隸續』卷三（上海古籍出版社、四庫全書影印本、一九八七年版）。また陸游『渭南文集』卷四十八「入蜀記」。

(57) 高文『四川漢代畫像磚』（上海人民美術出版社、一九八七年）。

全てのカマドの面にあまねく置かれていた状況とともに考えれば、五穴のカマドの実物は長さが少なくとも六五〇センチメートル以下であることはなく、また十二穴のカマドは一五六〇センチメートル以下であることはあるまい。とすれば、中壩遺跡における前漢の龍灶の上にはおよそ五から十の牢盆を配置できたことであろう（すでに公表されている長さから推測したもの）。

3. 大鍋、塩盤、圓形平底鍋、方形平底鍋そのほか

南北朝時代〔西暦四三九年から西暦五八九年〕、四川盆地における塩の煎熬にはおそらく「鑊」〔大鍋〕を用いていた。〔南朝梁の李膺による〕『益州記』に言う「〔益州犍为郡の治官県にある貴平井では〕官営で二つの灶と二十八の鑊を持つ」との記載はその明証といえよう⁽⁵⁸⁾。四川盆地では後漢から六朝時代〔呉の成立した二二二年から東晉、宋、齊、梁を経て陳の滅亡した五八九年までを指す〕にかけてつねにある種の鉄釜が出土するが、これは当時の一般家庭でよく見かけた炊飯具と思われ、「鑊」とはその大釜にあたるものだったのだろう。

唐宋元の時代〔西暦六一八年からモンゴル帝国が大都を放棄した一三六八年まで〕、海塩の煎熬を行う器具はおおむね塩盤となった。宋代の徐度『却掃編』にはじめて記載があらわれ、元の陳椿の『熬波圖』にもあらわれる。塩盤の形状に関しては、明の李時珍や宋応星がともに記載しているが、平底で浅腹、大口の器物であった⁽⁵⁹⁾。鉄製の塩盤を「鉄盤」と称したほか、竹を編んで盤状とし、「蠣灰」〔牡蠣の貝殻を焼成したもので白玉とも呼ばれた〕や石灰を塗布したものもあった。鉄盤は江蘇省や浙江省の沿海地域一帯で多くみられ、四川省〔成都市〕蒲江県の白雲郷にある塩井溝の灰沙嘴の遺跡で出土した鉄鍋の残骸二件は唐宋時代〔六一八年から一二七九年〕のもので、内壁にはやや多量の塩かすが粘着しており、外壁には石炭ガラが焼結していた。その底部の厚さは〇.九から一.三センチメートルで、「およそ平底の鉄鍋に分類」されるものと推測された⁽⁶⁰⁾。とはいえ牢盆、鉄盤あるいは明清時代〔一三六八年から一九一二年〕の圓口平底鍋に属するものなのか、論定は難しだろう。

鉄盤は大きくて重く、一つごとに鉄二千キロ余りをつかうため、私人では铸造することなどでできず、また多くの人々による「團煎」〔集団での铸造〕が必要なため、前の盤が損

(58) 『太平寰宇記』卷八十五「陵洲」「貴平縣」条の引く『益州記』。

(59) 李時珍『本草綱目』〔金石五〕「食鹽」は宋代の蘇頌『圖經本草』を引き「塩を煎熬する器物は、漢代にはこれを牢盆と称した。……横は一丈、深さは一尺で、平底であり、カマドの背に配置し、塩盤という」という。また宋應星『天工開物』〔作咸第五〕「海水鹽」には「その盆の周囲は広さ数丈、口径もまた一丈ばかりである。鉄釘を打って葉のような扁平なものをつくり、鉄釘と結びあわせる。その底部は平らかなこと盂のようであり、その四周の高さは一尺二寸である」とある。

(60) 成都市文物考古研究所「成都市蒲江縣古代鹽業遺址考古調查簡報」（『中國鹽業考古——長江上游古代鹽業于景觀考古的初步研究』第一集（科學出版社、二〇〇六年）第一二六～一四五頁）。

壊した場合には官府でもなおすぐに修理することは不可能で、明も中葉以降には「鍋撇」〔幅が広くて浅い鍋で「撇盤」とも呼ばれた〕が興隆し、鉄盤は廃れていった。軽便な鍋撇は漸次無駄に重い鉄盤に取って代わり、それゆえに「團煎」制の瓦解をも導いたのであった。

明清時代、各地の煎熬器具の名称はそれぞれ異なっており、たとえば淮南〔江蘇省北部・安徽省東部〕では「鑊」〔piè、鑊とも称す広口の浅鍋〕といい、長蘆〔現在の天津市濱海新区にあたる北直隸河間府滄州長蘆鎮周辺で、製塩業が発達していた〕や広東省では「鍋」〔guō〕と呼び、山東省や浙江省では「盤」〔pán〕と呼称し、福建では「釜」〔fǔ〕と名付け、四川や雲南では釜といたり鍋といたりした。四川盆地の塩鍋は、清代には「小金鍋」、「金圓鍋」、「大塩鍋」、「千斤鍋」、「鑊鍋」といった各種の鍋が存在したようだが、考証できるような実物は残っていない⁽⁶¹⁾。清の『雍乾之際井鹽産銷画卷』〔雍正・乾隆（一七二三年から一七九五年）ごろの井塩の生産や販売についての絵巻物〕の〔もと『易経』卦四十八「井」象伝に由来する〕「井養不窮」〔井とは人々を養うこと窮まることがないもの〕の図は、カマドの房内に一つの龍灶があり、そのカマドの上には「煎塩灶」「鍋七口」といった字が書き込まれている。その鍋の形状はまさに圓口の「鍋鑊」である⁽⁶²⁾。この種の鍋の底部とはどのような形状であろうか。四川省自貢市〔大安区にある〕榮海井の一九九九年の調査結果からみれば、榮海井で用いられていたのは圓口の平底の鉄鍋であり、鍋口の直径は一〇二センチメートル、深さは二八センチメートルであった。また自貢市の沖潭村の塩廠で一九四〇年以前に使用していたものも圓口平底鍋で、直径は一五〇センチメートルであった⁽⁶³⁾。民国初年には林振翰〔福建省福寧府寧徳県の人で民国三年に四川省へ赴任し塩務稽覈所の一等課員となってから塩政研究を志した〕が自貢市自流井区の沙湾河あたりで、煎熬のための新しい塩鍋や廃棄された塩鍋を撮影しているが、その写真は圓口で浅い盤であり平底（あるいは平底に近い）鍋であったことを明確に記録している⁽⁶⁴⁾。また彼は鍋の状況を記録したときには「鍋の大きなものは千金鍋といい、径は四尺〔一三二センチメートル〕、厚く重いため深く鑄造することはできず、煎熬の時には鉄塊十二個でかこみ、高さを一尺ばかりとするが、これを鹵辺という」と記している。また〔四川省の遂寧市の射洪県と蓬溪県にまたがる広大な塩産地である〕射蓬ではカマドごとに「大平鍋」や「二平鍋」といったものを使用していたとし⁽⁶⁵⁾、「深く鑄造することはできず」ということに

(61) 唐仁粵主編『中國鹽業史』「地方編」（人民出版社、一九九七年）第六三八頁。

(62) 絵巻物の写真は現在イギリスの劍橋李約瑟研究所〔Cambridge University, Needham Research Institute、ケンブリッジ大学ジョゼフ＝ニーダム記念研究所〕に所蔵されている。吳天穎「兩種清代井鹽圖籍述評」（彭澤益・王仁遠主編『中國鹽業史國際學術討論會論文集』四川人民出版社、一九九一年）を参照のこと。

(63) 筆者が二〇一〇年に榮海井を調査したときには、すでに普通の圓口圓底鍋を使用するよう改められていた。一九九九年の調査については北京大学考古系等「一九九九年鹽業考古田野調査報告」（『中國鹽業考古——長江上游古代鹽業于景觀考古的初步研究』第一集（科學出版社、二〇〇六年）第三〇～一一三頁を参照のこと。

(64) 林振翰『川鹽紀要』（商務印書館、一九一六年）の付図。

(65) 林振翰『川鹽紀要』（商務印書館、一九一六年）の第二一四頁と第二一八頁。

ついて、それは浅盤の平底の鍋を使用していたことだと説明している。圓口平底の鍋は鉄盤にくらべて小さく軽いとはいえ、それでもかなり重いものであることを考えると、これは鉄盤が四川盆地において継続的に使用されながらも改良されていった結果とみなすことができよう。

二十世紀の四十年代からは一種の新たな方型平底鍋が出現しはじめ、ほどなく大塩場各地で流行するようになった。二十世紀の七十から八十年代よりこのかた、方形平底鍋の生産量がやや少なかったこともあり、一部にまだ残存していた伝統的製塩を採用する塩廠が普通の圓口圓底鍋を使用しはじめたのだが、ほどなく倒産してしまった。

総体的に述べれば、塩水の不純物が往々にしてやや多かったことにより、古代では各種の方法を採用し純度を高めようとしても⁽⁶⁶⁾、煎熬の過程で依然として多くの不純物が塩分に混合しており、時には容易に鍋底で凝固してしまう。こうした塩鍋のコゲを削り取るため、また同時に熱量需要を均等にするうえで有利であることもあり、鉄器が生産されて以降には煎熬の塩鍋はおおむね平底のものを使用するようになっていったのである。

四 塩模器具と塩錠の生産

わが国の先秦時代にはすでに〔固形の塩である〕「有形塩」と〔粉末状である〕「散塩」が存在した。『周礼』〔「天官冢宰」「塩人」〕には「〔塩人は〕客をもてなすときに〔虎の〕形をした塩をささげる」との記載がある。ここの「形塩」〔形をした塩〕とは、当然一定の形状に製成した塩を指すだろう。形塩には成型器具があつてこそ形成できるものであり、四川盆地での考古学的発見による先秦時代の一部の陶器こそまさにこの種の成型器具と思われるのである。

(一) 塩模器具

1. 深腹缸

前述したように、新石器時代晩期の〔口部が広がる〕敞口深腹缸は塩を煎熬する器具である可能性を排除するものではない。とはいえ、この深腹缸のような大形の器具は下記するように中壩遺跡の「柱痕」とあわせて考えると、また「塩模器具」〔塩の成型器具〕としての機能を持っていた可能性もあるのである。

塩模器具としての分析には以下の幾種かの理由がある。第一に、深腹缸が中壩遺跡で出

⁽⁶⁶⁾ 塩水の成分に差異があることにより、各地で異なる方法が模索され塩水の純度をあげるようになった。たとえば自貢市の榮海井では塩鍋を煎熬しているときに豆乳を入れる。そうすると塩水の表面にはやや集中して一層の泡沫が出現し、ここでこの泡沫を浚い出せば純度を高めることができるのである。また雲陽塩廠では生石灰をつかい不純物を取り除いた。北京大學考古系等「一九九九年鹽業考古田野調査報告」(『中國鹽業考古——長江上游古代鹽業于景觀考古的初步研究』第一集、科學出版社、二〇〇六年)第三〇～一一三頁を参照のこと。

土する件数が大量であること。紹介によれば、この種の器物は出土する同時代の陶器総数の六八、二パーセントを占めている⁽⁶⁷⁾。このほか、発掘隊が中壩遺跡のDT0202遺構における「探方」〔Trial pit、試坑〕のうち第六五層の一平方メートルだけで統計をとったところ、あわせて三六〇〇片もの陶缸のかけらが出土したという。その中の一二五片は口のふちのかけらであった。このふちのかけらの残数から計算すれば、少なくとも五つの陶器があったものと考えられる。陶缸は中壩遺跡の新石器時代の遺物において時代をおって数量が安定的に増加していく傾向がみられる⁽⁶⁸⁾。大量で単一の器類が堆積していること、これは一定規模の工業的な生産状況のもとで初めてやっと出現するものであり、それだからこそ壊れやすい塩模器具が出現することにもなるのである。単純な塩の煎熬器具の場合、多くの状況において反復使用されるだろうし、だからこそ往々にしてこのような堆積状況は見られないわけである（煎熬と成形の工程が合一である場合をのぞく）。第二に、深腹缸は、東は重慶市巫山県（甚だしい場合には鄂西〔湖北省西部〕の三峡地区）、西は重慶市合川区、南は重慶市酉陽土家族苗族自治州にいたる広大な範囲にわたり、みなこの種の陶器が見られるのである。煎熬の器具とは、一般的にみれば、おおむね塩業生産の遺跡にあるものであろう。深腹缸がこのような広範囲に伝播することが可能となったのは、まさにこれが製塩の成型器具が塩の運搬や販売にも関係があった結果であるのだろう。また同時に、わたしたちが観察したところでは、深腹缸は塩業生産遺跡から距離が離れば離れるほど、考古学的に発見される件数も減少していく。その遺跡における同時代の陶器の比率はさらに減少するが⁽⁶⁹⁾、これも周辺へ販売されて減少した効果であろう。第三に、深腹缸の形態が成型器具として有利なものであったことである。深腹缸はおおむね〔粗い砂をふくむ〕「夾粗砂」の紅褐色の陶器であり、器外の壁飾は縄文であり、「唇部」〔lip、口唇部。rim、口縁部とも〕はおおむね縄紋でしかも紋痕はとても深く、また花びら状あるいはノコギリ状を呈しており、底部はおおむね小平底あるいは柱状で尖底である。缸の体積はみなやや大きく、おおむね口径は三〇センチメートル、高さは五〇センチメートル前後である。早期の形状は底径が三から五センチメートル前後であったが、晩期にかけて尖底へと変化していくと、根部の直径はおおむね一から二センチメートル前後となった。総体的に見れば、深腹缸の安定性はとても低く、であればこそ、まさに遺跡のいわゆる「柱痕」とともに考え、下記に詳細に検討するが、われわれはここで「柱痕」が成型器具の工程と関係がある

(67) 孫智彬「中壩遺址の性質與環境關係研究」（『科学通報』二〇〇八年第五三卷、増刊I）。

(68) 傅羅文〔Roman K. Flad〕著・呂紅亮譯「專業化與生産——若干基本問題以及中壩制鹽的討論」（四川大学博物館・四川大學考古學系・成都市文物考古研究所編『南方民族考古』第六輯、科學出版社、二〇一〇年）。

(69) 新石器時代の遺跡からは、中壩遺跡をのぞけば、重慶市奉節県の老關廟遺跡もまたおそらく一つの製塩と関係する重要な遺跡である。というのもこの遺跡付近には歴史上つとに有名であり、かつ相当に開発利用された〔梅溪河の川岸で塩の煎熬のために臭煤 stink coal を使っていたために臭い塩の川原と呼ばれた〕「臭塩礦」（またの名を〔蜀の軍師である諸葛亮が兵法の精髓を込め制作した八陣図である陝西省漢中市勉県、四川省成都市新都区、重慶市奉節県城、重慶市奉節県白帝城の一つである〕「早八陣」）があり、であるからこそ、老關廟遺跡の深腹缸の数量は多く、その比率も高いのだろう。

ことを見て取れるのである。

2. 尖底杯

殷代から西周の早期にかけて、尖底杯が中壩遺跡においてよく見かける堆積器物となる。尖底杯とは一種の圓錐形をしており、口部から腹部にかけては直線的で尖底をもつ陶質の容器である。現在のところ学会では大多数が尖底杯を一種の塩業生産と関係ある器具であると考えている。ただしその器具がどのような役割を担っていたのか、どのような機能を持つものであったのか、いまだ統一的意見が出されないでいる。大体において、おおむね以下の二種類の観点に分けられる。第一に、尖底杯を製塩の道具であるとする意見である。そのなかで製塩の具体的な方式として塩をさらすものであるのか煎熬するものであるのかという分岐がある。第二に、尖底杯は直接に製塩をする器具ではなく、成型器具であるとするものである。忠県の中壩遺跡とはまさに出土する尖底杯の件数が最も多い遺跡の一つであるが、この遺跡の殷周時代の文化層では尖底杯こそがその時代の最多件数となる器物となる。一九九九年の発掘にかかる DT〇二〇二試坑の一平方メートルで統計をとれば、第五六層から角状の尖底杯が出現しはじめる。しかしそのまま第五一層にいたるまで、その総量は当該層の陶器の五パーセントを占めるにすぎない。第五〇層から増加し二十三パーセントにいたり、第四九b層では七十五パーセント以上にまで激増、しかし第四九a層では七パーセント強にまで激減する。この形式の尖底杯に取って代わったのはそれ以前にはわずかに五パーセント前後を占めるにすぎなかった大口短身の尖底杯で、第四九a層から四八層にかけて大口短身のもの二十五パーセントにまで躍進するが、そのあと迅速に数値を落とし消えていく。こうした大規模な尖底杯の堆積状態は〔重慶市〕忠県の鄧家沱遺跡にも出土し、面積が六十平方メートルにも満たず、体積も約二十立方メートル程度の部位に二万枚あまりが集中的に出土している。しかもその他の器物は百件に満たない⁽⁷⁰⁾。尖底杯(下記の小圓底罐をも含む)に対しては以前に二種類の認識が流行していた。一つは塩をさらすもの、もう一つは塩を煎熬するものである。とはいえ実際のところその二種の認識はどちらもみな誤りであるように思われる。というのも、気候や労働効率、熱効率、製塩できる量、そしてそのほか対比ができる資料や大規模に商品化され生産されていた塩という実態からみれば、尖底杯を煎熬の器具とするのは不可能であるように思えるのである。

3. 小圓底罐

圓底罐とは重慶地区の青銅器時代における一種の重要な陶器である。口沿部からみれば、〔装飾のない〕素口と〔花卉状となる〕花辺の二種類が存在し、体積からみれば、大口圓

(70) 李峰「忠縣鄧家沱遺址西周時期文化遺存的初步認識」(『重慶・二〇〇一三峡文物保護學術研討會論文集』(科學出版社、二〇〇三年)。

底罐と小口圓底罐の二種類が存在する。塩業遺跡からは、大口圓底罐がおそらく煎熬器具として、また小口圓底罐が成型器具として使用されていたのであろう。小口圓底罐の変容過程はあきらかであり、おもに盛行した時代は東周の時代であった。塩業遺跡のなかでは、堆積の特徴はほぼ尖底杯と同様となっている。あらためて〔重慶市〕忠県の中壩遺跡のDT0202試坑を例にとれば、49a層から厚胎で花辺口の圓底罐が漸次成長しはじめ、尖底杯の堆積に取って代わるようになる。そして49a層から35b層にかえて、大小さまざまな花辺口の圓底罐が主流となり、比率としても50パーセントから八十パーセント以上を占めるようになる⁽⁷¹⁾。

研究者たちは、中壩遺跡で出土した二つの圓底罐（それぞれH457および509で出土したもの）を計測し、また四川省自貢市で発掘された一個の二千年の歴史を経た煎熬のための平底鍋（YG2）の残留物や、二〇〇二年に重慶市雲陽県の現存する塩業会社の塩業生産地における生石灰の廃棄物集積場から採取した残留物と対比したところ、それらにはともに相同する組成であることを発見し、しかもそれらの「CaCO₃」〔中国語では碳酸鈣、炭酸カルシウムを指す〕の「衍射峰」〔diffraction peak、X線回折ピークを指し、X線の結晶格子で回折する性質を利用し物質の結晶構造を調べ同質性を検査する〕はみな文献での報道と一致し⁽⁷²⁾、これらは中壩遺跡の圓底罐が製塩と関係のある器具であることを十分に説明するものとなったのであった。

小圓底罐とフィリピンの「保和島」〔Pulo ng Bohol、フィリピン中部ヴィサヤ諸島に属すボホル島〕⁽⁷³⁾といった地域の近現代における製塩陶器は類似しており、フィリピンのボホル島における現地式の製塩ではカマドの前に一口の平底鉄鍋を配置し、なかに塩水を盛んに注ぎ、それで結晶ができたときにカマドの後部におかれた塩罐中の中へと積み替えを行うのである。その主な機能はやはり〔塩の成形された塊である〕「塩錠」を製作することにあり、塩カマドの上に配置するのはただ直接に余熱を利用して結晶させ乾燥させるからに他ならない。

4. そのほかの成型器具

三峽地域で広く流行していた尖底盞もまた一種の重要な製塩のための成型器具であった可能性がある。尖底盞は殷代晩期から戦国時代におよぶまで一貫して存在し続けており、

(71) 李水城「近年來中國鹽業考古領域の新進展」（『鹽業史研究』二〇〇三年第一期）。

(72) 第一に孫智彬「忠縣中壩遺址多學科綜合研究多實踐與探索」（中國考古學會編『中國考古學會第十次年會論文集』文物出版社、二〇〇八年）第五〇～七〇頁、第二に傅羅文〔Roman K. Flad〕等「中國早期鹽業生產的化學證據」（『法國漢學』叢書編輯委員會編『法國漢學——考古發掘與歷史復原』第十一輯、中華書局、二〇〇六年）第二三～三五頁を参照のこと。

(73) 安德烈・嚴科夫斯基〔Andrea Yankowski〕「傳統技術和古代器物——菲律賓中部保和（Bohol）島の制鹽業和陶器生產的民族考古學研究」（李水城・羅泰主編『中國鹽業考古——國際視野下的比較觀察』第二集、科學出版社、二〇一〇年）第一六〇～一八一頁。

変容過程も明確で、口部は大きく、腹部は浅く、尖底である。おもに二種類に分類されるが、第一は口沿部が〔二段のフチを持つ〕「雙唇」形態であるもの、第二は「單唇」であるものとなる。うち後者は終始一貫して存在し続けたし、またその件数も最多である。尖底蓋は中壩遺跡にも比較的多く出土しているが、それぞれの遺跡ごとに違う用途があった可能性がある。

船形杯は論争のある製塩の工具である。船形杯はおもに殷代の晩期から西周の早期に流行していた。ある者はそれを銅の精錬のためのルツボであると考え⁽⁷⁴⁾、またある者は塩の煎熬のための器具であるとし⁽⁷⁵⁾、またある者は製塩の成型器具としての用途に傾斜していたとする⁽⁷⁶⁾。船形杯と類似する器物は世界のその他の塩業遺跡からも出現しており⁽⁷⁷⁾、残念ながら中壩遺跡については今にいたるまで船形杯の資料についての発表を確認できないものの、同時期の製塩と関係のある一部の遺跡で少ないながら発掘されている。〔重慶市〕忠県の烏楊〔鎮の將軍村にある〕墓群にある前漢の龍灶の模型からは、一件の陶器製カマドの第一番目の穴の上に、二件のたがいにはめあわされた船形杯に似た器具が置かれていたが、これは煎熬功能説に新たな証拠を与えたものかもしれない。

(二) 塩錠の生産

塩は製作過程において一部に特殊な物理特性を持つ。塩水が水分を蒸散させたあと、個体の塩が析出するわけだが、個体塩を含む「料漿」〔slurry、懸濁液、材料の含まれる濃厚な液体で、ここでは塩の含まれる塩漿を指す〕はさらなる乾燥を経る必要があり、そしてやっと製品としての塩が完成するのである。乾潮の過程で塩漿の流動性を少なくしておけば、塩は容易に塊状へと形成される。同時に、煎熬器具を塩の成形のときに器具を壊してしまわないために、古代人は往々にして非常にすばやく塩塊を一定の形状に形成したのである。その具体的な方法とは、塩水が塩漿となったのち、その塩漿を汲み出して塩の成型器具に注ぎ込み、陰干しあるいは火焙りののち塩漿は結晶化して〔馬蹄銀とも称される中国政府の定めた銀のインゴットを銀錠と言うように塩のインゴットとして整形され〕「塩錠」となるのである。

(74) 第一に、重慶市文物考古所・豊都縣文物管理所「豊都石地壩遺址商周時期遺存發掘報告」（『重慶庫区考古報告集』一九九九卷、科學出版社、二〇〇六年）七〇二～七三七頁、第二に楊小剛等「重慶彭水徐家壩遺址出土商周時期的船形杯功能研究」（『文物保護與考古科学研究』二〇一二年第一期）が挙げられる。紹介すべきは、徐家壩遺跡で出土した船形杯が発掘されたとき、内壁附近には殷周時代の小銅塊がひとつあったことである。

(75) 第一に、孫華「渝東史前制鹽工業初探——以史前時期制鹽陶器為研究角度」（『鹽業史研究』二〇〇四年第一期）第三～一三頁、第二に陳伯禎「中國鹽業考古的回顧與展望」（『南方文物』二〇〇八年第一期）第四〇～四七頁を参照のこと。

(76) 白九江等「三峡地区的船形杯及其制鹽功能的初步探討」（『南方文物』二〇〇九年第一期）。

(77) 奧利維〔Laurent Olivier〕（法）科瓦希克〔Joseph Kovacic〕（英）「法國洛林 de la Seille の制鹽陶器 Briquetage——歐洲鐵器時代鹽的原始工業生産」（『南方文物』二〇〇八年第一期）第三四～三九頁。

尖底杯や小口圓底罐は当時の成型器具でもあった。国外の考古学的発掘からは、鹽業遺跡において煎熬器具は通常は大鍋により煎熬され、そして小陶器をつかい鹽漿を入れ込み、そしてそこで同時並行的に塩錠を形成していく。もし小型の陶容器で塩の煎熬を行った場合には、この小型陶容器が往々にして成型器具としての機能も持ち合わせる事となる。しかも最も重要なのが、この種の陶容器（往々にしてこれは尖底あるいは圓底となる）を支え安定させるためには、国外においてはこの種の陶器の底部に通常は支脚あるいは取っ手をつけるものであり、その状況は四川盆地と変わらないという点である。

『水經注』〔卷三十三〕「江水一」〔「湯谿水」〕には今の雲陽県の雲安鎮において盛んに製塩が行われている様を記載し、つづけて「粒の大なるものは一寸四方もあり、中央は隆起して、形は張傘〔張った傘〕のようである。そのためこの塩を名付けて繖子塩というのである。そうでないものであっても、形はやはり必ず方形であり、ふつうの塩と異なる」と記している。この繖子塩とひっくり返した尖底蓋の形状とはとても類似している。これは偶然の一致として理解することはできないであろう。この種の繖子塩はおそらく成型器具から塩錠が作られたであろうことを裏付けているのである。

中壩遺跡の考古学的発見が明らかにしているのは、それぞれの時代の尖底杯や小口圓底罐がある程度異なるものであるとはいえ、同一の時代層において多数の尖底杯や小口圓底罐の大小や容量がかえって比較的統一されているということである。これは製塩の陶器が標準化され、また最適化されていた傾向を反映するものであろう。標準化の状況とは、つねに製塩のための陶器の成型器具、あるいは直接に煎熬しそのまま塩塊を形成するための陶器にこそあらわれるだろう。研究者たちはとても重要なひとつの誘因として、均一な大きさの塩塊が貿易時の交換単位となり得るだろうこと、場合によればそれは貨幣のように振舞うであろうことを指摘している。ただ新石器時代晩期の深腹缸は体積がやや大きいため、現代の一部の手工業による製塩工場で生産された塩錠と類似している。こうして製造された塩錠は交換単位となったとは考えにくく、おそらくわずかに運搬に便利であるという需要のためにこういう形にされたのであろう。

幾種かの塩の成型器具の底部は尖底でなければ圓底となる（深腹缸は小さな底部が尖底となるという変化をたどった。相対的に巨大な口部や比較的高い器身からすれば、小さな底部もまた尖底と見なせよう）。ドイツの Saale 河〔中央ドイツで始まりエルベ川に合流するために北に流れるザーレ川〕の河谷の遺跡における小型の製塩容器は大口の陶鍋で、塩を煎熬したのちに尚お未だ完全には乾燥しきっていない結晶塩をこそげ取り、この種の小型容器に入れてふたたびト口火で焙って乾燥させるものだと考えられているが、この小型陶器も尖底（あるいは尖底に近い小平底）あるいは圓底の傾向があった。塩の成型器具におけるこの種の傾向はおそらくその機能に起因するものだろう。尖底の陶器は土中に挿入して煎熬すれば別途に支架が必要であることもなく、しかも圓底の陶器であれば熱を受

ける面積が大きく蒸散を容易とする利点があり⁽⁷⁸⁾、しかも灰燼の上に置くのも簡単である。

中壩遺跡で出土した大量の「柱痕」は、紹介によれば「殷周の際の「柱痕」からは、やや多い角杯や破片が発見された。春秋時代前後のものからは、多くの花辺圓底罐が口を上とし底を下として「柱痕」の口上に正置されていた」という。この現象はわたしたちにヒントを与えてくれよう。尖底器と圓底器とはおそらく「柱痕」の上に配置されていたろうことを。「柱痕」の上に配置された成型器具では陰干しを採用したか、あるいは焙り干しを採用して塩塊を獲得していたことであろう。中壩遺跡の房屋遺構のなかでは、地面の上には往々にしてとても厚い灰燼層が存在する。この灰燼は、塩を煎熬したのちに、[石灰に水を加えて溶くアクである]「淋灰法」を行い塩水を濃縮する原料となるほか、余熱に乗じて「柱痕」にはめ込んだり地面に敷き詰めたりして（上面には尖底器を挿し込んだり圓底器を置いたりするわけである）成型器具を焙り干すことができるのである。灰燼のこのような用途は十分に燃料を節約でき、製塩の効率を高めることができるのである。

筆者が尖底杯の上の擦痕を観察したところ、多数の明暗とりまぜた上下の分界線が存在した。下部の色合いは浅黒く、明確に炭の浸透した形跡が存在した。おそらくこれは焼成後に二回目に火を通した痕か、あるいは尖底杯を「柱痕」に挿したり炭灰に敷き詰めて成型器具を焙り干したりした結果なのであろう⁽⁷⁹⁾。塩錠を形成する成型器具は、塩錠がうまく出来たあと、中味を取り出してまた利用するときもあれば、打ち壊して遺構内に捨ててしまったこともあったろうし、時には塩錠と一緒に販売され各地へ到ったことであろう。そして後者こそがおそらくどうして製塩を行っていないような遺跡からもこの種の成型器具が出土する原因となっているのである。

五 結語と展望

中国塩業史の研究は展開が急速で、その内容は詳細で明瞭であり、また文献資料も異常に豊富である。ただしさらなる研究が望まれる分野も存在する。なかでも塩業技術や早期の塩業、また比較研究などの分野が必要である。塩業の考古学とは実物を通して古代の塩業を研究するという一領域となるが、独自の方法や道筋を持っており、他の研究領域による代替が不可能なものとなっている。であればこそ近年来すさまじい勢いで発展しており、研究の展開も多く、重要な成果を挙げているのである。

近十数年の考古調査や発掘を通し、四川盆地における古代の製塩技術はますます明確になり、多くの技術の細部も日増しにあきらかになってきた。第一に、製塩技術の発発が遅くとも新石器時代末期にはじまっていたこと。中壩遺跡の大量の実物例証は、現在まで発

(78) 陳伯楨「由早期陶器制鹽遺址與遺物的共同特性看渝東早期鹽業生產」(『鹽業史研究』二〇〇三年第一期)。

(79) 白九江「尖底杯在古代理鹽工藝流程中的功能研究」(『鹽業史研究』二〇一〇年第二期)。

見されている限りにおいて国内での新石器時代の製塩技術についての数少ない事例となっている。第二に、塩カマドを中心とした考古学研究において、比較的十分な塩場の全体構造が提示されたこと。製塩工程を研究するうえで、古代なかでも先秦時代の製塩工程を復元するためにまことに重要な価値を持つものであった。第三に、塩カマドの発展や変容とは製塩技術の進歩を最もよく体現するものであること。龍灶を代表とする変容の状況は、人々が当時の条件下に熱エネルギーを利用しようとする最高度の段階なのであった。第四に、塩業考古学が提示する細かい部分は文献資料による研究の不足点を補充し十全なものとしうること。たとえば黄粘土の使用、陶製の成型器具、早期の「淋灰法」などについてである。第五に、科学技術による調査方法が伝統的塩業研究に紹介され研究を新段階に導いたこと。考古学による調査方法の紹介はもともと塩業研究にさらに実証を加えるべく行われていたが、科学的計測の応用は塩業研究にさらにミクロな視点を導入でき、各種の研究結果にさらに説得力を持たせることになった。第六に、塩業に関する考古学についてさらに国内外の交流や対比を深めさせることとなったこと。多くの学科研究を統合しながら、塩業史の研究は世界における対話というレベルにまで進んできた。国際的にみて塩業に関する考古学の歴史は長い。わが国の塩業考古学はまさに三峽地域からはじまったのだが、開始すぐから世界の塩業考古学界の専門家の注目をうけ、ここからはじまった比較研究を基礎とし、フィールドワークや民俗学調査、そして科学的計測といった多方面の資料が研究者たちにより吸収され利用されることとなった。第七に、塩業考古学は塩業文化遺産の保護と研究を促進することとなったこと。三峽の塩業考古学が発展してより、一群の研究成果が世にあらわれた。そして中壩遺跡を代表とする出土文物は重慶の博物館に収蔵され、中井壩の塩業遺跡はほぼ全面的な発掘が行われたうえで原遺跡の保護が実施され、寧廠古鎮の保護は〔一九九二年三月に全国人民代表大会で討議された三峽ダム建設を主目的とする「長江三峽水利樞紐工程」の第三期工程が二〇〇九年末におおむね終了したことに続き、二〇一一年十月に國務院により批准された「三峽工程後続工作規劃」の一環として〕後続の三峽歴史文化遺産の保護プロジェクトの対象に指定されたのであった。

塩とは人類の生存に必要な不可欠なものであり、この重要な需要があればこそ塩文化は発生したのであった。その塩文化の核心とはまさに人力による製塩であり、そこでともに塩産業の整然とした連環が形成されていったのである。塩の財産としての価値は一貫して人類の分配問題の上で重要な問題でありつづけ、塩税は古代の国家財政の重要な財源の一つとなり、国家は塩業に対する統制を厳しくもした。すなわち塩業とは、社会の経済や政治そして軍事から文化的発展すべてに密接な関係を持つものなのである。四川盆地の塩業遺跡はとても豊富であり、井塩の生産技術は一貫して世界の最前線に位置する。こうして塩業考古の研究を進めていくことは、古代社会への認識を深め、考古学と相関する問題の発展と深化を促進するうえでとても重要な価値があるのである。

倭王武の上表文と五世紀の東アジア情勢

熊谷 公男

はじめに

『宋書』卷九七夷蛮・東夷伝倭国条（以下、『宋書』倭国伝とよぶ）に載せる倭王武の上表文はあまりにも有名である。とくに最初の段落の「東征^二毛人^一五十国、西服^二衆夷^一六十六国、渡平^二海北^一九十五国」の一節は、ひときわなじみ深いものである。ただこれは上表文のなかでは導入部という位置づけであって、全体の基調となっているのは高句麗への強烈な対抗意識であり、そのもっとも端的な表れが父王済以来、高句麗征討を宿願としてきた（以下、「高句麗征討計画」という）という主張であるといっている。

また倭の五王といえ、だれしも朝鮮半島の国名・地域名がずらりと並んだ特異な官爵を思い浮かべよう。たとえば元嘉十五年（四三八）に倭王珍は、「使持節・都督倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭国王」と自称し、宋朝にその除正を求めたが、認められたのは「安東將軍・倭国王」のみであった。つづく倭王済は元嘉二十年（四四三）の最初の遣使で「安東將軍・倭国王」に叙されるが、つぎの元嘉二十八年（四五二）

の遣使で「使持節・都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事」の称号を加えられる。珍やのちの武の例からみて、おそらくこのときも自称称号には「百濟」が入っていたのであろう。そして倭王武もまた、昇明二年（四七八）に「使持節・都督倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事・安東大將軍・倭国王」と自称して遣使し、除正を求めるが、またもや「百濟」は除外され、六国諸軍事と「安東大將軍・倭王」に叙された。

問題は、倭の五王がこのような称号を自称し、宋朝へ除正を要求しつづけた意図は何だったのかということである。問題のポイントは二つあると思われる。一つは「都督……諸軍事」に朝鮮半島の多数の国・地域を含めて要求したことの意味であり、もう一つはその中に「百濟」を含めて執拗に要求しつづけたことである。

前者に関していうと、称号に含まれる秦韓と慕韓は、いわゆる三韓の辰韓と馬韓のことであり、その主要地域はすでに統合されてそれぞれ新羅・百濟という国家となっていたが、周辺部には五世紀代にも部分的に小国が残っていた。官爵中の秦韓・慕韓はそのような地域をさすとみられる^①。また旧著で指摘したように、倭王珍が自称した「任那」も、済の除正称号の「任那・加羅」も加耶諸国全体をさすとみてよく、それに新羅と百濟を加えれば、結

局、高句麗の支配領域以外の朝鮮半島南半部の全域に相当することになる。「都督……諸軍事」とは、坂元義種氏のいうように、「軍権」（諸軍を統率して軍事行動を行うことのできる権限）のおよぶ範囲を意味するので、自称称号のこの部分は、高句麗の支配領域を除いた半島のすべての地域での軍事指揮権の承認を宋朝に求めたということになる。

上表文の基調となっている高句麗への強烈な対抗意識をふまえば、倭王が執拗に半島南半部の軍権の承認を求めたのは高句麗への対抗意識の所産であり、上表文における「高句麗征討計画」も実在のものとするのが理解しやすいであろう。事実、鈴木英夫氏は「高句麗征討計画」は倭王権の命運を賭けた最重要政策だった⁴としている。

しかしながら改めて上表文を検討してみても、倭王以来の悲願とされている「高句麗征討計画」なるものが実在したとは考えがたいと思うようになった。五世紀の倭国をめぐる国際情勢からみても、「高句麗征討計画」を實體視することはできないのではないかとというのが現在の筆者の考えである。本稿はこの点の検討を課題の一つとする。

もう一つの重要な問題は、倭王が「都督……諸軍事」の称号に百済を含めて自称し、その除正をくり返し求めたつづけたことである。先学もこの問題に注目し、多くの議論が行われてきた。倭の五王の代表的な研究者である坂元義種氏は、一地域の軍権が重複して他国の王に与えられることがあるとする（これを「一地域二軍権」とよぶ）立場から、宋が倭王に「都督百済諸軍事」を認

めなかったのは、同じ称号をすでに百済王に認めていたということが直接の原因ではなく、宋がとっていた北魏の封じ込め政策のうえて百済を重視していたことが最大の原因であったとする⁵。近年、石井正敏氏が批判しているように、「一地域二軍権」という見方には確かに問題があるが、宋が倭王に「都督百済諸軍事」を認めなかったのは、やはり宋が北魏封じ込め政策という観点から百済を重視していたことと、そのことを前提に百済王にすでに「都督百済諸軍事」号を授けていたことの二つが重要な理由となっているとみて大過あるまい。

では、それにも関わらず倭王が執拗に「都督百済諸軍事」号を宋に要求しつづけたのはなぜであろうか。筆者は、従来の倭の五王の研究史ではこの点の検討がきわめて不十分であったと思う。この問題に関して坂元氏は、倭王の意図は「百済王の軍権を自己の軍権のなかに包摂し、軍事的支配者として倭・韓両地域に君臨しようとしていた」のであり、その除正を求めたのは、「宋朝の權威によって、その保証を得ようとしたもの」と述べている⁷。筆者にいわせれば、これはきわめて抽象的、観念的な説明であって、倭の五王が現実の国際関係のなかでどのような問題に直面してどのような要求をしつづけたのか、いっこうに明らかでない。

そもそも一般に、倭国と百済は相互に軍事同盟を結んで、友好関係にあった国同士と考えられている。しかしながら「一地域二軍権」が成り立たないとすればなおのこと、倭王が宋朝に「都督百済諸軍事」号を求めるとするのは、百済の国益と真つ向から対立する行為であることをまず想起すべきではなからうか。倭の五

王の時期、倭国があえてこのような外交政策をとりつづけたのは、倭国と百済との間に重要な利害の対立があった可能性も十分に考えられるのである。筆者は、この問題の解明ぬきには、五世紀の倭国をめぐる国際関係を正當に理解することはできないのではないかと考える。この点の解明が本稿のもう一つの重要課題である。

なお近年、西嶋定生氏の「冊封体制論」「東アジア世界論」に代わる枠組みとして「東部ユーラシア」(または「ユーラシア東部」という概念が提示され、新しい歴史像の構築が試みられている⁵⁾。この新しい枠組みは、とくに中国を中心とした歴史理論である「冊封体制論」への批判としてはかなり有効であることは間違いない。ただし「東部ユーラシア」が中国史ないしアジア史の枠組みとして有効であっても、それが日本史の枠組みとしても同じように有効性を發揮できるとはかぎらないであろう。吐蕃や漠北の遊牧民族国家をぬきに中国史は語れないということはその通りだとしても、それらの地域が日本史の理解にどの程度重要なかは、おのずから問題は別だからである。

「東部ユーラシア」という新しい歴史研究の枠組みが、日本史研究の分野で「東アジア世界論」に取って代わりうるほどの有効性をもつものなのかどうかは、結局のところ、その枠組みを用いた個別の歴史研究の成果いかんにかかっているとみてよい。「東部ユーラシア」という枠組みを用いることで、倭国・日本の歴史をより深く理解できる側面がある、あるいは局面によっては、よりよく説明できるということは確かに認められる。しかしながら「東アジア世界論」に代わる枠組みとして提示しようとするのであれば

ば、この次元ではなお不十分であろう。筆者としては、しばらくこのような立場から「東部ユーラシア」論者の研究成果を見守りたい。

本稿では、倭の五王をめぐる国際関係の考察においては、やはり「東アジア世界」という枠組みが有効であり、なかでも、朝鮮三国相互の関係、およびそれを前提とした三国と倭国との関係がもつとも規定的な要因となっていたことを、五世紀の倭国をめぐる国際関係の考察から具体的に提示したいと思う。

一・倭王武上表文の文脈

ここでは改めて倭王武の上表文の文脈をたどりながら、これまで解釈の分かれる点を中心にその内容に検討を加えてみたい。

まず、上表文を含む倭王武の箇所を『宋書』倭国伝から引用しておく(原文は中華書局標点本『宋書』によった。ただし、標点本が『南史』によって文字を改めている二箇所については『宋書』の文字のままとし、本文中でその点にふれた)。

A. 興死、弟武立。自称使持節・都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事・安東大將軍・倭国王¹⁾。

B. 順帝昇明二年(四七八)、遣使上表曰、

〔第I段〕

封国偏遠、作藩于外。自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉

山川^一、不^レ遑^二寧^三処^一。東征^二毛人^一五十五国、西服^二衆夷^一六十六国、渡平^二海北^一九十五国。王道融泰、廓^レ土遐^レ畿。累葉朝宗、不^レ愆^二于歲^一。

〔第II段〕

臣雖^二下愚^一、忝胤^二先緒^一、驅^二率所^レ統、歸^二崇天極^一。道遙^二百濟^一、裝^二治船舫^一。而句驪無道、凶欲^二見吞^一、掠^二抄辺隸^一、虔劉^レ不^レ已。每致^二稽滯^一、以失^二良風^一。雖^レ曰^レ進^レ路、或通或不。

〔第III段〕

臣亡考濟、実忿^二寇讐^一壅^二塞天路^一、控弦百万、義声感激、方欲^二大挙^一、奄喪^二父兄^一、使^二垂成之功、不^レ獲^二一簣^一。居在^二諒闇^一、不^レ動^二兵甲^一。是以偃息未^レ捷。

〔第IV段〕

至^レ今欲^二練^レ甲治^レ兵、申^二父兄之志^一。義士虎賁、文武効^レ功、白刃交^レ前、亦所^レ不^レ顧。若以^二帝德覆載^一、摧^二此疆敵^一、克靖^二方難^一、無^レ替^二前功^一。窃自假^二開府儀同三司^一、其余咸假授、以勸^二忠節^一。

C. 詔除^二武使持節・都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王^一。

倭王武の上表文は、中国古典の表現を駆使した堂々たる六朝期の駢儷体で書かれている。⁹⁾『魏書』卷一〇〇百濟伝所載の百濟王余慶の上表文などとも類似の表現がみられるところから、近年、

二つの上表文は同一の百濟官人によって起草されたのではないかという説も提起されたが¹⁰⁾、上表文には倭王武の強烈な自己主張が横溢していることからしても、やはりそれはいきすぎで、田中史生氏のいうように、高句麗・百濟・倭国の外交文書の起草者が共通の漢文的素養を基盤としていたと理解しておくべきであろう。¹¹⁾

なお本上表文に関しては、かつて湯浅幸孫氏が『冊府元龜』卷九六三外臣部の記載を根拠に、「歸^二崇天極^一」以前の前半部は、本来、倭王讚の上表文であって、『宋書』の残欠部分を後に『南史』によって補填したときに紛れ込んでいまのような形になったという説を提唱したことがある。¹²⁾ 成立すれば影響するところ大であるが、河内春人・川崎晃両氏がいうように¹³⁾、『冊府元龜』よりも『南史』や『翰苑』の記述を尊重すべきであり、両書とも現行の『宋書』と同様に、上表文は順帝のときの倭王武のものとしているので、湯浅氏の見解にはしたがいがたい。

上表文の構成は、内容的にみて前掲史料のとおり、第I～IV段に分けられよう。

まず第I段で、武の先祖の倭王たち（祖禰）は自ら先頭に立つて征服戦争に明け暮れ、その結果として「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐることに九十五国」という輝かしい戦果をあげました。それによって皇帝陛下の支配は広くゆきわたり、その領土を広げることができました。¹⁴⁾ また歴代の倭王は宋朝への朝貢を欠かすこともありませんでした、と代々の倭王の宋朝への貢献をアピールする。

かつて西嶋定生氏が指摘したように、この上表文は中国王朝が

天下の中心であることを前提とし、その藩屏たる倭国は、皇帝のために夷狄を防御し、版図を広げ、遣使朝貢を欠かさない義務を負った存在として位置づけられている。¹⁶⁾したがって「東は毛人を征すること五十五国、西は衆夷を服すること六十六国、渡りて海北を平ぐること九十五国」というのも、文意としては中国皇帝のために版図を拡大したと述べていることになる。とはいえ、ここにも倭王武の強烈な自己主張が表れていることはいうまでもない。とくに「海北」の九五国を平定したとしているのは、Aの倭王武の自称称号の「都督倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓・七国諸軍事」の部分に対応し、それを裏づけることを意図して語られているとみるべきであろう。

倭王の藩屏としての貢献をアピールしたあと、第II段では、王位を継いだ武は、臣下を率いて天下の中心たる皇帝陛下に帰順するために、はるばる百濟経由で朝貢しようとして船旅の準備をしておりました。ところが、無道な高句麗はいままさに併呑しようとして「辺隸」(＝百濟)を侵略し、人々の殺戮をやめないために、宋朝への朝貢が滞りがちになり、先祖の倭王の「良風」(朝貢を欠かさないこと)が失われてしまいました。朝貢の使者も宋まで通うことができたり、できなかったりというありさまで、と高句麗の妨害のせいで朝貢が滞っていることを弁明する。

要するに第II段の主題は、武が即位して以来、宋朝への朝貢が滞り、藩国としての義務を果たしていないことの弁明なのである。筆者は、このことの確認は、武の朝貢の目的や、ひいては上表文で述べられている「高句麗征討計画」の史実性の理解にもきわめ

て重要な意味をもっていると考えるが、この問題の詳細な検討は次節に譲ることにして、ここではいましばらく文意の正確な把握に努めることにしたい。

「遙」は『南史』(巻七九夷貊・東夷伝・倭国条)では「逕」(通るの意)に作り、この方が文章としては自然なようにも思えるが、「遙」のままでも通じる。いずれにしても倭国が百濟経由で宋に朝貢していたという意味である。問題は「辺隸」という語句である。これが百濟をさすということは、先学のほぼ一致した理解であるが、それが何を基準とした表現なのかということについては、大きく二つの見解が行われている。一つは宋の「辺隸」、もう一つは倭国の「辺隸」とする見解である。

山尾幸久氏¹⁷⁾、川崎氏¹⁸⁾などは前者の見解をとっている。後者としては、意外な感じを受けるかもしれないが、「わが辺境の隸属国である百濟」と訳しているように西嶋氏がそうであり、福井氏も「わが倭国の辺境たる百濟の地にすむ民草」の意としている。¹⁹⁾

筆者は旧著では、西嶋説を継承しつつ、「百濟を「辺隸」というからには、その前提として、倭王の支配の及ぶ小世界が想定され、百濟はその辺境に位置していると認識されていた²¹⁾」と考えた。その後、金子修一氏の教示を得て、同書の学術文庫版では、宋の「辺隸」説に改めている。²²⁾いまこの問題を改めて考えてみると、倭王珍や倭王武が自称した称号の「都督……諸軍事」号に百濟を含む朝鮮半島南部の国・地域を連ねているのは、倭の五王が、倭国を中心として百濟を含む朝鮮半島南部まで広がる一つの小世界を構想していたことを示すものと解されるし、上表文で「東、

征^三毛人^一五十国、西服^二衆夷^一六十六国、渡平^三海北^一九十五国」と述べていることも同様の観念を前提とした表現とみてよい。また西嶋氏が指摘したように、当時、倭国内では「治天下大王」という君主号がすでに用いられていて、大王を中心とした天下的世界が明確に構想されていたことも確認できる。したがってやはり、倭国は百済を倭国的天下の「辺隸」と認識していたと解してさしつかえないのではなからうか。そこでいま一度、旧著の「上表文で倭王武は、皇帝の支配する天下を認め、そこへ参入しながら、一方で、皇帝の天下から相対的に独立した、自己を中心とした小世界を構想し、それを自称称号の都督諸軍事の管轄範囲という形で表現しようとした」という見解に立ち返りたいとおもう。

なお、すでに指摘されていることであるが、「句驪無道、凶欲^二見吞^一、掠^三抄辺隸^一、虔劉不^レ已」というのは、四七五年に百済の王都漢城が高句麗軍に攻め落とされる前後の状況をさしているとみられる。後文で取り上げる、百済王余慶（蓋鹵王）が延興二年（四七二）に北魏へ提出した上表文では、高句麗の百済に対する猛攻が三〇余年にもおよんでいることが語られていることにも通じよう。

ここでもう一つ確認しておかなければならないことがある。それは、倭王が朝貢を欠くようになったのはいつごろからかという問題である。第Ⅱ段は、冒頭に武が王位を継いだことが記されているので、「每致^三稽滯^一、以失^二良風^一」ことになったのも、武の代になってからのことと解されよう。ところが、その直後に「雖^レ曰^レ進^レ路、或通或不」とあるので、武が宋まで通交できたこと

があつたようにも受け取れる。この辺の文意にあいまいが残るのである。

つぎの第Ⅲ段をみると、父王の済が、高句麗が宋朝への路を塞いでいることに怒って高句麗征討を企図したという話が出てくるので、高句麗による朝貢の妨害はすでに済のときにはあつたことになる。また第Ⅱ段の主題が、先述のように、武がこれまで朝貢の礼を欠いてきたことの弁明とみられるので、これらをふまえて総合的に判断すれば、武はこのときまで朝貢したことがなかったが、高句麗の「無道」は済のときからはじまっていたのであり、「或通或不」という語句は済や兄王の興の治世も含めて述べたことと解されよう。なおこのような理解には、『宋書』順帝紀昇明元年（四七七）十一月の倭国の遣使記事が障害となるが、これについては次節で取り上げることにしたい。

第Ⅲ段では、亡き父王の済は、仇敵の高句麗が宋朝への路を塞いでいることに怒り、百万の兵士も正義の声を上げて戦意高揚し、まさに大挙して出陣しようとしていたやさきに、父と兄が相ついで亡くなってしまい、あと一步のところまで征討を実行することができませんでした。その後、武も服喪のために出兵を取りやめ、いまだに高句麗に勝利をあげることができません。ということです。

ここでの主題は、父王済以来、高句麗征討を宿願としてきたということである。ただそれと同時に見過ごせないのは、済・興・武と高句麗征討を念願してきたにもかかわらず、先王の相次ぐ死去とその服喪のために、いまだに征討を実行に移せないでいると

弁明していることである。この弁明に何か不自然なものを感じるのは筆者だけであろうか。

第Ⅱ段では朝貢が滞っているのは無道の高句麗のせいだと弁明し、そこで第Ⅲ段で高句麗征討を大義として掲げるわけであるが、それも先王の相つぐ死と服喪のために行動を起こせないでいるというのである。有り体にいえば、武は朝貢の礼を欠いてきたことを高句麗のせいにし、だからその高句麗を討つことは宋朝への忠誠を尽くすための義戦なのだといながら、それすらいまだに実行していないということなのである。堂々たる駢儷体の文章に比して、何とも空疎な内容ではなからうか。筆者は、ここで武が高句麗の無道を強調し、その征討を悲願として掲げながら、それを三代にもわたって実行していないということに、どうしても不自然さを感じる。そこで次節でその史実性を検討してみたい。

そして最後の第Ⅳ段では、喪が開けたいま、武備を整えて父兄の遺志を継ぎ、決死の覚悟で高句麗征討を行いたいと思えます。そこでもし皇帝の恩恵に浴して、強敵高句麗を打ち砕き、わが国の困難な状況を克服することができた暁には、先王の皇帝に対する貢献を引き継いで忠誠を尽くしたいと思えますと、いよいよ高句麗征討を実施するときがきたことを高らかに宣言する。このなかの「帝徳覆載」とは、皇帝の徳がひろく万物を覆うことであるが、ここは、福井氏が「覆載」を「めぐみ」と訳しているように⁽²⁴⁾、皇帝の恩恵のことで、具体的にはこの後に述べられている官爵の授与をさすとみるのがよいであろう。

これにつづく上表文末尾の「窃自假^二開府儀同三司^一」、其余咸

假授、以勸^二忠節^一の一文は、結びの句になつていながらもかわらず、すこぶる難解で、先学の解釈も大きく分かれている。最大の問題は、「其余」が何をさしているのか不明確なことであるが、そもそもこの文が官爵の授与を要請したもののなかどうかについても異論があるので、検討してみたい。なお『南史』にはこの部分に「其余咸各假授」と「各」字があるが、文意は基本的に変わらない。

まず「其余」に関しては、坂元氏はじめ、武の臣下の官爵をさすとする見解が多数を占めている。坂元氏はこの一文を、「私(倭王武)は、とりあえず自分に、自分で、開府儀同三司の官爵を授けましたが、なにとぞ正式に授爵をお願いします。また、私以外の部下たちにも皆、とりあえず私から、それぞれ官爵を授けておきましたので、彼等にも正式の任官をおねがいします。こうすることによって、彼等の忠節を勧めたいと思えます」というほどの意味ではあるまいか(傍線―引用者)と意識している。⁽²⁵⁾原文と対照すれば明らかのように、傍線部は坂元氏が補った部分である。福井氏も、「私はひそかに自分を開府儀同三司に擬しており、私が、私の臣僚の者にもみな官爵をお授けいただき、わが国のいっそうの忠節を督励していただきたく存じます」と訳している。⁽²⁶⁾また、最近では廣瀬憲雄氏が「其余」は「明らかに倭国国内の臣下への除正を指している」とする。⁽²⁷⁾

それに対して開府儀同三司以外の武自身の官爵とみる説もある。西嶋氏は「ひそかに自ら開府儀同三司の位を仮称しており、すが、その他の官号もそれぞれ假授していただきたく、それによつ

て私の忠誠を激励していただきたく存じます」と訳している。⁽²⁸⁾西嶋氏の訳文には「西嶋試訳」と付記があるように、やはり「いただきたく」の箇所は意訳とみられる。またのちにとりあげるように、「仮授」は皇帝の正式な「除正」に対する用語なので、その点でこの訳には疑問がある。また鈴木英夫氏も、「開府儀同三司」は武が朝貢時に宋に自称した称号の一部であるから、「其余」は「開府儀同三司」以外の称号を指すと理解するのが無理がないとしている。⁽²⁹⁾

なお福井氏は、既述のように前説をとるが、「開府儀同三司以外の官爵」の解釈も可能」としており、川崎氏も、両様の解釈が可能だとする。⁽³⁰⁾

一方、山尾幸久氏は、末尾の一文を「私は自分で開府儀同三司を仮りている。またその他部下への官爵もみな仮に授け、皇帝陛下への部下の忠節のはげましとしている」と解釈して前説をとるが、「ここには除正の要求をうかがうことができない」から、このとき武は「宋の天子の除正を要請してはいない」とする。では、武の遣使の目的は何だったのかというと、「要するに宋が出兵し百済のために高句麗を討伐することを要請したものであった」と主張する。⁽³¹⁾

以上、先行学説を三つに分けて紹介してきたが、もっとも妥当なのはどの説であろうか。以下、順次検討していきたいが、まず最初に山尾氏の見解を取り上げよう。山尾氏が、武は官爵の「除正を要請してはいない」と解しているのは、現在、われわれがみることのできる上表文の解釈としてはもっとも正確であろう。た

だそうになると、上表文は肝心な結びの文のない、尻切れトンボの文書ということになってしまうのである。

実は、『宋書』所載の上表文には原文が節略された徴証が複数箇所に見受けられる。まず上表文には、本来であれば必ず記される「臣某言……」などの書出、それにつづく「伏惟……」などの発話、さらには「誠惶誠恐、頓首頓首、死罪死罪」などの書止の文言がいずれもないので、首尾が省略されていることが明らかである。さらに本文中にも節略があったと考えないと理解しがたい箇所が見出される。それが問題の末尾の一文である。そもそも「其余」が何をさすかをめぐって異なる見解が対立しているのは、上表文中にそれに相当する官爵が一切書かれていないからであるが、それは『宋書』収録時にその箇所が節略されたためと考えるほかない。

前掲史料Aに武が「使持節・都督倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事・安東大將軍・倭国王」という称号を自称したことが記されているが、この記載は何によったのであろうか。『宋書』順帝本紀には、前年の昇明元年に倭国が使者を派遣して方物を献じたという記事があるので、翌二年の遣使が倭王武の最初のものなのかどうかをめぐって議論があるが、次節で取り上げるように、筆者は上表文の内容からみても、『宋書』倭国伝所載の遣使を武の最初の遣使とみてさしつかえないと考える。そうすると、それ以前に倭王武の自称称号の情報が宋側に伝えられたとは考えにくく、この自称称号はもともと上表文中に記されていたものを地の文に抜き出したとみるのが自然であろう。それで上表

文からは自称称号の部分が省略されてしまったのである。このように上表文に節略箇所が少なくなく、かつ末尾の形式がおかしいとすれば、『宋書』に上表文を収録する際に、自称称号の除正を要請した箇所が何故か削除されてしまったという想定も十分に可能ではないかと思われる。

では、山尾氏の想定のように、この上表文を宋朝に高句麗征討を要請したものととらえることができるかという点と、それは困難であろう。『魏書』卷一〇〇百濟伝には延興二年(四七二)に百濟王余慶(蓋鹵王)が北魏に救援要請をした上表文が載せられているが、そこでは「速遣^一一将^一、来救^二臣国^一」などと、端的に救援軍の派遣を要請している。軍隊の派遣要請のような緊要な用件であれば、このように単刀直入に用件を記すのが当然であろう。ところが武の上表文には、救援軍の派遣を明示した箇所は見当たらず、それを目的としていたとは考えがたい。

上表文が叙爵の要請を最大の目的としていたということは、上表文の前後の文脈からも裏づけられると思われる。Aで興の後を継いだ武の自称称号を記し、つづくBに武の上表文が載せられ、しかもその最後の第IV段で再び武の自称称号と「其余」の「仮授」称号に言及し、さらにCに上表文に答えた順帝の詔を掲げるが、その内容は武に除正した官爵に関することだけであって、救援軍に関する事などにはいっさいふれていないのである。山尾氏のように武の上表文を理解すると、前後のA・Cとまったく内容がつながらなくなるばかりでなく、武は最初の遣使なのに官爵を要求せず、なおかつ要求してもいない官爵を授かったことになって

しまう。これはきわめて不自然なことといわざるをえない。以上の諸点から山尾氏の見解にしたがうことはできない。

つぎに「其余」を臣下の官爵をさすとする説を検討したい。この説の最大の難点は、B上表文にも、C順帝の詔にも、武の臣下の官爵についての言及が一切ないことである。すなわち、文脈から「其余」が何をさしているかを判断しようとするかぎり、これを臣下の官爵とする理解は生じえないのである。それにもかかわらず、これまで多くの先学がこれを臣下の官爵のこととみてきたのは、大きく二つの理由がある。一つは、これ以前に倭王が臣下の官爵の除正を宋朝に要求したことがあることであり、もう一つは、「其余咸仮授」の「仮授」という語句に、中国王朝の除正を前提に、王が臣下に官爵を授けるという意味があることである。前者の具体例をあげると、元嘉十五年(四三八)、宋に朝貢した倭王珍は自称称号のほかに臣下の倭隋ら一三人の將軍号の除正を求め、認められている。さらに元嘉二十八年(四五二)に倭王済が遣使したときにも、済が昇除されるとともに、済が要請した臣下二三人が將軍・郡太守に除正されている。だから武のときにも臣下の官爵を要求してもおかしくないと考えるのであるが、これはあくまで傍証程度にしかかなりえないであろう。

そこで問題は、「仮授」という語は「王が臣下に官爵を授ける」という意味にしか解釈できないのか、という点にしばられる。この「仮授」については、坂元義種氏に詳細な研究があるので、それを参照しながらその点を検討してみよう。『宋書』『南齊書』によれば、百濟王はしばしば臣下を、「行〇〇將軍・〇〇王・(侯)

とか、「行○○將軍・○○太守」に任じて、南朝に除正を求めた。そして除正を受けたときに「行」がとれて、真正の「○○將軍」とか「○○太守」になる。その場合、百済王が臣下を「行○○將軍」などに任じることを「行職に仮す」といい、それを「仮授」ともいったのである。したがってこの点からみれば、「仮授」とは「王が（中国王朝から除正されることを前提に）臣下に官爵を授ける」ことであり、したがって坂元氏は、上表文の「其余咸仮授」を、武が臣下に官爵を授けたという意味に解したのである。

しかしながら、はたして「仮授」の意味をこれだけに限定してしまっていないのであろうか。筆者はそうは考えない。それは、坂元氏に取り上げている事例であるが、百済王の自称称号を「行……百済王」と記すことが知られるからである。すなわち、『梁書』卷五四諸夷・東夷伝百済条に載せる普通二年（五二二）の高祖の詔には「行都督百済諸軍事・鎮東大將軍・百済王餘隆、守三藩海外^一、遠脩^二貢職^一、迺誠款到、朕有^レ嘉焉。宜^下率^二旧章^一、授^中茲^上。可^二使持節・都督百済諸軍事・寧東大將軍・百済王^一」とあり、百済王の自称称号に「行」字が冠され、梁朝がそれを除正している。したがって百済王は自らを「都督百済諸軍事・鎮東大將軍・百済王」という行職に仮していたことになる。坂元氏自身が論じているように、「行職に仮す」とは「仮授」のことにほかならないから、「仮授」は「臣下に官爵を授ける」意に限定する必要はなくなり、坂元氏らの通説は最大の根拠を失うことになる。

要するに「仮授」とは、中国王朝による除正を前提にした用語

で、王が官爵を自称することと、臣下に官爵を授けることの両様の用法があったと解されるのである。こう考えれば、問題の「窃自仮^二開府儀同三司^一、其余咸仮授、以勸^二忠節^一」の意味はきわめて明瞭となる。すなわち「ひそかに自ら開府儀同三司を名取り、そのほかの官爵もみな自称して、忠節に励んできました」という意味である。既述のように、もともと上表文には、冒頭に近いうところに武の自称称号が記されていたとみられるので、「其余」とはそれを指したものと解される。この文章自体は、その自称称号の除正を直接要請したものではないが、この直後に要請をした結びの一文があったと推定してさしつかえないことはすでに述べたとおりである。

上表文は武自身の官爵の除正を要請したもので、臣下の官爵の除正要請は含まれていなかったと考えることではじめて、『宋書』倭国伝で武の上表文が、武の自称称号を記したAと、順帝の除正の詔であるCの間に掲げられていることの意味が十全に理解できるであろう。武の官爵の除正要請に臣下の官爵が含まれていなかったということは、後述の倭の五王が代替わりごとに遣使して冊封を受けていたわけではなかったという事実と相まって、鈴木靖民氏が提唱した「府官制」³³のように倭王権内部の政治的編成にも冊封が重要な意味をもったという見方に見なおしをせまるものであろう。

Cの除正された官爵をA・Bの自称称号とくらべると、都督諸軍事号から百済が省かれたことと、開府儀同三司が認められなかった点が異なる。坂元氏の指摘によれば、³⁴宋朝で開府儀同三司

を授与された諸国王はわずか四名で、東夷では高句麗王高璉（長寿王）が大明七年（四六三）に授与されたのみであったという。倭王武が開府儀同三司を要求したのは、これまでも指摘されているように、高句麗への対抗心から出たこととみて誤りあるまい。

二・倭の五王の遣使と「高句麗征討計画」の史実性

本節では、前節での倭王武の上表文の検討を受けて、倭の五王の遣使の推移をたどりながら、「高句麗征討計画」の史実性について考察してみたい。

倭の五王の中国王朝への遣使の推移については、関係年表を参照されたい。遣使の始期と終期についてはそれぞれ議論があるので、はじめに簡単にふれておく。まず東晋の義熙九年（四一三）の遣使については、『太平御覧』巻九八一香部一・麝条所引の『義熙起居注』の「倭国、献貂皮・人参等」という記述をめぐってさまざまな議論があったが、これは石井正敏氏が指摘したように、『太平御覧』が高句麗の遣使を誤引したものとみるのがよく、⁽³⁵⁾倭王讚による単独遣使とみなすのが妥当であろう。⁽³⁶⁾

一方、終期については、通説では建元元年（四七九）の南斉および天監元年（五〇二）の梁による倭王武への叙爵を、新王朝樹立を祝う一方的な進号と解して、昇明二年の倭王武の遣使・叙爵を最後の遣使とみてきた。ところが近年、『梁職貢図』の新出の模本によって倭国使の題記のなかに「齊建元中、奉表貢獻」の一文があったことが判明し、これを『南斉書』巻五八東南夷伝・

倭の五王関係年表

413	倭王、晋に朝貢する。（『晋書』安帝紀、『南史』倭国伝、『梁書』倭伝）
421	倭王讚、宋に朝貢し、授爵される。（『宋書』倭国伝）
425	倭王讚、司馬曹達を宋に遣わし、国書と方物を献ず。（『宋書』倭国伝）
430	倭国王、宋に朝貢する。（『宋書』文帝紀）
438	讚死して弟珍立つ。宋に朝貢し、自ら使持節、都督倭・百濟・新羅・任那・秦韓・慕韓六国諸軍事・安東大將軍・倭国王と称し、その除正を求む。文帝、安東將軍・倭国王に叙される。珍また倭隋等13人に平西・征虜・冠軍・輔国の將軍号の除正を求め、認められる。（『宋書』倭国伝） 倭国王済、宋に朝貢し、安東將軍・倭国王に叙される。（『宋書』倭国伝）
443	倭国王済、使持節、都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事の称号を加えられ、安東大將軍に進号する。また倭王の臣下23人に將軍・郡太守号の授与を求め、認められる。（『宋書』文帝紀・倭国伝）
451	※文帝紀には「安東將軍倭王倭済、号を安東大將軍に進む」とあるが、倭国伝では「安東將軍故の如し」とあって矛盾する。倭国伝に誤脱あり（石井正敏説）。
460	倭国、宋に朝貢する。（『宋書』孝武帝紀）
462	済死し、世子興、宋に朝貢し、安東將軍・倭国王に叙される。（『宋書』倭国伝）
477	倭国、宋に遣使して方物を献ず。（『宋書』順帝紀） ※翌年の倭王武の上表・除正と同一の遣使で、その入朝記事（廣瀬憲雄説）。
478	興死して弟武立つ。武、宋に遣使して上表し、自ら使持節、都督倭・百濟・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事、安東大將軍・倭国王と称して除正を求め、使持節、都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大將軍・倭王に叙される。（『宋書』順帝紀・倭国伝）
479	齊の高帝、新たに除した使持節、都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓六国諸軍事、安東大將軍・倭王武の号を進めて鎮東大將軍と為す。（『南斉書』倭国伝）
502	梁の武帝、鎮東大將軍倭王武の号を征東大將軍に進める。（『梁書』武帝紀）

倭国条の「建元元年、進_二新除使持節・都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓六国諸軍事・安東大將軍・倭王武_一」、号為_二鎮東大將軍_一」の記事に相当するとみて、南斉の成立直後にも倭国が使者を派遣していた可能性があるとする説がとえられた⁽³⁷⁾。しかしながら『南斉書』の記載は、明らかに進号の形式をとっており、しかも建元元年は倭王武の宋朝への遣使の翌年にあたっているが、後にふれるように昇明元年(四七七)の例が独立した遣使でないとするれば、倭の五王に連年遣使の例はない。そのうえ坂元氏が指摘しているように、建元元年には河南王・宕昌王・羌王らも進号している⁽³⁸⁾。したがって南斉建国の際にも祝賀的な叙爵が広く行われたことは明らかであり、『南斉書』の記事を一方的な進号とみる説は簡単に否定できないと考える。

さてそうすると、倭の五王の遣使は通説どおり東晋・義熙九年(四一三)から宋・昇明二年(四七八)の間ということになる。ただしこのうち義熙九年の東晋への遣使は、『晋書』巻一〇安帝本紀をはじめ『南史』巻七九夷貊下・東夷伝・倭国条、および『梁書』巻五四諸夷伝・倭条でも叙爵にはふれていない。しかも永初元年(四二〇)の宋朝樹立時には高句麗王・百濟王を進号しているのに、『宋書』巻三武帝本紀下、巻九七夷蛮伝・高句麗条、倭王の進号はみられない。これは前王朝で叙爵されていたとすればきわめて不自然であろう。そこで義熙九年には倭王の遣使はあったが、叙爵はなかったとみておきたい。そうするとつぎに倭王の遣使が確認できるのが宋・永初二年(四二二)の倭王讚で、このときは叙爵されている。そこで倭の五王が遣使して叙爵、すなわ

ち冊封されたのは南朝宋の四二二〜四七八年の間にかぎられることになる。倭の五王の遣使目的を考える際には、この年代をふまえる必要がある。

つぎに上表文第Ⅲ段に出てくる「高句麗征討計画」の史実性について検討してみたい。坂元氏は、この「高句麗征討計画」について、「高句麗討つべし、援兵を請う、これが武の本音だったのではないか。実力で高句麗を打破できぬ以上、倭もまた中国王朝にすがらざるをえなかった」と述べている⁽³⁹⁾。ややあいまいな表現ではあるが、武は高句麗征討の必要性は感じていたものの、自ら実行しようと考えていたわけではなく、宋に援兵を派遣してほしいと願っていたということであろうか。一方、鈴木英夫氏は、この時期、高句麗の軍事的影響が金官加耶地域にまで達していたことは否定しがたく、高句麗は倭王権にとっては現実的な脅威となっていたとし、『高句麗征討計画』は倭王権の命運を賭けた最重要政策だった⁽⁴⁰⁾とする。また別な論文では「武の「高句麗征討計画」は高句麗の南下に危機感をもった済以来の倭王の切実な軍事外交政策であり、宋への忠誠を強調することを目的とした単なる「方便」ではなかった⁽⁴¹⁾」ともいっていて、「高句麗征討計画」の現実性を強調した見解を示している。

しかしながら筆者は、まず上表文の内容自体から、じつさいに「高句麗征討計画」なるものが存在したかは、きわめて疑わしいと考える。つぎにそのことを論じてみたい。

上表文第Ⅲ段によれば、武の父済は、「寇讐」すなわち高句麗が宋朝への朝貢の路を塞いでいることに怒って、高句麗を征討し

ようとしたが、そのやさきに父の済と、そのあとを継いだ兄の興が相ついで亡くなってしまい、あと一步のところまで征討を実行することができなかつたという。さらにその後即位した武も、服喪のために出兵できず、いまにいたつていっているというのである。

筆者は、先述のように、この弁明に言い訳がましい不自然さを感じるので、事実としておかしい点がないかどうか、検証してみることにはしたい。

上表文の「高句麗征討計画」の史実性を検証するうえで重要なポイントは二つあると思われる。一つは、父王の済が高句麗征討を計画して実行に移そうとしたところ、済と兄の興が立て続けに亡くなったために征討を実行できなくなったということであり、もう一つがそのあとを継いだ武も、喪に服していたために軍隊を出勤できずに今日にいたつたということである。

これらのことが事実かどうかを検証するうえで、まず確認しておかなければならないのが、『宋書』本紀にみえる昇明元年（四七七）の遣使記事である。すなわち『宋書』卷一〇順帝本紀昇明元年十一月己酉条には「倭国遣_レ使献_二方物_一」と、倭国の遣使記事がある。同紀には翌昇明二年五月戊午条にも、「倭国王武遣_レ使献_二方物_一。以_レ武為_二安東大將軍_一」という記事がみえ、こちらは倭国伝の倭王武の遣使上表の記事（B）に対応していることが明らかなので、昇明元年紀の記事をどう考えるかが問題となるのである。

従来、この記事に関しては、興の二度目の遣使とみる坂元氏の⁴⁴説や、武の一度目の遣使とみる山尾氏の見解などがあつた。⁴⁵しか

し前者では、済と興が相ついで亡くなったとする上表文の記述と矛盾するし、後者をとると、こんどは昇明二年の武の朝貢が、上表文で朝貢が滞っていたことを弁明していることや叙爵されていることから、最初の遣使とみられることと矛盾してしまう。そのようなことから、鈴木氏は元年の記事を二年の重複記事とみなし、⁴⁴廣瀬氏は元年を入朝記事、二年を除正記事と解した。⁴⁵いずれも『宋書』倭国伝の倭王武の遣使・上表を、武の最初の遣使と考える点で共通しているが、廣瀬氏の見解がより妥当性が高いと思われる。筆者もこの説を支持したい。

この点をふまえて、上表文の「高句麗征討計画」の史実性について検討を進めたい。まず済が高句麗征討を企図したが、済と興が相ついで亡くなったために征討ができなくなったとする点であるが、済は元嘉二十年（四四三）と同二十八年（四五二）に宋に遣使しており、『宋書』卷六孝武帝本紀大明四年（四六〇）十二月丁未条に「倭国遣_レ使献_二方物_一」とみえる遣使も、つぎの世子興の遣使記事の存在から済のものともみてよいであろう。一方、興は、『宋書』倭国伝に「世祖大明六年、詔曰、『倭王世子興、奕世載忠、作_二藩外海_一、稟_二化寧境_一、恭修_二貢職_一。新嗣_二辺業_一。宜_レ授_二爵号_一、可_二安東將軍・倭国王_一』」とみえ、大明六年（四六二）に世子として朝貢し叙爵されている。したがってこのときが興の初回の遣使とみてよい。そうすると、済が亡くなったのは大明四〇六年ということになり、父・兄が相ついで亡くなったということが事実とすれば、興は大明六年から数年のうちに亡くなったことになろう。ちなみに通説で興に比定される安康天皇は、『日本書紀』

では治世三年とされている。

このように、上表文が済と興が相ついで亡くなったとする点は、四六二年前後の出来事とみれば『宋書』の遣使記事や『日本書紀』の安康の治世とも大きな齟齬はない。では、武が喪に服していたために高句麗征討を実行できないできたとしている点はどうであろうか。この部分は、上表文の原文では「居在^レ諒闇、不^レ動^レ兵甲^一。是以偃息未^レ捷」となっている。「居在」は、「どちらか一字でいいのを、四字句にするために二字にひきのばしたもの」であるという。⁴⁶「諒闇」は天子が先帝の喪に服することであるから、文意としては「先帝の喪に服し、軍隊を出動させることを控えてきたために、軍隊を動かすことはせず、いまだに高句麗に勝利をあげていない」ということなろう。そしてつぎの「至^レ今欲^三練^レ甲治^レ兵、申^二父兄之志^一」という文は、いまこそ武備を整え、父兄以来の宿願をはたしたい（「申」は「伸」と音通）という意味であるから、「至^レ今」というのは、「喪が明けたいま」という意味に解さざるをえない。

ところが昇明元年（四七七）に入朝した倭国使が武の最初の遣使だとすると、先王の興が亡くなってからすでに十数年がたっている。これは、服喪期間としてはどう考えても長すぎよう。しかも服喪を理由に、父兄以来の宿願であるという高句麗征討を十年以上にわたって先送りしてきたことになってしまふのである。

周知のように、奈良・平安時代には、一周忌をただ「周忌」とよび、それ以降の年忌は一切行わなかった。ちなみに服喪による軍事行動の延期では、斉明天皇の死去にともなう百済救援の延期

がよく知られているが、斉明天皇が亡くなったのが六六一年七月、中大兄皇子が服喪後に百済救援軍を派遣したのが六六三年三月なので、その間二年足らずである。時期が違うとはいえ、十数年の長きにわたって服喪を理由に重要な軍事行動を延期するようなことは、およそ考えがたいといってよい。

要するに、上表文で先王の相つぐ死と服喪のために軍隊を出動できずにきたと述べていることは、文字通り事実とは受け取れないのである。筆者は、このことは高句麗征討を父王済以来の悲願として強調していること自体をも疑わせるものであると思う。少なくとも、「高句麗征討計画」が実在したものなのかどうかは、検証を要するのである。

この問題に関連して、もう一つふれておきたいことがある。それは、倭王武が即位後十年以上経ってからはじめて宋に遣使したとみられることである。廣瀬氏は昇明元年の遣使が武の代替わり遣使ではないことを指摘し、そのことが重要な意味をもつことに注意を喚起している。すなわちこのことは、倭王武が即位後一〇年以上の間、宋の冊封を受けていないことを意味し、「倭王武の政権は通常の被冊封国とは異なる位置付けにあつたことになつたことである。これが被冊封国として異例だつたことは、武が上表文の第II段で、朝貢が滞つていたのは高句麗が朝貢路をふさいでいるからだ」と弁明していることから裏づけられよう。

したがって武が昇明元年になってはじめて宋に遣使したのは、倭国側の主体的な動きによるものであつたとみなければならぬ。そこで想起されるのは、これまでも指摘されているように、

蓋鹵王二十一年（四七五）に起こった百済の王都漢城が高句麗の攻撃によって陥落した事件である。倭王武の最初の遣使がこのわずか二年後なので、両者に何らかの関連があることは否定できないであろう。上表文中でも、第II段で「句驪無道、凶欲見吞、掠抄辺隸、虔劉不巳」といつているのは、この事件を指しているようにも思われる。

しかしながら、この一節の意味を改めて上表文の文脈に即して考えてみると、必ずしも蓋鹵王二十一年の事件に直結させることはできないと思われる。というのは、つづく第III段で「寇讐」（高句麗）が「天路」（朝貢路）を塞いでいるのは父王済のときからであると語られているからである。既述のように、済がはじめて宋に遣使したのは元嘉二十年（四四三）のことなので、武の遣使よりも三〇年以上も前のことになる。すなわち、少なくとも上表文の文脈からみると、「句驪無道、凶欲見吞、掠抄辺隸、虔劉不巳」を四七五年の漢城陥落に限定することはできないのである。また第IV段で、「至_レ今欲_レ練_レ甲治_レ兵、申_レ父兄之志」と、いまこそ挙兵のときだといっているのも、既述のように、文脈上は喪が明けたことが理由となつているとしか読めず、漢城陥落を理由にしているわけではない。

このように上表文では、意外にも漢城陥落のことに直接言及しているところはないといつてよいのである。第IV段で、いまこそ父兄の遺志をついで兵を挙げるときがきたと語っていることも、むしろそのあとの「帝徳覆載」、すなわち皇帝の恩恵に浴して開府儀同三司を含む高句麗並みの官爵を授与されるべき理由として

の位置づけに力点があることは、これまでも指摘されている通りである。

このように文脈をたどつてくると、上表文からは、百済の都漢城が高句麗に攻め落とされたことに危機感を募らせて、倭国が百済救援を行おうとしているので宋朝もぜひ加勢してほしい、というような切迫感を感じられない。上表文の文脈は、あくまで宋への朝貢路を塞いでいる無道な高句麗を討つときがきたので、その成功のために高句麗並みの官爵を授与してほしいという、藩屏としての立場を前面に押し出した原則論による官爵の要求に終始しているといつてよい。この点も「高句麗征討計画」の史実性に疑問をもたせる理由の一つである。

かつて広開土王代に倭国軍が高句麗軍と戦火を交えたことは、広開土王碑に明記されており、疑問の余地はない。しかしながらそれは、次節で述べるように、倭国の単独行動ではなく、当時の加耶諸国や百済との関係にもとづいた出兵と考えられる。ところが、倭の五王の時代には東アジア世界の国際関係が大きく転換する、と筆者は考えている。具体的には、百済と新羅が急速に接近し、それにもなつて百済と倭国の関係は逆に乖離の方向に向かうことによつて、東アジアに広開土王代とは大きく異なつた国際関係が形成されると考えられるのである。現在の古代史学界ではこの点の認識がほとんどないため、漠然と倭の五王の時代も高句麗との軍事衝突が起こりうる状況が続いていたと考えられているように感じられる。そこで次節ではこの問題を取り上げ、倭の五王の時代には「高句麗征討計画」がもはや現実性をもちえなくなつ

ていたことを示したいと思う。

三・倭の五王をめぐる東アジア情勢

(一)

倭国が高句麗と直接戦った広開土王代は、新羅はいまだ弱小国で、高句麗に軍事的に従属することで国土の防衛を図るといふ戦略をとった。一方の百済は、加耶諸国を介して倭国と同盟をむすび、高句麗と対決する道を選んだ。ここに百済―加耶南部諸国―倭国と高句麗―新羅といふ二つの勢力が対立する構図が生まれるのである。⁴⁸

広開土王碑にみえる永樂十年(四〇〇)と同十四年(四〇四)の二度にわたる倭と高句麗の戦闘は、このような両陣営の対立のなかで起こったものであった。すなわち広開土王碑によれば、永樂九年に「倭人滿^三其(＝新羅)国境^一、潰^三破城池^一、以^三奴客^一為^レ民^一」という状況になったために、窮地におちいった新羅は高句麗に帰順して救援を求めた。そこで広開土王は翌年、五万の兵を新羅に派遣すると倭兵が退却したために、逃げる倭兵を任那加羅(＝金官国)まで追撃する。それに対して任那加羅は高句麗に従拔城を明け渡して降伏したという。また安羅人の戍兵(守備兵)もこの戦闘に関わっていたようであるが、碑文が摩滅していて詳細は不明である。これが一回目の対高句麗戦であるが、このような戦闘経過から、背後に倭と金官・安羅などの加耶南部諸国との

緊密な連携が存在したことがうかがえよう。⁴⁹

また碑文によれば、永樂六年(三九六)に広開土王は自ら兵を率いて百済を討伐し、大きな戦果をあげた。王の軍隊が百済の王都漢城を包囲して攻め立てると、百済王(阿莘王)は降伏し、永く「奴客」となることを誓ったという。ところが九年(三九九)に至り、百済は誓約に違反して倭と「和通」する。ここにいう「和通」とは、倭との講和を意味し、具体的には『三国史記』や『日本書紀』にみえる阿莘王(『日本書紀』は「阿花王」)の王子腆支(同書「直支」)を倭国に入質させたことをさすと考えられる。いづれも碑文とは年代に一年の相違があるが、『三国史記』巻二五百済本紀阿莘王六年(三九七)五月条には、「王与^二倭国^一結^レ好、以^二太子腆支^一為^レ質」とあり、『日本書紀』応神八年(干支二運繰り下げると三九七年)三月条所引「百済記」に「阿花王立无^レ礼^三於貴国^一。……是以、遣^二王子直支于天朝^一、以脩^二先王之好^一也」とみえるのがそれである。そして碑文の永樂十四年(四〇四)条には「倭不軌侵^三入帶方界^一」とあり、そのあとは碑文の摩滅が激しく積読がむずかしいが、「連船」とか「王躬率^三□□從平穰^一」などという文字がみえ、そのあとに「倭寇潰敗、斬殺無数」とある。この年、倭は半島の西海岸ぞいに水軍を北上させ、帶方界にまで侵入したが、平壤あたりから迎撃した広開土王の軍隊と戦って惨敗を喫したということであろう。これが碑文にみえる二回目の高句麗戦である。百済と倭が「和通」したあとのことであり、戦場が「帶方界」であったことなどからみて、この戦闘が百済との同盟関係にもとづくものであることは容易に推察さ

れる。

このように広開土王碑から知られる倭と高句麗との直接対決は、いずれも倭軍の単独行動ではなく、あくまでも百濟―加耶南部諸国―倭国と高句麗―新羅という二つの勢力の角逐のなかで生じたものであった。ところが倭の五王の時代には、このような対立の構図が大きく変わるのである。

(二)

五世紀の前半から後半にかけて、朝鮮半島をめぐる国際関係が大きく転換する最大の要因は、新羅の自立の動きにあった。新羅が高句麗の傘下から離脱していくことによって広開土王代のパワーバランスが崩れ、諸勢力がそれぞれの国益確保のために新たな国際関係をさかんに模索しつつあったのが、ちょうど倭の五王の時代なのである。そのような動きを十分にふまえないかぎり、倭王武の上表文で語られている事柄の史実性を正当に評価することはできないと思われる。

そこでまず、新羅の「脱高句麗化」(後出の井上直樹氏の用語)の動きからみていくことにしたい。新羅がある時期まで高句麗に軍事的に従属していたことは、先にふれた新羅が高句麗に帰順して自国領内に侵入していた倭兵を掃討してもらったということに加えて、四〇〇年前後に実聖や卜好といった王族を高句麗に入質させていること、さらには中原高句麗碑に、新羅領内に高句麗が幢主(軍司令官)を派遣していたことや、高句麗を兄とし新羅を

弟とする高句麗優位の関係が示されていることなどから考えられる。ただし中原高句麗碑は、碑面の摩滅がはなはだしいために内容に不明なところが多く、立碑の時期についても、五世紀初頭説から六世紀初頭説まで諸説があり、時期を定めにくい。

「脱高句麗化」の時期については、従来は六世紀初頭まで降らせて考える見解が有力であった^①。その後も、糸永佳正氏がそのような見解を継承している^②。この説の最大の根拠になったのが、『魏書』卷八世宗本紀の景明三年(五〇二)条や永平元年(五〇八)条に來朝してきた国としてあげられている「新羅」を新羅とみなすことで、それを高句麗主導の朝貢と解して、新羅は六世紀初頭まで高句麗の従属下にあったと考えるのである。これに対して『魏書』の二つの記事を詳細に検討した井上直樹氏は、いずれのときも北魏に朝貢した国々に高句麗が見出せないことから高句麗主導の朝貢とは考えられないこと、また『魏略』西戎伝逸文に「新羅」がみえることなどから、『魏書』にみえる「新羅」は西域の国である可能性が非常に高いことを指摘している^③。したがってこの『魏書』の朝貢記事を根拠に新羅の「脱高句麗化」の時期を六世紀初頭まで下げることが困難であろう。

実は、新羅の「脱高句麗化」の過程を示す史料は、『三国史記』に少なからず存在する。韓国学界で主流となっているように、それらを基本に考えるのが妥当な方法であろう。『三国史記』卷三新羅本紀第三によれば、奈勿尼師今三十七年(三九二)に実聖が高句麗に入質している。実聖は同四十六年(四〇一)に帰国し、翌年に即位をする。その後、実聖尼師今十一年(四二二)に奈勿

王の子ト好を再び高句麗に入質させるが、訥祇麻立干二年（四一八）に帰国する。『三国遺事』では、実聖については所見がないが、ト好については「宝海」という名で高句麗入質の話がみえる（巻一紀異・奈勿王 金堤上）。ただ『三国史記』とは年代に相違があり、入質が訥祇王三年己未（四一九）、帰国が同十（九カ）年乙丑（四二五）となっている。その後は、新羅が高句麗に質を送ることはなかった。木村誠氏がいうように、この入質外交の終焉が、新羅の「脱高句麗化」の第一歩であろう⁵⁴。

新羅の自立の動きにいち早く反応したのが百済で、毗有王七年（四三三）に新羅に遣使して和を請うと、新羅はすぐさまそれに応じた。さらに翌年には両国が互いに使節を送って聘幣を取り交わすということがあった⁵⁵（『三国史記』卷二百五十百済本紀第三・同書卷三新羅本紀第三）。このような動きは、新羅が公然と高句麗の敵国である百済と講和したことを意味するもので、画期的な出来事といってよい。韓国の学界ではこのような新羅・百済両国の提携を「羅済同盟」とよび、このときから五五四年に両国が管山城で戦い、百済の聖王が戦死するときまで一世紀以上にわたって同盟が継続するとする見方が一般的なようである⁵⁶。これほど長期にわたって「同盟」が継続したかどうかは検討を要しようが、新羅・百済両国の関係が、ある時期に「同盟」とよびうる実質を備えたことは、以下に述べるように、確かに認められる。筆者は、この羅済両国の提携が倭国の対外政策にも少なからぬ影響をおよぼしたのではないかと考える。

さらに両国の関係をたどっていくと、訥祇麻立干三十四年

（四五〇）には、高句麗の辺将が悉直（江原道三陟）で獵をしていたときに、新羅の何瑟羅（江原道江陵）城主三直に襲われて殺害されるという事件が起こった。このときは新羅王の謝罪でことなきをえたが、同三十八年（四五四）に高句麗は新羅の北辺を攻撃する。その翌年、高句麗軍が百済に侵攻すると、新羅は百済に救援軍を派遣する（いずれも『三国史記』卷三新羅本紀第三）。羅済両国が共同で高句麗と戦うのはこのときが最初である。鄭雲龍氏は、このときに羅済同盟が結成されたとみている⁵⁷。しかしながら「同盟」というからには、そのような共同の軍事行動がある程度の期間継続しなければならないであろうが、まだそのような段階には至っていないと思われる。その後、慈悲麻立干十一年（四六八）、高句麗と靺鞨が新羅に侵攻すると（『三国史記』卷三新羅本紀第三）、翌蓋鹵王十五年（四六九）、百済は高句麗の南辺を攻撃する（『三国史記』卷二百五十百済本紀第三）。ただ、これが両国の共同作戦であったかどうかは、判断がむずかしい。

一方で、新羅が高句麗への軍事的従属からなかなか完全に脱却できなかったことを示唆する史料も残されている。『日本書紀』雄略八年（『日本書紀』の紀年で四六四年）二月条には、新羅の派兵要請に応じて派遣された高句麗兵一〇〇人が新羅の王都を守備していたとき、高句麗の新羅侵攻計画が露見したので新羅王が国内の高句麗人を皆殺しにさせたという話が見える。これを重視して五世紀後半まで高句麗への軍事的従属が続いていたとみる説もあるが、全体として説話的な内容であるし、結局は高句麗と対立する話になっているので、高句麗への従属のみを示すものでは

ない。また先にふれたように、中原高句麗碑には、新羅の高句麗に対する従属関係を示唆する内容がみられるが、立碑の時期が不明確で、新羅の「脱高句麗化」の時期を見極める史料にはなりにくいと思われる。

そして、蓋鹵王二十一年（四七五）には、高句麗軍によって百済の王都漢城が攻め落とされ、百済がいったん滅亡するという大事件が起こる。このとき、生き残りの王族・貴族が南に逃れ、熊津（忠清南道公州）を新たな王都として百済は復興されるのである。この出来事は、羅濟関係にも大きな影響をおよぼした。

百済の熊津遷都直後にあたる五世紀第4四半期は、史上、百済と新羅の関係がもつとも緊密になる時期である。炤知麻立干三年（四八一）に高句麗が靺鞨とともに新羅の北辺を攻撃したときには、新羅軍とともに百済と加耶（大加耶か）の援兵が防戦して撃退しているし、同六年に高句麗が新羅北辺へ攻撃をしかけたときにも、新羅・百済両軍が母山城付近で共同して高句麗軍と戦い、これを撃破している。また、同十六年（四九四）には新羅の將軍実竹が高句麗戦で苦戦し、包囲されると、百済の東城王は三〇〇〇の救援軍を派遣して新羅軍を救出する。さらに翌年、百済の山城が高句麗軍に包囲されたときには、百済が新羅に救援を要請し、それに応じた新羅の炤知王は將軍徳智を派遣して高句麗軍を撃退し、百済を救ったという。しかもこの間の東城王十五年（四九三）には、百済の東城王が新羅から伊滄比智の娘を妻として迎え、羅濟間に「婚姻同盟」が結成されるのである（以上、『三國史記』卷三新羅伝第三、同卷二六百済伝第四）。このように

四八〇～四九〇年代は、羅濟両国間の提携がもつとも強化された時期である。この時期の新羅・百済両国の関係は、確かに「同盟」とよぶにふさわしい内実を備えたものになるのである。時期的にみて、それが四七五年の漢城陥落の影響によるものであることは間違いないであろう。すなわち漢城陥落を目的にした羅濟両国は、これまでの提携関係の不十分さを痛感し、両国関係を軍事同盟にまで高め、共同作戦をとって高句麗軍に立ち向かう戦略をとるようになったと考えられるのである。とすれば、倭王武が上表文を宋の順帝に奉呈したのは、まさに羅濟両国が軍事同盟の結成に向けて急速に関係を強化しようとしていた時期にあたっていうことになろう。

その後、六世紀の法興王（五一四―五四〇）・真興王（五四〇―五七六）代に新羅の国力は飛躍的に伸展する。そのなかで羅濟両国はともに南下政策を推進していくが、しだいに加耶の領有をめぐって利害が対立し、両国の立場は急速に背反するようになっていくのである。³⁸⁾

要するに、羅濟両国の接近、同盟は、五世紀に特有の歴史事象といつてよく、それは周辺の高句麗や倭国の外交政策にも少なからぬ影響を及ぼしたであろう。それによって、倭の五王の時期の東アジア世界には、前後の時期とは異なる国際関係が形成されたのではないかと考えられるのである。そこでつぎに、この点に注意しながら、五世紀の高句麗の外交政策をたどってみたい。

(三)

広開土王代の高句麗は南下政策を重要な戦略としており、百済と軍事衝突をくり返していたが、他方で西方の遼東方面で国境を接する後燕とものぎを削っていた。ところが五世紀に入ると後燕が滅亡し、代って建国された北燕の天王に擁立された高雲が高句麗人であったこともあって、北燕との関係は良好となり、しばらくの間、西方戦線は安定する。そこで広開土王の後を継いだ長寿王は南下政策をいっそう本格化させていった。長寿王十五年(四二七)の平壤遷都はそのような戦略の端的な表れであり、百済領への領土拡大策は長寿王代(四一三―四九一年)の最重要戦略であった。

長寿王は南北両朝の対立を巧みに利用した両属外交を展開するが、そのあり方は時期によって大きく異なる。長寿王が最初に宋へ遣使する景平元年(四二三)から、宋が滅亡する昇明三年(四七九)までに朝貢は二〇回を数え、二―三年に一回のペースで遣使を続けた。一方、同じ時期の北魏への朝貢はそれを上回り、総計二五回に達する⁽⁶⁰⁾。ただし北魏への遣使は時期的な片寄りが顕著で、太延元年(四三五)にはじめて北魏に朝貢した後、同五年までは連年のように使節を送っているが、その後和平三年(四六二)に朝貢を再開するまで通交が途絶える。これは太延二年(四三六)に北燕の天王馮弘が高句麗へ亡命したことで、一時、両国関係が悪化するためである⁽⁶¹⁾。ところが和平三年の遣使後は、両国関係は一転して良好となり、宋が滅亡する四七八年までの

一八年間でみると二―一回もの遣使を行っている。

このように高句麗の対北魏政策は、四六二年以降大きく転換する。その原因は、井上直樹氏のいうように、新羅が「脱高句麗化」をすすめ、百済と提携して高句麗に対抗するようになったことが原因とみてよいであろう。すなわち北魏との友好関係を維持することによって「後顧の憂い」を断ち、共同歩調をとるようになった羅済両国に対抗する政策に転じたと考えられるのである⁽⁶²⁾。

なお高句麗は、この時期、漠北の柔然(蠕蠕)とも通じていたとみられる。大明七年(四六三)の宋の孝武帝の詔では、高句麗が「沙表」(砂漠の国)柔然に通じ、宋の戦略(北魏包囲網の形成)をよく伝えているとして官爵を授与している(『宋書』卷九七夷蛮・高句麗伝)。一方、百済が延興二年(四七二)に北魏の孝文帝に提出した上表文にも「高麗不義、逆詐非」^一。……或南通^二劉氏、或北約^三蠕蠕、共相唇齒、謀^四陵王略^五」(『魏書』卷一〇〇百済伝)とあり、高句麗は南の宋ばかりでなく、北の蠕蠕(柔然)とも通じて謀略をたくらんでいると訴えている。さらに太和三年(四七九)に、高句麗が蠕蠕と共謀して地豆于(中国吉林省方面の遊牧民)を侵略して分割しようとした(『魏書』卷一〇〇契丹伝)という所伝もある。いずれもやや具体性に欠ける内容とはいえ、複数の史料が符節を合わせたように高句麗と柔然との通交・共謀を伝えることは無視しがたいことであり、事実を反映しているとみてよいであろう。

倭の五王をめぐる国際関係において、「東部ユーラシア」の立場からもっとも注目されるのは、この高句麗と漠北の遊牧国家柔

然との通交ではなからうか。高句麗は、対宋外交において柔然との通交を自国の評価を高める材料として使い、百済は北魏に対して、逆に高句麗と柔然との通交を暴露することで高句麗の背信行為をアピールし、自己の立場を正当化しようとしたのである。これらのことは、中国を中心とする国際社会のなかで高句麗と柔然との通交が一定の重要性をもっていたことを物語っている。ただし、それを過度に重視することは禁物であろう。中国王朝が高句麗と柔然との通交を知った後も、北魏・高句麗関係や宋・高句麗関係に目にも見える変化を確認することは困難だからである。ましてや高句麗と柔然の通交の倭国への影響如何という問題は、改めて論ずるまでもないであろう。

高句麗が南下政策を最優先させるようになったことで、百済は高句麗の軍事的圧力をいっそうつよく受けるようになっていく。そのことを端的に物語るのが、延興二年に百済王余慶（蓋鹵王）が北魏の孝文帝に提出した上表文である。百済はそれまで南朝宋へは頻繁に遣使していたが、北魏へ通交したことはなかった。それがこのとき突如として北魏に朝貢して高句麗の不義と百済の窮状を訴え、救援軍の派遣を懇願するのである。そのときの上表文には、「自馮氏數終、餘燼奔竄^①、醜類漸盛、遂見陵逼^②、構怨連禍、三十餘載、財殫力竭、軫自辱蹴^③」（『魏書』卷一〇〇百濟伝）とあり、高句麗へ亡命した馮弘が殺害された四三八年以降、「醜類」すなわち高句麗が強勢となつて百済を侵略し続け、三〇余年にわたつて戦禍が続いたため、百済は財・力ともにつき、すっかり衰退してしまつたと訴えている。このわずか三年後には王都

漢城が高句麗に攻め落とされることになるので、上表文はこのときの百済の窮状を吐露したものとみてよいであろう。このように、百済は四四〇年前後から連年のように高句麗の猛攻を受け、しだいに窮地に追い込まれていったと考えられる。

高句麗と良好な関係を保っていた北魏が、百済の突然の救援要請に応じるはずもなく、この遣使はあえなく失敗に終わる。さきに見たように、羅済両国が講和、交聘したのが、四三三・四年のことで、四五五年には羅済両軍がはじめて共同して高句麗軍と戦うことがあった。しかし両国の提携は、この時期にはまだ十分に効果をあげていなかったと考えられる。というのは、右にみたように、五世紀半ばには高句麗が攻勢を強めていたにもかかわらず、羅済両軍が共同して戦うことはまだ少なかったとみられるし、この時期、百済は倭国にも質を送つて修好を求めてくるからである。そこでつぎに、倭の五王の時代の倭・百済関係をたどつてみることにしたい。

(四)

『日本書紀』雄略五年（四六一）条には、百済蓋鹵王の弟軍君（昆支）の倭国への入質の話がみえる。百済からの入質は、先述の腆支（直支）を四〇五年に本国に送還して以来、五〇数年ぶりのことである。『日本書紀』同年七月条所引の『百済新撰』には、「辛丑年、蓋鹵王遣弟昆支君、向大倭、侍天王。以脩先王之好也」とある。この時期、百済は新羅との連携を強めてい

たが、既述のように、いまだ軍事同盟といえるほど強固な関係を築くにはいたっていなかった。そこでこのころ軍事攻勢を強めた高句麗に対抗するために、倭国との提携も強化しようとし、その保証として王弟を入質させたのではないかと考えられるのである。

ここで気になるのが昆支の派遣目的を「脩_二先王之好_一」といっていることである。さきにふれた応神八年紀（一二〇年くり下げると三九七年）所引『百濟記』の王子直支の倭国への入質記事にも同じ表現がみられるが、この直支の入質はいったん高句麗に帰服した百濟が再び倭と講和することを目的としたものであった。したがって「脩_二先王之好_一」とは、疎遠になった兩國関係を「先王」の時代の友好関係に復するという意味に解される。とすれば、四六一年の昆支入質以前、倭国と百濟の関係は、いったん疎遠になっただけでなかったことになろう。

じつはそれを裏づけるように、四三〇～四五〇年代の倭・百濟間の通交を示す史料はほとんど残されていないのである。『日本書紀』の神功・応神紀の『百濟記』にもとづいたと思われる記事が干支二運、すなわち一二〇年遡らせる操作を行っていることは著名な事実であるので、年代の修正を行ってみると、応神三十九年（一二〇年くり下げると四二八年）二月条の百濟直支王の妹新_せ齊_せ都_と媛_わが来倭した記事（直支王は毗有王の誤りか）から、雄略五年（四六一）の王弟軍君（昆支）の入質記事まで三〇余年にわたって兩國の通交記事はみえなくなる。『三国史記』でも毗有王二年（四二八）の倭国使来訪の記事を最後に倭国との通交記事はとど

え、以後七世紀までまったくみられない。こちらは、直接的には『三国史記』編纂時における史料の残存のしかたに規定されたものと考えられるが、『日本書紀』も同じ四二八年を最後に三〇年ほど通交記事がとどえるのは、筆者には単なる偶然とは思えない。

倭国と百濟は、基本的には友好関係にあったことは確かであるが、通説はそれをあまりに固定的に考えすぎているのではないかと思う。独立国である倭・百濟兩國の国益がつねに一致することはないはずである。広開土王代には新羅が高句麗の従属下にあったので、百濟は高句麗と対抗するために倭国との提携が唯一の選択枝であった。ところがその後、新羅が「脱高句麗化」を進めると、状況は大きく変わる。百濟はすぐさま新羅に接近策をとり、提携の道を探りはじめるのである。この段階で百濟の同盟相手の候補は倭国のみでなくなり、新羅も加わることになる。倭国とは海で隔てられているのに対して、新羅はすぐ東隣の国である。同盟相手としてどちらが戦略的に有利かは明らかであろう。羅濟兩國が実際に講和を結ぶのは四三三年のことであるが、その少しまえから『日本書紀』にも『三国史記』にも倭・百濟兩國の通交記事がなくなるのである。そして四六一年に「脩_二先王之好_一」ために昆支を倭に入質させるとあるので、筆者はこの間の三〇年ほどの倭・百濟関係は疎遠になっただけと考える。

高句麗の南下に苦しんでいた百濟は昆支の入質によって倭国との関係を修復し、さらには広開土王代のように救援軍の派遣も要請したのではないかと思われるが、それでは入質によって兩國関係は再び強化されたのかというと、関係は一応修復されたであ

うが、倭国が救援軍の派遣まで踏み込むことはなかったとみてよい。その理由の第一は、前節で検討したように、倭王武が遣使した四七八年まで、倭の五王が高句麗と戦った形跡がないことである。さらに第二に、四七二年に百済は北魏に救援要請をするが、これは百済がさらに苦境に追い込まれたことを物語るとみられるから、このころは倭国との提携ばかりでなく新羅との連携もうまくいっていなかったのではないかと思われる。

このようにみえてくると、倭国は、高句麗の南下政策によって苦境に立った百済から質を送られて救援を要請されたにもかかわらず、救援軍を送って高句麗と対決することはしなかったと考えられないであろう。倭の五王の時代、倭王武の上表文で「高句麗征討計画」を力説していることは裏腹に、倭国は明らかに百済の軍事援助に消極的になっているのである。

(五)

ここで、倭の五王の官爵にも「都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事」などと登場してくる加耶諸国、栄山江流域勢力（馬韓）と倭国との関係についてみておきたい。五世紀の倭国と加耶および栄山江流域との関係に関わる文献史料はきわめてに乏しいが、周知のように半島各地からこの時期の倭系遺物が出土し、列島各地からは逆に加耶地域や栄山江流域に関係する遺物が出土する。そのような考古遺物からこの時代の両地域の交流の研究が進められている⁶⁴⁾。

高久健二氏によれば、半島の倭系遺物は、三世紀後半～五世紀前葉は洛東江下流の加耶南東部から集中的に出土するが、土師器系土器の出土状況からみると、倭人はこの時期に断続的に渡来して、比較的短期間、加耶の海岸部に定住しては帰って行くということをくり返していたとみられ、それは鉄などの交易を目的としていたのではないかとされる。五世紀後半になると、倭系遺物はさらに栄山江流域や内陸部の大加耶（慶尚北道高靈）方面へも分布域を広げるとい⁶⁵⁾。このうち大加耶に関しては、朴天秀氏は倭の交渉相手が金官加耶から大伽耶へと変化したことを示すとして重要視しているが、高久氏は出土状況の分析などから、大加耶などの内陸部へは加耶内部で再分配された可能性を指摘している。文献的には、倭国と大加耶はおおむね疎遠な関係にあったとみられるので、筆者は高久氏の見解を支持したい⁶⁷⁾。

一方、酒井清治氏の見解によつて、半島における須恵器および須恵器系土器の出土状況はほかの倭系遺物とかなり異なる様相を示すことが判明してきた。倭の五王の時代までに相当するとみられるTK二三形式以前にかぎってみると、須恵器系土器の出土地はほとんどが半島の南西部（全羅南北道、以下西部という）と南東部（慶尚南道、以下東部という）に集中するが、両地域では時期的な変遷も出土状況も大きく異なる。すなわち、分布の中心は一貫して西部にあり、最も古いTK七三形式（五世紀前半）が出土したのも西部である。TK二三形式（五世紀後半）になると西部では出土点数が急増して二八点に達し、東部でも出現するが二点にとどまるという。また出土のピークは、西部ではTK二三

TK四七（五世紀末葉）なのに対して、東部では遅れてTK四七（MT一五（六世紀前半））にかけてとされる。しかも東部が墳墓遺跡が主体であるのに対して、西部は墳墓に加えて住居跡や溝跡などの生活関連遺構からの出土が少なくないのである。また列島内の初期須恵器の系譜でも、当初は加耶系であったが、TK七三（TK二一六の時期（五世紀前半））から栄山江流域系に変遷していくとしている。

このように、須恵器に限定してみると倭国との関係が密接なのはほぼ一貫して栄山江流域であったことが知られる。これを倭系遺物全般の動向と対比しながらどのように意義づけるかは、五世紀末以降の栄山江流域における前方後円墳建造の問題とも関連して興味深い。門外漢の筆者の能力を超えた問題であるので、ここでは簡単に全体を概観しておくにとどめたい。

倭系遺物の出土状況からみると、この時期の列島と半島の交流は、五世紀初頭までは加耶南東部の金官国の地域に比較的限定されていたが、五世紀前半ごろから栄山江流域の影響がみられるようになり、五世紀半ば以降は加耶南部全域から栄山江流域へと交流圏が拡大していくとみられる。

考古資料、なかでも土器は生活文化レベルの交流が大きく反映されると考えられるので、このような考古学的事実は、直接的には生活文化、およびそれと関連した交易などの経済活動の分野での列島と半島の交流を示すものと理解される。しかしながら、いくつかの点から倭王権は加耶および栄山江流域との交流を政治的にも重要視していたとみられる。それは第一に、倭の五王が宋に

要求し、授与された官爵のなかに「任那」（金官国の別名）や「慕韓」（＝馬韓、栄山江流域勢力を指すとみられる）という名称が含まれているし、第二に五三二年の金官国の新羅への併合に際しては、倭国は安羅に近江毛野を派遣したり、「任那日本府」を置いたりして必死に金官国の再興を画策する。さらにはそれが失敗に終わったあとも、金官国を構成する四邑の調を「任那の調」と称して、新羅に献上させることにこだわり続けるのである。このようなことからみて、倭王権にとって金官国をはじめとする加耶南部諸国や栄山江流域の勢力との関係が政治的にも重要な意味をもっていたことがうかがわれよう。

以上、五世紀の朝鮮半島と倭国をめぐる東アジア情勢をみてきた。最後に、広開土王代の半島をめぐる国際関係との違いをまとめておきたい。

四世紀末から五世紀初頭にかけての半島をめぐる国際関係は高句麗―新羅と百済―加耶南部諸国―倭国という二大陣営の対抗関係を基軸に展開していた。ところが、五世紀の四二〇年代に入ると、新羅の「脱高句麗化」の動きがはじまることで、このような国際関係が大きく変動しはじめる。まず羅済両国は四三〇年代に講和・交聘し、しだいに軍事提携を強めていくが、五世紀半ばごろはまだ「同盟」といえるほど強固で継続的なものではなかった。

これに対して高句麗は五世紀に入ると、四二七年には平壤に遷都するなど、南下政策をいっそう強める。とくに北燕滅亡後の四四〇年代以降は、連年のように百済への侵攻をくり返した。さ

らに馮弘の亡命をめぐって一時関係が悪化していた北魏とも四六二年以降は関係を修復し、ますます半島南部への攻勢を強めていくのである。

こうして広開土王代の国際関係が急速に変化していくなかで、四二〇年代以降、しだいに倭国と百済の関係は疎遠になっていったとみられる。とはいえ、倭国と朝鮮半島との交流は依然として活発であった。この時期、倭国は金官・安羅などの加耶南部諸国に加えて、栄山江流域勢力との関係を深めていく。とくに倭の五王の時代で注目されるのは、急速に栄山江流域との交流が盛んになっていったことである。これには軍事的な提携関係が含まれていた可能性は考えられるが、交易などの経済的な交流を主体としたものであったとみてよい。倭の五王が叙爵を求めた官爵に任那・慕韓など加耶・栄山江流域に関係の深い地域名を含んでいることには、右のような歴史的背景があったとみられるのである。

強まる高句麗の軍事的圧力によって苦境に立った百済は、四六一年に王弟の昆支を質として倭国に送ってきた。これは、四三〇年代以降疎遠となっていた両国の関係を修復し、軍事援助を得ようとしたのではないかと考えられる。それにもかかわらず倭国は百済の軍事援助には消極的で、ついに四七五年の漢城陥落をむかえることになるのである。

むすびにかえて―倭の五王の遣使目的―

最後に本稿での検討をふまえて、改めて倭の五王の南朝宋への

遣使目的と倭の五王外交の帰結について考えてみたい。

二節で指摘したように、倭の五王が遣使して冊封を受けたのは南朝宋の四二一―四七八年の間であった。これは、新羅が「脱高句麗化」の道を歩みはじめ、さらに倭・百済関係が疎遠になっていった時期と、かなりの程度重なることに気がつく。

倭王が倭国のみならず百済・新羅・任那・秦韓・慕韓などの都督諸軍事号の除正を要請したことがわかる最初が、元嘉十五年（四三八）の倭王珍の遣使である。倭王讚が永初二年（四二一）に遣使したときも授爵されているが、どのような官爵を自称し、除正されたかは不明である。かりに珍のときから半島南部の国家・地域を含む都督諸軍事号の除正を要請するようになったとすれば、それはちょうど百済との通交記事がとだえる時期（四二八―四六一年）に相当する。讚のときからだとしても基本的には同じようにみてよいと思われる。すなわち倭の五王の遣使と、あの特異な都督諸軍事号の除正要請は、基本的に百済との緊密な関係が変化する時期にあたっているのである。筆者は朝鮮半島南部の諸地域を含む都督諸軍事号を要求するようになる原因として、このような事実注目する必要があるのではないかと考える。

すなわち、広開土王代にあった百済―加耶南部諸国―倭国 vs. 高句麗―新羅という二大陣営の対立軸が、新羅の「脱高句麗化」の動きによってくずれだし、新たに新羅―百済の提携関係が形作られていくのが五世紀の朝鮮半島をめぐる国際関係の最大のポイントといつてよいであろう。そのなかで主要な対立軸は高句麗 vs. 新羅―百済に移っていったことも、本稿での検討から明らかになっ

たと考える。

このような国際情勢のなかで、倭国がどのような外交政策をとったかを考えてみると、一つは加耶諸国・栄山江流域勢力との関係強化であり、もう一つが反高句麗勢力のなかでの倭国の主導権の回復である。既述のように、倭国は広開土王代の四〇〇年前後に百済から太子腆支（直支）の入質を受けたが、それに相前後して新羅からも王子未斯欣（『三国史記』の表記。『三国遺事』では「美海」、『日本書紀』では「微叱己知」）が質として送られてきたことが、彼我の複数の文献に記されている。すなわちこの時期、倭国は高句麗と対決していた百済ばかりでなく、新羅からも質を受け入れたことがあり、半島をめぐる国際社会のなかで高句麗にも対置しうる、主導的な立場にあったことがうかがわれる。

このような倭国の地位は、本稿でみたように、五世紀に入ると大きく転換する。半島を舞台とした武力抗争が激しさを増す一方で、倭国は、新たに形成されつつあった高句麗 vs. 新羅―百済という対抗軸から疎外され、朝鮮諸国への影響力は急速に低下していったとみられるのである。筆者は、倭の五王の遣使がはじまったのは、このような状況下のことであったと考える。

そこで倭王珍らのとった戦略が、反高句麗勢力の盟主を標榜することによってそれに見合った官爵を獲得し、影響力を強めつつあった加耶諸国や栄山江流域勢力ばかりでなく、高句麗との武力抗争の当事者となっていた百済・新羅両国に対しても主導的地位を回復しようとするものであったのではなからうか。こう考えると、倭国がなぜ執拗に「都督百済諸軍事」号を要求し続けたのかがよく

理解できよう。新羅との提携関係を強めつつあった百済に対して影響力を強めるためには、どうしてもすでに百済王を「都督百済諸軍事」に除正している宋朝から同じ称号を獲得する必要がある⁽¹⁹⁾と考えたのであろう。

そうであるとする、四六一年に百済の蓋鹵王が「脩先王之好」ために昆支を倭に質として送ってきたことは、倭国にとつて百済への影響力を回復する千載一遇の好機であったにちがいない。それにもかかわらず、倭国は百済の軍事援助に乗り出さなかったのである。これをどう考えたらよいであろうか。

筆者は、広開土王碑にみえる倭国軍の二度の敗戦は、その後の百済と倭国の外交政策に大きな影響を及ぼしたのではないかと考える。百済が、その後新羅との提携の道を歩むようになるのは、この敗戦によって「倭軍、頼みとするに足らず」という認識をもつようになり、それがほかに同盟国を求める重要な契機となったのではないかと想像する。一方、倭国は二度の敗戦によって高句麗軍の強さを思い知らされ、以後、高句麗との軍事衝突を回避するようになったという仮説を立てると、以後の倭国をめぐる国際関係の推移がよく説明できるのである。

筆者は、倭の五王の外交政策は大きな矛盾をかかえていたと考える。それは、反高句麗勢力の盟主を標榜することによって高句麗並みの官爵を宋朝に要求しながら、高句麗との武力衝突は回避するという矛盾である。軍事力によって正面から高句麗と対抗することがむずかしいことを悟った倭国は、高句麗並みの官爵を獲得することで反高句麗勢力の盟主たることを百済・新羅に認めさせ

せ、広開土王代のような主導的地位を回復しようとしたのではないかと考える。倭の五王がこぞって官爵の除正を遣使の最大の目的としたのは、このような外交方針をとっていたからであろう。

四七七年の倭王武の遣使も、基本的には右の路線の延長にあったと考えてよいと思われるが、漢城陥落後の新たな情勢への対応という側面もあったと考えられる。新たな情勢とは、高句麗の軍事的脅威を痛感した新羅・百済両国がさらに軍事提携を強め、四八〇年代初頭には軍事同盟の結成にいたることである。このような両国の動きを察知した倭王武は、父王済以来、「高句麗征討計画」を悲願としていたことを強調して倭国が反高句麗勢力の盟主たることを主張して、「開府儀同三司」と「都督百濟諸軍事」を含むこれまで以上の官爵の除正を求めるのである。百済を上回る官爵を獲得することで、羅済両国の急速な接近の動きに割って入り、倭国の主導的立場を復活させようとしたのではなからうか。しかしそのもくろみはあえなく失敗に終わるのである。

漢城陥落後の国際情勢をどう理解したらよいかは、『日本書紀』と『三国史記』の所伝が大きく乖離していて、きわめてむずかしい。『日本書紀』雄略二十三年（四七九）四月条には、百済の文斤王（『三国史記』の三斤王のことか）が薨じたので、天皇は昆支の第二子末多王を内裏に連れて来てながら訓戒を授けて百済王に冊立し、筑紫の軍十五〇〇人を付けて本国まで衛送し、これが東城王となったという話を載せる。このように『日本書紀』は、倭王権が南遷後の百済の再興に深く関与したことを強調している。二十三年条はかなり記事が具体的なので、基本的に事実とみ

なすのが通説であるが、『三国史記』によれば昆支は四七七年以前に百済に帰国していることが明らかなので、『日本書紀』がその後も末多王らが倭国にとどまっていたとすることを疑問視する意見もある¹⁾。

また、もし東城王が雄略天皇に冊立されたのが事実だとすれば、そのあと百済に対する倭王権の影響力は増大するのが自然であるが、事実はまったく異なっていた。すなわち、さきにもたように、東城王代は羅済関係が「同盟」とよぶのにふさわしい内実をもつようになった時期であり、両国軍は再三にわたって共同で高句麗軍と戦い、撃退している。つまり倭国に長期滞在したとされる東城王は、倭国に救援要請はいつさいおこなわずに、新羅との同盟関係を強化して高句麗の南下政策に対抗する路線をひた走るのである。このような、一見相反する事実を伝える『三国史記』と『日本書紀』の描く漢城陥落後の倭・百済関係をどのようにして整合的に理解するかが今後に残された課題である。

注

- (1) 田中俊明「韓国の前方後円形古墳の被葬者・造墓集団に対する私見」（朝鮮鮮学会編『前方後円墳と古代日朝関係』同成社、二〇〇二年）。
- (2) 拙著『大王から天皇へ』（日本の歴史03巻）（講談社、二〇〇一年）七二～七三頁。
- (3) 坂元義種「倭の五王―空白の五世紀―」（教育社、一九八一年）一六三頁以下。
- (4) 鈴木英夫「倭の五王時代の内外の危機と渡来系集団の進出―高句麗征討計画の意義―」（『古代の倭国と朝鮮諸国』青木書店、一九九六年）。

- (5) 坂元氏、前掲「倭の五王―空白の五世紀―」一七九頁以下。
- (6) 石井正敏「5世紀の日韓関係―倭の五王と高句麗・百濟―」『日韓歴史共同研究委員会報告書 第一期 第一分科〈古代〉』（二〇〇五年）。
- (7) 坂元義種「倭の五王の尊号問題―武の自称称号を中心に―」（『ゼミナール日本古代史下』光文社、一九八〇年）。
- (8) 代表的なものとして廣瀬憲雄「古代日本外交史―東部ユーラシアの視点から読み直す―」（講談社選書メチエ）（講談社、二〇一四年）があげられる。吉川真司「飛鳥の都 シリーズ日本古代史③」（岩波新書）（岩波書店、二〇一一年）もまた「ユーラシア東部」という枠組みで七世紀の倭国をめぐる国際関係を叙述している。
- (9) 上表文の文体の特徴については、福井佳夫「倭国王武「遣使上表」について（上・下）」（『中京国文学』第一四、一五号、一九九五・九六年）参照。なお、鈴木英夫「倭王武上表文の基礎的考察」（前掲「古代の倭国と朝鮮諸国」）は古代史学の立場から研究史を丹念に整理しつつ上表文の検討をおこなった力作である。また近年の上表文の研究として、河内春人「倭王武の上表文と文章表記」（『国史学』一八・二、二〇〇三年）、田中史生「武の上表文―もうひとつの東アジア―」（『文字と古代日本2 文字による交流』吉川弘文館、二〇〇五年）、川崎晃「倭王武の上表文」（『東アジア世界の成立』（日本の対外関係1）吉川弘文館、二〇一〇年）などがある。
- (10) 内田清「百濟・倭の上表文の原典について」（『東アジアの古代文化』八六、一九九六年）。
- (11) 田中氏、前掲「武の上表文」。
- (12) 湯浅幸孫「倭国王武の上表文について」（『史林』六四卷一五号、一九八一年）。
- (13) 河内氏、前掲「倭王武の上表文と文章表記」、川崎氏、前掲「倭王武の上表文」。
- (14) 「融泰」の意味は、湯浅氏、前掲「倭国王武の上表文について」による。
- (15) 「廓土遐畿」の解釈には諸説あるが、ここでは「土（＝領土）を廓き、畿（皇帝の支配のおよぶ境）を遐かにす」と訓んだ。
- (16) 西嶋定生「日本歴史の国際環境」（UP選書）（東京大学出版会、一九八五年）七五頁以下。
- (17) 山尾幸久「日本古代王権形成史論」（岩波書店、一九八三年）三一頁。
- (18) 川崎氏、前掲「倭王武の上表文」。
- (19) 西嶋氏、前掲「日本歴史の国際環境」七四頁。
- (20) 福井氏、前掲「倭国王武「遣使上表」について（上）」。
- (21) 拙著、前掲「大王から天皇へ」七七頁。
- (22) 拙著、「大王から天皇へ 日本の歴史03」（講談社学術文庫）（講談社、二〇〇八年）三六〇頁参照。
- (23) 拙著、前掲「大王から天皇へ」七七頁。
- (24) 福井氏、前掲「倭国王武「遣使上表」について（上）」。
- (25) 坂元義種「中国史書対倭関係記事の検討―藤間生大「倭の五王」を通して―」（『古代東アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、一九七八年）四六三頁。
- (26) 福井氏、前掲「倭国王武「遣使上表」について（上）」。
- (27) 廣瀬憲雄「倭の五王の冊封と劉宋遣使―倭王武を中心に―」（鈴木靖民・金子修一編『梁職貢図と東部ユーラシア世界』勉誠出版、二〇一四年）。
- (28) 西嶋氏、前掲「日本歴史の国際環境」七四頁。
- (29) 鈴木氏、前掲「倭王武上表文の基礎的考察」。
- (30) 川崎氏、前掲「倭王武の上表文」。
- (31) 山尾氏、前掲「日本古代王権形成史論」三〇三・三〇四・三二七頁。
- (32) 坂元義種「五世紀の日本と朝鮮―中国南朝の封冊と関連して―」（前掲「古代東アジアの日本と朝鮮」）。
- (33) 鈴木靖民「倭の五王の内政と外交」（林陸朗先生還暦記念会編『日本古代の政治と制度』続群書類従完成会、一九八五年）。
- (34) 坂元義種「倭の五王―その遣使と授爵をめぐって―」（前掲「古代東アジアの日本と朝鮮」）。
- (35) 石井氏、前掲「5世紀の日韓関係―倭の五王と高句麗・百濟―」。
- (36) 田中史生「倭の五王と列島支配」（『岩波講座 日本歴史 原始・古代1』岩

- 波書店、二〇一三年)。
- (37) 氣賀澤保規「倭人がみた隋の風景」(『遣隋使のみた風景―東アジアからの新視点―』八木書店、二〇一二年)。
- (38) 坂元氏、前掲「倭の五王―その遣使と授爵をめぐって―」。なお高句麗についても、『南斉書』東南夷伝高麗国条は建元元年に進号したとあるが、同書卷二・高帝本紀では進号を建元二年四月のこととする。
- (39) 坂元義種「古代東アジアの国際関係」(前掲『古代東アジアの日本と朝鮮』)。
- (40) 鈴木氏、前掲「倭の五王時代の内外の危機と渡来系集団の進出―高句麗征討計画―の意義―」。
- (41) 鈴木氏、前掲「倭王武上表文の基礎的考察」。
- (42) 坂元氏、前掲「倭の五王―その遣使と授爵をめぐって―」。
- (43) 山尾氏、前掲『日本古代王権形成史論』二九六頁。
- (44) 鈴木英夫「倭王武の対宋外交の側面―昇明元年の遣使の倭王をめぐって―」(前掲『古代の倭国と朝鮮諸国』)。
- (45) 廣瀬氏、前掲「倭の五王の冊封と劉宋遣使―倭王武を中心に―」。
- (46) 福井氏、前掲「倭国王武」遣使上表」について(上)」。
- (47) 廣瀬氏、前掲「倭の五王の冊封と劉宋遣使―倭王武を中心に―」。廣瀬氏はこのことからさらに進んで、「冊封は、倭国国内の統治を行う上での意味は大きくはな」とし、鈴木靖民氏が提唱した「府官制」(鈴木氏、前掲「倭の五王の内政と外交」)にも全面的な見直しが必要なことを論じている。筆者もこの見解を支持したい。
- (48) 田中俊明「大加耶連盟の興亡と「任那」―加耶琴だけが残った―」(吉川弘文館、一九九二年)一九二頁以下。
- (49) 以下、碑の積文は武田幸男『廣開土王碑原石拓本集成』(東京大学出版会、一九八八年)によった。
- (50) 田中俊明「高句麗の「任那加羅」侵攻をめぐる問題」(『古代武器研究』二、二〇〇一年)。
- (51) 武田幸男「新羅官位制の成立」(旗田巍先生古稀記念会編『朝鮮歴史論集』上、龍溪書舎、一九七九年)、同氏「五、六世紀東アジア史の一視点―高句麗「中原碑」から新羅「赤城碑」へ―」(『東アジア世界における日本古代史講座4 朝鮮三国と倭国』、学生社、一九八〇年)。
- (52) 糸永佳正「新羅の高句麗からの自立時期について」(大阪教育大学歴史研究室『歴史研究』三六、一九九九年)。
- (53) 井上直樹「高句麗の対北魏外交と朝鮮半島情勢」(『朝鮮史研究会論文集』三八、二〇〇〇年)。
- (54) 木村誠「新羅国家生成期の外交」(『古代朝鮮の国家と社会』吉川弘文館、二〇〇四年、初出は一九九二年)。
- (55) 以下の羅濟関係に関する記述は、木村氏、前掲「新羅国家生成期の外交」、拙稿「五世紀の倭・百濟関係と羅濟同盟」(『アジア文化史研究』七、二〇〇七年、初出は二〇〇六年)など参照。
- (56) 鄭雲龍「羅濟同盟期の新羅と百濟の関係」(『白山學報』四六、一九九六年参照)。
- (57) 鄭氏、前掲「羅濟同盟期の新羅と百濟の関係」。
- (58) 拙稿「金官国の滅亡をめぐる国際関係」(『百濟と倭国』高志書院、二〇〇八年)など参照。
- (59) 武田幸男「長寿王の東アジア認識」(『高句麗史と東アジア』岩波書店、一九八九年)。
- (60) 坂元義種「南北朝諸文献に見える朝鮮三国と倭国」(『東アジア世界における日本古代史講座3 倭国の形成と古文獻』学生社、一九八一年)。
- (61) 井上氏、前掲「高句麗の対北魏外交と朝鮮半島情勢」。
- (62) 井上氏、前掲「高句麗の対北魏外交と朝鮮半島情勢」。
- (63) 岩波古典文学大系本『日本書紀』は、底本(卜部兼右本)の「先」を前田本・宮内庁本によって「兄」に改めているが、ここは底本に従った。それは、さきに引用した『日本書紀』応神八年三月条所引「百濟記」にも「遣王子直支于天朝、以脩先王之好也」と、まったく同じ表現があること、「兄王」よりも「先王」の方が意味が明確であることによる。

- (64) 「先」と「兄」は字形が類似するので、筆写の際に書き誤ったのであろう。高久健二「韓国の倭系遺物―加耶地域出土の倭系遺物を中心に―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一一〇集、二〇〇四年)、朴天秀「加耶と倭―韓半島と日本列島の考古学―」(『講談社選書メチエ三九八』(講談社、二〇〇七年)、亀田修一「遺跡・遺物にみる倭と東アジア」(前掲『東アジア世界の成立』)、酒井清治「土器から見た古墳時代の日韓交流」同成社、二〇一三年)など。
- (65) 高久氏、前掲「韓国の倭系遺物―加耶地域出土の倭系遺物を中心に―」。
- (66) 朴氏、前掲「加耶と倭―韓半島と日本列島の考古学―」。
- (67) 田中氏、前掲「大加耶連盟の興亡と「任那」―加耶琴だけが残った―」一五一―二〇四頁など参照。
- (68) 須恵器の年代については『年代のものさし―陶邑の須恵器―』(大阪府立近つ飛鳥博物館、二〇〇六年)を参照した。
- (69) 酒井氏、前掲「土器から見た古墳時代の日韓交流」。
- (70) 既述のように、坂元氏が主張した「一地域二軍権」が成り立たないとすれば、むしろ百済王にとって代わって倭国王が「都督百濟諸軍事」に除正されることをもくろんだと考える方がよいと思われる。
- (71) 田中俊明「百濟文周王系の登場と武寧王」(『有光教一先生白寿記念論叢 高麗美術館研究紀要第5号』(二〇〇六年))

《書評》 黒川正剛 『魔女狩り―西欧の三つの近代化―』

講談社選書メチエ、二〇一四年、二七二頁。

楠 義彦

黒川正剛氏は現在、太成学院大学人間学部教授である。黒川氏には既に『魔女とメランコリー』（新評論、二〇一二年）、『図説 魔女狩り』（河出書房新社、二〇一一年）など、魔女に関する多くの著作がある。氏の研究スタイルは、歴史学にとどまらず、人類学、図像学、宗教学などを利用した学際性に特徴がある。著者自らが認めるように本書は魔女狩りの概説ではなく、「冒険的」な研究である。

本書の構成は以下の通り、

はじめに

第一章 異端から魔女へ―中世末―

第二章 「魔女熱狂」時代前夜―十五世紀―

第三章 バロック時代の中の魔女裁判―十六〜十七世紀―

第四章 魔女裁判時代の終焉と西欧近代化の始まり

―十七世紀後半―

おわりに

最初に本書を順に概観し、その後筆者なりのコメントを付した
い。

—

まず、「はじめに」において、黒川氏は魔女裁判の最盛期が、「現世の称賛、人間性の肯定、個性の重視、感性の解放を特徴とするルネサンスの時代につづく近世においてだった」と確認する。そして、魔女狩りとは何だったのかという問いをヨーロッパ近代とは何だったのかという問いに展開していく。ここで本書の副題にある「西欧の三つの近代化」の視点から「魔女狩りとヨーロッパ近代誕生の機制しくみの関係」を明らかにする、という本書の目的が提示される。この三つの近代化とは第一に「視覚を中心とする感覚の近代化」、第二に「自然認識の変容と近代化」、第三に「他者・社会的周縁者の排除と近代化」を意味している。これらの三つの視点のうち中心となるのは第一の視点である。というのは、著者によると、視覚こそが人間が世界に対峙し活動する基盤になるか

らである。黒川氏はマーティン・ジェイの視角文化論を参考に、それをさらに独自に発展させながら、魔女狩りと魔女信仰の問題を解説し、人間存在と人間文化研究としての魔女狩り研究にチャレンジする。

第一章では「視覚を中心とする感覚の近代化」は差別の可視化から、「自然認識の変容と近代化」は西欧中世の自然と反・自然概念から、「他者・社会的周縁者の排除と近代化」はユダヤ教徒のイメージの継承の観点からそれぞれ論じ、いずれも近代化以前の前提について確認している。そして全体を統括するものとして「視覚的・認識論的錯誤」という考え方を提示する。

すなわち、まず一二一五年の第四ラテラノ公会議でのユダヤ教徒の服装規定に言及する。ユダヤ教徒は黄、赤、緑の標識をつけ差別の可視化が図られた。中世後期においてユダヤ教徒とハンセン病患者は代表的な社会的周縁者であった。一四三七年頃の『ガザリ派の誤謬』に、ユダヤ教の教会堂であるシナゴグという名称で魔女のサバトの祖形が描写されているのは、「他者」であるユダヤ教徒とカタリ派という中世の社会的周縁者のイメージが影響を与えたためである。これは一四六〇年頃の『ワルド派駁論』で、ワルド派が悪魔を崇拜しサバトで乱交を行い魔女として処刑されたアラスの裁判に見られるように、ワルド派が魔術の同意語となり、魔女像の祖形の一翼を担ったことにより強化されたであろう。他方、黒川氏は魔女信仰に重要な位置を占める「自然」という語が、「西欧キリスト教文化独特の意味を含む」という。すなわち「自然」は「神」と等置され、魔女の行為は「反・自然」である。後

者は三世紀頃のローマ帝国で「奴隷の身分」を指示し、ユスティニアヌス一世の「新勅法」では同性愛、獣姦、近親相姦など性的な非道・冒瀆的行為を指し、十一世紀以降異端、イスラーム教徒、ユダヤ教徒との結びつきを強めていく。これは信仰における錯誤が反・自然の罪と結びついたためである。このころグラティアヌスは自然法を神の法と同一視し世俗権力を制限するものとして関心を高めていった。こういった西欧中世の自然の概念史の中で反・自然としての魔女の行為を考える必要がある。

黒川氏は文書に描かれる想像上の光景を、無意識下で真実かつ現実の事柄として描写する「視覚的・認識論的錯誤」の例として理解する。そしてまさにこれこそが魔女信仰を支える心性となった。例えば、一四三七年頃のドミニコ会の神学者ヨハネス・ニードラーの『蟻塚』は自らの体験ではなく伝聞に基づいて書かれているが、その伝聞を確実な証拠と認識していた。

第二章では、まず『魔女の槌』を取り上げ、クラーメル個人の経験が魔術の現実性を証明する証拠であったということから論を始める。この経験には信頼する人物からの伝聞も含まれている。また、十三世紀から十四世紀にかけて、トマス・アキナスの自律化した「自然」、神の奇蹟である「超・自然」、奇形・怪物の誕生や彗星などの「脱・自然」という区別が神学者の中で主張されるようになると指摘する。十六世紀には「超・自然としての奇蹟」と「脱・自然としての驚異」の区別が強められ、「脱・自然」は悪魔の活動や魔術と結び付けられるようになる。そして、ルネサンスと宗教改革による魔女狩りへの影響について概観してい

く。その後、印刷物の普及に伴い、挿入された木版画などの図像が一四九〇年頃から発展し、視覚メディアとして「視覚的・認識論的錯誤」を増幅した。それにより魔女のイメージが固定化され魔女狩りに拍車をかけることになったと述べる。

第三章は、魔女裁判が十六世紀末から十七世紀のバロック時代に全盛を極めたことに注目し、両者の関係を総合的に理解する努力が図られる。黒川氏はベネデット・クロッチェに則り、バロックという語を「特定の場所と時代における衰退と道徳的な危機の表現」と考える。バロック時代は中世と近代の二つの世界観が対決し、ヨーロッパ社会の転換期であった。ここで建築や美術作品を想起させるバロックという表現が使用されるのは、黒川氏の「視覚的・認識論的錯誤」との関わりで不可避である。というのはバロック絵画の特質が「視覚的リアリズム」であり、真実らしさが真実より重視され、現実と幻想が混在した時代であったためである。

次に黒川氏はフランス・バスク地方で活動したピエール・ド・ランクルに注目する。ド・ランクルはバスク人の血を引きながらポルドー高等法院評定官として魔女裁判を行った。彼は悪魔学論文を典拠としつつも、証人の証言と被告の自白を重視した。例えば、盲目の証人の聴覚情報をもとにサバトのダンスを描写する。まさにド・ランクルには「視覚的・認識論的錯誤」が深く根を下ろしていた。翌年の改訂版ではジャン・ジアルンコの魔女のサバトの版画が挿入され、魔女の所業の現実性が強化された。

第四章では、まず一六五八年のヨハン・アモス・コメニウスの

『世界図絵』が取り上げられる。同書は世界を一五〇の項目に分け説明文と図絵を掲載した子供向け絵本である。ここに描かれた魔女は魔女狩り全盛時に比べ逼真性を減少させており、これはヨーロッパ人の心性の変化を示している。

ここで黒川氏が参照するマーティン・ジェイの近世の「視の制度」が紹介される。ジェイの視の制度には「視覚芸術におけるルネサンスの遠近法」、「哲学におけるデカルトの主観的合理性」、「バロック」があるが、最初の二つは「デカルトの遠近法主義」とまとめることができる。これはバロックや十七世紀オランダ美術の「ベイコン的経験主義」によって「取って代わ」られることになる、と黒川氏独自の視の制度論が登場する。前者の例として、バルタザール・ベツカーとクリステイアン・トマジウスを、後者の例としてフランシス・ベイコンを取り上げる。前者は「デカルト的遠近法主義」のもとで魔女信仰に對峙し、「視覚的・認識論的錯誤」から脱していた。一方、ベイコンは近代科学的方法である客観的観察と実験的方法を主張したが、これは視覚の特権化と密接に関係するものであった。

二

以上のように、本書で取り上げた諸々の観点はそれぞれ極めて多様な展開を含み、恐ろしく重層的であり、著者のいう「冒険的な」著作という表現は言い得て妙である。「冒険的」という表現は、この著作では、実証研究を志向しないという意味である。また理論

的な側面を前面に出さないという意味で解釈できる。この点はあらかじめ十分に押さえておく必要があるだろう。

「他者・社会的周縁者の排除と近代化」という第三の観点については、前著である『魔女とメランコリー』で主として扱われており、本書ではあまり論じられていない。両著を一連の研究として理解することが必要である。また、「自然認識の変容と近代化」も、問題の大きさに比較して叙述が簡潔であり、近々に別稿が予定されているのではないかと考えさせる。これら三つの観点の相互の関連性については本書では積極的に扱わず、おそらく三つの観点はある程度独立した系であり、系の結節点が魔女狩りであると考えているものと推測できる。黒川氏が「おわりに」で明記されたように、魔女信仰における「現実」「真実」の問題と、「感覚の近代化」の問題は、氏の今後の研究の発展を待たざるを得ないだろう。視覚文化論における「視覚性」visualityを基底として、客観的実在として魔女があるのではなく、特定の見方によって構築された魔女を考える、氏の言葉によれば、「視覚的・認識論的錯誤」ということであろう。「客観的実在としての『事実』(fact)や『真実』(truth)があるのではなく、特定の見方によって構築された『現実』(reality)があるだけ」(生井英孝「視覚文化論の可能性」『立教アメリカン・スタディーズ』第二十八号、二〇〇六年、九—十頁)なのである。そもそも視覚文化論自体が近代を対象にしたものなので、「視覚の近代化」を提起する黒川氏の考えは、視覚文化論を基に独自の論を展開したもので、一歩先を見据えた考え方と見ることができる。この考え方の背景に、

近代初頭を特権化するミシェル・フーコーを感じるのは筆者だけであろうか。以下において、筆者が気になった具体的な点について明らかにすることが、本稿の責任を果たすことになるだろう。

(一) 学際的研究のあり方

悪魔学論文の分析の微視的な詳細さに比べて、「視覚的・認識論的錯誤」や「視の制度」などの叙述は俯瞰的であり、対象との客観的距離や、両者の議論の粒子の質がいささか不揃いである。これは歴史学の部分と文化論の部分の併せ持つ本書の特徴である。いわゆる文化史や学際性を持つ研究の場合、個々の学問分野の作法を、ある意味緩和して、複数分野の研究成果を利用する場面が多い。例えば、ヴォルフガング・ペーリンガーはその代表的研究者である(長谷川直子訳『魔女と魔女狩り』刀水書房、二〇一四年)。けれども、本来、各学問分野の固有の原理原則を守ることで、体系的な学問が成立する。学問研究として譲歩できない部分が歴史学なのか宗教学なのか、はたまたそれは図像学なのか、あるいはいずれかの分野に特権的な役割を与えることを意識的に排除しているのか、本書には明確な記述がなかった。そのことが学際性の証拠と言えないこともないが、歴史的次元を持つ視覚文化論を軸とした本書では、歴史学に主体的な役割を配置しないわけにはいかないであろう。魔女狩りの問題に限らず、三つの近代化は近世理解を揺るがす歴史学上の極めて重大な問題提起である。

(二) 時代状況の評価

中世から十七世紀前半の「視覚的・認識論的錯誤」は「バロック的世界」を經由して、一六三〇年代より「デカルト・ベイコンの近代世界」へと変異し、それとほぼ対応するように魔女狩りが隆替する。時代との対応状況の中で論を展開するのが、本書での黒川氏の魔女狩り論の大きな流れと言ってよい。ここで注意することは、「視覚的・認識論的錯誤」の中世も、「バロック的世界」も、「デカルト・ベイコンの近代世界」も、いずれもノーマン・ブラインソンの「意味のネットワーク」を示しているということである。行論の過程でルネサンスと宗教改革と魔女狩りとの関係について、一直線の流れではなく澁みが見られることに言及している。まずルネサンスについてであるが、黒川氏はルネサンス期の人文主義者の多くが自然魔術の実践者であったために、魔女の未熟な魔術を軽視し、それが一五二〇年代以降の魔女狩りの小康状態の一因であったと述べる。しかしながら、黒川氏の上げる人文主義者ジャンフランチェスコ・ピコ・デッラ・ミランドラ、アンドレーア・アルチャーティ、ハインリヒ・コルネリウス・アグリッパ・フォン・ネットスハイムはいずれも十六世紀の北方ルネサンス期に活躍した人物で、一般的なルネサンスの人文主義者の代表者というには時期的にも些か違和感があるだろう。彼らによって小康状態が達成されたのか、小康状態によって彼らの考えが形成されたのか、因果関係は微妙である。ルネサンス哲学の最後の代表者であるジェルダノ・ブルーノやミシエル・モンテーニュには、後にデカルトで完成する、あらゆる前提を拒否する懐疑主義が見ら

れる。ルネサンスは対抗宗教改革のカトリックとの融合の中でルネサンス文化を展開し、デカルトを産んだのである。つまり、ルネサンスの魔女狩りに対する影響は、黒川氏が「停滞」と呼ぶ状況より、格段に大きいのではないだろうか。

また、黒川氏は宗教改革と対抗宗教改革の一五一〇年代から六〇年代にかけて、キリスト教世界の分裂のため魔女狩りが停滞するものの、トリエント公会議以降宗教戦争という形で新旧対立が激化し、魔女狩りが盛んになるといえる。信仰集団内の信仰レベルの多様性をどのように考えるのか、個々の信者の信仰レベルの強化と変質が魔女狩りの隆替とどのように違和感なく理解できるのかの展望が欲しかった。プロテスタントイズムの徹底した個人主義や現世肯定的な態度が魔女狩りといかなる関係にあったかを明らかにできれば、格段に説得力を増したであろう。

(三) 新しい「視の制度」論

本書の疑いのない核はマーティン・ジェイの「視の制度」を土台にした新しい「視の制度」理論である。厳密には、「視の制度」という用語はジェイの言葉ではなく、クリステイアン・メッツのものである。黒川氏が用いたのはハル・フォスター編の『視覚論』に収録されたジェイの「近代性における複数の『視の制度』」である。同書は一九八八年に原著が刊行されたが、本来、一九八八年にディアア芸術財団によるシンポジウム「現代文化をめぐる議論」の記録であった。オーガナイザーのハル・フォスターは、序文においてジェイの報告の紹介をしているが、ジェイがデカルト的遠

近法主義の亀裂を指摘するとともに、十七世紀オランダ絵画に生じた「描写術」と、バロック芸術での「見ることの狂気」という二つの対抗モードを、「特定の時代に限定されたものではない」と要約している（ハル・フォスター編、樽沼範久訳『視覚論』平凡社、二〇〇七年、十三—十四頁）。ジェイの報告は、デカルト的遠近法主義を批判して、その内部の亀裂と強制力の弱さを指摘する。これは近代における視覚の特権化、視覚を支配的な感覚とすることに同意するものの、複数の「視の制度」の競合の議論である。ジェイは近代性がルネサンスと科学革命に始まるとしているが、これは極めて一般的な議論であり、歴史学的には雑駁すぎて到底納得できるものではない。

ところで、ジェイは件の報告を一九九三年に一部加筆修正して、「近代の視覚体制」として別の論文集に収録している（今井道夫・吉田徹也・佐々木啓・富松保文訳『力の場—思想史と文化批判のあいだ—』法政大学出版局、一九九六年、一九五—一九九頁）。それによると、ジェイは三つの視覚体制（視の制度）を都市の視の制度に当てはめて考察している。デカルト的遠近法主義は古代ローマに遡るが、中世に一時中断し、ルネサンス期に復活した。代表的にはヴェルサイユやマンハイムと照応する。オランダの描写術はアムステルダムを、バロックはベルニーニによる十七世紀のローマをその代表としている。そして、「各々のヒエラルキーはある程度まで他のヒエラルキーを、少なくとも影の伴侶として生み出す傾向があった」として、ここでもやはり複数の「視の制度」の競合・並存こそを強調しているのである。

ジェイの考える複数の「視の制度」の競合・並存は、見方を変えれば何も説明しないし、何も論証しない考え方である。この競合・並存が地域的な特性や特殊な事情による差異となって生じているのであれば、極めて限定的な意味しか持ち得ないものの、一定の意味はあると思う。しかし、近代性を問題にする場合、はなだ不十分な制度論と考えるしかないだろう。黒川氏はジェイの「視の制度」論の限界に気付いたに違いない。これでは、魔女狩りの盛衰を説明することができないからである。それゆえ、歴史性の観点から「視の制度」論を独自に発展させた。要するに、黒川氏が依拠したジェイの「視の制度」論と黒川氏の「視の制度」論は異なっており、黒川氏の「視の制度」、言わば「視の制度の歴史的展開論」として本書を読むべきである。もともと選書という出版事情から、理論的な議論を展開しにくく、一般読者の誤読の危険がある感も否めないが。

三

最後に、黒川氏の関心からはおそらく逸脱しているが、もう一つだけ重要な点を指摘しておこう。近代社会の物質的基礎である資本主義と、機械技術による合理化の促進が、視の制度論とどのように関係するのか、また魔女狩りの衰退とどのように関係したのか、広く物質的側面と精神的側面がいかなる関係にあったのか、あるいはあり得たのかの考察があれば、と思う。

「視覚的・認識論的錯誤」が、現代社会も含めて、超歴史的に

存在するということを、大多数の人は体験的に知っているだろう。そういった日常生活の皮膚感覚から、魔女狩りの問題をヨーロッパの近代化論と関係づけて構築しようとした本書は、終始刺激に満ち、歴史学研究の本質に迫る挑戦的研究である。非常に多様な問題との関連性を再考させるとい点でも、大きな価値があると評価できるだろう。今後、自然認識の近代化の問題とともに注目していきたい。

平成 26 年度 東北学院大学学術研究会評議員名簿

会 長	松本 宣郎
評 議 員 長	熊谷 公男
編集委員長	熊谷 公男
評議員	
文学部	〔英〕 遠藤 裕一 (編集)
	〔総〕 佐々木勝彦 (編集)
	〔歴〕 熊谷 公男 (評議員長・編集委員長)
経済学部	〔経〕 伊鹿倉正司 (編集)
	〔経〕 白鳥 圭志 (編集)
	〔共〕 小宮 友根 (会計)
経営学部	矢口 義教 (編集)
	小池 和彰 (会計)
	折橋 伸哉 (編集)
法学部	黒田 秀治 (庶務)
	白井 培嗣 (編集)
	大窪 誠 (編集)
教養学部	〔人〕 前田 明伸 (編集)
	〔言〕 伊藤 春樹 (庶務)
	〔情〕 佐藤 篤 (編集)
	〔地〕 大澤 史伸 (編集)

東北学院大学論集 歴史と文化 第 53 号

2015 年 3 月 20 日 印刷
2015 年 3 月 25 日 発行 (非売品)

編集兼発行人 熊 谷 公 男
印 刷 者 笹 氣 義 幸
印 刷 所 笹氣出版印刷株式会社
発 行 所 東北学院大学学術研究会
〒 981-8511
仙台市青葉区土樋一丁目 3 番 1 号
(東北学院大学内)

THE TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY REVIEW

HISTORY AND CULTURE

(Formerly HISTORY AND GEOGRAPHY)

No. 53

March, 2015

The Indigenes Who Served the Franks : A Consideration on the Structure of the
Crusader States Yasuto Sakurai 1

Curation for relativization of the negative history : The exhibition of the picture
postcard in Iizaka Spa in Fukushima city Koji Kato 47

The Result of Survey Research of Toyagasaki Ancient Tombs Hideto Tsuji 59

The Result of Fourth Excavation of Haidukayama Ancient Tomb Hideto Tsuji 103

Record of Symposium

The Archaeological Excavation and Study of Salt-works Site at Yu jian (郁江)
River Basin, East-South Area of Chong qing (重慶) Niu Yingbin (牛 英彬) 143

The Archaeological Excavation and Study of Salt-works Site of Western Zhou
(西周) Period at Nan he ya (南河崖) Village, Shan dong (山東) Province
..... Wann Qing (王 青) 173

Ancient Salt-works Technology in The Si chuan (四川) Hollow
..... Bai Jiujiang (白 九江) 181

A Sovereign Letter by King Bu (武) of Wa (倭) and East Asia Situation in the
5th Century Kimio Kumagai (1)

Book Review

Masatake Kurokawa, *Witch-hunting* Yoshihiko Kusunoki (31)

The Reserach Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan